

2003 年度（平成 15 年度）

18 世紀および 19 世紀前半のデブレツェンにおける「市民」の範疇
- 葡萄酒販売権問題とハンガリー大平原の都市社会 -

千葉大学大学院
社会文化科学研究科

秋山晋吾

目次

序	: 1
第1章 デブレツェンとその居住者	: 5
第1節 人口と居住	: 5
第2節 市民権と支配	: 6
第3節 階層分化と職業	: 8
1. 税額負担基準	: 8
2. 納税額分布	: 8
3. 職業分布	: 9
4. 職業と階層	: 10
5. 市民権と役職	: 11
第2章 土地と居住者	: 13
第1節 土地共同体	: 13
1. 市域・土地所有権・用益形態	: 13
2. 耕地用益権	: 15
a. 1774年まで	: 15
b. 1774年の土地改革	: 16
c. 1818年の土地改革	: 17
3. 土地共同体の解体と耕地集積	: 19
第2節 耕地保有構造	: 20
1. 耕地保有面積構造	: 20
a. 家属地耕地保有構造	: 20
b. 質地耕地保有構造	: 21
c. 耕地全体の保有構造	: 21
2. 耕地保有と階層	: 22
3. 耕地保有と職業	: 22
4. 耕地保有と市民権、屋敷地	: 23
第3節 庭葡萄畑所有構造	: 23
1. 庭葡萄畑と山葡萄畑	: 23
2. 庭葡萄畑共同体	: 24
3. 庭葡萄畑所有面積構造	: 25
4. 庭葡萄畑所有と階層	: 26
5. 庭葡萄畑所有と職業	: 27
6. 庭葡萄畑所有と市民権、屋敷地	: 27
第4節 土地の役割：耕地と葡萄畑と市場	: 28
1. 穀物と市場	: 28
2. 葡萄酒と市場	: 29
第3章 葡萄酒	: 32
第1節 葡萄酒専売制度	: 32

1. 葡萄酒専売の法的根拠と葡萄酒監督官	: 32
2. 居酒屋	: 33
第2節 葡萄酒買い上げ	: 34
1. 買い上げ制度	: 34
2. 葡萄酒買い上げ実績	: 36
第3節 居酒屋経営と都市財政	: 37
第4節 葡萄酒市民自由販売制：1834年から	: 38
第4章 政治的諸主体と葡萄酒販売権問題	: 42
第1節 参事会と市会：18世紀前半	: 42
第2節 都市と王国：18世紀の国王委員	: 44
第3節 「市民」の出現：18世紀後半	: 48
第4節 19世紀前半の国王委員と市会の変容	: 52
第5節 国王小特権請負化政策と葡萄酒市民自由販売制の導入	: 55
第5章 市民の範疇	: 58
第1節 都市の特権と市民の特権	: 58
第2節 「市民」を代表する	: 60
第3節 他者の範疇：市外域民・ユダヤ人・ロマ	: 65
第4節 改革期および革命期ハンガリー議会における都市をめぐる議論とデブレツェン	: 68
結	: 71
本文 注	: 75
付録	: 82
グラフ	: 83
表	: 110
地図	: 119
史料	: 123
付録注	: 134
史料・文献一覧	: 138

序

「ハンガリーではいままで、都市史は歴史叙述の中心になったことが一切なかった」と、1993年に開催された都市史シンポジウムで、ハンガリーの代表的な都市史研究者バーチュカイ・ヴェラは言明している¹。バーチュカイの「ハンガリー都市研究の現状と課題」と題された基調報告は、ハンガリーにおける都市史あるいは都市発展史研究の傾向を2つにまとめている。まず、西欧中世を典型とした都市をハンガリーに見出そうとして否定的な結論に至るもの、次に、ハンガリー特有の都市形態を都市と村落の中間としての市場町(mezőváros)に見出そうとするものである²。これら2つに共通しているのは、農業的な性格を強く持ち、工業化あるいは近代化の担い手となり得なかったハンガリーの都市をいかに捉えるかを問題としていることである。これに加えて、1980年代からはハンガリーの近代化過程への関心から、ブダペシュトを中心とした都市社会史の研究が盛んに行われるようになった。ハンガリーにおけるこうした都市史研究の傾向は、問題関心を17世紀までの市場町の発展と19世紀後半以降の近代工業都市の形成に集中させる結果となった³。この2つの焦点、すなわち、農業都市と近代都市の関係は、歴史学の問題として直接的に取り上げられることがまれであった。これは18世紀—19世紀前半の都市に関心が向けられなかったことを意味している。

ハンガリー史研究において、18世紀と19世紀前半の時期、すなわちオスマン帝国の後退とハンガリー王国全域(ならびにトランシルヴァニア侯国)のハプスブルク化から1848年革命までの時期は、都市が否定的な文脈で語られる時期である。この1世紀半は、都市史の観点から見ると、16世紀から17世紀のオスマン支配下での特にハンガリー大平原における市場町の発展の時期と19世紀後半、特に1867年の妥協(kiegyezés, Ausgleich)後のブダペシュトを中心とする「近代的都市」化すなわち工業都市化の進展の時期には含まれている。

18世紀から19世紀前半のハンガリーの都市に対するイメージは、戦間期の代表的な歴史家セクフュー・ジュラが1930年に初版が出された主著『三世代』の中で書いた次のような文句に典型的に表現されている。「これらの[ハンガリーの—引用者]巨大な農民都市の居住者たちは、保守的な群れをなし、不毛な岩のように、自由主義の芽に背を向け、閉じこもっているようであった⁴。」この時期の都市に対するこのような否定的な見解は、近年の研究にも強く受け継がれている⁵。すなわち、17世紀末からの通商構造の変化に伴う都市の商業機能の衰退と農業を基調とした社会構造への収斂、それに並行した市政の硬直化、寡頭制化の進行、そして19世紀前半の改革と革命を担った中小貴族層との対比においてのその保守的な性格という枠組みが強調されるのである⁶。これは、それ以前の「ハンガリー的な都市発展」からの退化であったとともに、近代化の担い手となることを拒否した都市と市民という二重の否定性をおびているのである。

こうした否定的な認識枠組みを維持しつつも、1980年代からの地方史研究の高揚に伴って、都市史に関する個別研究および総合研究が次第に蓄積されてきている。個々の都市に関する研究は、ブダペシュト、デブレツェン、セグドの三大都市をはじめとして現在のハンガリーの主要都市に関するものが集積され、比較研究の基礎は準備されてきている⁷。

また、都市一般の総合を目指した研究も現れている。例えば、カーライ・イシュトヴァ

ーンは、セーケシュフェヘルヴァールを中心としながらも、18世紀中期の都市財政構造、18世紀から19世紀前半の都市行政機構の一般的性格を明らかにしている⁸。バーチユカイ・ヴェラらは、1828年の国勢調査を用いて、都市市場圏の構造、都市居住者の社会構造の詳細な分析を行っている⁹。ただ、これらの研究は、この時期の都市と居住者の実態、社会構造についての具体的な像を提供することには成功しているが、その変化の動態について、特に近代化との関係について説明することはなく、それゆえにハンガリーの歴史叙述における都市の否定性を変化させるには至っていない。

本研究で扱うデブレツェンは、このような都市史研究の特徴を典型的に映し出しているといえる。この都市に関する歴史研究は、戦前のゾルタイ・ラヨシュ、戦後にはバログ・イシュトヴァーン、コモローツィ・ジェルジュ、ラーツ・イシュトヴァーンらを中心に、ブダペシュトに関するものに匹敵する研究の蓄積が行われている。

バログは、ドイツ系居住者が多数を占めた西ハンガリーの諸都市に対してハンガリー系居住者が支配的であったデブレツェンを典型的なハンガリー都市と規定し、この都市を研究することに、ハンガリー人の都市性を明らかにするという意義を見出した¹⁰。しかし、彼にとっての18世紀のデブレツェンは、17世紀までの通商の拠点として「進歩的かつリベラル」であった市民が、農業都市化と平行して保守化していく過程に他ならず、都市の自立性の強調は、王国の介入の深化への抵抗という文脈に収斂され、この時期のデブレツェン社会の内的な変化の動態を捉えようとしていない¹¹。コモローツィとラーツは、デブレツェン行政文書の重厚な収集に基づいて、都市行政機構、都市財政構造、居住者の財産構造など多角的な研究を行っている¹²。彼らの研究を含め、18世紀から19世紀前半のデブレツェン史研究は、前後の時期すなわち市場町としての発展の時期と近代化の時期との関係、その構造変化を追及するには至っていない。

このような研究動向を踏まえ、本研究は18世紀から19世紀前半のデブレツェンの葡萄酒販売権問題を焦点として、都市の社会構造と身分としての市民から主体としての「市民」意識の形成の関係を分析することにより、当該期の都市の動態的な様相を捉え、19世紀後半の近代化への関わりへの展望を模索するものである。

18世紀から19世紀前半の都市と居住者の問題を扱う上で、葡萄酒販売権問題に焦点を当てるのは、以下の3つの理由による。まず、この問題が、当該期のデブレツェンにおいて継続的に中心的な政治的問題のひとつであったということ。これと密接に関わって次に、この問題が、デブレツェンにおける政治的諸主体全てに重要性を共有された問題であり、これら政治的諸主体の配置関係とその変化の分析の格好の題材となるということである。最後に、これが、デブレツェンの社会経済構造と政治的主体としての「市民」の意識の形成の関係を明確に表していることである。

第1点に関しては、17世紀末にハプスブルクの支配を受け入れてから1848年の革命まで、デブレツェンで政治的問題として存在した主な主題は、葡萄酒販売権以外に、カルヴァン派中心のこの都市のカトリック化、首席判事および参事の任免権、財政健全化、市外域居住、法整備、そして都市再開発などがある。しかし、これらは、問題として現れていた期間が限定的であるか、あるいは、問題が主に都市支配層と王国の間の対立に限定され、居住者一般に関わるものがまれであった。それに対して、葡萄酒販売権は、市による専売制が1830年代まで維持され、かつ都市財政の基盤を成していたため、都市支配層と王国

にとっては、都市特権の主要素として、都市自治の防衛とその解体という両方向の企図の対立軸を成しただけでなく、居住者にとっては、市を介してのみ葡萄酒をデブレツェン市場に供給することができたこの制度に対する闘争が、「市民」として主体化する契機となったのである。

それに関連して第2に、この問題は、デブレツェンの2つの支配機構すなわち参事会と市会の権限争いにおいて18世紀初頭から常に主題となっただけでなく、18世紀後半に王国の介入が国王委員の恒常的派遣という形で本格化し、また、居住者が「市民」という名のもとに王国への嘆願を介して主体としてデブレツェンの政治空間に出現してくる際の中心的な主題となった。そのため、1833年に、葡萄酒専売制が廃止され、市民による自由販売制が導入されるまでの政治過程は、これらの政治的諸主体の配置関係とその変化を如実に表しているのである。

最後に、(耕地保有や納税などではなく)葡萄酒販売権が、なぜ「市民」を含めた諸主体にとっての重要な主題となり得たかを追求していく上で、土地保有・所有構造をはじめとするデブレツェンの社会構造と政治問題の関係を考察する適当な題材となるのである。

本論文の構成は、以下ようになる。

第1章は、デブレツェンの人口・支配構造についての概観をした上で、居住者の階層・職業構造を明らかにする。

第2章と第3章は、なぜ葡萄酒販売権問題が「市民」形成の主題となったのかという問題に対して、土地保有・所有構造と葡萄酒販売制度の分析から説明するものである。第2章は、耕地保有と葡萄酒畑所有を、その制度的側面および階層、職業、そして市民権の有無と保有・所有との関係を分析することにより、葡萄酒畑所有が、耕地と比較して階層、職業、市民権有無の差異に対してより横断的であったことを明らかにしたい。第3章では、葡萄酒の販売制度および買い上げ制度とその運用を分析することにより、都市財政にとっての葡萄酒販売の重要性を明らかにするとともに、デブレツェン居住葡萄酒生産者にとっての葡萄酒の市場供給可能性がいかに専売制によって制限されていたかを明らかにする。これら2章を通じて、市民権保持者の権利が市民権を持たない住民を含めた「市民」という範疇で主体化していく土台を明らかにしたい。

それを踏まえて、第4章では、18世紀から19世紀前半にかけてのデブレツェンでの政治的諸主体、すなわち、参事会、市会、王国(国王委員)、そして「市民」の主体としての出現とその配置関係を明らかにし、18世紀後半に王国と「市民」が都市政治の主体として出現したことの意味とその背景、また、19世紀前半に市会が参事会から自立したものと自らを規定するようになることによる政治構造の変化について考察する。

第5章では、18世紀後半に現れることになる「市民」という主体が包摂した範疇と排除した範疇について考察する。「市民」の主体化は、都市と「市民」を概念的に分離することを伴っていた。「市民」は、都市から差異化された範疇として自己を定義することにより、特権の主体として権利を主張することが可能となり、またそれは、18世紀末から支配の正統性が「市民」をいかに代表するかという問題に集中されていくことを帰結した。ただ、この「市民」の範疇は、葡萄酒販売権問題を焦点とすることによって、市民権の有無という身分上の差異、階層・職業の差異を除去していく志向性を持っていたが、それは同時に、他者としての市外域民、ユダヤ人、そしてローマ人を包摂することはなかった。こ

のような「市民」の概念のもつ開放性あるいは差異の相対化志向性と、同時に存在した排除の構造を明らかにしたい。この「市民」の範疇は、1848年革命を経ることにより、身分による差異化という問題圏を失うが、かえって階層と性別による差異化が問題化する。こうした、19世紀後半の「市民」の範疇の問題に対する展望を最後に提示したい。

本研究で中心的に扱うのは、ハイドゥー＝ビハル県文書館（Hajdú-Bihar megyei levéltár、以下 HBML と略記）に所蔵されているデブレツェン関係文書である。第1章および第2章では、各年の人口統計（文書館番号 HBML. IV. A. 1011/t.）および住民財産統計（1011/v.）を主に用いるが、特に1770年にヴェーチェイ・ヨーージェフ国王委員の命令によって行われた調査記録を中心に用いる¹³。これは、居住者全体に関して、税額のみならず、職業、屋敷地、耕地、葡萄畑、そして家畜所有数までを記録しており、さまざまな観点からの比較が可能なものであり、これに匹敵する統計は、デブレツェンではこの他には残されていない¹⁴。また、市財政関係文書（HBML. IV. A. 1012.）は、市一般会計報告をはじめ、葡萄酒販売を中心とする会計報告が、欠落を伴いつつも保存されており、これを通じて、葡萄酒販売の実態を明らかにすることができる。

市の行政関係文書は、参事会議事録（HBML. IV. A. 1011/a.）および市会議事録（HBML. IV. A. 1010.）とともに、1770年代からは国王委員文書（HBML. IV. A. 1001から1008）を中心に用いる。国王委員文書の記載内容は、特に19世紀になると、参事会議事録、市会議事録と重複することが多くなり、王国と参事会および市会の関係性を浮かび上がらせるのに適しているため、内容的に重複する場合は、これを優先的に使用した。

なお、本文中で用いる「」なしの市民は、史料の引用を除いて市民権保持者を指し、「市民」は、市民権保持者に限定されない主体として自己表明する範疇を指すものとする。

また、本研究で用いる貨幣単位と度量衡は以下に記す。

フォリント (forint) = 60 クライツァール (krajcár)

エル (öl) : 約 1.897m

平方エル (□öl) : 約 3.5996 m²

ホルド (kataszteri hold) : 約 0.575ha. = 1600 平方エル

ニラシュ (nyilas) : 1770年まで約 1.728ha、1774年から約 3.24ha 耕地面積

カパーシュ (kapás) : 1828年まで約 0.081ha、その後約 0.108ha 庭葡萄畑面積

ボグヤ (boglya) : 約 0.96 から約 1.44ha 採草地面積

ポジョニ・メーレー (pozsonyi mérő) : 約 0.216ha 耕地・屋敷地面積

ポジョニ・メーレー (pozsonyi mérő) : 約 65.5 リットル 穀物容積

チェベル (cseber) : 約 42.2 リットル 葡萄酒容積

カンタ (kanta) : 約 0.2 チェベル 葡萄酒容積

イツェ (icce) : 約 0.02 チェベル 葡萄酒・蒸留酒容積

第1章 デブレツェンとその居住者

第1節 人口と居住

デブレツェンは、17世紀末以降19世紀初頭まで、ハンガリー王国とトランシルヴァニア侯国を含むカルパティア盆地で最大の人口を有する都市であった。コヴァーチュ・ゾルターンによる推計では、18世紀初頭に約19,000から23,000人、1740年代には約22,000人から24,000人、1770年代は27,000から29,000人と漸増し、その後1790年代に33,000から35,000人、1820年代には44,000から46,000人、1850年頃には48,000から51,000人へと増加していった¹⁵。

この人口規模は、ハンガリー最初の全国規模の国勢調査が行われた1784-85年の数値と比較すると、王国、侯国を含めて最大の集住であった。この調査で、デブレツェンは28,551人の居住者が数え上げられたが、これは、ポジョニ（ブラティスラヴァ）の26,462人、ブダの22,538人、ケチュケメートの21,963人などを上回り、19世紀に急速に発展するペシュトの19,171人を大きく上回っていた¹⁶。

公式の人口調査（1770年、および1817年から1848年）の数値を用いて作成したのがグラフ1-1である。この数値は、コヴァーチュによる推計値より20%から40%程少ないが、人口の増加傾向を表している。1831-32年の人口の激減はコレラ流行の影響である。

この人口を収容していた居住空間は、堀で囲まれた約265から288ヘクタールの市内域（belső város）と、その外側に堀に沿って形成された市外域（külső város, hóstát）からなっていた¹⁷。市内域を取り巻く市堀は全長約7.5kmに及び、1850年に埋め立てられるまで市内域と市外域の可視的な境界をなしていた¹⁸。市堀に沿って設けられた柵には市内の主要な通りから伸びる7つの門（kapu）と5つの小戸（kis ajtó）があり、関税徴収が行われる場であった。市内域は、南北、東西ともに約1.2kmのほぼ円形をなし、デブレツェン最初の地図が作成された1750年から市堀が埋め立てられるまでほぼ変化がない¹⁹。1840年の市の地図（地図1.）で見られるように、市の中心にあるピアツ通り（Piac utca）を中心に、北にペーテルフィア通り（Péterfia utca）、東へチャポー通り（Csapó utca）、ツェグレード通り（Cegléd utca）、アンナ通り（Anna utca）、南へヴァーラド通り（Várad utca）、西へミクローシュ通り（Miklós utca）、ネーメト通り（Német utca）、ハトヴァン通り（Hatvan utca）、メシュテル通り（Mester utca）の主要通りが延びている。週市が開かれるピアツ通りの北端の広場に面してカルヴァン派の「大きな教会（Nagytemplom）」があり、300mほど南のツェグレード通りとの角に市庁舎（Városháza）、その斜向かいにカルヴァン派の「小さな教会（Kistemplom）」、アンナ通りには18世紀初頭に建築されたカトリック教会（Szent Anna templom）があった。「大きな教会」の北側には、カルヴァン派神学校（Kollégium）があり、これはデブレツェンのみならず東部ハンガリー全域の教育の拠点であった²⁰。

市内域は、6本の主要通りにそって6の街区（Utca）に分けられ、それらがさらにそれぞれ5の地区（Tized）に分けられていた。各街区には街区組織（Utcakapitányság）が置かれ、都市支配と市民権行使の末端組織として機能した²¹。街区は、ピアツ街区、ツェグレード街区、ヴァルガ（アンナ）街区、ハトヴァン街区、ペーテルフィア街区、チャポー街区からなる。17世紀末まで前3街区が下地区（Alsó Járás）、後3街区が上地区（Felső Járás）

と呼ばれ行政区画として機能していたが、1693年以降、便宜上の地理的区分としてのみ用いられるようになった。

市堀の外側の市外域には、非合法的な居住が16世紀中頃から始まり、1774年に居住の合法化と住居区画整備が行われたことによってその後急激に増加することになる²²。1770年の調査で65区画116家長であったのが、1840年には911区画1610家長へと、それぞれ14倍前後に拡大した²³。この増加は、市外域居住合法化直後に顕著に見られたと思われ、ハトヴァン街区の市外域は、1770年から1792年の間に、住居区画は12から101へ(8.42倍)、家長は24人から253人(10.54倍)になっている²⁴。市内域と異なり市外域の住居区画は、所有権が市に属し、市外域民(hóstatí)は市民権を獲得する資格がなかっただけでなく、市内域居住者に与えられた諸種の権利(これについては後述の各論で詳細に述べていく)が与えられず、区画あたり年間2フォリントの税を課された²⁵。

1770年の市外域を含めた各街区・地区の区画数および家長数は表1-1に示した。ピアツ街区の区画数が若干少なく、ハトヴァン街区が区画、家長ともに若干多いが、全体的に各街区、地区に均等なかたちで区分されていることが分かる。市全域に対する市外域の比率は、1770年に区画数が2.30%、家長数は2.38%であったのが、1792年のハトヴァン街区ではそれぞれ16.97%、23.53%を占めるようになった。

宗教・宗派別の分布を見ると、カルヴァン派都市であったデブレツェンへの他宗派の居住が17世紀末に許可されたが、19世紀に至るまで、居住者の圧倒的多数がカルヴァン派であった。1770年には1.09%のカトリック(53家長)を除く98.91%がカルヴァン派が占めた²⁶。19世紀になってカトリック以外の居住者が現れるものの、1816年でカルヴァン派97.38%、カトリック1.93%、ルター派0.54%、正教0.22%と大勢に変化は見られない²⁷。デブレツェンでユダヤ教徒の居住が許可されたのは1840年からで、1848年の宗派別比率は、カルヴァン派95.18%、カトリック3.42%、ルター派0.79%、正教0.19%、ユダヤ教0.42%となった²⁸。

第2節 市民権と支配

都市居住者は、権利的側面から市民(polgár, civis)、(市内域)住民(lakos, incolis, hospes)、市外域民に区分される。市民は、市民権(polgári jog)を保持した者である。市民権は、市内域に屋敷地を所有し、市に対する運搬役、兵士宿営などの負担を行う家長が、参事会の許可と、一定額の新市民税(polgárdíj)の納付、宣誓をへて獲得することができた。市民権は、後に個々詳述するように、耕地用益、葡萄酒買い上げ、薪分配などにあたって、市民権を保持しない住民、市外域民に対して特権的な立場を有していた²⁹。また、形式的なものにとどまったが一定の参政権も有していた。

デブレツェンの市民権を保持していたのは、1784-85年に2,826人、1817年に2,684人、1848年に2,600人で、人口の増加に関わらずほとんど変化しなかった(グラフ1-1。参照)。全家長に占める市民の比率は、1817年に44.08%、1848年に40.69%と漸減している。本稿の対象時期を通じて市民権を持たない家長が過半数を占め、全人口比では9割前後をなしていた。

ラーツ・イシュトヴァーンの研究によると、1733年から1848年までの115年間に市民権を得た者は、計8,734人で、1年あたり76人の新たな市民が生まれていたことになる。

市民権は世襲されず、男の家長が死去した場合に寡婦に継承されるのみで、子は参事会から新たに獲得しなければならなかった。そのため、新たな市民権取得者の 75.13% がデブレツェン出身者で占められていた³⁰。

市の支配組織は、1 名の首席判事 (főbíró; iudex) を頂点として、参事 (szenátor; senator) によって構成される参事会 (Tanács; Senatus) に権限が集中し、市民の参政権を基盤とした市会員 (esküdt; juratus) によって構成される市会 (Választott Hites Közönség; Electa Jurata Communitas)、市会の長である護民官 (Népszószóló, Nép Tribun, Tribunus Plebis, Fürmender) によって構成された。

1694 年に成立した市会は、それまで大参事会 (Nagy tanács) あるいは外参事会 (Külső tanács) と呼ばれていた組織が改編されたものである。この改編には、それまで参事会によって指名されていた構成員が、市内 6 街区における選挙によって選出されることになったことに大きな変化がある。しかし、その後も候補者が参事会によって指名されるなど、参事会の強い影響力のもとにあった³¹。また、市会員は慣習的に終身制であり、選出は欠員補充という形で行われた。定員は若干の変動があるが、1701 年選挙時は 51 人、1741 年 56 人、1822 年 51 人とほぼ 50 人強で推移している³²。市会の改編にあたって、その長として新たに護民官が設けられた。これは参事会が指名した候補から、市会によって選出された³³。

参事と首席判事は市会によって選出されたが、その候補も参事会が指名したため、むしろ参事による互選という色彩の濃いものであった³⁴。参事会は、1 世紀半の間ほぼ常に定員 13 人であった。参事は毎年末に全員が改選されていたが、1720 年にセペシ財務局 (Szepesi Kamara) の通達により終身化された。そのため、その後の改選手続き (tisztújítás) は実質的に欠員補充となった³⁵。

市の立法・行政・司法権は、首席判事と参事会に集中し、市会および護民官の権限はほぼ無に等しかった。18 世紀前半には市会の独自会合 (magános gyűlés) はほぼまったく開かれず、まれに参事会との合同会合 (közgyűlés) に召集されるのみであった³⁶。独自会合が恒常化し、市会が参事会とは独立した組織として機能するようになるのは、第 4 章で見ていくように 19 世紀前半になってからのことである。

立法、司法権の参事会への集中は、1848 年革命までまったく変化しないが、財政関係の行政権は、18 世紀中頃に、各種管轄役人がそれまで参事から任命されていたのが市会員から任命されるようになることで、若干拡散された。管轄役人は、葡萄酒監督官 (borbíró)、蒸留酒監督官 (égettbor inspector)、ビール監督官 (ser inspector) 建築および年市監督官 (építető inspector)、週市監督官 (vásárbíró)、放牧地監督官 (mező inspector)、直営地監督官 (városgazda) などで、18 世紀中頃には 14 種の監督官がそれぞれの財政部門を担当した³⁷。

支配の末端として機能した街区組織は、各街区に 2 名の街区長 (utca kapitány) がこれを代表し、2 名の地区長 (tizedes) が補佐した。各街区を構成する 5 地区には、それぞれ十人組長 (tíz ház gazda) が置かれた。街区組織は、徴税、運搬役の割り当てなどを担ったほか、独自の財政をもち、居住者の相互扶助の単位ともなっていた³⁸。

第3節 階層分化と職業

1. 税額負担基準

居住者の階層分化と職業について見ていこう。階層分化を分析する最も明確な基準は、納税額である。デブレツェンの居住者に課せられた税は、軍税（国税 *contributio, hadiadó*）と街区税（*utcaszer*）があるが、後者は前者を基準に算出されたため、ここで用いるのは、軍税である。これは、若干数の免税者を除いて一定の算出基準に基づいて一律に負担額を決められている。基準は、職種とその階級、家畜所有数、不動産所有面積にしたがって細かく規定されていた。その全体像を知ることのできるものは少ないが、1756年に作成されたものは表1-2の通りである³⁹。

職種とその階級 *classis* ごとに設定された基準に基づいて徴収された税は、全体（31,274 フォリント 19 クライツァール）のうち 39.94%（12,491 フォリント 30 クライツァール）を占めた。同職組合をなす 31 の職種と牛皮収集人や日雇いなど計 38 の職種ごとに階級別の税額が規定されている⁴⁰。階級は、経営規模などに基づいて決められたのだが、その基準は明らかではない⁴¹。手工業職人では、それぞれ 3 から 5 階級、遠隔地商人は 8 階級に分けられている。例外的であるのが屠殺職人で、これは特に零細な 6 人を除いて 60 人が同一階級に分類されている。階級ごとの課税額は職種ごとに異なり、もともと税額負担の大きい第 1 階級に課せられた税額は、遠隔地商人の 75 フォリント、牛皮収集人の 60 フォリントから、製油職人、ボタン工および櫛職人の 3.5 フォリント、日雇いの 2.5 フォリント、煉瓦工日雇いの 1.5 フォリントまでの格差がある。最低階級では、床屋（外科医）の 5 フォリント、活字職人、車輪職人、ボタン縫い職人の 4 フォリントから、日雇いの 1 フォリントまでに格差が縮まる。第 1 階級で課税額の大きかった遠隔地商人と牛皮収集人の最低階級では、それぞれ 2 フォリント（第 8 階級）、4 フォリント（第 7 階級）と規定されている。

課税額基準の 2 つ目は、所有家畜頭数である。この基準に基づく税は、全体の 24.03%（7,516 フォリント 23 クライツァール）であった。役畜では、馬が 1 頭 20 クライツァール、牛が 30 クライツァール、その他乳牛が 30 クライツァール、肉牛 24 クライツァール、羊が 3 クライツァールなどとなっている。

課税基準の最後である不動産所有に基づくものは、全体の 36.02% を占め、屋敷地 1 平方エルにつき 4 分の 3 クライツァール、借家・借店舗の賃料 1 フォリントにつき 2.5 クライツァール、風車 2 フォリントなどとなっている。

これを 1770/71 年の基準⁴²（これには職種ごとの算出基準は、日雇いを除いて記されていない）と比較してみると、屋敷地の税額が 4 分の 3 クライツァールから 50 クライツァールへ、賃料が 2.5 クライツァールから 40 クライツァールへと大きく増加しているように市域内の不動産に対する負担が大きくなった一方で、耕地（家属地のみ⁴³）が、1 ニラシュにつき 15 クライツァールから 16.5 クライツァールへ、庭葡萄畑が 15 クライツァールのままと、ほとんど変化しなかった。

2. 納税額分布

このような算出基準にしたがってそれぞれの居住者（家長）に課せられた税額から、デブレツェンの階層分化について 1770 年の統計から見ていきたい⁴⁴。全家長 4,873 人のうち、

国や県の役人、市の下級役人（森番、耕地番など）などの税負担を免除された者 259 人を除いた 4,614 人の平均税負担額は、8 フォリント 7 クライツァールである。これを納税額の分布にしたがって作成したのが、グラフ 1-2. である。最頻値は 4 フォリント以上 5 フォリント未満で、この層だけで 18.47%（852 人）を占めている。納税額が 1 フォリントに満たない最貧層は 2.93%（135 人）、1 フォリント以上 2 フォリント未満では 4.33%（200 人）、逆に 41 フォリント以上の納税者は 0.76%（35 人）である。平均値未満の層（8 フォリント未満）で 64.26%、11 フォリント未満で 80.30%を占めている。

市内 6 街区での平均値を比較してみると、ピアツ街区が 9.69 フォリント、他の 5 街区で 7.47 フォリントから 7.92 フォリントと、ピアツ街区のみが際立っている。しかし、ピアツ街区の平均値の高さの少なくとも一部は、41 フォリント以上納税者の数が 11 人（1.46%）と多く、この層の納税額が総納税額の 11.05%を占めていることに由来している。（他の街区の 41 フォリント以上納税者は、4 から 6 人、数で 0.5 から 0.8%、納税額で 3.76%から 5.05%にとどまっている。また、市全体では数で 0.76%、額で 5.67%である。）いずれの街区でも最頻値の 4 フォリント以上 5 フォリント未満を頂点に同様の傾向を示している。しかし、それぞれの街区の税負担額の構成比（グラフ 1-3.）で見ると、ピアツ街区がもっとも下方集中の度合いが低いことがわかる。それに対してハトヴァン街区が際立って下方集中の度合いが高く、平均値以下の層（8 フォリント未満）が 70.39%を占め、ピアツ街区の 54.71%と大きな差がある。その他の 4 街区は、ほぼ平均値と類似した分布を示している。

第 1 節で触れた市内域と市外域の格差も確認しておかなければならない。1770 年の段階では市外域への居住は公式のものではなく、統計に記された家長は 116 人と全体の 2.38%を占めるのみであったが、免除者を除いた 110 人の納税負担平均額は 3.37 フォリントと、市内域の平均の 7.79 フォリントの半分に満たない。最頻値は市内域と同様に 4 フォリント以上 5 フォリント未満であるが、最高値は 13 フォリント 14 クライツァールで、この 1 人を除いた 99.09%が、市内全域の平均値を下回る 8 フォリント未満の層に属している。市外域居住が本格化した後の 1792 年のハトヴァン街区の数値を見てみると、街区全体の 23.53%を占めるようになった市外域居住者の平均税負担額は 2.07 フォリントで、街区全体の平均値 5.24 フォリント、市内域の平均値 6.21 フォリントを大きく下回っている⁴⁵。

3. 職業分布

次に、居住者の職業分布を見ていきたい。バログ・イシュトヴァーンによると、統計に記された職業を工・農・商の 3 分野に分類した場合の割合は、1714 年⁴⁶で工 51%、農 31%、商 18%、1849 年⁴⁷で工 47%、農 34%、商 12%、その他・不明 7%と約 1 世紀半の間にほとんど変化していない。

1770 年の統計を用いて職業分布を詳細に分析していきたい。この統計では、全体（4,873 人）のうち 24.7%（1,202 人）の家長に関して職業が記載されていない。職業が不明なものの一部は、「貧民（*miserabilis*）」と記載されているものや、寡婦なども含まれるが、特に役職者に関して、不明な場合が多い。この数値を、日雇い・下僕と牧畜業を独自の範疇として集計し全体および街区ごとで示したのがグラフ 1-4. である。居住者全員の職業別

の割合は、手工業 38.7%、農業 12.8%、商業 5.6%、牧畜業 1.6%、日雇い・下僕 15.5%、その他・不明が 25.9%となる。いずれの街区においても、手工業従事者が最大の割合を占めている。特徴的であるのは、ハトヴァン街区の日雇い・下僕の占める割合で、28.9%を占めている。街区ごとに異なる職業不明者の割合を踏まえ、その他・不明の範疇を除外して作成したのがグラフ 1-5.である（家長数 3,611 人）。これによって街区ごとの偏差がより明確になる。ここから明らかになるのは、ペーテルフィア街区とチャポー街区の手工業の割合が若干高く、ペーテルフィア街区の農業の割合が低いことを除けば、ハトヴァン街区以外の 5 街区は、おおむね全体の傾向との格差が少ない。ハトヴァン街区は、商業が少なく、日雇い・下僕が多く、それに伴い手工業の占める位置が相対的に低い。

職種別構成の最大の部分を占める手工業について、より詳細にその構成を見てみると、市全域で、皮工業（長靴職人、皮細工職人、靴職人、皮なめし職人など）が 40.2%（758 人）と最も多く、繊維・衣類工業（仕立職人、布団職人、ボタン職人など）が 15.1%（285 人）、食品加工業（屠殺職人、製粉職人、メーゼシュカラーチュ職人など）が 14.4%（272 人）、木工業（樽職人、車輪職人、指物職人）が 14.3%（269 人）、金属加工業（鍛冶職人、錠前職人、金細工職人など）が 6.3%（118 人）、建築業（大工、石工など）が 1.6%（30 人）、その他（陶工、石鹼職人、床屋など）が 8.1%（152 人）となる（グラフ 1-6.）。

職業別構成員の絶対数で比較すると、多い順に、日雇い・下僕 755 人、自作農 477 人、長靴職人 380 人、樽職人 180 人、仕立職人 178 人、屠殺職人 155 人、遠距離商人 151 人、皮細工職人 138 人、靴職人 123 人、家畜商人 77 人、タンピ皮なめし職人 76 人、陶工 74 人、鍛冶職人 69 人、車輪職人 61 人、石鹼職人 58 人などとなっている。

職種・職業別の居住街区の偏差は、グラフ 1-4.、1-5.、1-6.からも見ることができるが、偏差が大きい職業を抽出すると（グラフ 1-7.）、靴職人の 69.1%がヴァルガ街区に、陶工の 60.8%、石鹼職人の 50.0%がチャポー街区に居住している。自作農は、各街区にほぼ均質に居住している。

4. 職業と階層

次に、職種・職業と階層分化との関わりを見ていきたい。1770 年の職種別の平均納税額は、手工業 8.76 フォリント、農業 11.72 フォリント、商業 12.31 フォリント、牧畜業 7.08 フォリント、日雇い 4.50 フォリントである。人口構成比が最も高い手工業従事者が、全居住者の平均 8 フォリント 7 クライツァールにより近く、農業および商業従事者がそれを大きく上回っている。日雇い層は、全居住者の最頻値にほぼ等しい。

職業別により詳細に見ていくと、平均納税額が多い順に以下のようなになる。家畜商人 19.83 フォリント、床屋 19.40 フォリント、鉄商人 17.10 フォリント、ガラス職人 13.79 フォリント、自作農 13.21 フォリント、石鹼職人 12.69 フォリント、靴職人 11.54 フォリント、屠殺職人 11.15 フォリント、メーゼシュカラーチュ職人 10.28 フォリント、錠前職人 10.26 フォリント、活字職人 10.09 フォリント、仕立職人 9.87 フォリント、指物職人 9.74 フォリント、塩商人 9.71 フォリント、馬具職人 9.56 フォリント、布団職人 9.49 フォリント、遠隔地商人 8.73 フォリントなどとなっている。逆に、平均値が最も低いのは、糸紡ぎ女の 1.83 フォリント、日雇いの 4.50 フォリント、陶工 6.25 フォリントとなっている。

同一職業内での階層分化を見ていくと（グラフ 1-8.）、最頻値がもっとも高いのが、

鉄商人の 10 フォリント以上 12 フォリント未満、つぎに 8 フォリント以上 10 フォリント未満を最頻値とするのが、自作農、石鹸職人、靴職人、屠殺職人、塩売人、最頻値 6 フォリント以上 8 フォリント未満であるのが、家畜商人、床屋、長靴職人、陶工である。その他、平均納税額が最も低い糸紡ぎ女の 2 フォリント以上 4 フォリント未満を除いて、4 フォリント以上 6 フォリント未満を最頻値としている。平均納税額が最も高い家畜商人は、40 フォリント以上納税者が 7.79%を占めているが、逆に全体平均納税額を下回る 8 フォリント未満納税者層が 41.56%を占め、4 フォリント未満の貧困層も 5.19%を占め、職業内の分化が大きい。逆に、自作農は 8 フォリント未満納税者層が 22.11%を占めるだけであるほか、4 フォリント未満の貧困層は 0.42%のみと中間層および上層へに集中する傾向がある。

高額納税者の職業を見ていこう。118 フォリント 19 クライツァールのセレムレイ・シャームエルを筆頭に 100 フォリント以上を納税した 3 人はすべて遠隔地商人であり、50 フォリント以上を納税した 21 人では、自作農 6 人、家畜商 5 人、遠隔地商人と屠殺職人が各 3 人、鉄商人と布団職人が各 1 人、不明が 2 人となる。納税額の上位 100 人（26 フォリント 48 クライツァール以上納税者）では、自作農が 33 人と最も多く、屠殺職人と家畜商人の 8 人などとなっている（表 1-3.）。手工業従事者は 30 人、商業従事者 14 人、農業従事者 35 人と、人口比に対して手工業従事者の占める割合が大きく減り、農業従事者の割合が大きくなっている。

5. 市民権と役職

デブレツェンにおける階層分化の概観の最後として、その市民権と役職との関係を見ておきたい。グラフ 1-9 は、ペーテルフィア街区に関して、1774 年の市民権保持者と 1770 年の全家長の納税額分布を比較したものである。1770 年の住民調査では市民権の有無が記載されておらず、1774 年の調査は市民権保持者に限定されたものであったため、4 年間のずれがあるものの、これら 2 つの数値を用いることにする。

すでに見たように 1770 年の全家長の平均納税額は、8 フォリント 7 クライツァールであったが、1774 年の市民の平均納税額は 10 フォリント 30 クライツァールと約 1.3 倍となっている。また、最頻値は全家長で 4 フォリント以上 5 フォリント未満の層であったのに対し、市民は 9 フォリント以上 10 フォリント未満の層である。

市民の職業を 1774 年の調査が残っているツェグレード、ヴァルガ、チャポー、ペーテルフィアの 4 街区について見ると、グラフ 1-10 が得られる。職業不明を除いた 1770 年の全家長の職業構成では 20.9%を占めていた日雇いが、1774 年の市民では 1.4%とわずかな割合を占めるにとどまり、逆に手工業が 70.7%と圧倒的な部分を占め、農業が 22.5%、商業 4.8%となる。

市の役職者（首席判事、参事、市会員、護民官、書記）およびその寡婦計 76 人の階層および職業を見ていくと、平均納税額が 21.80 フォリントと家長全体および市民の平均を大きく上回っている。参事とその寡婦 13 人および市会員とその寡婦 58 人の平均納税額は、それぞれ 20.90 フォリント、20.97 フォリントとほぼ一致する。ただ、家長全体の平均納税額 8 フォリントを下回る者が、参事で 3 人（23.08%）、市会員で 9 人（15.52%）見られる。参事セレムレイ・シャームエルが 118 フォリントの税を負担していたのに対して、

参事ティマーリ・ジェルジュは3フォリントの納税にとどまっている。

役職者の職業は表1-4.に示したが、76人のうち3分の2ほどの職業が不明で、明らかになる27人は、1人の参事（遠隔地商人）のほかは全て市会員である。職業が判明する者27人のうち、手工業従事者が17人（62.97%）と最も多く、これが市民権保持者に占める比率に近い。また、商業従事者が9人（33.33%）と大きくその比率を増やした一方、農業従事者は1人（3.70%）のみとなる。これは、上述した高額納税者において農業従事者が占める割合の高さと対称的である。デブレツェンの支配層は、階層分化と必ずしも一致せず、手工業従事者、商業従事者を中心として構成されていた。

第2章 土地と居住者

第1節 土地共同体

1. 市域・土地所有権・用益形態

デブレツェンの市域 (városhatár) は、その権利上の性格に従うと、大きく二分することができる。第一に、国王による譲与あるいは購入によって市にその所有権が属する世襲地 (örökös határ)、第二に、質権の行使として国王や諸領主から保有・用益を認められた土地すなわち質地 (zálogos puszták) である (地図 2.)。この権利関係上の区分は、16世紀末には明確に認識されていた⁴⁸。中世に形成された市場町⁴⁹としてのデブレツェンの世襲地は約 50,000ha の広がりをもつ、それに 16世紀から 17世紀末にかけて無人化もしくは人口が激減した結果デブレツェンの用益下に組み入れられた周辺の 16 のプスタをあわせて約 47,150ha にのぼり、両者を併せて 17世紀末に市の管理下におかれた土地は約 97,150ha となっていた⁵⁰。この市域の広さは、ハンガリー王国の自由都市のなかではサバトカと並んでぬきんでたものであり、小規模の県の領域をゆうにしのぐものでもあった。これは、その後若干の変動を伴いつつも、19世紀中頃にも約 97,581ha (169,707k.h.) を維持していた⁵¹。

世襲地の中核は、19世紀中頃に 265 から 288ha (460-500k.h.) と推計される市内域であり、これは市域全体の約 0.2% を成すのみであった⁵²。その他、主なものを列挙すれば、ペシュト街道を西に向かってオンドード (Ondód)、フェジヴェルネク (Fegyvernek)、ツーツァ (Cúca)、そしてホルトバージュ川周辺にマータ (Máta)、市域北の「大きな森 (Nagyerdő)」、アパファの森 (Apáfa) などがあった⁵³。

一方、質地は市内域から北に向かうトカイ街道と西に向かうペシュト街道の間にマチュ (Macs)、ゼレメール (Zelemér)、ヨージャ・セント・ジェルジュ (Józsa Szent György) ペシュト街道のオンドードとマータの間にヘジェシュ (Hegyes) およびエレブ (Elep)、マータの北西ティサ川の東岸にオハト (Ohat)、マータの南西にザーム (Zám) 市域の南西、農奴村ソヴァートとの間にセペシュ (Szepes) とエベシュ (Ebes)、市域南にパツ (Pac)、東に森林兼採草地としてファンチカ (Fancsika)、バーンク (Bánk)、ハラープ (Haláp)、市域の北東農奴村シャームシヨンの東にグート (Gút) などがあった。これらの土地の保有に関して、市には十分の一税支払いの義務があったほか、質契約更新、質権をめぐる裁判などの経費を必要とした⁵⁴。質権更新は、領主、期間がさまざまな契約に基づくため、市財政にとって一時的に多額の出費を強いることもあった。たとえば、1745年には、オハト、ザーム、バーンク、ヘジェシュの質権更新のために、領主である国王 (王国財務局) に 30,000 フォリントを⁵⁵、1747年から翌年にかけては、ヘジェシュ、エベシュ、パツ、ファンチカ、セペシュを維持するために、所有権を有する 7人の大貴族に対して計 25,630 フォリントを支払っている⁵⁶。この金額は、これらの年の都市歳出総額のそれぞれ 45.02%、26.75% を占めている。しかし、こうした大規模な質権更新はむしろまれであり、通常は小規模の土地の質権更新により歳出の数% を占めるのみであった。

1818年の各質地の面積を示したのが表 2-1である。この時期の質地の合計面積は 49,000.35ha (85,218k.h.)、用益目的別に分類すると、耕地 14,503.80ha (25,224k.h. 29.60%)、放牧地 14,675.73ha (25,523k.h. 29.95%)、森林および採草地 19,820.83ha (34,471k.h. 40.45%)

となっている。ただ、これらの土地全体が使用されたわけではなく、特に耕地の場合には実際に分配された面積との間に大きな差が生じることになった。

市域の用益形態に注目してみると、市内域の周囲には、11,500ha から 14,375ha (20,000-25,000k.h.) の内放牧地 (belső legelő) と点在する葡萄畑・野菜畑があり、市内域の北には、「大きな森 (Nagyerdő)」が広がる。市域の東部には、森林・採草地があり、西部には、まず耕地があり、ケシェーイ川の西側には外放牧地 (külső legelő) があつた。

耕地は、世襲地内に見出される家属地耕地 (ház után való föld) と、質地にある質地耕地あるいは支払い耕地 (béres föld) に分かれ、家属地耕地は、ツーツァ、オンドードに見出され、質地耕地は、主にエベシュ、セベシュ、エレプ、マチュ、ケシェーイセグの各プスタに属した。これらは、その所有権関係の差異に基づき、用益権のあり方も相違したが、ともに、18 世紀末に至るまで、市参事会によって管理される土地共同体のもとで割替えの対象であつた。この詳細については次項で見ていきたい。

19 世紀初頭には、市内域周辺に「庭園 (kert)」と呼ばれる土地が 18 見出されるが (地図 3.)、そのうち、ペーテルフィア通り門の北側にあるリバケルト (Libakert) が主に菜園として用いられた以外は、ほぼすべてが葡萄畑であつた⁵⁷。これら市内域の周辺にある葡萄畑は、庭葡萄畑 (kerti szőlő) と呼ばれ、市内域の屋敷地と並んで私有が認められる土地であつた。デブレツェンの居住者によって栽培される葡萄畑は、庭葡萄畑のほかに山葡萄畑 (hegyi szőlő) と呼ばれるものがあつた。これは、主にデブレツェンから南東に 50 - 60km に位置するビハル県の山岳部エールメツレーク地方に見出されるが、これらはデブレツェンの市域には属せず、さまざまな村の村域の葡萄畑の用益権を、デブレツェンの個々の居住者が購入したものである。そのため、その用益権の行使や課税に関しては、それぞれの村落、葡萄畑共同体、領主が単位となつたため、デブレツェン居住者が保有した山葡萄畑の全体像は明らかにならない⁵⁸。そのため、以下で分析していく土地所有関係としての葡萄畑の問題は、庭葡萄畑に限定することになる。ただ、山葡萄畑で生産された葡萄酒に関しては、庭葡萄酒と並んで第 3 章で分析していくことになる。

土地共同体の 3 番目の範疇として放牧地をあげることができる。前述のように内外 2 種の放牧地があつたが、1818 年まで、これらの用益はデブレツェンの居住者すべてに対して自由であつた⁵⁹。ただし、内放牧地は、原則的に舎飼いの共同所有 (街区や同職組合所有など) の家畜に限定されていた⁶⁰。1818 年から (実質的には 1820 年から) は、タニヤあるいは質地耕地を保有する市民には自由用益が認められた以外には、市民権の有無、市に対する運搬役の遂行の有無にしたがつて 3 段階の放牧料 (legelőbér) 支払いが義務付けられることになる⁶¹。

最後に、採草地 (kaszáló) の用益について見てみよう。これは、市南東のファンチカ、ハラープ、バーンク、チェレなどの森林で分配された。ここでも割替えが行われていたが、1818 年以前の割替えの詳細は不明であり、いかなる者が採草地を得ることができたのか、割替えが何年ごとに行われたかなどについては不明である。用益権者は保有単位面積 (ボグヤ boglya = 0.96-1.44ha) にしたがつて採草料 (kaszálóbér) を市に支払う義務を負つた。採草料は森林によって異なり、たとえば 1767 年では、単位あたりグートで 7 クライツァール、ナジチェレで 5 クライツァール、ハラープで 4 クライツァールなどとなっている⁶²。1818 年に後述の質地耕地改革が行われると、それに伴い採草地も再割替えが実質的に廃

止され、恒常的保有（当初は 32 年間）が導入された。保有権は、32 年間で単位面積あたり 12 フォリントで得ることができた⁶³。

2. 耕地用益権

次に、土地共同体の中心である耕地の用益について、より詳細に見ていきたい。18 世紀以降のデブレツェンの耕地用益は、第一に 1774 年、次に 1818 年に大きく変容しているため、それぞれについて概観していきたい。

a. 1774 年まで

デブレツェンの耕地割替えは、史料で確認できる限りでは家属地に関して 1571 年から行われていた。この際の規定では、分配を受けるのは屋敷地を所有する者に限定され、耕地の面積は屋敷地の面積および納税額にしたがって決定された⁶⁴。これは、明示的ではないが、市民権を有さない住民であっても、屋敷地を所有し、かつ納税している者を、家属地分配から排除していないことを意味している。しかし、1714 年の法令によると、「住民（lakosok）には与えられない」ことが明記され、市民権と家属地用益権との結びつきが明確になっている⁶⁵。この変化がいつ生じたのかは明白ではないが、1744 年の家属地割替えに関する法令では、再び市民権と用益権の直結が消滅し、小屋住み（viskós）や市外域住民（hóstáti）に対しても、納税と運搬役遂行を条件として分配が行われることになる。この際の分配面積は納税額によって決められることとされた⁶⁶。

家属地割替えの周期は、18 世紀初頭には 1 年、その後、3 年、7 年周期となった。耕地割替えの単位は、ニラシュ（nyilas）とよばれる帯状の区画であった。その実質的な面積は時期によって変化し、17 世紀末の推計では 1 ニラシュ約 2.24ha（3.9k.h.）、1770 年代中頃までは約 1.725ha（3k.h.）、その後約 3.22ha（5.6k.h.）となっている⁶⁷。区画は帯状で、18 世紀末からは 30 - 300 エル四方（約 57 - 570 メートル四方）とされた⁶⁸。

1738 年の分配面積基準によると、納税額 28 フォリント以上は一律に 4 ニラシュ、15 から 24(マ)フォリント 3 ニラシュ、12 から 15 フォリント 2 ニラシュ、7 から 9 フォリント 1 ニラシュとなり、7 フォリント未満の者には 4 分の 1 フォリントごとに 24 分の 1 ニラシュの分配を受けることが規定されている⁶⁹。1758 年の法令においては、基準となる納税額が若干変わり、20 フォリント以上が 4 ニラシュ、15 から 20 フォリントで 3、10 から 15 フォリントで 2、4 から 10 フォリントでは 1 ニラシュ、4 フォリント未満の場合は 1 フォリントにつき 4 分の 1 ニラシュの割り当てを受けた⁷⁰。これからも知ることができるように、家属地の分配では 4 ニラシュが上限とされ、市民、住民のより広い層への分配を可能にすることが目指されていたことがわかる⁷¹。

家属地の用益は、無償であった⁷²。また、家属地の用益権は、その名があらわすように、屋敷地の所有と密接に関連付けられ、屋敷地の売買に伴ってそれに付随して保有者を移すことになった。

次に、質地耕地の用益について見てみたい。市の世襲地を分配したため、市に対しては無償で個人が用益権を認められた家属地に対して、市の所有権下でない質地の用益には、耕地料（földbér）の納付を伴った。1 ニラシュあたりの耕地料は、1767 年には 15 クライツァール（0.25 フォリント）⁷³、1788 年には 1.25 フォリントであった⁷⁴。耕地料の目的は、

前述したように質権更新に際して生じる費用を捻出することにあつたと見られ⁷⁵、その総額は、18世紀を通じて700から1,000フォリント程度にすぎず、市歳入に占める割合も2から3%で推移している⁷⁶。

質地耕地は、耕地料徴収を担うために任命された耕地監督官 (mezőinspector) によって管理された。監督官は、上地区 (felső járás) すなわちマチュ、キシユ・ヘジェシユと下地区 (alsó járás) すなわちセペシユ、エベシユ、ジュライ・ヘジェシユをそれぞれ担当する2名が任命された。1767年の各質地耕地の面積とそこから市庫に入った税収は表2-2の通りである。

質地耕地の分配条件および基準については、1774年以前に関してはほとんど明らかにならない。モーディ・ジェルジの指摘によると、その用益権は市民権に結び付けられず、市民権を持たない住民も分配を受けることができたようである⁷⁷。分配面積の上限も明確にはなかったとみられ、次節で分析するように1770年には最大27ニラシユの分配を受けた市民が見出される。そのため、この時期までの耕地集積は質地耕地を中心に行われえたとと言えるが、この点についても次節で分析していきたい。

b. 1774年の土地改革

1774年の土地改革は、デブレツェンの土地制度史のなかで、土地共同体の解体の第一段階として位置づけることができる。この際の改革は、第4章で降詳述することになるが、デブレツェンで初めて恒常的に設けられた国王委員 (királyi biztos) の主導のもとでの王国の介入が本格化したことに伴って遂行された。この土地改革は、1770年から派遣されたヴェチェイ・ヨーゼフ国王委員によって着手され、後任のフォルガーチュ・ミクローシユによって1774年に法令化された。この際に大きな変化が生じたのは家属地耕地であるが、質地耕地についても用益についての体系的な規定が設けられた。

1774年3月に発せられた法令の家属地耕地に関する要点は以下の諸点である⁷⁸。

1) 家属地耕地は、恒常的かつ世襲的に分配される。2) 分配面積の基準は納税額ではなく、屋敷地の面積とする。3) 各人の家属地耕地はひとまとまりとなるべきこと。4) 家属地耕地と屋敷地は不可分のものであること。5) 家属地耕地は売買・譲渡できないこと。6) 家属地耕地に建造物を設け、仔牛、豚を飼育できること。

これら諸点の中で最も重要であるのは第一点目の分配の恒常化・世襲化という点である。これにより、定期的な耕地割替えは、家属地耕地に関しては廃止された。また、それまで存在した4ニラシユの上限も撤廃され、3点目にも見られるように、耕地の分散を回避することによっても、効率的な農業の基礎が与えられたといえる。しかし、屋敷地との不可分性が強調され、売買や譲渡が禁止されるなど、耕地の流動化には厳格な歯止めが設けられている。6点目にある建造物の設置の容認は、大平原の農業の基本風景を成すようになるタニヤの形成に関して大きな意味を持った。ラーツ・イシュトヴァーンの研究によると、デブレツェンのタニヤは、1770年の199から1848年には669と3.36倍に増加しているが⁷⁹、そのうち家属地耕地におけるものは、16から191へと11.93倍の伸びを示している(全体の比率で比較すると8.37%から28.55%へ増加)⁸⁰。

土地共同体の解体の方向性がこの時点で明確にされた家属地耕地と異なり、質地耕地に関する制度は、土地共同体の原理が原則的に維持され、(それ以前の規定が明確でないた

め一概には断定できないが)むしろ制度的に厳格化されていった。

上記の法令の質地耕地についての規定は以下のようなものである。

1) 市民のみに与えられる。2) 耕作、牧畜に従事し、市に対する運搬役を担う者に限られる。3) 納税額に基づき分配される。4) 分配は恒常的ではなく、7年ごとに割替えが行われる。5) 必要最小限の建造物のみ設置できる。

質地耕地はここで初めて明確に市民権と結び付けられることになったが、この法令の1ヶ月後に出された分配の詳細規定では、さらにそれが「屋敷地を有する市民のみ」に限定された⁸¹。また、農牧畜業に従事する者という規定が設けられることで、耕地集中化への方向性も内包されている。もっともこの規定は、主な生業による選抜を意図したものではなく、分配面積の基準で役畜の所有が重視されていることから明らかなように、一程度の規模の農業を展開できる能力を有する者に土地が与えられることを目指したものである。しかし、分配が恒常的でないことが強調され、7年ごとの割替えが行われるとともに、建造物に関しても限定的にしか設置を認めていない。割替えは、7年の期間を経ずとも、保有者が相続人なきまま死亡した場合、市から転出した場合、運搬役を行わない場合、質地耕地を売却あるいは質入した場合、没収されたうえで新たな保有者に託されることになった⁸²。

質地耕地の分配基準は、納税額に基づくものと所有家畜に基づくものに分けることができる。納税額に基づいては、40フォリント以上納税者は5ニラシュ、30から40フォリントが4、20から30フォリントが3、15から20フォリントが2、10から15フォリントで1ニラシュが与えられ、10フォリント未満の納税者は、役牛を6頭持つ場合に1.5ニラシュ、2頭から4頭の場合は1ニラシュ、役畜を持たない場合は分配を受けられないとされた。10フォリント以上納税者の場合、役畜1対につき6対までさらに1ニラシュが与えられた。放牧地飼い肉牛あるいは馬を所有する場合、8頭につき1ニラシュ、乳牛所有者は、乳牛1頭を放牧地飼い牛馬2頭として換算された⁸³。

1774年のこれらの法令には耕地料の規定は記されていないが、上述のように、1788年には1ニラシュ1.25フォリントが課せられ、1767年の0.25から5倍になっている。

このように、1774年の土地改革は、家屬地耕地の割替えの廃止すなわち保有の恒常化を導入し、保有面積の上限を撤廃し、一方で質地耕地の割替えを維持した。しかし、次章で見るように、それ以前においても耕地集中の対象であった質地耕地が、分配基準の詳細化と耕地料の増額を通して、より農業効率化と耕地集中への指向性を増していったということができるであろう。

c. 1818年の土地改革

デブレツェンの土地共同体の解体過程の第二段階として据えることができるのは、1818年の土地改革である。これは1774年に割替え制度が維持された質地耕地に関して遂行される。

1818年の改革の直接の契機となったのは、ハンガリー財務局から保有をゆだねられた質地の質権契約が1808年に満了したことである⁸⁴。上ですでに述べたように、質地全体の57.03%を占める財務局直轄領の質地は、1745年に30,000フォリントで契約更新されていたが、その後も市はそれまでに65,759フォリントの追加負担を行っていた。1818年

2 月に出された通達で、財務局は契約更新にあたって 635,385 フォリントの支払いを要求した。これによって 1808 年からさらに 32 年間の用益を市に認めるというものであった。市は、これらの質地を維持するために、当面 3 分の 1 の 146,036 フォリントを捻出する必要に迫られたのである。

デブレツェンでは、1808 年の契約満了から 1818 年の契約更新条件提示までの時期に、質地の保有と用益形態をめぐって、王国と市の間ですでに議論が展開されていた。この中で浮かび上がるのは、王国が土地共同体の維持と耕地のより均等な分配を求めるのに対して、市は耕作の効率性と耕地の農業主従事者への集中を追及するという構図である。

1811 年から 1813 年にかけて、財務局とイブラーニ・ファルカシュ国王委員（彼自身財務局から派遣されていた）は、数回にわたって市に対して質地の用益形態に対して提言を行っている。その中で市との間で論争の主な焦点となったのは以下の諸点である⁸⁵。

1) 1 ニラシュを 1200 平方エル（4,320 平方メートル=1 ハンガリー・ホルド）とし、三圃制で運用すること。2) 屋敷地所有者は、兵士宿営義務の対価として、一律 3 ニラシュが与えられること。3) 放牧地飼の家畜は、市に対する役に供されないため、それに基づいた分配はなされないこと。4) これらを通じて、市に居住する現状より幅広い市民および住民に質地が分配されること。

市は、これらの提言に対する反論の冒頭に、デブレツェンにとっての質地の意義とそれの維持への意志を強調している。すなわち、近隣に山川がないデブレツェンの立地から、手工業の技術をもたない居住者は、その生計のために農耕あるいは牧畜に従事する必要がある、その需要を満たすために「市は質地なしでは十分に立ち行かない」。そのため、質地の維持のためには、私領主のみならず、財務局に対しても訴訟を辞さないというのである⁸⁶。

提言の内容についての市の反論は以下のようなものである。1) 現在のニラシュより格段に小さい単位（15 分の 2）に細分化した上で三圃制を導入することは、経営の柔軟性を損ない、生産性の低下を招き、現在の用益者たちに大きな損害を与えること。また、分配単位をホルドとすることは、農奴への分与地と同じ原理を導入することであり、市の居住者を農奴として扱うことになり、受け入れられないこと。2) 兵士宿営義務を負う市民のすべてが役畜を所有するわけではなく、農耕の技術を有するわけでもないこと。また、役畜を持たない市民の運搬役は、役畜を持つ主に農業主従事者によって肩代わりされているため、兵士宿営に基づく土地分配は受け入れられないこと。3) 放牧地飼の家畜は、その所有に基づいて国への納税義務を負っており、その対価として土地が与えられることに問題はないこと。4) 以上から、屋敷地を有しているあらゆる職業、いかなる財産の市民と市民権を持たない住民に対して均等に耕地を分配することは有害かつ危険であること⁸⁷。

1818 年を前にした王国との議論を通じて明らかになるのは、市が、質地耕地の農業主従事者への集積を志向していたということである。これは、質権更新契約の条件提示を受けて行われた改革によって現実化することになる。

1818 年に決定され、1819 年から翌年にかけて遂行された土地改革の要点は以下の通りである。

1) 質地の現在の保有者は、質地耕地はニラシュあたり 25 フォリント、採草地はボグヤあたり 7 フォリントで 22 年間の保有権を得ることができる。2) 保有者は、上記の金額で

屋敷地所有市民に自由に権利を売却することができ、その際隣接する質地保有者に購入の優先権が生じる。3) 3 ニラシュ以上の保有者はタニヤを建設することができる。4) 市が当該の質地の質権を喪失した場合、市は当該の保有者に対し上記金額を支払うか、代替地を与える。5) 質地耕地の保有上限は16 ニラシュとする⁸⁸。

これによって1774年に家属地耕地に続いて、質地耕地においてもそれまで7年ごとに行われていた割替えが廃止された。16 ニラシュとされた上限は実行力を持たず、22年間と設定されたため1840年に満了することになっていた保有期間も、特に更新されることもなく革命後まで実質的に延長されていった。これによって、保有の恒常性と、売買の自由化に伴う流動性がともに確保され、耕地集積に向けての制度的基盤が準備されたのである。

3. 土地共同体の解体と耕地集積

1774年と1818年の二段階にわたって遂行されたデブレツェンの土地改革は、定期的割替えと居住者への幅広い分配という土地共同体の機能を廃することによって耕地集積の基盤をつくり出したのであるが、これらの土地の私有化が行われるのは1848年革命後のことである。

1848年12月に決定された住民と旧市外域民をも対象にした家属地耕地の分配が、戦争の激化に伴い流産したのち、1854年に質地耕地が1ニラシュあたり300フォリントで保有者に払い下げられた。1876年には家属地耕地と屋敷地の不可分性が撤廃され、自由な売買が認められた。家属地耕地に関する規制は最終的に1793年に全廃された。また、1876年には内牧草地が、1ホルドあたり80フォリントで、屋敷地の面積に比例して(旧市外域は旧市内域の半分で換算)払い下げられ、1854年に保有する1ボグヤ(当時3600平方エル=1.30ha)あたり40フォリントで暫定的な払い下げが行われた採草地に関しては、1896年から翌年にかけてボグヤあたり43フォリントの追加納入で完全に私有化された⁸⁹。このように世紀転換期を目前にして、デブレツェンの土地共同体は実質的に清算されたのである⁹⁰。

このような1774年からの土地共同体の解体過程と平行して進んだ耕地集積の過程を数値によって確認しておきたい(表2-3)。この表から明らかになるのは、家属地耕地保有がほとんど変容しなかったのに対し、質地耕地は1774年、1818年の土地改革の影響を大きく受けているということである。質地耕地の総面積は、1774年の改革をはさんだ1770年と1775年の間に2.67倍に増加しその後安定している。保有者数が1818年の改革前後まで大きく変動しなかったため、保有者あたりの平均保有面積も1770年と1814年で3.14倍になっている。1818年改革の影響は1820年の改革完了時には明瞭には見られないが、1854年の私有化前夜までには保有者が半減し、平均保有面積は28.17haと1.73倍になっている。

こうした耕地集積の全体的な傾向は、質地耕地私有化後に明確に出現してくるデブレツェンの大土地所有と平行している。オロス・イシュトヴァーンの研究によると、1856年のデブレツェンの私有地所有上位100人のもとにある土地は、私有地全体の39.98%で、100人の平均は117.75haに上り、最大の土地所有者では1,213.25haを成すようになる⁹¹。これを1770年の上位100人の平均保有耕地が24.72ha、最大の耕地保有者が57.02haを保

有していたことと比較すると、この 86 年間の変化が明確になる⁹²。このように、18 世紀後半から 19 世紀中頃まで段階的に進んだ土地改革の結果、土地集積、大土地所有の出現が生じるのである。このことは同時に、質地耕地の所有者数の減少、すなわち、土地保有が家属地に限定される層の拡大を伴ったのである。

以上、デブレツェンにおける土地共同体およびその解体と土地集積の過程について、主に制度的な側面に関して概観してきた。ここで、再び土地改革開始前であり、かつ、序論で触れ、第 4 章で詳述することになる主体としての「市民」形成の画期であった 1770 年に戻って、次節から、耕地および葡萄畑所保有構造について詳細に分析し、それぞれの持った社会的意味を明らかにする作業に移りたい。

第 2 節 耕地保有構造

1. 耕地保有面積構造

a. 家属地耕地保有面積

前節で見たように、家属地耕地は、市の世襲地の領域内で、屋敷地あるいは納税額に基づいて 1 年から 7 年ごとに居住者に分配され、軍税（国税）の算出基準に含まれた以外には、質地耕地と異なり耕地料などは生じなかった。また、4 ニラシュの分配上限も、基本的には維持された。

1730 年のペーテルフィア街区の保有面積分布を見てみよう⁹³。家長 646 人のうち、家属地耕地の分配を受けたのは、266 人（41.18%）で、4 ニラシュ以上の分配を受けたのは 1 人（7 ニラシュ）で、3 以上 4 未満 3 人（0.46%）、2 以上 3 未満 20 人（3.10%）、1 以上 2 未満 113 人（17.49%）、1 未満が 129 人（19.72%）である。保有者のなかでの比率は、それぞれ 0.37、1.13、7.52、42.48、48.50%、総面積 241.5 ニラシュ（417.31ha）に対する保有面積比は、2.90、3.73、16.56、50.10、26.71%となる。街区居住者全体の平均保有面積は 0.38 ニラシュ（0.66ha）、保有者の平均では 0.91 ニラシュ（1.57ha）である。

40 年後の 1770 年では、市全域で 2518 人（51.67%）の保有者がいた（グラフ 2-1.）⁹⁴。6 ニラシュ保有者が 1 人、5 ニラシュ保有者が 4 人（あわせて 0.1%）ほかは、上限の 4 ニラシュ以下の保有者で、4 ニラシュ保有者が 149 人（3.06%）、3 以上 4 未満 146 人（3.00%）、2 以上 3 未満 501 人（10.28%）、1 以上 2 未満 1367 人（28.05%）、1 未満 350 人（7.18%）である。保有者のなかでの比率と総面積 4,269.82 ニラシュ（7,378.25ha）に対する比率は、それぞれ 0.20、5.92、5.80、19.90、54.29、13.90%、および、0.61、13.86、11.06、26.46、42.53、5.38%となり、居住者全体の平均保有面積は 0.88 ニラシュ（1.52ha）、保有者の平均は 1.70 ニラシュ（2.94ha）となる。

この年に関しては街区間の差異についても見ることができるが、ピアツ街区の全体平均が 0.99、保有者平均が 1.94 ニラシュと最大で、ハトヴァン街区のそれぞれ 0.80、1.59 が最小となり、これは、前章で分析した納税額の街區別差異と対応している。

この 40 年間での変化は、ペーテルフィア街区に限定すると、家長が 646 人から 831 人へ 1.29 倍に、保有者数が 266 人から 425 人へ 1.60 倍に増加したのに対して、家属地耕地の総面積は 241.5 ニラシュから 702.9 ニラシュ（1214.61ha）へ 2.91 倍へ増加した。それに伴い、平均保有面積も、0.38 ニラシュから 0.85 ニラシュ（0.49ha）へ（2.23 倍）、保有

者平均も 0.91 ニラシュから 1.65 ニラシュ (2.85ha) へ (1.81 倍) 増加したが、保有面積分布は、上方にずれつつも大きく変化しない (グラフ 2-2.)。

1828 年のペーテルフィア街区市内域の数値は、ニラシュ単位ではなくポジョニ・メーレー (PM: 1PM=0.216ha) 単位で記載されている。ただ、分配の単位そのものが変化したかは不明である。また、家属地耕地の総面積が 22,887.35PM (4943.67ha)、ペーテルフィア街区だけでは 3,836.89PM (828.77ha) と少なく、家属地耕地の保有全体を正確に記載したとは考えにくい⁹⁵。ただ、保有面積の分布を見る上では用いることができると思われるため、グラフ 2-2. に併記した。

b. 質地耕地保有構造

次に質地耕地の保有構造について見ていきたい。これについては、家長ごとの数値が 1770 年に関してのみ残っているため、この年に限定して分析することになる⁹⁶。

1770 年の質地耕地保有者は、市全域で 1,061 人と全家長の 21.77% である。これは、同年の家属地耕地保有者 2,518 人 (51.67%) の 4 割強に留まる。総面積 3,328.13 ニラシュ (5,751.01ha) と家属地耕地に比して 941.69 ニラシュ (1,627.24ha) 少ない。それに伴い、居住者全体の平均保有面積は 0.68 ニラシュ (1.18ha) と減少するが、保有者平均は、3.14 ニラシュ (5.42ha) と、家属地耕地の 1.85 倍になる。

前節で見たように、質地耕地には明確な分配上限がなかったと思われるため、最大の保有者は 27 ニラシュ (46.66ha) を得ている。その他 10 ニラシュ以上を保有する者が 45 人で保有者の 4.24% を成し、この層で質地耕地面積の 18.91% を占め、5 ニラシュ以上保有者 183 人 (17.25%) で 45.40% を保有している。また、最頻値は家属地耕地、質地耕地ともに 1 ニラシュ以上 2 ニラシュ未満の層である (グラフ 2-3)。

c. 耕地全体の保有構造

家属地耕地と質地耕地の保有構造を比較した上で、耕地全体の構造を確認しておこう。家属地耕地、質地耕地と耕地全体の保有者に関して、人数および保有面積の構成比をあらわしたのがグラフ 2-3. である。

ここから明らかになるのは、耕地の上方の分化を質地耕地が、下方の分化を家属地耕地がなっていることである。これを家属地耕地と質地耕地の重複保有に関して数値で裏付けてみる。耕地保有者 2,587 人のうち、質地耕地のみを保有しているのは 68 人 (2.63%) であるのに対して、家属地耕地のみを保有しているのは 1525 人 (58.95%)、双方とも保有しているのは 993 人 (38.38%) である。また、耕地 1 ニラシュ未満保有者 335 人のうち、質地耕地のみ保有する者が 4 人 (1.19%)、両方保有する者が 1 人 (0.30%) であるのに対し、家属地耕地のみ保有する者が 330 人 (98.51%) を占め、また、1 ニラシュ以上 2 ニラシュ未満保有者 1,016 人では、質地耕地のみが 28 人 (2.76%)、両方保有が 12 人 (1.18%) である一方、家属地耕地のみでは 976 人 (96.06%) となっている。この 2 つの層 (耕地 2 ニラシュ未満保有) で、家属地耕地のみ保有者は、保有者の 96.67% を占めるとともに、家属地のみ保有者の 85.64% を成している。

こうした家属地耕地と質地耕地の保有構造の差異は、前者における保有面積上限の存在とそれに伴う保有者数の多さ、また、後者における上限の不在と耕地料負担義務の存在に

起因するものといえるであろう。家属地と質地というデブレツェンの土地共同体の二重制は、幅広い居住者層への耕地の分配という側面と一定度の耕地集積という二つの要求に対応することを可能にしていたといえる。

2. 耕地保有と階層

次に、納税額を基準とした居住者の階層分化と耕地保有の関係を見ていきたい。グラフ 2-4、2-5、2-6は、それぞれ家属地耕地、質地耕地、そして耕地全体と納税額の関係性を相関図化したものである。それぞれの一次回帰式は、 $Y=2.677+5.168X$ 、 $Y=5.558+2.358X$ 、 $Y=4.074+1.996X$ 、また、それぞれの相関係数は 0.7495、0.6075、0.7276 となり、家属地耕地が最も納税額との相関関係が強く、耕地全体では若干それが弱まり、質地耕地が最も弱くなっている。

1828 年のペーテルフィア街区に関しては、納税額の数値が不明なため、屋敷地面積との相関を見てみると、グラフ 2-7を得る。相関係数は 0.9313 と非常に強い相関を示しており、1774 年の土地改革により家属地耕地分配基準が屋敷地面積とされたことを、半世紀以上後においても如実に反映しており、その点で、家属地耕地に基づく耕地集積が生じなかったことを示している。

3. 耕地保有と職業

次に、耕地保有と職業の関係をみていこう。グラフ 2-8は、30 の職業を抽出し（これらの職業の従事者は 3,259 人で、全家長の 66.88%、職業が明らかな家長の 88.78%にあたる）、それぞれの耕地保有面積構成比を棒で、平均保有面積、保有者のみの平均保有面積を折れ線で示したものである。また、職業別の保有率も記した。職業は、平均保有面積の高い順に並べてあり、また保有率も併記した。職業ごとの母数は、日雇いの 755 人、自作農の 475 人、長靴職人の 380 人から、床屋の 9 人、ガラス職人の 3 人と大きなばらつきがあり、また煩雑ではあるが、農業、商業といった職種の種類では、その中の差異が激しいため（たとえば商人のうち鉄商人と遠隔地商人の差異）この方法をとった。職業名の前の数字は、前章で扱った職業別納税額の序列（グラフ 1-8.）である。

全家長の平均保有面積 1.56 ニラシュを上回るのは、指物職人以上の 16 の職業で、最大値は鉄商人の 6.25 ニラシュ、最小値は糸紡ぎ女の 0.16 ニラシュである。保有率に注目すると、全家長平均の 53.09%を 22 の職業が上回り、母数が極めて少ない床屋とガラス職人の 100%を除けば、自作農の 93.71%が最大となり、鉄職人の 85.71%、塩売人の 81.82%と続く。保有率が平均を下回るのは、平均保有面積が 17 番目の布団職人を除けば下方に集中し、また、2 ニラシュ未満保有者が保有者全体の半分を上回るのは、18 番目の長靴職人以下である。平均納税額の序列と比較すると、若干のぶれを伴いつつも大きな変動はみられない。

10 ニラシュ以上の耕地保有者 116 人（家長全体の 2.38%、保有者全体の 4.48%）の職業に注目すると、自作農が 23 人と最も多く、その他手工業従事者が計 28 人、商業従事者が 15 人となる（表 2-4.）。市の役職者およびその寡婦は 37 人、特に 20 ニラシュ以上保有者 15 人のうち 12 人を占めている。

4. 耕地保有と市民権、屋敷地

耕地保有構造の分析の最後に、耕地と市民権の関わりについて見ておきたい。すでに触れたように、耕地全体の各人単位の数値を得ることができる 1770 年の史料には市民権の有無に関する記述はなく、市民と住民の識別が可能な 1730 年、1828 年のペーテルフィア街区の数値は家属地耕地に限られている。そのため、屋敷地の有無にも注目して分析していく。これら 3 カ年の数値は表 2-5、2-6、2-7 に示した。

保有率に注目してこれらの表を見ると明らかなのは、耕地の保有が市民権ではなく、むしろ屋敷地の所有に依存していることである。1770 年では、家持ちの 90% 以上が耕地を保有していた一方、家なしでは 6% に留まっている。それに伴い家長全体での平均保有面積は家持ちの 2.70 ニラシュに対し、家なしは 0.13 ニラシュと大きな差を見せるが、保有者の平均ではそれぞれ 2.98 ニラシュ、2.21 ニラシュとなる。

この傾向は、家属地耕地に限定される数値だが、1730 年と 1828 年の数値にも見出せる。市民および住民の家持ちの保有率は、1730 年ではそれぞれ 78.61%、60%、1828 年ではともに 98% 以上となり、家なしの 0 ないし 1% 未満の保有率と対照をなしている。また、平均保有面積に関しても、市民権の有無ではなく、屋敷地の有無が差異化の軸となっている。

このように、本節で分析してきたことから、耕地保有の構造について以下のことが言えるであろう。すなわち、家属地耕地と質地耕地が、耕地保有の均質化と集中化という 2 つの相反する要求にそれぞれに対応したものであったこと、また、耕地保有の階層性が、納税額に基づく階層に強く対応していたということである。後者については、本節第 3 項および第 4 項で扱った職業と屋敷地・市民権と耕地保有の関係が、第 2 項で分析した納税額と耕地の関係との間に大きなずれを示していないことから指摘することができるであろう。こうした耕地保有構造の特徴をふまえて、次節で庭葡萄畑の所有構造を分析することにより、本稿の主な関心である葡萄酒の社会的役割を明らかにすることができるであろう。

第 3 節 庭葡萄畑所有構造

1. 庭葡萄畑と山葡萄畑

デブレツェン居住者の所有・保有する葡萄畑が、デブレツェン市内域周辺の世襲地にある庭葡萄畑とビハル県山岳部を中心とした市域外に見出される山葡萄畑に区分することができるということは、すでに本章第 1 節第 1 項ですでに触れたとおりである。デブレツェン居住者の保有する山葡萄畑保有構造の全体像は、統一的な史料と研究蓄積の欠如から明らかにすることが困難なため、本稿では、庭葡萄畑と山葡萄畑の所有・保有の関係性（重複・非重複）に限定して分析したい。

1730 年のペーテルフィア街区で、庭葡萄畑を所有する者と山葡萄畑を保有する者の数は、それぞれ 131 人と 38 人である。そのうち、庭葡萄畑のみ所有するのが 114 人、山葡萄畑のみ保有するのが 21 人、両方とも持つ者が 17 人となり、計 152 人の葡萄畑所有・保有者の比率は、75%、14%、11% である⁹⁷。1757 年のツェグレード街区に関しては第 1、2、3 地区に関してのみ史料が残されているが、この場合、庭葡萄畑のみが 109 人、山葡萄畑のみが 31 人、両方が 41 人、すなわち所保有者の比率は 60%、17%、23% である⁹⁸。

なお、これらの史料には、山葡萄畑に関しては面積、場所は記されず、生産量のみが記されている。ラーツ・イシュトヴァーンが1825年から1848年までの遺言書502通を分析して算出したものでは、それぞれ118人、13人、18人、比率は79%、9%、12%となっている⁹⁹。家長に対する庭葡萄畑の所有率は、1730年ペーテルフィア街区20.28%、1757年ツェグレード街区第1-3地区27.78%、1825-1848年遺言者27.09%であるのに対して、山葡萄畑の保有率は5.88%、13.33%、7.97%である。庭葡萄畑の所有率に関しては後節で再度触れていくため、ここでは庭葡萄畑に比して山葡萄畑の保有がより限定されたものであったことを確認しておくことにとどめておく。なお、ツェグレード街区第1-3地区の山葡萄畑保有率が高いのは、これらの地区が市内で最も富裕であったことと関係あるであろう（第1章参照）。

山葡萄畑に関しては、次章の葡萄酒供給についての分析で扱うことになるが、ここでは所有構造を明らかにすることのできる庭葡萄畑に限定して、葡萄畑所有の特徴を分析していきたい。

2. 庭葡萄畑共同体

19世紀初頭に市内域周辺に見出すことのできる17の葡萄畑(kert)は、早いものは16世紀に現れたトーツォーシュケルト(Tócsókert)をはじめとしてその大部分は18世紀中頃までには形成された。本稿の対象時期で、最も遅いものでは1811年につくられたペーテルフィアイ・ケルト(PéterfiaikertのちにシェシュタケルトSestakertとシェータケルトSétakertに分割)である¹⁰⁰。デブレツェンの庭葡萄畑の所有・運営は、畑面積の拡大なども含めて、これらの葡萄畑の枠組みの中で展開された。そのため、この葡萄畑共同体(kertség)について、最初に確認しておかなければならない。

1757年から残されている「メシュテル通り小戸前葡萄畑(Mester Uttzai Kisajtó előtt lévő kert)」(別名チゲケルトCsigekert)の運営規定を見ていこう¹⁰¹。他の葡萄畑についてのこのような規定を知ることのできる史料は発見されていないが、おそらく同様の規定がそれぞれに存在したと思われる¹⁰²。ここには、17ヶ条にわたって諸種の規則が列記されている(詳細は史料3.)。内容を大きく分けると、以下のようにまとめることができる。

(1) 葡萄畑の管理、防犯についての所有者の義務。(2) 各人の畑地の所有。(3) 葡萄畑共同体の運営と葡萄畑管理人および葡萄畑番の任務、およびそれらの市参事会との関係。

条項の大部分は(1)の葡萄畑の管理、防犯に関するものである。葡萄畑の外延には共同の門が設けられ、出入り時以外の閉門が義務づけられていた(11条)。また、各所有者は、必要に応じて自らの畑地に生垣や溝をめぐらせ、施錠のできる戸を設けなければならず(1、2条)、他者の畑地の横断および侵入(4条)、また生垣の間からの通行が禁じられた(8条)。これらは、盗人の侵入などによる「公共の害」を未然に防ぐためであり、また各所有者の所有権を守る(「他の者の畑地に許可なく出入りし、そこを踏み固め、共同の道にしてしまうことを禁じる」)ためである。

最後の点は(2)の点と重複してくる問題である。各所有者の所有権について、この規則は多くを語っていない。各人の畑地の周縁部に一定の空き地を設けることにより、他者の畑地との区分を明確にし、葡萄の徒長による混乱を予防する措置が取られ(9条)、また、共同のあぜ道への不法な私物化も厳しい罰則をもって禁じられている(10条)。葡萄

畑の入手方法については直接的な言及はないが、競売（12条）や「所有権あるいは相続権」（1条）についての言及から、参事会および葡萄畑共同体の介在の上で、私個人によって購入、相続されていたことが確認できる。

（3）の葡萄畑共同体の運営については、全所有者に出席が義務付けられた所有者全体集会（közönséges gyűlés）が行われていたことが確認できるが、そこで何が議論され、いかなる権限があったのかは明らかではない。権限について若干知ることができるのは、複数人からなる葡萄畑管理人（Kert Gazdák）である。彼らの任命がいかに行われたのかは分からないが、各所有者に畑地の管理、清掃等を指示し、不法な植えつけを除去するなど、所有権の総合的な管理を担っていた。それとともに、所有者集会欠席から、生垣や戸などの管理不行き届き、さらには不法侵入や窃盗などまでの制裁・処罰権を有していた。この葡萄酒管理人あるいは彼らが代表する葡萄畑共同体と市参事会の司法権との関係を表しているのが、4条で触れられている「判事は葡萄畑に権限を及ぼし得ない（a keretség benne Bírónem lehet）」という一節である。葡萄畑共同体は、その域内での一定の下級司法権を有していたと見ることができる。ただ、被害の程度に応じて参事会への報告義務も定められている（4、11条）。日常的に葡萄畑の管理にあたったのは葡萄畑番（csósz）である。彼の給与は所有者全員から支払われ（13条）、防犯や（4条）、畑地の管理違反に対する補填（2条）を行った。16条で触れられている監視台（álló）に常駐したのもおそらくこの葡萄畑番であろう。

このように、（それぞれの）葡萄畑は市参事会から一定の自立性を確保しつつ、所有者集会、葡萄畑管理人を通じた自治機能を有していたと結論することができる。

3. 庭葡萄畑所有面積構造

次に庭葡萄畑の所有面積構造を見ていこう。表 2-8 は 17 世紀末から 19 世紀半ばまでの庭葡萄畑の総面積を記してある。ここから 18 世紀半ばまでに庭葡萄畑の急速な拡大が行われ（1720 年からの 50 年間で 2.4 倍に拡大）、その後は漸増していることが（1770 年からの 49 年間で 1.19 倍）わかる。

また、それぞれの庭葡萄畑の面積についての数値は表 2-9 に示した通りである。これら面積の大小に大きな格差のある葡萄畑は、それぞれ、前項でメシュテル通り前葡萄畑（チゲケルト）について確認したような自治組織によって運営されていたと思われる。

個々の庭葡萄畑における所有は、1811 年からペーテルフィア通り門と「大きな森」の間の「流砂からなる平坦でない丘と沢からなる不毛の土地¹⁰³」に新たに造成された葡萄畑（ペーテルフィアイ・ケルト）について見ていくことができる。造成時の総面積 19.62ha は、242.25 カパーシュ（史料にはニラシュと記載）に分けられ、それを計 181 人がカパーシュあたり 20 フォリントで購入した（「大きな森」の森番が共同名義で購入しているがこれは 1 人として計算した）。具体的な配置は不明だが、葡萄畑は内部で 4 つの区画あるいはあぜ道（dűlő）に分けられていた。その内訳は、表 2-10 に記したように、面積および所有者、所有者の平均所有面積ともにほぼ均質である。

この葡萄畑における所有面積分布をあらわしたのがグラフ 2-9 である。このように圧倒的多数が 1 カパーシュ所有者で全体の 70% 以上を占めている。3 カパーシュ以上の所有者は 10 人で 5% を占めるに過ぎない。カパーシュでの平均所有面積は 1.34 カパーシュで

ある。この葡萄畑に見られる所有面積の均質性は、新たに造成された葡萄畑であることからの例外的なものであるとも考えられる。1757年には、ツェグレード街区居住者の間に、トーツォーシュケルトに 14 カパーシュ、13 カパーシュ、ボルドグファルヴィ・ケルトには 14 カパーシュ、10 カパーシュなど、ひとつの葡萄畑に広い土地を所有している者を見出すことができる¹⁰⁴。このことから、庭葡萄畑所有の集積は、造成後の売買等によって進んだと推測することができる。

次に、庭葡萄畑全体の所有分布を見ていきたい。グラフ 2-10 は、1730 年のペーテルフィア街区、1770 年の市全域とペーテルフィア街区、1828 年のペーテルフィア街区市内域およびピアツ街区の市外域について所有面積構成比をあらわしている。18 世紀前半から 19 世紀前半にかけて、所有面積が上方に分解するとともに、最頻値が 1 カパーシュ以上 2 カパーシュ未満から、2 カパーシュ以上 3 カパーシュ未満、さらに 3 カパーシュ以上 4 カパーシュ未満に移っている。1730 年に 4 カパーシュ (0.32ha) であった最大所有面積は、1770 年には 25 カパーシュ (2.03ha) となった後、1828 年のペーテルフィア街区では 59 カパーシュ (4.78ha) が最大となっている。保有率が 1730 年の 20.28% から、1770 年に 27.07% と増えたのに対し、1828 年には 28.28% と漸増したに留まっている。また、所有者の平均所有面積は 1.38 カパーシュ (0.11ha) から 3.64 カパーシュ (0.30ha)、6.73 カパーシュ (0.55ha) と拡大している。ここから、18 世紀中頃までの葡萄畑造成による総面積の拡大は、所有者層の拡大を伴ったのに対し、19 世紀初頭の造成は、既存の所有者層の中での葡萄畑集積に吸収されていったとみることができる。

再び 1811-12 年のペーテルフィア・ケルトに注目して所有者の居住街区ごとの分布を見ると、グラフ 2-11 を得る。所有者の大部分は、この葡萄畑に最も近いペーテルフィア街区に居住し、最も遠いヴァルガ街区居住者が最も少ない。この居住街区近くの葡萄畑に畑地を購入する傾向は、1757 年のツェグレード街区第 1-3 地区の庭葡萄畑所有者延べ 158 人 (150 人) の所有する葡萄畑の位置を分析することによっても確認できる (グラフ 2-12.)。ツェグレード街区は市内域の東側にあつたが、各葡萄畑のうち、市の東から南にかけて点在する 3 つの葡萄畑 (チャポーケルト、ホモクケルト、ボルドグファルヴィ・ケルト) に、所有者、所有面積ともに半分以上が見出される。なお、この所有者 150 人のうち、8 人が 2 ヶ所の葡萄畑に畑地を所有している。

4. 庭葡萄畑所有と階層

次に、耕地と同様に、庭葡萄畑所有と納税額に基づく階層との関係について見ていく。グラフ 2-13 は、1770 年の市全域の庭葡萄畑所有面積と納税額の関係を相関図として表したものである。

相関係数は 0.493457 で、グラフからも明らかなように、庭葡萄畑と納税額の相関は非常に緩やかである。前節第 2 項で確認した耕地と納税額の関係 (グラフ 2-6、相関係数 0.7276) と比較すると、庭葡萄畑所有の拡散性あるいは階層横断性が見て取れるのである。ただ、庭葡萄畑所有面積上位 100 人 (7.5 カパーシュ《0.61ha》以上所有者) の平均納税額は 24.43 フォリントとなり、前節で見た耕地の上位 116 人の平均納税額 27.25 フォリントと同様に非常に高い。

1828 年のペーテルフィア街区市内域の資料では、すでに触れたように納税額が記載さ

れていないため、屋敷地所有面積との関係を見ると、グラフ 2-14.が得られる。ここでも、相関係数は 0.384082 と、非常にゆるい関係しか認められない。これは、同年の家属地耕地と屋敷地面積の相関の強さ（グラフ 2-7.、相関係数 0.9313451）と比較するとその特徴が明らかである。

5. 庭葡萄畑所有と職業

庭葡萄畑所有と職業の関係について次に見ていく。グラフ 2-15.は、すでに納税額と耕地について分析の対象としてきた 30 の職業の庭葡萄畑所有面積構成比と全体平均所有面積および所有者平均所有面積を表したものである。平均所有面積の序列に並び替え、職業名の前には平均納税額の序列数値が記してある。全家長の所有率 27.07%を下回るのは、8 人すべてが庭葡萄畑を所有しない石工など 9 の職業で、平均所有面積で全家長の数値を下回るのは 10 の職業である。

職業との関係を、前節で見た耕地の場合と比較すると、次のことが言える。母数が 10 以下の職業を除外すると、耕地では、保有率が最低 23.53%、最高 93.71%、平均保有面積が最小 0.16 ニラシュ、最大 6.25 ニラシュであるのに対して、庭葡萄畑では、所有率が 11.11%から 64.29%、平均所有面積 0.24 カパーシュから 4 カパーシュとなり、庭葡萄畑所有の職業間格差が耕地と比較して小さいということが言える。このことは、グラフからも、平均所有面積の二つの曲線がよりなだらかであることから見て取ることができるであろう。

また、平均納税額での序列と庭葡萄畑平均所有面積の間のゆれが、（例えば納税額序列 5 位の自作農が庭葡萄畑では 19 位に、逆に 23 位の皮細工職人が 9 位になっているように）特に耕地と比較して大きいことも、前項で見た庭葡萄畑所有と階層の関係性の弱さを裏付けているといえる。

庭葡萄畑所有面積上位 100 人（全家長の 2.05%、庭葡萄畑所有者の 7.58%）の職業に注目すると、表 2-11.のようになる。自作農が最も多いのは耕地保有上位 116 人の分析（表 2-4.）と同様であるが、その占める割合は低くなる。その他、手工業従事者が 39 人、商業従事者が 11 人となるが、特徴的であるのが、日雇いが 2 人（それぞれ 10、9 カパーシュ所有）見出せることである。この上位 100 人のうち役職者とその寡婦は 28 人（28%）を占める。

6. 庭葡萄畑所有と市民権・屋敷地

最後に、市民権あるいは屋敷地所有との関係について見ていこう。ここでも、耕地に関する前節で分析したように、1730 年のペーテルフィア街区、1770 年市全域、1828 年ペーテルフィア街区市内域に加えて、1828 年のピアツ街区市外域について、市民と住民、家持ちと家なしに可能な限り分類した表を用いて分析していく（表 2-12、13、14、15）。

まず、市民権に注目すると、保有率では、1730 年のペーテルフィア街区で市民は 33.61%、住民は 12.35%、1828 年のペーテルフィア街区市内域では市民が 51.76%、住民が 13.39%となる。100 年の間に、市民権を持たない市内域住民の庭葡萄畑所有傾向が鈍い上昇を示しただけであるのに対し、市民の間ではその傾向を顕著に見てとることができる。それに加えて、18 世紀末から拡大した市外域の居住者では、1828 年のピアツ街区市外域で 34.78%

と市内域の住民を上回る保有率を示している。

非所有者を含めた全体の平均所有面積を見てみると、1730年で市民が0.05ha、住民が0.01ha、1828年では市民0.28ha、住民0.07haとなり、市民、住民ともに5から6倍以上の伸びを示している。ここでも、1828年の市外域民は0.10haと住民を上回る数値を得ている。

次に屋敷地所有の有無を基準にしてみると、次のようなことが言える。保有率は、1730年には家持ちと家なしはそれぞれ30.63%、5.30%、1770年で41.06%、9.56%、1828年42.79%、4.98%と市民権の有無を基準とした場合以上の格差が見られる。そのことは、全体平均所有面積でも、1730年に0.35haと0.004ha、1770年に0.13haと0.02ha、1828年に0.24haと0.03haというように大きな違いがある。

ただ、ここで確認しておかなければならないのは、所有者の平均所有面積では、市民権の有無、屋敷地の有無による格差がほぼなくなることである。1730年のペーテルフィア街区では、庭葡萄畑を所有する市民の家持ちの平均が0.12haであるのに対して、住民の家なしでも平均0.08haである。1828年になるとその格差はさらに縮まりそれぞれ0.55ha、0.51haとなる。唯一、所有者平均で差異を見出すことができるのは市外域民で、1828年の所有者平均0.29haとなっている。それでも家持ち市民の平均の2分の1以上を成している。

これらの数値を前節第4項で分析した耕地保有と比較することによって、さらに庭葡萄畑所有の特徴を明らかにしていこう。確認したように、保有率、全体平均保有面積に関して、耕地保有において格差を示すのは市民権の有無ではなく、屋敷地の有無であった。特に保有率では、最も差の小さい1730年の数値でも家持ちと家なしでは69.11%と0.76%というように大きな格差があった(表2-5)。その点で、庭葡萄畑所有では上で見たように明白な格差は存在するものの、耕地と比較して最大値が低下すると同時に最低値が上昇することにより、その差は明らかに小さくなる。同様のことは、全体平均保有面積に関しても当てはまる。

以上の分析を踏まえ、デブレツェンの庭葡萄畑所有の意味を、耕地保有と比較することによって、より明確に捉えることができると考えられる。それは、以下のようにまとめることができるであろう。すなわち、庭葡萄畑は、所有者が耕地保有者と比べ少数ではあるが、納税額、職業、そして市民権および屋敷地所有の有無、さらには市内域・市外域居住に基づく格差が少なく、特に所有者の間での平均所有面積の差異は最小限のものであったということである。言いかえるならば、列挙した社会的な差異間に横断的に庭葡萄畑経営が行われていたということである。

第4節 土地の役割：耕地と葡萄畑と市場

1. 穀物と市場

本章の最後として、土地からの生産物の市場との関係について分析していく。

まず、耕地で生産される作物について見ていこう。表2-16は1788年のピアツ街区と1849年の市全域の耕地生産物の収穫量を表している(単位はポジョニ・メーレー:PM)。1848年以前の史料では、小麦、ライ麦、大麦、燕麦以外の作物に関して全体像を知るこ

とはできない。特に 1849 年に小麦の 2 倍以上の収穫量を見せているとうもろこしの生産が 19 世紀前半に以下に拡大したかについては、別個の研究が必要であろう。

表 2-17 は、1771 年以降断片的に残されている街区ごとの各種穀物生産量調査に基づいて小麦の生産量と消費量、および市場供給量などに関して作成したものである。なお、1784 年ペーテルフィア街区以降については家長ごとの数値も得られる。ただ、供給量、自家消費量ともに年によって大きな揺れがあるため、これらの数値の信憑性には一定の留保が必要であり、詳細な分析に絶え得るものとは思われないため、あくまで全体的な傾向として捉えておきたい。

この表から明らかになるのは、自給能力の歴然とした欠如である。c の自給率（街区内の消費志向量 (b) に対する生産量 (a) の比）を見ると、1810-11 年ピアツ街区の 98.05% を例外として、各年各街区とも 50% に満たないことが大半である。さらに、市場の役割を明確にするために、生産量から売却量 (d) を引いた自家供給自家消費量 (f) が消費志向量に対して占める割合 (g) を見ていくと、最高値でも 1835-36 年の 45% に留まっており、最低では 1771 年のハトヴァン街区の 5.6% となっている。このことは、消費される小麦の 55% から 94%（13 件全体での平均では約 80%）が市場を介して供給されていたということを示している (h)。

生産者に注目していくと、生産者の小麦消費量の市場経由率は最大でも 50% と、全体と比較すると大幅に市場への依存度は低くなる (i)。しかし、生産者の間でも完全自給が可能な者の率は 9 件の平均で 57.50% となり、多くの年、街区で生産者の過半数が小麦の供給の少なくとも一部を市場に依存しなければならなかったということが分かる (o)。

さらに、生産量が自家供給自家消費量を上回り、余剰生産物を市場に売却することができる者の割合は、平均で生産者の 30% 弱、家長全体では 6.55% にしか過ぎない (q, r)。

小麦に見られるこれらの傾向は、ライ麦や燕麦など他の穀物にも同様に（むしろより強く）見られる。例えばライ麦では、自給率は平均で 10% に満たず、消費志向量の市場経由率は 90% 以上となっている。これらから、耕地の生産物（穀物）の消費、市場との関係をまとめると以下のようなことが言える。すなわち、穀物自給率が低く、それに伴い自家消費穀物の市場への依存が極めて高いこと、そして逆に市場への供給可能性が低いことである。そのことは、デブレツェンの穀物消費が市外からの供給に多くを依存していたことを意味しているのだが、さらに、デブレツェンの居住者にとっての耕地保有の意味という観点からすると以下のことが言えるであろう。すなわち、耕地保有は、生産物の市場への供給を志向したものではなく、また自家消費全体を満たすものでもなく、それゆえ、自家消費を補完する役割しか持たなかったということである。

2. 葡萄酒と市場

次に、これまで耕地と対比することでその特徴を明らかにしてきた葡萄畑の意味を、同様に生産物と市場の関係に注目して分析していきたい。ただ、葡萄酒販売については次章であらためて扱うため、ここではあくまで生産量と市場供給量に限定した分析にとどめる。

ラーツ・イシュトヴァーンが 18 世紀末から 19 世紀初頭までの標本を用いて算出したデブレツェンの庭葡萄畑の葡萄酒生産性は、平均庭葡萄畑 1 カパーシュあたり葡萄酒 13.8

チェベル (579.12 リットル)、すなわち 1ha あたり 46.91 リットルであった¹⁰⁵。この数値を用いると、すでに繰返し扱ってきた 1770 年の調査から得られた 1770 年の庭葡萄畑総面積 4,806.50 カパーシュからは、66,329.70 チェベル (2,783,857.51 リットル) の葡萄酒が生産され得たことになる。

デブレツェン市内における葡萄酒販売は、次章で詳細するように、1835 年まで市による専売の枠内で行われていた。そのため、葡萄酒生産者 (生産者市民) にとって、生産した葡萄酒は市に買い上げられることで居酒屋 (市場) に供給することができた¹⁰⁶。そのため、市居酒屋への庭葡萄畑で生産された葡萄酒 (庭葡萄酒 kerti bor) の量を用いて、(土地所有に関すると同様に、少なくとも) 庭葡萄酒に限定して、葡萄酒生産量と市場、自家消費 (非市場供給) の関係について分析することができる。

市営居酒屋の帳簿に基づいてデブレツェンで生産された庭葡萄酒の市場供給量を算出することは、ふたつの不確定性を含んでいる。ひとつは、1770 年前後の市による葡萄酒買い上げ帳簿が残されていないこと。次に用いることができるのは、市営居酒屋会計報告書であるが、これは 1780 年代まで価格帯による葡萄酒の区分は用いているが、庭葡萄酒と山葡萄酒という産地の区分を明記しておらず、庭葡萄酒の居酒屋への供給量を確定することが困難であるということである。しかし、ひとつに、(これも次章で詳述するが) 1774 年の葡萄酒買い上げ規則により、庭葡萄酒の買い上げは 4 月までしか行わないという規定があることを根拠にすると、4 月以前に居酒屋主が代わったことにより会計報告書に記載されていない種類 (価格帯) の葡萄酒 (それまでに買い上げられなかった葡萄酒) は山葡萄酒であると判断できること、次に、1780 年代以降の葡萄酒買い上げ帳簿および居酒屋会計報告書の記述によると、庭葡萄酒は市営居酒屋で販売されたものの最低価格と 2 番目の葡萄酒であったということなどを根拠として、庭葡萄酒の市場供給量を算出することができる。これらの根拠をもとに算出した 1770 年から 1772 年と、葡萄酒買い上げ帳簿をもとに確定できる 1781 年から 1783 年¹⁰⁷までの庭葡萄酒市場供給量と、上で推計した 1770 年の庭葡萄酒生産量を基準に作成したのが表 2 - 18.である¹⁰⁸。

ここで明らかになるのは、生産量にたいする市の買い上げ量 (デブレツェン市場への合法的な供給量) が、10%前後にとどまっているということである。自家消費量を算出することが不可能であり、市外への販売量も算定できず、また、この時期以降にも庭葡萄畑が拡大していることなどから、これをもって供給過剰と判断することはできないが、庭葡萄酒はデブレツェン市場への供給の余力をかなり有していたと考えることができる。穀物と葡萄酒の生産とデブレツェン市場の関係に関してまとめると、穀物が自由市場において需要過多、葡萄酒が市専売制を背景として供給過多であるという図式である。

本章の分析を踏まえて、デブレツェン居住者にとっての土地保有・所有の意味は、耕地と葡萄畑の比較を通じて、以下のようにまとめることができる。耕地は、土地所有権および管理権が都市への帰属、数年ごとの割り替えを基軸とする土地共同体的用益形態が 1770 年代から徐々に解体され、質地耕地を中心とした耕地集積が漸進的に生じていく。分配上限を伴う家屬地耕地と耕地料支払いの義務を負う質地耕地という二重の土地制度は、居住者の広範な層への耕地分配と一定度の耕地集積を可能にしたが、一方、家屬地耕地分配において納税額あるいは屋敷地所有面積が基準とされ、質地耕地において市民権保持を前提

として保有面積に比例した耕地料負担を伴ったことは、耕地保有が、市民権の有無および階層分化と強い連関を持つ要因となった。

逆に、個人の所有権が属する葡萄畑庭葡萄畑は、所有者、所有率の点で耕地保有に比べ居住者のより狭い層に及ぶにとどまるものであった。しかし、所有者の構成は、市民権の有無、市内域・市外域居住の差異が耕地保有に比して小さく、また、所有面積も納税額、屋敷地所有面積への従属度が極めて低かった。換言すると、葡萄畑所有は、身分的、階層的に横断的な性格を有していたのである。

さらに、生産物の市場との関係に注目すると、穀物が需要過多であったのに対し、葡萄酒はデブレツェン市場に関しては極度の供給過多であった。このデブレツェン市場への葡萄酒供給を限定していたのが、市による専売制度である。次章で、デブレツェンの葡萄酒販売制度を分析することで、居住者および都市にとっての葡萄酒の社会的役割を明らかにしていきたい。

第3章 葡萄酒

第1節 葡萄酒専売制度

1. 葡萄酒専売の法的根拠と葡萄酒監督官

王国自由都市における葡萄酒販売は、都市特権と密接に関連している。その法的根拠について1813年にデブレツェン参事会の調査委員会は、大きく1) 特権 (Privilegiumok)、2) 国王勅令 (Királyi Diplomák)、3) 法律 (Törvények) の3範疇にまとめている¹⁰⁹。

都市の特権は、王国自由都市、市場町の差異に関わらず、都市に与えられた諸権利の総体からなるが、葡萄酒に関わるのは、国王小特権の行使権 (*iura regalia minora, királyi kisebb haszonvételek*) と呼ばれるものである。これは、鉱山や貨幣鑄造などの国王大特権 (*iura regalia maiora, királyi nagyobb haszonvételek*) が国王に属したのに対して、所領宛行に伴って領主権に属した。都市に対しては、都市特許状に記載されることで特権の一部を形成することになった。国王小特権の内容は、主に以下のようなものである。1) 酒類販売・居酒屋経営権、2) 家なし農からの徴税権、3) 食肉屠殺・販売権、4) 粉挽場経営権、5) 漁撈権、6) 店舗賃貸料徴収権、7) 蒸留酒製造権、8) 煉瓦製造権、9) 関税徴収権、10) 定期市開催権¹¹⁰。これらの特権は、デブレツェンに限らず都市財政の最大の基盤であった。表3-1は、18世紀中期の王国自由都市における都市歳入に占める国王小特権の割合を示したものである。ここから明確であるように、この特権からの収入は都市にとって決定的な意義を有していた。

次節でデブレツェンに関してみるように、これらの特権のなかでさらに重要な要素であったのが葡萄酒販売権であった。18世紀のデブレツェンでは葡萄酒販売による収入は、歳入全体の20から45%を占めていた。

デブレツェンで葡萄酒販売権が都市に属していたことが明らかになるのは1476年からである。この年に、当時の領主から市にこの特権が授与されたことが記録されている¹¹¹。1813年の市調査委員会の報告書によると、その後、1588年に当時トランシルヴァニア侯であったルドルフから、1600年にはハンガリー王としての彼から市場町の特権を確認される過程で承認された。さらにそれは1693年の王国自由都市特権授与にあたって新たに獲得された¹¹²。

国王勅令による根拠としては、1691年に発せられたトランシルヴァニア侯国の国制を維持しつつハプスブルクの宗主権を認めさせたレオポルト勅令によってトランシルヴァニア侯によるそれまでの特権授与が継続されること、その後も1741年、1791年および1792年の国王勅令によってもそれが追認されたことが述べられている¹¹³。法律によるものでは、1613年法律第9号などで葡萄酒販売権が都市に帰属することが明記されていることが根拠に挙げられている¹¹⁴。

このように、デブレツェンの葡萄酒販売権は王国都市特権獲得以前から継続して都市に属したと思われる。ただ、これが次に見ていくような都市(参事会)による専売制というかたちで行われたのがいつからかは明確に分からない。おそらく17世紀には確立していたものと言える。

デブレツェンの葡萄酒専売制度を統括していたのが、葡萄酒監督官 (*Inspector vini, Borbíró*) である。18世紀初頭から2名が置かれた。彼らは1750年までは参事の間から、

その後は1名が市会員から、もう1名が市民の間から任命された。1774年からはその上に参事から任命された1名の葡萄酒首席監督官 (Super inspector vini, Bor fő inspector) が置かれた。市会員監督官は参事会から直接に任命され、市民監督官は、市会員監督官の出身街区の地理的に反対側に位置する街区から、市民による選挙によって選出された¹¹⁵。

葡萄酒販売制度全般の統括は2名の監督官によって行われ、首席監督官は参事会を代表して彼らから報告を受ける役割であった。その詳細は1731年および1774年に発せられた葡萄酒監督官規則 (Bor Inspectorok Instructiója) から明らかにすることができる (史料4および5)¹¹⁶。その職務は大きく分類すると以下のようになる。1) 葡萄酒買い上げの実施、2) 市への葡萄酒持ちこみの監視、管理、3) 居酒屋への葡萄酒の納品と売上金の居酒屋主からの徴収と市庫への納入、4) 葡萄酒の品質管理、および居酒屋の監督、5) やみ葡萄酒販売の取り締まり。

1) に関しては、後に詳述するような独特の循環方式で市民から葡萄酒を買い上げた。不作などにより市民および住民の所有葡萄酒が枯渇したときに限って、参事会の許可のもとで監督官は市外部から仕入れることができた (1731年7条、1774年5条)。2) に関しては、市の居住者以外は参事会の許可を受けた個人的消費用のものを除いて市内域に葡萄酒を持ちこむことが禁じられていた (1731年18条、1774年8条13項。また、市民が山葡萄畑で生産した葡萄酒に関しては、収穫から新年までは自らの葡萄畑で生産された旨の証明をしたうえで自由に市に持ち込むことができたが、その後は監督官のちには参事会へ通知した上で持ちこむことができた (1731年17条、1774年8条12項)。3) の葡萄酒の納品と売上金の徴収、納入に関しては1774年に詳細化され、すべて監督官および居酒屋主のそれぞれの帳簿に記録された。売上金は15日おきに監督官によって居酒屋主から徴収され、市庫に納入された (1774年3条、8条15項)。年度末には、参事会に対して決算報告が行われた (1774年2条)。4) の葡萄酒の品質管理については、良質の葡萄酒を買い上げ、販売させる義務とともに (1731年2条、1774年6条)、買い上げ後の保存にも責任を負うことが記されている (1774年8条17項)。最後に、監督官および市居酒屋を介さない非合法の葡萄酒販売 (vakbormérés) を取り締まることも、市の特権を侵害するものとして、監督官によって厳格に取り締まれることになっていた (1731年19条、1774年8条14項)。

2. 居酒屋

次に、葡萄酒販売が実際に行われる居酒屋について見ていく。市による専売制度の末端として、市内域の居酒屋はすべて市の直営で、市有地に建てられていた。1軒の旅籠を含めて、18世紀末には12軒、19世紀初頭には13軒が市内域にあった。ヴァーラド通りとセント・アンナ通りの交差点に市内域唯一の旅籠「白馬 (Fehér Ló vendégfogadó)」があり、ピアツ通りにカルドシュハーズ居酒屋と市庁舎居酒屋があったほかは、ミクローシュ、ハトヴァン、ツェグレード、キシユ・ヴァーラド、ヴァルガ、キシユ・ペーテルフィア、ナジ・ペーテルフィア、メシュテル、チャポーの各主要通りに、通りの名を冠した居酒屋が見出された。蒸留酒も販売されていた白馬旅籠とカルドシュハーズを除くと、すべて葡萄酒のみが扱われ、別に1軒のビール居酒屋と2軒の蒸留酒居酒屋が市内域にあった。

市内域の外では、旅籠と小規模な居酒屋がプスタに点在した。これらは、18世紀半ば

までは大半が市の直営であったが、その後多くは請負に出され、葡萄酒買い上げから経営までを市と契約した請負人によって経営された。プスタの旅籠および居酒屋は 1740 年代には 3 軒（ホルトバージュ、セレシュ、ラートーテレク）、1770 年代には 7 軒（ニューラシュ、エレプ、チュカーシュ、アーロキレートと上記 3 軒）、1820 年代には 14 軒（既出に加えてフェヘルバーラーニュ、ベーガーニュ、エプレシュケルト、ハラープ、シャーヴォシュクート、ルダシュ、バラクと増加していった。1820 年にはそのうち 9 軒が請負人によって運営されていた。年間の請負料は旅籠・居酒屋により差があり、表 3-2 の通りである。

直営居酒屋の主人と販売の実態に関しては、1798 年に出された葡萄酒居酒屋主規則（*Bor Csaplárók Instructiója*）によって明らかにすることができる¹¹⁷。居酒屋主は、その職務の開始にあたって、市書記と葡萄酒監督官の前で宣誓し、この規則を遵守することおよび良質の葡萄酒のみを売ることが義務付けられた。規則の主な点は以下の通りである。居酒屋主は、監督官から納品された葡萄酒に関して、納品日、樽の番号と数量、完売日とその樽から生じた純葡萄酒（*színbor*）と澱（*seprű*）の量、および売上金額を帳簿に記入し、葡萄酒樽は入荷順に澱をくみ出した状態で店内に運び込み、葡萄酒 1 種類につき 1 樽のみを売り台に据えることが義務付けられた。居酒屋内へは、水および居酒屋主自身の葡萄酒の持ちこみが厳重に禁じられ、違反した場合は解職された。また、泥酔者および窃盗犯歴者（*lopásról meg jegyzett személy*）の入店、家畜や衣類などでの支払いが禁じられた。

居酒屋主の任命方法については、それを知ることができる史料が少ないが、先に見た葡萄酒監督官規則で、居酒屋主の条件として「滞納金を弁済するに十分な屋敷地を所有するか、所有しない場合には保証人を立てること」が定められていることから（1774 年 8 条 15 項）、市民権を有することが条件であったものではないことが分かる。ただ、1820 年代に展開された蒸留酒請負を巡る議論の中で、蒸留酒販売請負人をデブレツェン市民に限定することが参事会によって強力に主張されたことなどから考えると、葡萄酒居酒屋も、少なくともデブレツェン居住者に限られたと考えられる。実際に、居酒屋の売り場で販売を行ったのが、居酒屋主自身あるいはその妻であったか、雇い人であったかは定かではないが、居酒屋で起こった犯罪の証人として居酒屋主が喚問される例があること、また、居酒屋主が、その子や下僕について監督責任を持ったことなどから、双方の可能性がある。

第 2 節 葡萄酒買い上げ

1. 買い上げ制度

それでは、葡萄酒買い上げ制度について、詳しく見ていきたい。すでに触れたように、葡萄酒専売制度については、1731 年と 1774 年の葡萄酒監督官規則から明らかにしていくことができる。1731 年以前の制度の詳細は明らかでないが、1731 年の規則は 1774 年の規則施行まで有効であったとみられる。これら 2 つの規則の間には、若干のしかし重要な変更点が含まれている。1774 年の規則は、その後、1794 年、1797 年に補足修正が行われ、これらは 1833 年まで維持された¹¹⁸。

デブレツェンの葡萄酒買い上げ制度の基盤は、市民権の一部としての葡萄酒売却権にあった。1731 年の規則によると、「山葡萄酒、庭葡萄酒に関わらず、本市在住の市民（*itt lakos Civisek*）、あるいはこれまで市民相当の特権を与えられてきた者（*a kik eddig Civilis*）

Praerogativával éltek) 以外からは買い上げず、居酒屋に納入しないこと」(1731年5条)と規定されている。ここで述べられている「市民相当の特権を与えられてきた者」とは、カルヴァン派の説教師 (Praedikátor)、詠唱者 (Kántor)、およびカルヴァン派神学校の教授である。ここで述べられていることは、逆に言えば、市民権 (あるいは相当の特権) を有さない者、すなわち住民や市外域民には葡萄酒売却権が与えられなかったということである。こうした、市民権と葡萄酒買い上げ制度 (あるいはそれに基づく葡萄酒販売制度全般) の密接な結びつきは、1774年の改正においても維持された。

買い上げられる葡萄酒の量の基準は、納税額であった。1731年規則では、納税額 1 フォリントにつき、庭葡萄酒 0.5 チェベル、山葡萄酒 1 チェベルを買い上げさせる権利が各市民に与えられた (1731年8条、11条)。1774年規則では、2種類の葡萄酒ともに 1 フォリントあたり 1 チェベルとなったが、50 チェベルの上限が設けられた (1774年8条)。

1731年規則では、この納税額を基準としたものに加えて、役職に基づいても買い上げ量が割り当てられた。すなわち、1 循環 (後述) あたり、首席判事および護民官は山葡萄酒 120 チェベル、庭葡萄酒 30 チェベル、参事はそれぞれ 100、20、市会員は 50、15、市財務官および市貯蔵庫監督官 25、10、カルドシュハーズおよび市庁舎居酒屋主は山葡萄酒に限り 40 チェベル、その他の居酒屋主は山葡萄酒 25 チェベルを買い上げさせることができた。この役職を基準とした買い上げ量は、1770年の役職者数、居酒屋主数を基にすると 4,410 チェベルとなるが、これは同年の葡萄酒買い上げ量全体の 27.62% を占め、また、この年の最高納税額が 118 フォリントであったことも踏まえると、葡萄酒買い上げ制度の大きな部分を占めることになった。この役職者の葡萄酒買い上げにあたっての特権は、1774年の改正で廃止され、逆に葡萄酒監督官 (彼らは同時に市会員および市民である)、居酒屋主、葡萄酒運搬人からの買い上げが禁止された (1774年4条)。この変化は、次章で見るように、1760年代末からの市民らの嘆願、および国王委員の活動に由来している。

葡萄酒買い上げは、循環制と呼び得る制度によって運営された。循環制は、屋敷地番号に従って順番に葡萄酒を監督官が買い上げていくものである。循環は、庭葡萄酒と山葡萄酒の新酒 (új bor) と古酒 (óbor) が個々行われ、原則的に庭葡萄酒が葡萄収穫終了から3月末まで、山葡萄酒新酒が4月から葡萄収穫開始まで行われた。山葡萄酒古酒は、年間を通じて行われた。また、各街区の1地区で順番が完結すると、対称街区の地区に順番が移った。1774年規則での表現に従えば、「この公共の益 (közhaszon) を、市の他の部分にもより早く及ばせ、幸福な時期の [収穫からくる] 利益をひとつの街区が他の街区から奪うことのなきよう、すべての街区は一回の [買い上げの] 循環につき1地区のみ、あるいは [街区の] 5分の1のみが、その後他の街区もそのうち1地区のみが利益にあずかることができる。葡萄酒監督官が1地区に関して葡萄酒買い上げを終了した場合、上地区の街区から下地区の街区へ移ることが繰り返される」(1774年規則8条3項) ことになっていた。

これに従い、1780年11月から1783年11月までの3年度を例にすると、循環制は以下のように実行された。1780年11月からの庭葡萄酒買い上げは、ツェグレード街区第2地区の109番メッジェシ・シャームエルから始まり、この地区が完結したあと、ペーテルフィア街区第2地区、ヴァルガ街区第2地区、チャポー街区第2地区、ピアツ街区第2地区の順で続けられ、次にハトヴァン街区から第3地区に移り、その後再びツェグレード街区

に戻り第3地区で買い上げが続けられた。この年度の庭葡萄酒は1781年3月3日にピアツ街区第5地区で買い上げを終了した。翌年度は、1781年11月にハトヴァン街区第1地区から始められ、ピアツ街区第1地区で終了、翌々年度は、1782年11月ハトヴァン街区第2地区からピアツ街区第2地区まで循環した。同様の3年度において、山葡萄酒新酒の買い上げ循環は、1781年3月からにチャポー街区第1地区から始まり10月にヴァルガ街区第3地区190番フォドル・ゲルゲイで終わり、翌年4月同街区同地区198番ラーツ・ヤーノシュから開始され、10月末のツェグレード街区第1地区で終了、翌々年4月ペーテルフィア街区第1地区から開始され、10月にヴァルガ街区第2地区で終了した¹¹⁹。このように、庭葡萄酒と山葡萄酒新酒それぞれの循環は、2年強で市内全街区全地区を一巡していたことになる。

庭葡萄酒が3月までに買い上げを終了されたのは、これが「長期の保存に耐え得ないため(1774年規則7条)」であり、これが完売された後、より良質の山葡萄酒が居酒屋に並んだ。ただし、「庭葡萄酒を通常飲まない者にも酒類が〔居酒屋に〕備えられるべきであり、とりわけ旅行者たちの大部分は白馬旅籠ならびにセレシュ旅籠に宿泊するため、良質の適切な葡萄酒にたいする需要がある」(1774年規則7条)ことから、年間を通じて買い上げられた山葡萄酒古酒は、常に、しかし一部の居酒屋で常時購入することができた。

葡萄酒売却権を他の市民へ譲渡することは1797年の規則補足で禁じられたが¹²⁰、葡萄酒畑を持たない市民が、他の市民から葡萄酒を購入した上で市に買い上げさせることは容認されていた¹²¹。

2. 葡萄酒買い上げ実績

次に、葡萄酒買い上げの実態についてみていきたい。表3-3、3-4、3-5は1740年、1781年秋から翌年秋、1829年秋から翌年秋までの葡萄酒買い上げ帳簿をもとにまとめたものである。上で見たように、庭葡萄酒と山葡萄酒に個々買い上げ循環が設けられていたため、買い上げ対象者の延べと実質人数にずれが生じているが、1781-82年には、これら2つの循環と古酒買い上げ対象者が重複しなかったため延べ人数と実質人数が一致している。買い上げ対象の実質人数は、1740年の318人、1781-82年の1,279人、1829-30年の460人と大きな変動があるが、これは、買い上げ対象者あたりの割り当て量の大小によるものである。実質人数が最も多い1781-82年の数値を(この年の葡萄酒畑所有を知る資料がないため)前章で扱った1770年の家長数、庭葡萄酒畑所有者数と比較すると、次のことがいえる。すなわち、買い上げ対象1,279人は家長4,873人の26.25%、庭葡萄酒買い上げ対象者436人は庭葡萄酒畑所有者1,319人の33.06%のみを占める。これは前項で見たように買い上げ循環が約2年半で一巡したこととほぼ対応している。1人あたりの平均買い上げ額は、単価の低い庭葡萄酒が山葡萄酒より常に低くなっている。庭葡萄酒および山葡萄酒の重複がなかった1781-82年では全体の平均買い上げ額は1人あたり28.26フォリントであったのに対し、最高で庭、山新酒、山古酒の3種の買い上げ対象者をも含む1829-30年には、94.13フォリントと高騰している。

生産と買い上げの関係をより詳細に見るために、ハトヴァン街区における1819年収穫分庭葡萄酒生産量と買い上げ量について作成したのが表3-6である。街区内の庭葡萄酒生産者132人に対して、1820年に買い上げ対象となったのは、1地区および2地区の計74

人（56.06%）である。買い上げ量の庭葡萄酒生産量に対する割合は全体で 39.89%、買い上げ対象者に限定すると 58.56%となる。自家消費志向量が不明であるが、全体で 6 割強、買い上げ対象者でも 4 割強の葡萄酒が売却されずに生産者のもとに残ったことになる。さらに、生産量と納税額に基づく買い上げ割り当て量の不均衡も見られる。例えば、1 地区 2 番地に住むパプ・イシュトヴァーンは生産量 55 チェベルのうち 50 チェベルを買い上げさせることができたが、35 番地のバルタ・ヤーノシュは 250 チェベルの生産量に対し、41 チェベルのみが葡萄酒監督官を介して居酒屋に買い上げられた。もちろん、買い上げ順が回らなかった 3、4、5 地区の生産者は、生産物のすべての売却可能性を失っていたのである。

このように、市民からの循環制葡萄酒買い上げ制度に基づく葡萄酒販売制度は、葡萄酒生産者と葡萄酒生産量の一部に対してのみ市場への供給可能性を開くものであったということが明らかになる。

3. 居酒屋経営と都市財政

本節では、居酒屋の経営とそれにより市庫にもたらされる葡萄酒販売収入が都市財政に対して持った役割について見ていきたい。

グラフ 3-1. は、1732 年から 1820 年の市内域居酒屋における葡萄酒の売上量、売上額、粗利額、および 1 チェベルあたりの平均単価を表したものである。葡萄酒売上量の変動は、おそらく生産量の変動を反映しているものと思われる。1805、06 年を例外とすると、売上量の増減には平均単価の減増が対応し、粗利額はほぼ一定して推移している。47 年の平均粗利率は 29.5% で、大きな変動はない。

葡萄酒の価格帯は、1734、35 年に一種類であったほかは、通常 3 - 6 種、1805 年と 1806 年には 13、12 種と、一般的に複数存在した。年間の最低価格は、18 世紀は各年とも 3 から 4 フォリント、1806 年に 6.25、1820 年には 6.67 フォリントと上昇していく。一方、最高価格は変動が大きく、18 世紀中も数回 8 フォリントを上回り、19 世紀初頭には 1805 年に 12.5、1806 年 20、1820 年に 15 フォリントと上昇している。居酒屋全体で最も多く売られた価格帯は、一般的に中間価格帯のものであったが、しばしば最高価格のものでもあった（グラフ 3-2.）。この傾向は、葡萄酒種類別の販売量比を示したグラフ 3-3. からも見ることができるが、一般的に、山葡萄酒新酒が最も消費されたと見ることができる。

居酒屋間の差異に注目すると、1780/81 年の数値に関して作成したグラフ 3-4. を見ると、市内域 12 軒が売上量、売上額ともに全体の 90% を占めている。市内域では、ピアツ通りの中央広場（市場）に位置するカルドシュハーズと市庁舎居酒屋で全体の 30% 前後を占め、次に中央広場から伸びる 2 つの通り（ハトヴァン、チャポー）に位置する居酒屋が続いている。チェベルあたりの平均単価を比較すると、全体の 4.10 フォリントに対して、最も高い市庁舎で 4.45 フォリント、白馬旅籠が 4.41 フォリント、カルドシュハーズが 4.34 フォリントとなり、他の居酒屋は 4 フォリント前後で差異が少なく、最低のキシユ・ヴァーラド居酒屋で 3.81 フォリント、ミクローシュ居酒屋で 3.83 フォリントである。ここから、市の中心を除いて、通りによる消費傾向の差異がごくわずかであったことが分かる。

次に、市内最大の居酒屋であるカルドシュハーズに注目して、居酒屋経営の詳細を見て

みよう（表 3 - 7.）。収入はいずれも葡萄酒売上のみ（1760 年は 3 種の葡萄酒計 1,520.2 チェベル、1795/96 年も 3 種計 2,978.46 チェベル）で、支出の大半は葡萄酒の仕入が占めている。居酒屋主給与には、薪代、蠟燭代、食器代なども含まれる。1795/96 年の葡萄酒澱引き取り料は、居酒屋で生じた澱の一部を（56.5 チェベル）を市営蒸留所にチェベルあたり 1.25 フォリントで蒸留酒の原料として引き取らせたものである。葡萄酒澱から生産された蒸留酒は、18 世紀中頃までデブレツェンの蒸留酒消費の大部分を占めていたが、18 世紀末から市外域で生産された果実蒸留酒の移入が本格化した結果、葡萄酒澱蒸留酒の消費が激減した¹²²。葡萄酒澱の一部のみが引き取られたこと、および引き取り料が発生したことは、この蒸留酒消費の変化が背景にある。1760 年に計上されている樽からの漏出分は、売上量 1 チェベルあたり 0.03 チェベルで計算されている。雑費は、給与に含まれる食器や消耗品を除く居酒屋の備品（塘路、樽の栓など）、建物の修繕（壁の塗装、窓修理など）にあてられた。1760 年に記載された特別出費は、市営居酒屋全体に関わる出費で、18 世紀末からは葡萄酒監督官出費として別項で扱われたが、それまではカルドシュハーズの会計で一括して処理された。その中心となったのが、葡萄酒運搬人に関するもので、手間賃（1760 年には葡萄酒 1 樽につき 3 クライツァール、年間合計 193 フォリント 40.5 クライツァール）、長靴、引き綱などが支払われた。最終的に市庫に納入されたのは、売上額の 2 割強（1760 年は 22.97%、1795/96 年は 24.27%）である。

最後に、葡萄酒販売が都市歳入に果たした役割を確認しておこう。グラフ 3 - 5 は、葡萄酒のほかにビール販売、蒸留酒販売、および国王小特権の請負料に関して、市歳入に占める割合を示したものである。

ここから明らかになるのは、酒類 3 種の販売による収入が、18 世紀中頃には数年の例外除いて 60% から 70% を占め市歳入の圧倒的な主要素となっていたことである。その中でも葡萄酒販売の収入は、1740 年に 45.53%、1770 年に 40.74% など、最大の比を占めている。この傾向は、18 世紀末から 19 世紀初頭にかけても、（第 5 章第 5 節で見ると）国王小特権の請負化が進められることにより、請負料の比率が増加していくが、酒類収入の重要性には変化がない。1810 年代後半から、ビールと蒸留酒が請負化された（1813 年および 1819 年）ことにより酒類の比率が激減したとともに、葡萄酒販売の比率も 1820/21 年に 6.55% になるなど激減している。1770 年の葡萄酒販売収入と 1820/21 年のそれは金額的には変動がないが（17,452 フォリント 39 クライツァールと 17,511 フォリント 41.8 クライツァール）、歳入全体の増大と平行して全体に占める比が減少している。葡萄酒販売は、次節で見ると 1834 年から自由化され、葡萄酒販売から直接市庫に入れられるのは葡萄酒販売税と葡萄酒関税となったため、2% から 3% に激減することになった。しかし、居酒屋請負料などを含む請負料と葡萄酒からの収入を合わせると、1834 年をはさんで大きな変化は見られない。

第 4 節 葡萄酒市民自由販売制：1834 年から

葡萄酒販売制度の根本的な変革は、1833 年の決定を経て 1834 年から導入された市民自由販売制である。これは、当初 3 年間の試行として導入され、2 年後の細部変更を経て本格導入された。この制度は、革命後の中断をはさんで、1888 年の国家専売制の開始まで半世紀以上にわたってデブレツェンの葡萄酒販売の形態を成すことになった¹²³。

この制度は、それまでの市による市民の葡萄酒買い上げに基づく専売制を廃止し、「すべての市民に、規定の税を納入することによって、年間を通じて、あらゆる種類の葡萄酒を自由に自らの家屋で販売すること、あるいは他の市民の家屋で販売させることを認める (engedődjön meg minden Polgárnak, hogy bizonyos meg határozandó Taxa mellett a maga Házánál egész Esztendőnn által minden féle bort szabadon mérhessen, vagy más Polgár Társa Házánál mérethessen)」というものであった。同時に、市営居酒屋の請負化も決定された¹²⁴。葡萄酒販売税 (bormérés Taxa) に加えて、市域外で生産された葡萄酒に対して葡萄酒関税 (Accisa) が導入された。1836年に試行期間中の経験を踏まえて最終的に決定された、市民自由販売制は次のようにまとめることができる¹²⁵。

1) 葡萄酒販売権：デブレツェンの市民権保持者は、葡萄酒販売税を支払うことで権利を得る。非市民 (デブレツェン住民を含む) は販売権保有市民から下請けすることができるが、その際、当該市民は販売税を規定どおり支払い、下請け人は権利者に課された税額の4分の1を市庫に支払う。

2) 葡萄酒販売税：販売税額は販売される家屋の場所と規模によって5等級に分類され、第1等級が48フォリント、第2等級40フォリント、第3等級32フォリント、第4等級24フォリント、第5等級16フォリントと規定された。税額は、1838年にそれぞれ50、40、30、20、10フォリントに変更された¹²⁶。通年の葡萄酒販売を希望しない者は、半年単位で権利を得ることができ、その場合、規定の販売税の半分を納入した。

3) 等級分類：葡萄酒販売の立地に基づく等級分類は以下の通りである。第1等級：ピアツ通り、第2等級：ピアツ通りの小規模家屋、主要通り (ハトヴァン、メシュテル、ペーテルフィア、チャポー、ツェグレード、アンナ、ヴァルガ、ヴァーラド、ミクローシュ、ネーメト通り) のピアツ通りに近い家屋、第3等級：主要通りのその他の部分、ネーメト通りの市堀周辺、およびナジウーイ通りとキシウーイ通り、第4等級：ピアツ通りに近いその他の小規模な通り、および市外域、第5等級：その他の小規模な通り、小道。

4) 葡萄酒関税：市域外で生産された葡萄酒を市内に持ちこむ際の関税は、デブレツェンの市民および住民が自らの保有葡萄畑で生産した葡萄酒は、1旧チェベル (2チェベル) につき2クライツァール (30分の1フォリント)、デブレツェン居住者以外が持ちこむ場合、および居住者が他の生産者から購入した上で持ちこむ場合は、6クライツァールの関税を義務付けられた。ただし、貴族は、デブレツェンの市民権保持、非保持を問わず、自家消費葡萄酒を非課税で持ち込むことができた。

5) 営業時間など：葡萄酒販売家屋は、夏季は夜11時まで、冬季は夜10時まで営業することができ、市内に200人ほどいたとされるロマ楽師による演奏は夜10時まで行うことができた。また、葡萄酒以外の酒類を販売することはできないが、調理した食事を出すことができた。娼婦 (fehérszemély) を置くこと、学生、生徒を入店させることは禁じられた。

6) 闇葡萄酒：自由販売制の導入によって葡萄酒の非合法販売の概念は、販売税納入によって販売権を得ていない者による販売に変化した。罰則規定は、葡萄酒の没収とともに1回目が50フォリント、2回目が100フォリント、3回目は150フォリントの罰金と強化され、その後は体刑に処することが規定され、それまでの市からの追放は廃止された。

この制度改革によって、市民、非市民を問わず、葡萄酒販売権保持者を介して、自らが

生産したもの、購入したものに関わらず、葡萄酒をデブレツェン市内で売却することが可能になったのである。葡萄酒販売権を獲得した者は、1838年に122人、1841年190人、1846年には213人と増加していった¹²⁷。1841年の葡萄酒販売人の街区と等級は表3-8.に示した。全体で190人の葡萄酒販売人の街區別分布に注目すると、6街区にほぼ均等に存在したことがわかる。一方、等級別では、第3および第4等級に全体の82.11%と集中している。このことは、市民による葡萄酒販売が、市の商業的中心であるピアツ通りから比較的距離がある中規模の通りでおもに営まれたと見ることができる。残念ながら、これら葡萄酒販売人の経営を知ることができる史料が残されていないため、この改革によって、葡萄酒供給と消費の構造がいかに変化したかを知ることができない。ただ、改革の名目であった都市財政の健全化への影響を見ると、自由化前の10年間(1824-1834年)に葡萄酒販売によって市庫に入ったのは1年平均10,902フォリント33クライツァールであったのに対し、自由化後の1834/35年、1835/36年には、葡萄酒販売税、葡萄酒関税、居酒屋請負料の合計でそれぞれ、12,915フォリント45クライツァール、8,693フォリント5クライツァールとなり、年度内に納入されなかった滞納金を含めるとそれぞれ14,380、14,528フォリントと微増している¹²⁸。葡萄酒販売税および請負料の合計が市歳入に占める割合も、前節で確認したように、大きな変動を示していない。このことから、葡萄酒販売自由化は、都市財政への影響はわずかなものであったことがわかる。この葡萄酒販売制度改革の財政上ではなく、政治構造上の、そして「市民」意識の形成過程において大きな意味を持つものであるが、これは次章以降の課題である。

1834年までデブレツェンの葡萄酒販売は、市民からの買い上げに基づき、参事会および葡萄酒監督官が管理する専売制によって行われていた。すなわち、市民権の有無、居住地のいかんに関わらず、市による買い上げを経ずに、デブレツェンの市場・居酒屋に葡萄酒を供給することはできなかつたのである。葡萄酒買い上げは、屋敷地の順番に沿って行われる循環制により行われ、買い上げ量は納税額をもとに決定された。そのため、葡萄酒の売却可能性は、市民権保持者に限定され、市民権を持たない市内域住民や市外域民、また外部者がここから排除された。また、市民権保持者であっても、循環制のために毎年売却権が得られるわけではなく、買い上げ量が納税額に基づいたために、生産した葡萄酒の市場供給可能性は極めて限定されたものであった。逆に、都市にとっては、葡萄酒販売は都市特権の構成要素を成したほか、18世紀を通じて葡萄酒販売による収入は都市財政の最も重要な要素であった。

デブレツェンの葡萄酒販売制度におけるこれらの特徴は、居住者と都市にこの制度に対して対称的な対応を取らせることになる。デブレツェンの居住者にとっては、階層・身分横断的に所有される葡萄酒畑からの生産物の供給可能性を制限するこの制度への反発は、市民権の有無、貧富の差異を越えた「市民」の範疇を政治的主体として出現させる背景を成した。逆に都市にとっては、1810年代に葡萄酒販売による収入が市歳入に占める割合が激減しても、他の国王小特権行使が請負化されるなかで、葡萄酒専売制度の維持を都市特権の維持の象徴として堅持しようとするのである。この葡萄酒販売権問題の政治化の過程とその展開は、18世紀から19世紀前半にかけての、デブレツェンの政治的諸主体の配置の変化と平行しつつ、その変化の要因ともなった。この問題について、第4章および第5

章で扱っていきたい。

第4章 政治的諸主体と葡萄酒販売権問題

第1節 参事会と市会：18世紀前半

当該時期すなわち18世紀から19世紀前半におけるデブレツェンの政治的諸主体とその相互の関係について見ていくとき、その基本軸となるのは、第1章で概観した権力構造の頂点にあった参事会とその他の政治的主体との関係である。ここで参事会との関係に注目して政治的主体として考察するのは、市会、王国、そして「市民」である。これらは、その存在、役割、相互の関係性を1世紀半の間に変化させながら、デブレツェンの政治生活において主体として機能した。

デブレツェンの市政の基本的な主体は、参事会とならんで市会である。すでに触れたように、市会は、街区ごとに選出された終身の市会員50人強によって構成され、護民官を長とする組織である。形式的には参事と首席判事の選出を行うことになっていたが、候補を参事会が指名したため、実質的には参事会による互選に正統性を付与する機関に過ぎず、また、参事会に集中した立法・行政・司法権への関与も極めて限定されたものであった。

しかし、市会の独自性の模索が、17世紀末から数回確認されている。1694年の市会改編から2年後に市会は、その権限を強化することを参事会に提言している。1699年には独自会合を開くが、これに対し参事会は強硬に反発した¹²⁹。また、1705年7月には、「参事会への従属と恭順を損ねた (Magistratustól való függést, engedelmességet excutialta)」ために市会員の1人が市会から追放され¹³⁰、その後も参事会は市会員を選挙によってではなく直接任命することによって、市会の独自性強化に対抗している。

18世紀前半に市会が参事会に対して市政への具体的な関与を試みたのは、1721年である。この年の1月、市会は参事会に対して以下のような7項目の意見書を提出した¹³¹。1) 市の居酒屋は公共のものであり (közönségesek)、その利益は一般の貧民 (közönséges szegénység) にも及ぶべきである。そのため、葡萄酒監督官は不正を行わず、「10人、20人あるいは2人、3人に対してではなく、全ての者に奉仕すべきこと (Hogy nem tiznek húsznak kettőnek háromnak, hanem mindenek szolgállyanak)」。2) 市庫金の横領を防止するため、帳簿作成を徹底すること。3) 市への運搬役は貧民を困窮させないぬよう、公共の益 (közönséges jó) にかなうよう行われるべきこと。4) 耕地分配は特定の者に必要以上の耕地が割り当てられないよう遂行されるべきこと。5) 市の慣習法は成文化されるべきこと (A Nemes Város régi Statutumai állittassanak elő)。6) 駐留する軍将校は旅籠に宿泊させ、住民に負担をかけさせないこと。7) 市庫滞納金は、迅速に納入されるべきこと。

この意見書がその後いかに処理されたのかは不明であるが、参事会議事録に記載されたことから、なんらかの検討が行われたと思われる。これから明らかになるのは、市会が、市財政管理から法令の形態、運搬役、耕地分配から軍宿営についてまでの幅広い問題に関与する意図をもっており、またそれが「公共の益」および「貧民」の保護を名目に発せられていることである。また、本研究の関心から興味深いのは、第1点目に置かれ、最も詳細に言及されているのが、葡萄酒販売の問題であったということである。

1721年の市会の意見書では、市会が具体的にいかに機能するかについての方向性は明らかではなく、個々の問題に言及しているに留まっている。それに対して、1740年、デブレツェンにペストが流行するなかで開かれた1月1日の参事会との合同会合で市会は新

たな意見書を提出しているが、そこでは論調の変化を確認することができる。その内容は以下の6点である¹³²。1) 特許状および法令を、年4回ないし少なくとも2回、参事会および市会の会合で読み上げる。2) 「四半年ごと年に4回、市会を召集する権限を護民官に与え、参事会から独自の会合を行うことができるべきこと (Légjen facultasa Fürmender urnak, hogj a N. Communitást esztendőnként négyszer a 4 Kántor szerint, öszve gűjthesse, hogj kívántatik, és ő Kglmek a T. N. Tanácstul magános gyűlést tarthassanak.)」。3) 市会員からの葡萄酒買い上げは、参事からの買い上げに引き続いて行われるべきこと¹³³。4) 市の森から柴を切り出す際、そのうちから参事が割り当てを受けるのであれば、市会員も同様に受けるべきこと。5) 上地区からは、下地区より少数の市会員が出されているため、耕地分配はそれに比例して行われるべきこと。6) 何らかの使節として2名が指名される場合、1人は参事会、もう1人は市会から出されるべきこと。

これらの諸点のなかで注目すべきであるのは、2点目に挙げられた独自会合開催権要求である。この要求に対して参事会は1月7日の回答で次のように決定した。「これまでも市会は、参事会に通知した上で、護民官とともに独自の会合を開くことが許されていた。今後もこれを禁じられることはなく、むしろ推奨される。ただし参事会の代表が出席した上でのことである。また、市会は議事を穏健に運営し、現在のような危機的な時期に¹³⁴私たちとの間でいかなる不和をも生じさせず、外部の者に私たちについて誤った見解を抱かせないように努めなければならない¹³⁵。」17世紀末の試みから半世紀を経て、市会の自立がまがりなりにも認められたのである。ただ、年4回に限られ、参事の出席を必要としたこと、議題や権限についての規定がないことなどから、実際にその自立性と市政への影響力が確保されたとは言い得ないであろう。それを裏付けるのは、市会の独自会合で（それが実際に開催されたとして）議事録が作成されなかったこと、また、参事会議事録にもその後市会独自会合についての言及がないことである。1740年の市会による独自会合要求を参事会が容認したのは、ペスト流行という非常事態を背景とした一時的なものであった可能性がある。

この1740年の意見書には、1721年のものと比較してもうひとつの特徴がある。3点目から5点目で主張されているのは、市会の特権に関してであり、それも参事の特権に準ずることが要求されているのである。これに対して参事会は「市の納税者に多大な不利益と損失を生じさせる (a N. Város Contribuens lakosinak nagy serelmével, és hátra maradásával esnék meg)」ことを理由に要求を却下している¹³⁶。ここでは、19年前に市会が用いた論拠が、参事会によって使われているのである。

18世紀前半に数度にわたって現れた独自会合をめぐる市会と参事会の対立が、最終的に解消されたとみられるのは1750年代である。1751年の勅令によって、護民官と各種監督官 (subalternus) が市会員の中から任命されることが決められたのである¹³⁷。これによってそれまで無給であった市会員が、毎年10数名が順送りで監督官職に就くことによって給与を得ることになったが、それ以上に、財政関係の市政への関与が制度的に確立されたことにこの改革の中心的な意味がある。ただ、それを市会の権限強化として捉えるべきかには疑問がある。確かに、18世紀後半以降参事会は市会との合同会合を恒常化させている。しかし、監督官としての権限は任命された個々の市会員に限定され、市会そのものが独自会合での議論、決定を通じて、市政に何らかの役割を演じることが可能になったわ

けではなく、この改革は、むしろ市会員が参事会の機能に吸収されることで、その下部執行機関となったと捉えるべきであると思われる。18世紀前半の市会と参事会の対立の消滅と、前者の後者への機能的吸収は、前者の批判力、あるいは政治的主体としての存在の消滅を意味していたのである。

第2節 都市と王国：18世紀の国王委員

監督官＝市会員制の導入によって市政への関与が制度化された市会が逆に政治的主体としての存在を失った18世紀後半、デブレツェンの政治生活に主体として現れてきたのは、王国と「市民」である。

都市と王国の関係、特に都市の特権・自治と王国の介入の問題は、ハンガリー王国では、オスマンの後退とトランシルヴァニア侯国の独立の終焉によるカルパチア盆地のハプスブルク化が達成された17世紀後半から発生する。1686年にハプスブルク軍によって占領された後、18世紀初頭まで財務局の直轄下にあったブダをはじめ、王国自由都市は王国の直接的な影響力行使の対象となった¹³⁸。王国による都市の支配は、ポジョニとカッシャに置かれた財務局（ハンガリー宮廷財務局 Magyar Udvari Kamara とセペシ財務局 Szepesi Kamara）を通じて主に行われた。これら2つの財務局は、実務的には地域によって担当する都市を分担していたが、最終的にはセペシ財務局はハンガリー財務局に属する形になっていた¹³⁹。デブレツェンは、当初北部ハンガリーの鉱山都市などとともにセペシ財務局の担当に属していたが、18世紀後半からハンガリー財務局に直接担当されるようになった。財務局による都市への介入は、各都市への国王委員（királyi biztos）の派遣と、1733年以降義務化された市財政の決算目録の財務局への送付と財務局に置かれた都市委員会（Városi Bizottság）によるその監査が中心であった。

国王委員は、当初参事会などの都市支配機構選出の監視を目的とする委員（tisztújítási biztos）の派遣を中心とし、これは王国内では1670年から本格化した¹⁴⁰。デブレツェンには、王国自由都市特権授与の翌々年1695年の役職改選から、ラーコーツィ戦争などによる休止をはさんで、1730年代までこの形式の国王委員がほぼ毎年派遣された¹⁴¹。役職改選の監視は、都市支配層の掌握とともにプロテスタント都市のカトリック化が目的とされた。参事会も市会もカルヴァン派のみで構成されていたデブレツェンでは、カトリックの参事を選出するという国王委員の試みが18世紀前半に繰り返されるが、参事会の反対で実現しなかった。2名のカトリック参事と1名のカトリック市会員が、勅令によって任命されるのは1755年になってからのことである¹⁴²。

定期的な国王委員の派遣は、役職改選のみではなく、税制・財政監査、住民調査、あるいは学校制度の調査までにおよぶこともあったが、18世紀中期までは、委員自身のデブレツェン滞在期間が短かったこともあり、市政全般に広がるものではなく、その影響力も18世紀後期以降と比較すると弱いものであった。1731年に派遣されたスターライ・イムレ国王委員が、執行代理（ügyvivő）を置くことによって長期にわたって影響力を行使したのは例外的な事例である¹⁴³。

こうした限定的かつ短期的な国王委員の派遣とそれを通じての都市への王国の介入は、国王委員という形態を同様にしつつも、マリア＝テレジア改革を背景にして1760年代から内容を変化させていった。マリア＝テレジアによる都市政策改革は、1750年代に進め

られたオーストリア世襲領での改革を踏まえて、ハンガリー王国では 1760 年代後半から本格化した¹⁴⁴。国王の意向を受けて国務省 (állmtanács) が 1770 年に作成した指針で、国王委員は、1) 法制、市民権と居住者、教会および学校制度 (publicum)、2) 政治および治安 (politicum)、3) 司法 (judiciale)、4) 財政、債務・債権 (oeconomicum)、5) 商工業 (commerciale) の諸点について詳細な調査を行うことが定められた。このような新たな任務を帯びた国王委員は、指針作成段階の 1769 年から諸都市に派遣されていった¹⁴⁵。デブレツェンでは、1770 年に市に到着したヴェーチェイ・ヨーージェフ国王委員がその嚆矢である。

1770 年のヴェーチェイ国王委員の任命・派遣の前年、デブレツェンの居住者から、参事会を批判する嘆願書が複数国王に提出された。そのうち 1 点は 15 人の市民の署名と「その他デブレツェンの受難の住民たち (a több Debreczeni sérelmes lakosságuk)」の名において、また他の 1 点は「アノニムス (Anonymus)」と署名されて出された。前者は、参事らによる横領などの不正を訴えることが中心となっているが¹⁴⁶、後者は、市財政、文書管理体制から酒類販売制度、耕地分配制度などにわたって 23 項目の市政上の問題を詳細に列挙し、批判している¹⁴⁷。前者の主要な主張は、参事会の不正を調査するために国王委員の派遣を求めるものであったが、ハンガリー王国の都市全体に対する国王委員の派遣が本格化したということ踏まえると、この嘆願が直接にヴェーチェイ・ヨーージェフの派遣と関係したかは明らかではない。ただ、デブレツェンでのヴェーチェイ国王委員の活動は、そこで触れられた問題に関連して展開された。

ヴェーチェイ・ヨーージェフは 1770 年 8 月から 1772 年 12 月までデブレツェンに滞在し、翌年急死したが、これが恒常的な国王委員の市政への関与の最初の例である。国王委員は、カトリックの参事 2 名と書記とともに、国王委員会 (királyi bizottság) を設けて活動した¹⁴⁸。ヴェーチェイの活動は、居住者調査の実施、財務、税制、国王小特権制度、土地用益制度などの実態把握のために膨大な資料を、市に提出させることから開始された。ヴェーチェイとその委員会によって進められた資料の検討は、彼の急死のために、若干の暫定的な提言を行う程度で中断し、現状把握のために延期されていた役職改選も、彼の在任中には行われることはなかった。国王委員の活動は、1773 年 4 月のフォルガーチュ・ミクローシュの派遣によって再開され、1774 年の法整備によって完了する。ヴェーチェイ、フォルガーチュの一連の国王委員の活動期間中、彼らが扱った主題は多岐にわたっているが、大きくまとめると次の通りである。

1) 居住者把握：デブレツェンの全家長を対象とした財産調査は、ヴェーチェイの派遣直後の 1770 年 9 月に実施が命令され、年内には終了した。本研究のこれまでの各章で中心的に用いた資料は、この調査の結果である¹⁴⁹。これは、その後の施策の基盤となることを意図したものと思われる。これとは別個に、同職組合の所属職人数¹⁵⁰、宗派別人口調査¹⁵¹も行われた。後者は、17 世紀末から継続していたカトリックの居住促進を意図したもので、1774 年にはフォルガーチュによってその旨の布告が出された¹⁵²。

2) 財務・税務監査：市財政の健全化を目的として、財務関係の資料が系統だっけ集められた¹⁵³。市一般会計の決算報告書が 1765 年までさかのぼって検討され、国王委員活動中の各年のものも順次提出された¹⁵⁴。それと平行して、市庫への滞納金、債務・債権、役職者への給与に関する報告書も作成された¹⁵⁵。また、不明瞭会計についての告発があった

市営薬局および市営印刷所についても、1765年からの決算報告書が調査され、関係者の聴取も行われた¹⁵⁶。ここで行われた検討は、次で見るように市財政の中心であった国王小特権運営制度の検討と改革につながっていく。

国王委員の関心は、都市支配の最小単位であり、徴税機構でもある街区にも及び、1766年以降の街区税徴収帳簿、街区決算報告書が検討された¹⁵⁷。また、王国へ収められる軍税の帳簿も監査されている¹⁵⁸。

3) 国王小特権：前章で確認したように、国王小特権に基づく収入は市歳入の最も重要な要素であった。これらに関する国王委員による検討は、市財政上の問題としてだけでなく、食糧安定供給の問題として、定期市、食肉販売、酒類販売、そして王国小特権には含まれないパン製造販売体制についても関連して議論された¹⁵⁹。なかでも酒類販売制度は、その中心的な議題として、その後19世紀中頃まで継続することになる議論の出発点となった。ヴェーチェイ国王委員は、派遣直後に、参事会に対して酒類販売制度の概要の報告と請負制の導入の可能性について検討するように命じ、それに対して参事会は反論の文書を提出した¹⁶⁰。その際の議論の詳細は、後節で注目していくが、ヴェーチェイは、葡萄酒販売の請負化の方針を最後まで捨てなかったことが、デブレツェンから国王に提出した最後の報告書からも伺うことができる¹⁶¹。それに関連して、当時から請負いに出されていた一部のプスタの居酒屋の状況、請負契約の調査¹⁶²、葡萄酒監督官決算報告書の監査が行われた¹⁶³。また、葡萄酒販売の実態について、居酒屋主の聴取も行われた¹⁶⁴。フォルガーチュ国王委員が派遣後最初に取り組んだのもこの国王小特権問題であった。数度にわたる制度改革案の検討を経て¹⁶⁵、1774年の新しい葡萄酒監督官、ビール監督官、蒸留酒監督官規則の制定に至った¹⁶⁶。この新たな規則では、前章で見たように、役職者の葡萄酒売却量割り当てにおける特権を廃し、制度の厳密化が行われたが、ヴェーチェイによって示された請負化までは踏み込まれなかった¹⁶⁷。

4) 耕地用益：耕地の用益制度については、ヴェーチェイの時期には、質地耕地に限って実態調査と分割制度の再検討が始められたが¹⁶⁸、家属地耕地を含めた全般的な検討はフォルガーチュによって進められた。1773年6月に、「哀れな納税者と貧しい市民の痛ましい嘆願 (miseriorum Contribuentium, et inferioris sortis Civium lamentabiles querelas)」に答え、用益の平等化を進めることを名目に検討に付された¹⁶⁹。それを受けての参事会による回答と数回にわたる改革案の推敲を経て、第2章で見たような家属地および質地耕地分配についての規則が1774年春に制定された¹⁷⁰。この過程で、参事会と国王委員の見解の大きな相違は見られない。

5) 市外域居住：すでに1770年の居住者調査でも明らかになった非合法の市外域居住は、人口増加政策として合法化と促進を目指す国王委員と治安の悪化を理由に反対する参事会の対立が当初見られたが¹⁷¹、土地の所有権が市に属し市内域の屋敷地と同様に扱われないこと、市の法制度が適用されること、治安、防火の対策が講じられること、市外域民は別途税負担の義務を負うことなどを条件に、1774年に市外域居住が合法化された¹⁷²。これは、デブレツェンにおいて市民(市民権保持者)と住民(市民権を持たない市内域居住者)に加えて、市外域民という第3の身分的範疇が制度化されたことを意味している。この範疇の問題は、その後急速に人口を増加させたことを背景として、19世紀に徐々にデブレツェンの政治にたち現れることになる。

6) 市政改革：ヴェーチェイ・ヨーゼフは、デブレツェンの現状把握を優先させるために、それまで国王委員の主要な任務であった役職改選（補充）を延期した¹⁷³。フォルガーチュ国王委員によって行われた1774年3月の改選では、最初に、参事の定員を2名増したうえでカトリックの人物を任命する旨の勅令が読み上げられ、参事会によっても承認された¹⁷⁴。その他の参事と首席判事の選出は市会によってなされたが、この時から3人の候補を指名する権限が参事会から国王委員に移り、19世紀まで維持される慣習が成立した¹⁷⁵。また、それまで権限が不明確であった護民官の役割が成文化され、この職が「市の法と特権を、市会とともに監視し、参事会の前でそれらを守ること」を任務とし、市会を主催し、財務関係の実務に責任を持つことが定められた¹⁷⁶。護民官の職務の明確化は、首席判事と参事会に集中した権限の分割を王国が意図したものであると思われるが、この意図をより如実に示しているのが1775年の勅令に基づいて翌年設けられた市長（*polgármester*）職である¹⁷⁷。市長職は、その後断続的に存続していくが、国王が任命したカトリックが就任し、財務関係に職務が限定され、参事会に集中した行政権、立法権、司法権の解体を若干でもおこすことはできず、その後の市政においても構造を変化させるような役割を果たしたとは言いがたい。それに対して、護民官とそれを長とする市会は、19世紀になってからデブレツェンの政治的諸主体の配置を変化させる役割を担っていくことになる。

7) 嘆願処理：最後に、特にヴェーチェイ国王委員は、その開始時に寄せられた上述のような市政全般に関わる嘆願書以外に、個別の嘆願・告発処理にも従事した。コモローツィ・ジェルジュの計算によると国王委員会が実際に処理したものは130件ほどであるが、未処理のものも含めるとヴェーチェイが活動した1年半の間に提出された嘆願・告発類は300件以上にのぼった¹⁷⁸。これらの大半は個別の裁判に関する異議申立てによって占められ、その他、役人の不正告発、市外域居住の許可要求などからなっている。これら大量の嘆願は、個人的な問題に関する個人による異議申立てであったが、市の政治生活における王国の主体としての確立を、居住者の側から承認し、参事会を相対化する背景を成したと考えることもできる。そうしたなかで、「市民」の名による主張表明という現象が生じていくことになるのだが、それについては次節で見ていきたい。

フォルガーチュ・ミクローシュ国王委員は、1774年にいったんデブレツェンを離れた後、1777年まで毎年訪問し、改革の実行状況の確認を行った¹⁷⁹。その後、1780年代のヨーゼフ2世期には都市への介入は、国王委員というかたちを取らず、直接的に勅令と総督府（*Helytartótanács*）の命令によって行われた。この時期のデブレツェンと中央の関係は、1770年代のような市政上の具体的な問題を巡るものではなく、都市特権の枠組みを巡るものであった。1786年には、独裁的な政治手法としてヨーゼフ2世と対立していた首席判事ドモコシュ・ラヨシュが勅令によって解任され、その年末に布告された王国行政改革によって、王国自由都市の特権が廃止され、デブレツェンは、再編されたビハル県に編入され、ヴァーラドに置かれた管区委員会（*Nagyvárad* *Kerületi Biztosság*）の管轄下に置かれた¹⁸⁰。また、同時期に司法権が参事会から分離された¹⁸¹。

ヨーゼフ2世の死と特権の回復に伴って、1794年から国王委員の派遣が再開された。1799年まで断続的に活動したゲッツ・フェレンツ国王委員は、次節で分析することになる「市民」による葡萄酒販売自由化運動への対応を中心に、フォルガーチュ国王委員による市政改革・法整備の補完作業に従事した¹⁸²。その活動の後半には、1797年、1798年に相次い

で発生したデブレツェンの大火を受けて、防火制度、都市改造など、19世紀前半の国王委員の中心的課題となるものについても検討を開始した¹⁸³。

1770年代に本格化した国王委員の活動は、デブレツェンにおける王国の存在を恒常化させた。また、ヴェーチェイによって端緒がつけられた市政全般にわたる王国の関与はフォルガーチュによって確立され、19世紀には重要案件がほぼすべて国王委員の指導のもとで検討されることになる。国王委員とそれが代表するハンガリー財務局と王国の政治的主体としての本格的な登場は、同時に「市民」の主体としての登場を伴っていた。これはヴェーチェイ国王委員派遣の前後に出された嘆願に見ることができる。こうした王国と「市民」の同時期の出現は、決して偶然の一致ではない。この点に注目しながら、主体としての「市民」の出現と、その他の主体との関係について次節で分析していきたい。

第3節 「市民」の出現：18世紀後半

デブレツェンの歴史の特徴のひとつとして、蜂起などのかたちで下層の居住者が政治生活の中に現れることがまれであったということを挙げるることができる。居住者の行動が参事会の支配を脅かしたのは、1693年の蜂起を唯一の事例とするのみである。この蜂起は、デブレツェンがハプスブルクの支配を受け入れ、王国自由都市特権を得た直後にオスマン軍の反攻の報を受けた参事会が、全居住者の市からの避難（*futás*）を決定したことに反発した市民が起こしたもので、オスマン軍の後退を受けて参事会の支配が回復されたのち、前述の市会の改革という成果を得ることになった¹⁸⁴。その後、1節で見たように市会が形骸化していくなかでも、居住者による集団的な行動が記録されることはなくなった。

18世紀で最初の記録は、1752年に見られる。この年の5月、おそらく市民権保持者であるダールノキ・パールなる人物が参事会に呼び出され、彼が総督府宛てに提出した葡萄酒自由販売を要求する嘆願書についての審問を受けた。参事会議事録草稿によると、審問の後、参事会から出たダールノキは、市庁舎前のピアツ通りで参事会に反対して民衆を扇動し始めた（*a Városházánál el kezdette ellenünk concitálni a Népet*）¹⁸⁵。この際の嘆願書の内容や、提出者がダールノキのほかにかいたのか否か、提出者の自称が何であったか、また、扇動の対象が誰であったのか、その結果事態がいかに展開したのかなどについては、これに対する参事会の対応を含めて記録が残されていない。

しかし、その後、1757年11月にデブレツェンに派遣されたクルシュパール・イシュトヴァーン国王委員は、「当国王自由都市デブレツェンの納税負担平民の名において（*nomine Contribuentis hujusce Leberae Reigaeque Cittis Debreczenensis Plebis*）」財務局と総督府に提出された1754年から1756年までの葡萄酒監督官による「居酒屋に供給される葡萄酒の集め方の甚大な不均等（*existentes de nimimu improportionatu Vini ad Educilla collectione*）」に関する嘆願書を受けて、参事会と市会に対して葡萄酒販売制度についての調査を命じている¹⁸⁶。この嘆願書自体は未発見であるが、「納税負担平民」という主体が、葡萄酒販売制度をめぐって、王国への嘆願を通じて、参事会に対峙するという構造が、ここに現れてきたのである。

この種の主体が、本格的にデブレツェンの政治生活に現れ出てくるのは、1769年からヴェーチェイ・ヨーゼフ国王委員活動期にかけてである。この時期に書かれた大量の嘆

願書のなかで、提出者が、個人ではなく集団的な主体となっているのは、計3本存在している。ひとつは前節でも触れた15名の市民と「その他デブレツェンの受難の住民たち」によって国王宛てに1769年に出された嘆願書（以下嘆願書A）で¹⁸⁷、他のふたつは、1770年に国王委員に宛てて出されたもので、提出者はそれぞれ「デブレツェンの市民および住民が共同で（*Debreczenyi Civisek és Lakosok közönségesen*）」（嘆願書B）、「デブレツェンの納税負担市民（*Contribuentes Cives Debreczinenses*）」（嘆願書C）である¹⁸⁸。

具体的な嘆願内容は、嘆願書Aがペスト流行時の死者の財産を参事の間で不正に横領されたことなどを例にしつつ、参事会全体に対して非難している。嘆願書Bは、具体的に7項目（兵士宿営負担、耕地用益、葡萄酒買い上げ制度、葡萄酒・蒸留酒販売制度、運搬役、街区税、参事会の市民への専横な態度）を挙げ、嘆願書Cは、葡萄酒販売制度に主題が限定されている。

これらに共通した主体確立の軸は、自らを参事会に対峙させるというものである。嘆願書Bは、耕地用益に関する箇所ですべての耕地と採草地の大部分は、参事会のものであり、市会の構成員のものであり、良く肥えた数人の大経営者のものである（*a Magistratusé, a N. Communitásbéli személyeké, és a már jól meg hizakodott egy néhány nagy Gazdaké a Nemes Város Territoriumán lévő minden földnek és kaszállóknak Nagyobb része*）。葡萄酒販売権問題に関する嘆願書Cでは、「居酒屋の権限は、いわば全能の参事会に属している（*potestas Educilli penes dictum Amplissimum Magistratum esset*）」のであり、国王委員は、「我々哀れな納税負担市民の共通の悲惨に目を向ける（*dignetur praeductas nostras miserorum contribuentium Civium Communes miserias benignis oculis intueri*）」よう求めるのである。こうした「市民」と対立する参事会の姿は、嘆願書Aの表現では次のようになる。「この参事会から、いかなる善をも望むことはできず、むしろ圧迫と衰弱と崩壊を膨大に期待できるのみである（*ezen Magistratusunktül épen soha semmi jót ném remélhétünk, sőt lenyomattatásunkat, fojtattatásunkat s' romlásunkat sullyosban várhatyuk*）」。

「市民」の範疇の詳細な分析は次章の課題であるため、ここでは、この主体が参事会と自らを対比させることにより成立したということに加えて、その成立が王国を媒介にする形で起こったことを確認しておくにとどめたい。「市民」によるこれらの嘆願書は、他の嘆願書と同様に、国王ないし国王委員に対して提出されている。この構図を、バログ・イシュトヴァーンは、国王委員が、王国の介入に抵抗する都市支配層の力を殺ぐために、都市民衆の間に反参事会の機運を作り出すことを目指したものとして解釈している¹⁸⁹。しかし、嘆願書の提出がヴェーチェイ・ヨーゼフ国王委員派遣以前に始まったことを念頭に置いても、大量に生産された嘆願書が、王国の参事会統制の意図に基づくもの、あるいは沿うものであったと考えること、また、こうした状況が王国によってのみ利用されるものであったと捉えることは、一面的であろう。確かに、参事会に対峙する居住者の集団としての主体表明（それをここでは「市民」という概念に集約させる）は、1750年代の端緒から王国を媒介にしていた。しかし、このことはむしろこの主体が王国の媒介を必要としたこととともに、王国を動員することで自らの主体化を図ろうとしたと考えることもできる。18世紀中頃には市会が参事会へ実質的に包摂されることによって政治的主体としての存在を失った後、デブレツェンの政治空間の中で1770年前後に王国と「市民」がほぼ

同時に現れてくるということは、次のように解釈するのが適切であると思われる。すなわち、王国の都市への本格的な介入の意志が強化されたことによりデブレツェンの政治空間が拡大されたことを受けて、「市民」が主体として現れ出る空間が成立したということである。1752年のダールノキ・パールの市庁舎前での扇動が覚え書き程度に記録されただけであったこと、1757年の「納税負担平民」の嘆願が王国委員による言及によって初めて記述されたことなどから考えることができるのは、「市民」が王国を利用しつつ、これを介してのみ可能であった政治空間の拡大（嘆願ないし平民の運動を政治的課題として参事会が認識すること）を通じて、主体化したということである。

1780、90年代の「市民」の運動は、当初バーリントフィ・ヨーゼフという名の市民による反参事会行動として始まった。彼は、1786年11月のドモコシュ・ラヨシュの首席判事解任の前後に、数回に渡ってヴァーラド管区委員会に対してドモコシュらによる公金横領を告発し、それを受けて委員会による調査が行われた。この告発では、5項目にわたって公金横領の疑惑を列挙した後、葡萄酒販売制度の改革を訴えている¹⁹⁰。

「市民」の運動の主題としての葡萄酒販売権問題は、すでに上述した1750年代および1770年代にも常に主体としての「市民」の現出に伴われていた。この問題は、その段階ですでに中心的な主題であったが、それが決定的になるのは、1786年11月に葡萄酒販売自由化に関するヨーゼフ2世の勅令が出されたことが背景にある。この勅令は、農奴が、自家製葡萄酒は聖ミハーイの日（9月29日）から聖ジェルジュの日（4月24日）まで、非自家製葡萄酒は聖ミハーイの日からクリスマス（12月25日）まで自由に販売することを認め、その間、領主は居酒屋での販売を除いて葡萄酒の販売を認められないことを内容としている¹⁹¹。これに対して、デブレツェン参事会は、即時の自由化導入を受け入れず、一方でヴァーラド管区委員会の圧力を受けて、市営居酒屋の請負化の検討を始めた¹⁹²。結局デブレツェンでは1790年にこの勅令が撤回されるまで、葡萄酒販売自由化も居酒屋の請負化も実施されなかった。葡萄酒販売自由化を求める「市民」の運動はこの時から本格化することになる。これについては、やや詳細に出来事を追ってきたい。

1792年2月25日、参事会は、「市民」による葡萄酒販売自由化を求める嘆願書がブダおよびウィーンに相次いで送られていることを把握し、調査を開始した。最初に情報を提供した匿名を希望する一市民の証言によると、ブダに滞在しているバーリントフィ・ヤーノシュのもとへ「市民たち」がファゼカシュ・ヤーノシュなる市民を派遣し、1791年夏以降6回にわたって「市民の名において (a Cíviseknek nevébe)」書簡を送り、その後財務局に嘆願書が提出されたとのことであった。その後の調査で、バーリントフィのブダ滞在費およびファゼカシュの旅費は、12人の市民によって負担されていたことが明らかになった¹⁹³。

この従来型ということもできる嘆願行動は、2日後の2月26日にファゼカシュを含む2名の「市民使節 (a Cívisek Követyei)」が護民官のもとに現れ、葡萄酒販売自由化を議論するための「市民集会 (Cíviseknek Gyűlése)」を開催する旨を伝えた上で護民官の出席を求めたことによって、その性格を変化させた。護民官バルツァ・ヤーノシュは、このような集会は「慣例にないことであり、また禁じられたことであり、市会でさえも会合の目的を事前に参事会または首席判事に報告した上で集まることができる」ことを理由に、「市民集会」への出席を拒み、「市民使節」の参事会への出頭を求めた。これに対して「市民

使節」は護民官の逆提案を拒否した上で、11項目からなる参事会への質問状を手渡した。この質問状には67名の市民の署名が付されている¹⁹⁴。

この質問状の詳細な分析は次章で行うとして、ここでは他の主体との関係における「市民」の主体としての認識の配置を確認しておきたい。「市民」は、護民官に「市民集会」への出席を求めた上で、参事会への質問状で次のように書いている。「我々は以下のことを知りたいのである。すなわち、護民官殿は参事会の側にあるのか、それとも市民の側にあるのか? (Fürmender Ur a T. N. Tanács részéről vagyon é vagy a Cívisek részéről)」ここでは、護民官の争奪というかたちをとりながら、「市民」と参事会が完全に利害を異にするものとして現れている。これに対する護民官による批判は、この行動が「市民と参事会および市会との間に断絶と紛争を生じさせる (Az Cívisek és a Magistratus s Communitás között szakadást szerző, és háborúságra indító)」ものだとするものであった¹⁹⁵。護民官の発言は、断絶と紛争を回避することを目指すものであるが、逆に参事会・市会と別個に存在する主体としての「市民」というものを承認しているのである。市支配層によって、自らが代表しないものとして、自らから切り離されたものとして「市民」が想定されることは、その後常にその言説のなかで行われるわけではない。しかし、この1792年の「市民集会」を巡る文脈の中で、デブレツェンにおいて初めて「市民」からも市支配層からも主体として承認された「市民」が現れ出るのである。

その後、「市民」は護民官の反対にもかかわらず、護民官の名において集会の開催を公示し、2月28日一市民の家に「多数集まり、議論した (számosan öszve is gyűltek és tanácskoztak)」。ここでは、ファゼカシュの旅費の収集とバーリントフィとの間での交換書簡の公表がなされた。これに対して参事会はブダのバーリントフィとの書簡のやり取りを禁止した上で、葡萄酒販売制度の改善について内部で検討を開始することを確認した¹⁹⁶。

ここで「市民」の行動についての記録は一時絶えるが、1794年7月のゲッツ・フェレンツ国王委員派遣に際して再び現れてくる。ゲッツ国王委員の最初の仕事は、同年国王に提出された「市民」による葡萄酒販売自由化嘆願の背景調査であった¹⁹⁷。この嘆願の文面は知ることができないが、提出者は「市民と住民」とされていた。その後のゲッツ国王委員による葡萄酒販売権問題の処理は、フォルガーチュ国王委員期に改革された制度を維持し、葡萄酒監督官帳簿の市民への公開義務を設けるなどの補完を行うに留まり、自由販売制あるいは請負制が導入されることはなかった¹⁹⁸。

ゲッツ国王委員が葡萄酒販売制度を維持するという方針を選択して以降、「市民」がデブレツェンの政治生活に主体として現れることは再びなくなる。葡萄酒販売権問題を主題として1750年代に間欠的に現れ、1770年代から1790年代に断続的に展開された「市民」の運動が、なぜ19世紀前半に継続されなかったのかという問いに答えることは困難であるが、これについて2つの見方を提示することができるのではないと思われる。まず、上で扱ったそれぞれの「市民」の現れは、常に王国を媒介として要請していたということである。1770年の嘆願行動を扱った際触れたように、「市民」は自らが現れ出る政治空間の創出を王国に委ねていた。それは、これらの行動がすべて王国への嘆願を軸として展開されるということから明らかである。もっとも、1792年の出来事には、「市民集会」という形で王国から（そして当然のことながら参事会・市会から）独立した空間の創出の試みを見ることができる。しかしデブレツェンの「市民」は、この空間を制度化し恒常化させ

ることに失敗した（あるいはそれを試みなかった）のである。これは、市民的公共圏の成立をめぐる問題圏にかかわるものである。この問題圏は多様な要素を含むものであるが、最も重要な要素として私的結社と新聞を挙げることができるであろう。しかし、本稿の対象時期におけるデブレツェンの私的結社についての研究はほとんど行われておらず、カルヴァン派神学校の学生クラブについての研究が若干見受けられる程度である。これをもってデブレツェンに結社がなかったと判断することはできず、また公文書の分析に限定している本研究の射程外でもあり、今後の課題としたい。

新聞については、当該期のデブレツェンにおいて決定的に欠如していた文化的要素であったことは確かである。デブレツェンに独自の新聞「大平原通信（Alföldi Hírlap）」が発刊されるのは、革命期の1848年7月のことであり、それ以前のデブレツェン社会と新聞との関わりはペシュトで発行されていた「ペシュト新報（Pesti Hírlap）」にデブレツェンからの通信員が投稿するといった範囲に限られており、デブレツェンにおける公共圏の形成に新聞が果たした役割は極めて小さいと言えるであろう¹⁹⁹。これらのことから、デブレツェンの「市民」は、その存在を成り立たせる空間の創出を王国の都市への介入に依存していたがために、1790年代に展開された運動が国王委員によって最終的に承認されなかったことをもって、自らの主体化の場を失うことになったのである。すなわち、19世紀前半のデブレツェン「市民」は、自らが立ち現れる空間を存在させる手段を持たなかったのである。

次に、19世紀前半に「市民」が主体として消える背景として、次節および次々節で扱う王国によるデブレツェンの国王小特権の請負化促進政策、および市会の自立化を挙げることができる。19世紀前半にデブレツェンに派遣された国王委員の活動の中心のひとつは酒類販売や定期市などを参事会から切り離すことにあった。これは、「市民」が18世紀後半に求めた方向性に合致するものであったがゆえに、「市民」の政治的主体としての役割を王国が代行するかたちとなったのである。また、市会は、1820年代から急速に参事会からの自立を確立していった。上で見た1792年の「市民」と参事会による護民官（そしてそれが長である市会）の争奪という現象は、「市民」をいかに、誰が代表するかをめぐる争いであった。この点についてはさらに次章の課題であるが、まがりなりにも市民によって選出される市会の参事会からの自立化は、「市民」の役割を減じさせるものとなったものと考えられる。この「市民」の存在を後景に追いやることになったと考えられる請負化政策と市会の変容について、次節以降で分析していきたい。

第4節 19世紀前半の国王委員と市会の変容

1770年代に恒常化した国王委員のデブレツェン滞在と王国の介入の全般的な課題への拡大は、19世紀前半にはより顕著なものとなる。ナポレオン戦争期に一時的に本格的な国王委員の派遣が中断した後、1811年から1848年革命までほぼ間断なく6人の国王委員がデブレツェンで活動した。この頃には、国王委員は明確にハンガリー財務局の指導のもとに活動するようになる。財務局のデブレツェンに対する通達の数の変化を示したグラフ4-1から明らかなように、1810年代から王国の介入がより密になっていった²⁰⁰。この時期の財務局通達は、役職改選や市政改革などに関するものにとどまらず、市外域居酒屋の請負人任命などの細微な事項に関するものにまで及ぶようになる。

19世紀前半にデブレツェンで活動した国王委員は、1811年から1815年までイブラーニ・ファルカシュ、1816年から1817年メルツェル・ラースロー、1817年から1827年ベック・パール、1827年から1834年シエムシェイ・ヨーブ、1835年から1838年にカーライ・イシュトヴァーン、そしてしばらくの中断をはさんで1844年から革命までデートリヒ・ミクローシュである。これらの国王委員の活動様式は、小人数の国王委員会が参事会・市会から独立していた1770年代のそれと形態的に変化し、参事会・市会の会合に国王委員が出席する形をとるようになった。そのため、国王委員議事録と参事会、市会の議事録にみられる議題は大部分が重複するようになるのである。これらの国王委員の活動期の市政上の重要事項は、大きく次のように分類することができる。1) 大火処理・防火対策および都市改造、2) 劇場、温泉などの文化施設整備、3) 土地改革、4) 国王小特権行使制度改革、5) 市会改革。

近隣に石山や河川がなく、煉瓦生産も19世紀まで本格化しなかったため、それまでのデブレツェンは木造建築と未舗装の道からなっていた。そのため、都市の大半を焼く大火が18世紀には10回以上繰り返され、19世紀に入ってから、1802、1810、1811年に起きた大火で、カルヴァン派の「大きな教会」、カルヴァン派神学校、そして市庁舎などの主要建築物も消失した²⁰¹。これを受けて、特に1811年からのイブラーニ国王委員の活動の中心のひとつが防火対策と建築規制の整備となった。防火対策としては、消化器具の整備、石材搬送の促進、萱葺き屋根の禁止、煙突の煉瓦化が決定され²⁰²、また、大火被害者に対する実態調査および援助提供などが行われた²⁰³。しかし、19世紀初頭の大火のもつ重要性は、むしろ、これを契機として都市改造が本格化したことにある。1815年には都市改造に関する布告がなされ、石造建築の促進、通りの拡張と舗装、排水溝網の整備を中心にその後長期にわたって進められていくことになる²⁰⁴。これを象徴するのが、1824年の「大きな橋 (Nagyhid)」の解体である。この「橋」は、未舗装かつ排水溝が完備されていなかったために凹凸が激しかった「大きな教会」前の中央広場に車両及び人間の通行を常時可能にするために設けられていた巨大な木製の台であったが、都市改造の進行とともにその役割を終えたのである²⁰⁵。

都市改造は都市美化・文化施設整備の問題と密接に関わって進行した。すでに1811年には、大火で消失したビール醸造所を移転した上で跡地に劇場を建設するための議論が開始されている²⁰⁶。1825年にはペーテルフィア通り北の「大きな森」での温泉施設の建設が始まった²⁰⁷。そのほか、市庁舎再建、植物園の建設などが、道路舗装と並べて都市美化 (város csinosítása) の文脈で検討されることになるのである²⁰⁸。

3) の土地改革については、第2章で検討しているため、ここでは省略する。また4) の国王小特権行使改革は、ビール、蒸留酒、定期市などの請負化とかたちで進行するが、この点については、葡萄酒販売自由化の過程の分析と関わらせて次節で扱いたい。

19世紀前半の市政の構造変化の重要な要素は、国王委員による市会の参事会からの分離の試みとそれを受けての市会の自立である。国王委員とハンガリー総督府の命令より、1814年8月から市会は、護民官を議長とした独自会合を恒常的に開催するようになり、その議事録の作成も開始した²⁰⁹。市会の参事会からの分離は、王国の意思によるものであったが、恒常的な独自会合の開始にあたって市会に対して行った演説で、護民官が参事会と市会、そして王国の間の関係をこう表現している。「参事会は両手を縛られ、もはや国

王に対して意見することができない。それゆえ、この都市の市民および住民の代表であり、市制と特権を断固守ることを義務としている我々は、これら我々の最重要の財産を今後も維持することを主要な任務とするのである。²¹⁰」このように、市会は、王国からも参事会からも自立した存在として自らを位置付けることを試み始めたのである。

市会の独自会合では、都市財政に関する議題が中心的に討議され、参事会への提言を行った。財政上の中心的な問題は、歳入増加策、国王小特権行使制度の改革であったが、この問題に関して市会は、国王委員、参事会から独立した形で討議を進めた。その象徴的な出来事が、1829年の葡萄酒販売自由化決議である。次節で見ると、葡萄酒販売は、市の国王小特権歳入の最大要素を常に占め、かつ他の特権が1810年代に順次請負化されていったなか、唯一市の専売制度が維持されていた。この問題に関して市会は、国王委員の諮問を受けて、1829年7月、都市財政健全化のために葡萄酒販売を自由化すべきか、専売制度を維持するかの投票を行い、38対11で自由化方針を決議した²¹¹。この決議は、1833年の参事会による自由化承認の布石となった。

独自会合の恒常化と独自議事録の作成により、1810-20年代に進行した市会の自立化は、1829年秋の財務局通達が、市会員の財務関係諸監督官への任命を禁止したことで、参事会の行政権の下部執行機関としての性格を失うことによってより明確になる²¹²。この変革は、「密接なあるいは間接的な利害を保留した上で、市の公共の事項、特に財政関係事項について監視すること」が市会に可能になることを目指したものであった²¹³。これを受けて1830年3月当時各種監督官職にあった31人の市会員は、市会員の職か、監督官の職かの選択を迫られることになった。このうち4名が監督官職にとどまることを選択して市会員を辞し、25名が監督官を辞し市会員にとどまった(2名は不明)²¹⁴。監督官職を辞任した市会員のうち、コヴァーチュ・イシュトヴァーンは、市会員職を選択した理由をこう説明している。「私自身の体力、精神力、そして若い頃に学んだことを、公共のために用いることができるのであり、市会員を辞することよりも、むしろその宣誓を守り、その職をまっとうすることを私の義務とするものであります (mind Testi, mind Lelki erőimmel, 's Ifjúságomba szerzett tsekély készülétemmel, a közönségnek használhatok: nem hogy idegenkednek, hanem inkább Eskütti hitem le tétele szerint annak elfogadására, 's viselésére kötelesnek tartom magamat)。²¹⁵」このように、市会は行政執行機関としての性格を失ったのであるが、これは、市会員の大半が市会における活動を選択したことからも明らかのように、市会による参事会監視と独自の財政政策提言能力の強化をはかる方向が選択されたことを意味している。

市会が行政権から切り離された後、市会の権限をめぐる参事会との摩擦が表面化している。1833年の役職改選で護民官に就任したヴェチエイ・ヨーージェフは、就任直後に市会を代表して参事会に意見書を提出している。彼は、市会員の監督官職からの分離を「私利から自由な立場」を保証したとして歓迎しつつ、同時に、この変革によって市の財政政策への関与のあり方が不明確になったとして、市会の関与の強化と権限の明確化を参事会に求めた²¹⁶。これに対して参事会は、市会の独自会合は、事前に参事会あるいは首席判事への議題の報告をしたうえでのみ認められるとしたうえで、「市会には、その討議に基づく決議を、参事会の同意なしに遂行する権限はない」として市会の独自権限の創出に反対した²¹⁷。これを受けて市会は、すでに市会独自の議題設定による討論は慣例化しており、

事後の参事会による議事録の閲覧によって、市会と参事会の協力関係は保たれると反論した²¹⁸。

こうした市会の権限の明確化をめぐる参事会との摩擦は、両者の様々な具体的な政策に関する見解の相違を通じて、1840年代にかけて繰り返し生じることになる²¹⁹。このことは、市会が、その独自の政治的主体としての存在を18世紀中頃に監督官として参事会の下部執行機関となって失った後、独自会合の恒常化、独自議事録の作成、そして監督官職からの分離を経て再びデブレツェンの政治生活の中で役割を担うようになったことを意味している。

第5節 国王小特権請負化政策と葡萄酒市民自由販売制の導入

19世紀前半のデブレツェンの都市財政政策の焦点となったのは、国王小特権をはじめとする歳入を請負制度を基盤に再編することで、歳入の安定化を図るという問題であった。1811年に活動を始めたイブラーニ国王委員は、参事会に対して都市財政制度を報告させるとともに、「市の歳入及び財政制度運営の有害な形態」を改善するための方策として、各種歳入制度の請負化を提言した。その際、国王委員によって請負化の方針を示されたのは、質地耕地・採草地、定期市、森林、葡萄酒、蒸留酒、そしてビールであった²²⁰。これに対して参事会が1年半あまり後に行った反論の中心は、葡萄酒販売制度の現状維持であった。この問題について、市による専売の法的根拠から現在の運営方法にわたって長大な議論を展開し、国王委員によるいかなる改革案についても拒否の姿勢を貫いた²²¹。

それに対して、王国小特権の請負化の端緒となったのは、ビール醸造・販売である。1811年の大火による市営ビール醸造所の消失と、跡地への劇場建設案の浮上に伴う移転・再建の資金捻出のため、1813年にハンガリー財務局による3年契約で請負人に委ねる旨の通達を承認した。この際参事会と市会は、ビール請負化が葡萄酒請負化に直結することを恐れ、5項目の覚書を出している²²²。それは以下のようなものである。1) 酒類販売は、都市特権に基づくものであり、デブレツェン市民以外がその権利を行使することは認められないこと。2) ビール醸造販売の請負化が、特権を侵害すること。3) ビール醸造販売請負化が、市庫収入の要である (legnevezetesebb Kútfeje a Cassának) 葡萄酒販売に影響を与えかねないこと。4) 葡萄酒販売は、(原料購入費などの支出がある) ビールと異なり、居酒屋維持費以外の費用がかからないのであり、両者を同様に扱わないこと。5) 請負人がビールを葡萄酒よりも安価で販売することによる市庫収入の減少を防止する策を案出すること。この覚書の確認と請負人がデブレツェン市民に限定されることなどを定めた契約規定の策定を経て、1814年からのビール醸造・販売の請負化が決定された²²³。

葡萄酒販売を含むその他の国王小特権請負化問題は、1814年に市会が全面的な反対を表明するなど、市側の抵抗が続けられた²²⁴。結局、1819年の財務局通達により、葡萄酒を除く、蒸留酒醸造・販売、定期市、関税、水車の特権が請負化されることが決定された²²⁵。これを受けて同年8-9月の入札 (kótyavetye) を経て、計7人の市民に計21,528フォリントで請負われた²²⁶。これらの請負制は、その後運営法の変更を伴いつつ、その後革命まで継続されることになる²²⁷。

葡萄酒販売制度の改革問題が本格的に開始されるのは1826年である。国王委員は、建設中の「大きな森」温泉と市内域居酒屋の請負制導入の検討を参事会と市会に打診した²²⁸。

この問題の検討は市会に一任され、市会は、温泉での葡萄酒販売について「温泉は健康増進のために建設される」のであり、「民衆の滓や葡萄酒呑みや泥酔者が増加することは (a Nép seprejének, a borivóknak és részegeseknek a száma szaporodjon)、「大きな森」で余暇を過ごす者や入浴する者にとって不都合を生じさせる」として反対し、また、市内城居酒屋の請負化は、請負人に利益が集中し、個々の市民の不利益になるとして反対した²²⁹。この際の葡萄酒販売請負化問題の扱いは、2つの点で興味深い要素を含んでいる。まず、これが参事会ではなく市会によって討議されたこと、次に、市会の反対が請負制という形態に向けられたことである。これらが、前節で見た 1829 年に行われた市会による葡萄酒販売自由化決議につながっていったと思われる。市会は請負制に反対し、自由販売制を支持する姿勢をここで明確にしたのである。葡萄酒自由販売制は 1833 年 5 月の参事会で決定され、6 月の市会で承認された²³⁰。

葡萄酒販売制度をめぐる政治的諸主体の関係をまとめておこう。18 世紀から 19 世紀前半に至るまで、葡萄酒販売制度に関する参事会の見解は、市による専売制の維持というもので貫かれており、他の政治的主体は参事会に対していかなる立場をとるかによっていたということができる。18 世紀前半に市会による市政への介入の試みは、ほぼ常に葡萄酒販売問題に関わって表面化した。18 世紀中頃の監督官＝市会員制の導入によって市会が参事会の下部執行機関となった後は、この問題は、王国と「市民」のデブレツェンの政治生活への登場の契機をなした。王国の都市への介入の主題としての葡萄酒販売問題は、18 世紀中は他の主題と平行して扱われたが、19 世紀に国王委員の関心が国王小特権の請負化に集中していくにつれ、中心的なものとなっていった。葡萄酒販売権は、逆に参事会にとっては、都市特権の中心として王国の介入からの防衛の中心となっていくのである。

「市民」と葡萄酒販売権問題の関わりはより明確である。1750 年代の主体としての「市民」の萌芽、1770 年代の本格的な登場、1790 年代の運動の高揚に至るまで、「市民」意識の中心にこの問題は常に位置付けられていた。1792 年に「市民」はこう表現している。「この葡萄酒販売〔自由化〕を勝ち取るまで、当面大小の不服については保留することとし、それらについては望むことはない²³¹。」このことは、逆にいえば「市民」が葡萄酒販売権問題を焦点として主体化したということである。この主体は、しかし、嘆願という方法とそれにより自らが主体化する政治空間の創出を国王委員に依存していたために、国王委員が葡萄酒専売制の維持を決定したことによって、その基盤と主体としての存在を喪失することになる。「市民集会」の開催の試みも、いわゆる市民的公共圏の創出を伴わなかったがために、恒常的な存在となることはなかった。

「市民」が再びデブレツェンの政治生活から消えた後に、王国と参事会に並ぶ政治的主体として変容したのが市会である。独自会合と独自議事録の導入、そこでの請負問題を中心とする市政上の諸問題の討議を通じて、王国からも参事会からも自立した主体として市政に関与するようになる。1833 年の葡萄酒販売自由化の決定は、こうした市会による専売制度維持から自由化支持への方針転換を経て初めて可能になった。これは、参事会が市会の市政上の役割を承認したということの意味しているとともに、王国が都市特権の形骸化の中心的な主題としていた問題が、市会の変容を経なければ実現しなかったということも意味しているのである。このように、デブレツェンの 18 世紀から 19 世紀前半の葡萄酒

販売権問題を通じて、この都市における政治的諸主体の配置関係を明らかにすることができるのである。

第5章 「市民」の範疇

第1節 都市の特権と市民の特権

身分としての市民および主体としての「市民」の範疇を考察するにあたって出発点とすべきは、特権の保有者としての都市と市民の関係性についてである。近世の法体系では、都市特権の権利主体としての都市と市民は、混交したものあるいは一致したものとして捉えられていた。1514年にヴェルベーツィ・イシュトヴァーンによって編纂された慣習法体系『三部法書』では、都市は次のように定義されている。

「市民たちの集成体を都市と呼び、そこにはさまざまな人々が集住している (a város nevet: civitas, minthogy a polgárok összeségéről viseli, minthogy ott sok nép van egybegyűlve / civitas dicitur, quasi civium unitas, eo quod ibi populorum pluralitas sit convocata)」「実際の都市とは、必要に応じて市壁や城壁で囲まれた家屋と通りからなる集合であり、良き名誉ある生存の特権を有している (Tulajonkép pedig a Város, házaknak és utczáknak a szükséges falakkal és bástyákkal körülvett sokasága, a mely a jó és tisztességes megélésre kiváltságolva van / Est autem civitas, domorum et vicorum pluralitas, moeniis, et praesidiis circumcincta necessariis, ad bene, honesteque vivendum privilegia)」「この市民たちの集合はひとつの共同体を成している (a polgároknak eme sokasága egy közönséget alkot / haec civium pluralitas unam communitatem causat)。」²³²

このように、都市は集住する市民の集合体から成り、これが特権の保有者であった²³³。すなわち、市民と都市はあくまで一体として不可分のものとして設定されていた。この不可分性に対する対応が、葡萄酒販売権をめぐる議論、そして「市民」の主体化の文脈の中で常に問題の中心となったのである。

デブレツェン参事会および市会が1770年に葡萄酒販売権に関して国王委員に提出した意見書には、特権の保有主体としての都市と市民の一体性が、葡萄酒買い上げ制度を踏まえながら明確に言明されている。ここで都市と都市共同体 (civitatis communitas) は等価であり、それに属する権利の具体的な行使形態として、市民たちからの (a Civibus) 葡萄酒買い上げが説明されている。

「葡萄酒販売権は、これまで年間を通してこの都市あるいは都市共同体に属しており、これが特権的に享受するものである。都市は、この権利を次のように用いている。すなわち、葡萄酒は、他からではなく、市民たちからその担う税と役に代りて買い上げられる (Jus Educilli fuit hactenus per totum Annum penes ipsam Civitatem, seu Civitatis Communitatem, cui privilegialiter collatum est: Jure tamen hoc Civitas ita usa est, ut Vina non alibi coempta, sed a Civibus a proportione Impositae Contributionalis, servatoque quantum fieri potuit.)」²³⁴

このような都市と市民の一体性の認識は、1770年前後の「市民」の主体形成のなかで変化していく。1770年8月に「デブレツェンの市民と住民により共同で」国王委員に提出された嘆願書 (第4章で触れた嘆願書B) で、嘆願者は「平民 (köznép)」がその特権について無知であるとしてこう記述している。

「この王国都市では、貧しく、惨めで、多大な運搬役の遂行によって疲労し、絶望し、困窮した平民は、自身の市民的自由 [特権] について、それがあたかも存在したことがなかったかのように、何も知らない (e Királyi Városban a szegény nyomorúlt sok ígás szolgálatok

alatt, tellyességgel el fáradt, és ugyan elállott el fogyatkozott köznép, a maga Civisi szabadságáruul nem tud semmit, mint hogy azzal soha sem élhetek) ²³⁵。」

本来特権が属している市民が、特権から疎外され、その自覚すらも失っていることを嘆願者は嘆いているのであるが、市民から遊離した特権を占有するのは、市民から切り離された市支配層（参事会と市会）である。

「公共の居酒屋は公共のものではなく、ほんの一握りの者の手の内にある。つまり、それは参事会のものであり、市会のものであり、葡萄酒監督官のものであり、居酒屋主のものであり、そして葡萄酒運搬人のものである（a Közönséges Korcsmák nem közönségessek, hanem csak némmelleyké: a Magistratusé, a Communitásé, a Borbíráké, a Csaplárosoké, sőt a Korcsolyásoké）²³⁶」

市民の特権が参事会に篡奪されているという論法は、1769年に15人の市民と「その他デブレツェンの受難の住民たち」による嘆願書では、より明確に表現されている。

「他の王国諸都市と同様に、すべてに関してそれらと同等の特権と自由を我々も享受することができるはずである。参事会のために、我々はその特権と自由を享受することが今までできないのだ（egyaránt más Királyi Várossok rendi szerint azokhoz hasonló Privilegiumokkal, és szabadságokkal mindenékben mi is élhetnénk /: mellyekkel edigh mégh Magistratusunk miat ném élhattünk）。²³⁷」

市民が特権から疎外されているという認識は、市民と参事会の分離に依っている。1792年に「市民の使節」によって参事会に提出された質問状を見てみよう。

「国王陛下は王国諸都市に対して、葡萄酒販売を一律に認めようとしている。[中略] 参事会はなぜこの共通の利益に同意しようとししないのか? (Felséges Királyunk, a Király Városoknak a bor mérést meg akarja egy formán engedni: [...] miért nem akarna a T. N. Tanács ezen köz haszonba megedgyezni?) ²³⁸」

主体としての「市民」による都市と市民の関係の認識は、「市民」を参事会から分離するという作業の背景に隠れているが、参事会に横領されている特権を市民が取り戻すという文脈で展開されている。都市と市民の分離は、市民の疎外という認識を基軸にしているのである。

19世紀の国王小特権請負化問題をめぐる国王委員、参事会、市会による議論では、都市と市民の分離の過程を明瞭に観察することができる。国王委員が示した請負化方針に対する長文の反対表明文において、1813年参事会は「市民は、その特権的および法的権利を今後とも保持すべきである（a Polgárság mind Privilegialis, mind Törvényes Jussaiban továbbra is változhatatlanul meg-tartasson）」ことの根拠として「当地の市民たちを王国都市に列する特権（az ide való Polgárokat a Királyi Városok közzé számláló Privilegium）」を挙げている²³⁹。特権の防衛は、都市と市民を一体化させることに基盤を置いたのである。しかし、この文書の後半にさしかかると都市と市民の一体化は自明のものではなくなっていく。国王委員によるある提案について参事会は、反対理由を都市と市民の特権の侵害について個々別々に議論したうえで、つぎのように総括している。

「市民の組織[都市]と市民の利益は互いに分離することが不可能なように結びついてあるものなのであり、この公共の利益を正当な調和をもって享受することができるものである（mind a Polgári Test, mind a Polgárok, kiknek haszna egymással el-választhatatlanul

ösze van köttette, ezen köz Beneficium hasznával igazságos proportióban élhetnek) ²⁴⁰」

ここで見られるのは、都市と市民の概念をいったん分離して検討した上で、それらを再統合しようとする試みである。それは、1814年の市会による意見では「都市と市民のこの相互的な権利 (a Városnak, és a Polgároknak ezen költsönös jussa) ²⁴¹」と表現されている。ここでは、都市と市民は、密接に結びつきつつも別々の権利主体として認識されているのである。

この変化を媒介したのは、請負化という問題である。国王小特権、なかんずく葡萄酒販売権の請負化は、「すべての市民を包括する継続的な特権の行使を〔中略〕無に帰させるものである。もし、市民の葡萄酒を請負人が買い上げることになれば、市民の権利は、彼ら自身の参事会と市会の監督下で施行されず、ひとり請負人の恣意的裁量、あるいはむしろその責苦に供されることになる (minden Polgárt részesítő szakadatlan Privilegialis usust [···] semivé tenné. - Ha a Polgárok borait tartozik az Arendator bé venni, akkor Polgárok jussa nem a magok törvényes Magistratusa és Választott Előljárói inspectioja alatt administraltatván, egyedül az Arendator arbitratia discretiojának, vagy is inkább vexájának lenne ki tetetve)。²⁴²」ここでは、都市は、特権と市民の間の媒介としての機能を、請負人との間で争奪している。都市はすでに特権の保持主体というよりも特権の管理者となっているのである。市民と都市の分離と、特権の保持者と管理者の分離は、参事会と市会による請負制度導入反対の論理の基盤となった。それゆえ、請負制でなく葡萄酒自由販売制の導入の論理的な整合性をこれが用意したのである。1833年の参事会による自由販売制決定は、次のように説明された。

「葡萄酒販売権は、国王陛下の特許状によって、個々の市民の奉仕と忠誠に対して、市民の共同体に与えられたものである。この特許状にはこの権利行使の方法は定められていない。そのため、かつては、葡萄酒販売に関する個々の市民と都市の利益が一致するものとみなす方法が採られた。〔中略〕現在の葡萄酒販売権行使の形態は、現在の状況をかんがみると、個々の市民および市庫に対して十分な利益をもたらしているとはいえない (a Bor méretés Jussa a Kir. Kegyelmes Adomány Levelek által az egyes Polgárok szolgálatjaiért, és érdemeiért a Polgárok Közönségének adódvann a nélkül, hogy az Adomány Levelekbenn a módja ezenn haszon vételnek meg határozódna, - valamint a régibb Kornak szabadságába volt a Borbeli haszon vételnek azt a módját fogadni el melyet akkor az egyes Polgárok, és a Város hasznával leg inkább meg egygyezőnek talált, [···] most fenn álló Borbeli haszon vétel módját, melyiet a jelen környül állások között nem lát azonn célra alkalmatosságnak hogy mind az egyes Polgároknak, mind a Város Pénztárának elegendő hasznót hajtson) ²⁴³」

葡萄酒販売自由化の決定は、参事会による市民と都市の分離の承認と合わせて実現した。逆に言えば、18世紀末以降、「市民」の出現と請負制導入の衝撃を媒介として、市民と都市の特権の区別が概念的に可能になったことが、1833年の葡萄酒自由販売制導入決定の背景をなしたのである。

第2節 「市民」を代表する

都市と市民、参事会および市会と「市民」の分離が1770年代以降進行していくことと平行して、市民あるいは「市民」を代表することに関する議論がデブレツェンの政治生活

の中に登場してくる。

この問題は、すでに 1769 年の 15 人の市民と「その他デブレツェンの受難の住民たち」による嘆願書（第 4 章の嘆願書 A）のなかで現れている。嘆願書は、嘆願の主体についてこう説明している。この嘆願を行うのは「我々だけではなく、むしろ我々と共に我々の都市の大小の納税者のほぼ全てである。彼らは、参事会を強く恐れるがゆえに名乗り出ることを躊躇しているのである (nem csak mi pedig sőt velünk edgyütt Varossunk Nagyobb és Kisebb Contribuenseik szinte maid Minyájon/: Kikis ugyan a Magistrátustól való Nagy félelemnek miatta magokat ki nyilatkoztatni, ném mérészethették:/)。²⁴⁴」ここで、参事会に対抗する形で主体化した 15 人の嘆願者は、その主体としての正統性の基盤を「ほぼ全ての納税者」の暗黙の同意に求めている。15 人以外の市民、住民が署名しないこと理由は、翻って参事会の脅迫に求められるのである。

「市民」の代表としての名乗りとその正統性確保の争いは、1792 - 94 年の運動に鮮鋭に現れている。前章でも触れたように、1792 年 2 月、「市民の名において」葡萄酒販売自由化を要求する嘆願が王国に提出された後、「市民使節」による護民官宅の訪問、「市民集会」への護民官の出席要請と護民官による拒否を経て、集会に出席した 67 名の市民たちは、参事会宛ての 11 項目の質問状を作成し、送付した。すでに引用した部分を含めて、この質問状の全項目を見てみよう²⁴⁵。

1. 「我々、納税し大小の役を負う市民たちは、次のことについて明確に知りたいのである。すなわち、市民とは誰のことなのか、市民という名において何を理解すべきなのか? (kik legyenek a Civisek, és mit értsünk a Civisi nevében?)」
2. 「我々が問題にしていることについて、護民官殿の臨席のもとで集会を開催するならば、この集会で、誰が市民を名乗るのか? 市民か、それとも参事会か? (azon Gyűlésbe ki fog Civiseket denominálni, a Civisek é, vagy a T. N. Tanáts)」
3. 「参事会が、葡萄酒販売制度の改善を望むのであれば、それを我々に通知することを望む」
4. 「葡萄酒販売自由化の早急な実現を我々はあきらめることはなく、これに勝利することを確信している」
5. 「この葡萄酒販売 [自由化] を勝ち取るまで、当面大小の不服については保留することとし、それらについては望むことはない」
6. 「国王陛下は王国諸都市に対して、葡萄酒販売を一律に認めようとしている。[中略] 参事会はなぜこの共通の利益に同意しようとししないのか?」
7. 「参事会は、葡萄酒販売のより良き新しい方法をつくることのできるものであり、それは、我々によって試行されるべきである」
8. 「我々は以下のことを知りたいのである。すなわち、護民官殿は参事会の側にあるのか、それとも市民の側にあるのか?」
9. 「我々は、以下のことについても知りたいのである。すなわち、葡萄酒販売自由化に関して、もし参事会が我々と合意しない場合、護民官殿は我々の側に立つのか、それとも参事会の側に立つのか?」
10. 「すべての同職組合に対して、この問題について検討することが認められるべきである」

11. 「参事会に以上のことを通告したことを確認するよう、参事会に求める」

「市民」が誰を指すのかという問いから始まる一連の項目は、参事会と「市民」の間での「市民」を名乗ることの正統性をめぐる闘争となっている。2項目目の一見矛盾した表現（市民を名乗るのは市民なのか参事会なのか）は、質問状提出者にとって「市民」が自明のものとして存在していること、その「市民」の名乗りを「市民」が参事会との間で争奪していることを示している。この「市民」の争奪と並んで、もうひとつ争奪の対象となっているものがこれらの項目のなかにはある。護民官である。護民官が、「市民」の側にあるのか、参事会の側にあるのかが、2度にわたって問われているのである。護民官の争奪は、開催されるべき「市民集会」の正統性確保にも重要な役割を負わされている。「市民」は、集会への護民官の出席にこだわったすえ、護民官の出席拒否にもかかわらず、「護民官の名において」集会を開催するのである²⁴⁶。この「市民」の名乗りと護民官をめぐる二重の争奪は、ここに市会が現れていないことを踏まえて考えると、「市民」が護民官を確保することにより、市会にかわる「市民集会」の正統性を確保しようとしたとみることができるであろう。

「市民集会」と市民を代表することとの関係をより明確に示しているのが、同時期にナジ・ヴァーラドの財務局行政官（Camerális Administrator）に対して、デブレツェンの「市民の名において」提出された事情説明書である。ここに記されている2項目は、まず、葡萄酒販売自由化に関する「市民の代表」としてブダで活動しているバーリントフィ・ヤーノシュという人物が、「市民が何も知らないことについても行っている（Bálintffy abba ollyakat is elegyített a mellyekről a Civisek semmit sem tudnak）」がゆえに、彼を解任した上で、「他の代表（más Ágens）」を探すこと。つぎに護民官の出席のもと市民による集会を開くこと、であった²⁴⁷。

1794年に葡萄酒販売自由化を求めて再び「市民と住民の名において」国王に提出された嘆願書をめぐって調査を開始した参事会に対して、「市民の代表ファゼカシュ・ヤーノシュおよび市民（Fazekas János Civisek Repeasentansa és a Cívisség）」の名による上申書が提出された。この上申書は国王への嘆願書を提出したことを認める内容であったが、その後の参事会の関心は、嘆願書の内容ではなく、ファゼカシュ・ヤーノシュという人物（彼は2年前にも「市民使節」として護民官の前に現れている）が、いかなる根拠に基づいて「市民」および「市民の代表」と名乗るのかということに集中された²⁴⁸。病床のファゼカシュと彼の家へ派遣された参事会の代表との問答は以下のようなものである。

6月25日付けで市民の代表ファゼカシュ・ヤーノシュと市民との署名で今日参事会に提出された上申書は誰が書いたのか？

セントペーテリ・ミハーイが書きましたが、私が口述いたしました。

すべての市民がこれに同意したのか？（Meg egyeztek é ebbe minden Cívisek?）

ここにおりました8人ほどが同意いたしました。

その8人とは誰であったか？

医師タタイ・ヨーージェフ氏、コンティ・ミハーイ、チュカーシュ居酒屋請負人パプ・イシュトヴァーン、アルマーシ・ヨーージェフがおりまして、他にはおりませんでした。この4人と筆記したセントペーテリ・ミハーイです。

では5人の市民がいただけではないか。いかにして市民全体の名において上申書

を出すことができたのか？ (hogy lehetett még is, az egész Cívesség nevébe adni az Instantiát?)

私は、私たちが求めていることが正義であることに確信を持っておりまして、ひとりの市民としてこのことから身をひくことはないでしょう。

市民全員がこれに同意するなどいかにして確信することができるというのだ？規則に従って告知されてもおらず、市民のうち数人によって推し進められていることに対して、彼らのうちの多くが反対していることが知られているのに。

彼らが同意したか否かは、そのうち明らかになるでしょう。

デブレツェンの市民の代表はデブレツェン市会であるということを、市民として知らなければならないにもかかわらず、なぜ自らのことを市民の代表と署名させたのか？ (Miért Subscribáltatta magát ugymint Civisek Repraesentansa holott mint Civis tudni kell azt, hogy a Debreczeni Cívisségnek a Debreczeni választott Eskütt Communitas a Repraesentansa?)

なぜなら、私は多くの市民から信任されているからです (Azért, mert nékem igen sok Civisektől van Credentialisom)

この問答には、名乗りの論理の基本的な構造を見て取ることができる。ここに現れている5人の出席者による二重の名乗り、すなわち「市民」と「市民の代表」は、「正義(igazság)」と「信任」によって正統化されているのである。この論理は、2年前と同様に「市民集会」によって完結されることが前提であった。「彼らが同意したか否か」については、ここで最終的に確認されるはずであった。ファゼカシュの聴取に続いて、名を挙げられた4人の市民は、参事会に出頭させられた上で、葡萄酒販売自由化を討議することに「600人の市民が関心を示しており、なんらかの集会を自分たちで開くことを許可するよう」要請している²⁴⁹。この600人という数値の信憑性は問わないとして、当時の市民権保持者の約4分の1の参加可能性をもって、嘆願書、上申書の提出主体（「市民」と「市民の代表」）およびその内容（葡萄酒販売自由化）が正統化されるはずだったのである。この試みは、前章でも見たように、参事会および市会の反対によって失敗することになる。

「市民集会」による「市民」と「市民の代表」への正統性の付与は、ここで自明的に市会の正統性と対立することになる。「市民の代表は市会である」とする参事の質問に対して、ファゼカシュは直接的に否定しないものの、自らが「信任されている」ことをもって自らの「市民の代表」としての正統性を担保し、暗に市会の正統性を否定しているのである。

18世紀末にこのような「市民集会」による市会の正統性・代表性の篡奪の試みが失敗した後、19世紀初頭から市会の独自性確保の基盤となったのは、まさにこの「市民の代表」という論理である。1814年に恒常的な独自会合の開始にあたって市会が宣言したのは、「我々は、この都市の市民と住民の代表であり、市制と特権を断固守ることを義務としている (ezen Város Polgárainak, és Lakosinak Repraesentansai vagyunk, a kik ennek constitutióit, Privilegiumit töllünk ki telhetőképven védelmezni tartozunk)」というものであった²⁵⁰。この時期から、参事会と市会は「市民の指導部かつ代表として全市民の権利と自由を守り維持する (a Polgárok Elöl-járói és Repraesentansai, az egész Polgárság Jussait és Szabadságait óltalmazni 's megtartani)」ことを名目に存在することになる²⁵¹。「市民の代表」

という性格を自覚的に確保した市会は、「この都市の民衆の制度的代表として、我々によって代表されている民衆との間に、より近くかつ密な結びつきを持っている (mi mint ezen Város népének Constitutionalis Repraesentansai az általunk repraesentált néppel sokkal közelebb és szorosabb egybe köttetésben vagyunk)」ことに、自らの正統性を求めていくのである。もともと、市会員の終身制が廃止され、制限選挙による市会員の選出が実現するのは、革命後の 1848 年 5 月のことである²⁵²。制度的基盤の変革を伴わずして、市会は、18 世紀末に「市民」によって篡奪されかけた代表性を、その正統性の核として確保した。それは、前章で触れたように、政治的主体としての「市民」の(再度の)消滅と平行していたのである。

「市民」を代表することの代表する者の間での争奪では、代表される者の範疇への問いは二次的なものでしか過ぎない。この問いは、市民権をもたない住民の主体性についての問いである。すでに繰り返し触れてきた 1769 年の嘆願書は、15 人の市民の署名に加えて「その他デブレツェンの受難の住民たち」が嘆願者に名を連ね、1770 年に国王委員に提出された嘆願書は「デブレツェンの市民と住民が共同で」発言したものとなっている²⁵³。問題は、ここで言及されている「住民」がいかなる性格のものとしてここにあるのかということである。「住民」への言及が、「市民」と併記されるということを読まえると、これが市民権の有無を基準としていることは明確である。その上で主体としての「住民」の性格を考えると、2 種の姿を設定できるであろう。まず、市民権を有した者から独立した主体であること、次に、市民権保持者としての「市民」に動員される、あるいは「市民」に包括される範疇であること。

第一の独立した主体としての「住民」を想定することは困難である。というのも、市民権保持者との区別を明確にした上での「住民」独自の主体設定が現れることがまったくないからである。また、すでに見てきたそれぞれの嘆願書の内容は、市民権保持者の権利と参事会への批判を基軸とし、「住民」の権利そのものを問題にしてはいないことである。

では、第二はどうであろうか。これを考える材料を提供しているのが、1794 年のファゼカシュ・ヤーノシュらの行動である。国王に対して「市民と住民の名において」提出された嘆願の防衛が、「市民の代表」たるファゼカシュと「市民 (Cívisség)」によって遂行される。「住民」は、これらによって代表されるのである。この代表性は、上に見たように、「ほぼ全ての納税者」の暗黙の同意や、「そのうちに明らかになる」であろう「彼らの同意」に基づくのである。こうした同意を想定することが、なぜ可能だったのであるか。これは、「市民」の主体が、主に葡萄酒販売権をめぐるって成立したことを踏まえると、2 章および 3 章で分析したように、葡萄酒所有・葡萄酒生産が、財産規模や職業の差異とともに市民権の有無の境界を横断する形で行われていたということに見ることができるだろう。すなわち、葡萄酒販売権問題は、市民権の有無という差異を除去する背景を有していたのであり、市民権保持者からの葡萄酒買い上げ制度を基礎とした専売制廃止への闘争は、差異の存在を無視し、住民を「市民」に包摂する方向へと進んだのである。

1833 年に実現が決定された葡萄酒販売制度の改正は、あくまで市民自由販売制であり、葡萄酒販売権を得ることができるのは、市民権保持者のみであった。市民権非保持者が問題にされるのは、市民権保持者の利益の文脈に限られたのである。1836 年に自由販売制の再検討が行われた際、市会員を含む 35 名の市民の連名による意見書 (Folyamodó levél)

が国王委員に提出されたが、そこで市民権非保持者はつぎのように現れている。「市民自由葡萄酒販売制のこれまでの規則によると、非市民に請負に出すことが禁止されている。これは、葡萄酒による市民の利益を大きく損なうものである²⁵⁴。」この非市民 (nem Polgárok) は、市内域に居住する市民権を持たない住民も含みながら、市民権保有者以外の者全体を意味している。いずれにせよ、非市民の利益は、市民の利益に包摂されるものであったのである。

市民と住民の間の市民権の有無という差異は、問題化されないまま、「市民」に包括されていくかのようである。この問題は、デブレツェンにおいては、1848年にその差異が消滅するまで明示的にあらわれることはなかった。この差異の矮小化は、1813年に質地耕地用益制度をめぐる議論の中で参事会が表明した以下のような言葉に表されている。

「住民たちは、市民権に伴う義務に基づく負担を回避するために、市民権を得ないのである (ezen Lakosok éppen azért vonnyák-ki magokat a Polgárság alóll, hogy a Polgári Kötelességgel együtt járó szolgálatok terhétől magokat és Jóságait meg-kímélhessék)。というのも、屋敷地をもつ住民は、兵士宿営、公共の役および善良な振る舞いによって市民権にふさわしければ、我々 [参事会] に申請することによって、これまでも常に市民とされてきたし、今もそうである²⁵⁵。」

市内域に居住する市民と住民の差異は、問題化される前に 1848年に消滅した。この差異は、「市民」に包括される範疇にとどまったのである。それに対して、これに包括されることのなかった範疇を、デブレツェンの市堀の外側に見出すことができる。それを次節で扱っていきたい。

第3節 他者の範疇：市外域民・ユダヤ人・ロマ

デブレツェンの「市民」の範疇に包摂されることのなかった者で最も重要なのが、市外域民である。すでに触れたように、市外域への居住は 18世紀中頃から徐々に行われていたが、それが合法化され、急速に人口を増加させたのは 1774年以降である。1774年のフォルガーチュ国王委員による決定により、市外域は区画ごとに年間 2 フォリントの税負担義務を伴って分配された。土地の所有権は市に属していたため、葡萄酒買い上げ、耕地用益などの権利を有さなかなっただけでなく、その基礎である市民権獲得の可能性も閉ざされていた²⁵⁶。

これら市外域の居住者が主体として現れるのは、1815年からである。直接的な契機は、この年に新たに市外域民に対して課されることになった年間 16 日の柴刈賦役であった²⁵⁷。これに対して「チャポー、ツェグレード、ヴァルガ、ピアツ街区市外域民 (a Csapó, Czepléd, Varga és Piacz Uttzai Hóstáti Lakosok)」の名において国王委員に嘆願書が提出された²⁵⁸。これは、新たな賦役の導入に反対しつつ、市内域民と同様の軍税、兵士宿営負担を担うことを条件に、葡萄酒買い上げ、耕地用益などの市民的諸権利を要求するものであった。この要求は、嘆願者が結論しているように、市外域民に対しても「市民権を与えよ (a Cívisek közzé is fel-vetessenek)」というものである。これに対して、参事会は「彼らに市民権を与えることは、都市の権利の損傷なしにはありえない (hogy a Cívisek közzé fel-vétessenek, a Város Jussúnak meg-rontása nélkül meg nem állhat)」ことを理由に断固拒否した²⁵⁹。

その後も、同様の市外域民による共同の嘆願は、1818年、1824年、1828年に出されて

いる²⁶⁰。これらの嘆願は、いずれも参事会によって即時却下された。1828年には、それまで認められていた市外域民による庭葡萄畑所有も、庭葡萄畑は「市民の特権において葡萄酒販売に基づく市民的利益の根本をなすものである (a Polgárok Privilegiumoknál fogva illető bor méretésbeli Polgári Haszonvételnek a Fundamentomát teszik)」ことを理由に禁じられた²⁶¹。この措置がその後実行されたのかなどの詳細は不明であるが、それに対する市外域民の行動も、革命まで姿をあらわすことはない。

再び市外域民が問題になるのは、1848年革命期のことである。この年の5月に行われた市民による市長、市会の制限選挙の直後に、「貧しい市民とピアツ街区市外域民が共同で」、市外域民も市内域居住者と同権の市民として認めるよう求める請願を提出した²⁶²。この請願を受けて、デブレツェン市会は、8月、市外域の住居区画の買戻しを条件に、市外域民への市民権の拡大を決定した²⁶³。これは、革命後デブレツェンで発刊されていた「大平原通信」も支持したが、その後の独立戦争の混乱の中で実施は進まず、19世紀後半に問題は持ち越されることになった²⁶⁴。

次にユダヤ人について見ていこう。デブレツェンは、1840年の法律第29号により、ハンガリー王国の都市に対して市内へのユダヤ人居住の容認を義務付けられた後、1841年に最初のユダヤ人の居住を許可したが、それ以前には、市内域への居住のみならず宿泊も認めていなかった²⁶⁵。デブレツェンの周辺では、ビハル県に1760年代に3か村でユダヤ人の居住が記録され、ハイドゥー地域でも18世紀後半からのユダヤ人移入が本格化したとされている²⁶⁶。また、デブレツェンの定期市にユダヤ商人が現れるのは、1781年頃と言われている²⁶⁷。しかし、18世紀前半からユダヤ人の居住が始まったとみられる近郊の村シャームション²⁶⁸のユダヤ人が、18世紀中頃からデブレツェンに現れてきている。

1747年には、デブレツェンはシャームションにおける蒸留酒製造と販売を当地のユダヤ人に請負に出し、フェルプという名のユダヤ人に「4回の[デブレツェンの]年市の際にユダヤ人葡萄酒を販売することを許可したことにより (negy sokadalmak alkalmatosságával nékie meg engedett Sidó bor árulásért)」50フォリントあまりの請負料を得ている²⁶⁹。その後、この定期市でのユダヤ人葡萄酒 (kóser bor) の販売は、シャームションのユダヤ人に委ねられることが慣習となっている。例えば、1768年12月には、シャームションのユダヤ人カイン・ヤカブに対して、1769年から3年間の契約で、デブレツェン年市でのユダヤ人葡萄酒販売、シャームションの3軒の居酒屋および肉屋を請負わせている²⁷⁰。この際には年市でのユダヤ人葡萄酒の販売だけで、年間100フォリントを請負人は市に支払っている²⁷¹。この請負料はその後、1805年には1365フォリントに高騰し、1840年には1501フォリントとなる²⁷²。

この時期にデブレツェンに出入りしたユダヤ人の数は、定期市商人に限定しても研究されておらず、全体像は不明である。ただ、ユダヤ人葡萄酒販売の継続的な請負化とその請負料の増加を、この葡萄酒が、請負契約において「ユダヤ人を除いて、市の居住者であっても、外部の者であっても、販売してはならない」ことになっていたことを踏まえて考えると、相当数のユダヤ人が行き交っていたと見ることができる²⁷³。葡萄酒以外にも、19世紀初頭からサトマール県などからデブレツェンに大量に持ちこまれるようになった果実蒸留酒を扱ったのも、主にユダヤ人商人であり、1819年には煙草販売をウィーンのユダヤ人商人に委ねていた²⁷⁴。

これらのユダヤ人に対する市の対応は、1833年に新設された市警察 (Város Kapitányi Hivatal) の規則の次のような表現に集約されている。「当市に関して言えば、ユダヤ人は全て外部者であり、まだ寛容の対象ともなっていない (ezen Városra nézve a Sidók mindnyájan Idegenek, az az még tsak Toleratusok se lennének) ²⁷⁵。」

こうしたデブレツェン市当局に対し、幾人かのユダヤ人が抵抗を試みている。1806年からユダヤ人葡萄酒請負人であったシャームシヨンのカイン・ダーヴィドゥは、1815年にピアツ通りに屋敷をある市民から購入したが、参事会は「ユダヤ人には、居住のみならず、屋敷を購入、維持することも許可されない」として、この売買契約を無効にしている²⁷⁶。1819年には、ウィーンのユダヤ人商会からデブレツェンに派遣されたユダヤ人商人が、参事会に滞在を認められず、市からの退去を命じられたことを不服として、国王委員に参事会命令の撤回を要求している²⁷⁷。

こうした市当局のユダヤ人に対する頑なな姿勢とユダヤ人商人自体に対するデブレツェン居住者の態度は、当該期に関してはほとんど知ることができない。わずかに、1828年に定期市の店舗をユダヤ人に売却することを望む商人の寡婦が、市会に対してその許可を申請した例と、1836年に週市でのユダヤ人葡萄酒の販売を市民に許可することを、市民有志が求めた例が見られるのみである。後者は、販売を行うユダヤ人の「品行について出身地からの証明書を提出する」ことを条件として認められたが、前者は、「ユダヤ人はキリスト教徒の店舗を買うことはできず、キリスト教徒はユダヤ人の店舗を買うことはできない」と拒否された²⁷⁸。

1840年の法律第29号は、デブレツェンに対してもユダヤ人への門戸開放を強いるものであった。参事会がこの法律を受け入れるにあたって表明した条件には、市内へ居住を許可されたユダヤ人に対する市民権の授与について言及はなく、ユダヤ人によるデブレツェンの市民権獲得は1867年を待たなければならなかった²⁷⁹。ただ、ユダヤ人の市内域居住は、旧来の市民権の概念を相対化する要素を含んでいた。1841年に行われた蒸留酒販売請負制の改革によって、初めて市内域の都市権／市民権に基づく権利の競売にユダヤ人の参加が認められ、落札したユダヤ人カツ・ゲルグィは、市内域への居住を条件に請負を承認された²⁸⁰。この過程で興味深いのは、この請負制改革によってそれまでの請負権を失った市民が参事会に対して提出した嘆願は、それ以前の請負契約の維持を求めるのみで、非市民、ユダヤ人への請負に対して直接的に反対していないことである²⁸¹。デブレツェンにおけるユダヤ人の問題は、居住が本格化していった19世紀末から、それまでの「市民」の範疇の問題圏の枠を脱してから成立していくのである²⁸²。

最後に、他者の範疇として言及しておく必要があるのは、市外域に居住していたロマである。ロマ系民がデブレツェン周辺に居住し始めたのがいつごろなのかは明らかではないが、1732年に行われた「門外居住者 (kapun kívüli lakók)」の調査では、市外域に計17の小屋 (kunyhó) が記録されているが、これらに居住していたのはすべてロマ (czigány) とされている²⁸³。その後も数次にわたってロマ居住者の調査が行われ、1778年の数値では32人、1828年には40人の家長が記録されている²⁸⁴。その大半が鍛冶屋 (kovácsoló cigány)、一部は楽師 (musikus) とされている。ロマ鍛冶屋は、市内域で同職組合を組織していた鍛冶職人とは明確に区別されており、また参事会記録に現れることがないため、その実態は不明な部分が多い。ただ、市の決算報告書には、居酒屋などの市有建築物の修

繕などで働いたロマ鍛冶屋への賃金支払いが、毎年記載されている²⁸⁵。

19世紀前半頃まで、ロマ居住者には独自の司法権が容認されていたことはすでに指摘されており、彼らが都市支配から一定の自立性を有していたとみることができるが、ただ、ロマの「自治組織」の実態とその都市権力との関係については研究の蓄積が少なく、言及している史料もほとんど存在していない²⁸⁶。デブレツェンで、ロマ組織と都市との関係をうかがわせるものは、ほぼ毎年の市決算報告書に現れる「統領任命の際に、ジプシーに対して、饗宴のために (Vajda tételkor Czigányoknak vendégségekre)」支出された記録のみである。例えば1767年には、この名目で市庫から8フォリント22クライツァールが支出された²⁸⁷。ただ、この「統領 (vajda)」の権限、任命の主体と形態、その参事会との関係について知ることができる史料はない。

ロマが主体として市の記録に現れるのは、1820年代である。市外域への居住をめぐって数回にわたって、国王委員に嘆願書が提出されている。1821年9月には、「幾人かの楽師とロマ鍛冶屋」が3度にわたり、市外域に居住地を与えるよう嘆願している²⁸⁸。参事会は、この問題の検討を開始することを確約したが、その後2年間近く取り上げられなかった。1823年7月に、再びチャポー通り門前居住の小屋住みロマが、国王委員に嘆願書を提出している²⁸⁹。嘆願者は、ここでも2年前と同様に市外域での居住区画の分配を求めるのだが、その要求の根拠として言及するのは、相次ぐ火事による小屋の消失、納税義務の遂行に並んで、「私たちの父祖もデブレツェン市に生まれた原住民であったし (születes Hazafiák voltak Debreczen Várossába)、私たちもまた原住民である」ことであった。後に愛国者という意味合いに収斂されていく「原住民」(hazafi)という言葉が、ここでいかなる射程を含んでいるかを判断することはできないが、ロマ居住者が、市外域における居住をその権利として要求していることは明らかである。ただ、市民権を始めとする市内域居住者と同様の権利を要求した市外域民、市内域への居住と都市特権に基づく営業権の獲得を目指したユダヤ人と異なり、ロマによる要求は市外域への居住に限定されていた。ロマと市民権の問題が本格的に政治問題として取り上げられ始めるのは、19世紀末を待たなければならない²⁹⁰。

市外域民、ユダヤ人、ロマは、1810年代後半から、それぞれの形態で徐々に、主体としてデブレツェンの政治生活に現れ始めてくるのである。しかしながらこれらは、19世紀前半までは、「市民」の範疇から排除されていた、あるいは包摂されなかった。1848年革命前のデブレツェンでは、「市民」の範疇の問題は、都市と「市民」の分離と代表性、および市内域における市民権保持者と非保持者の包摂という方向性に限定されていたのである。この限界は、当時のハンガリー王国全体における問題枠組みと平行していた。本章の最後に、19世紀前半、特に1840年代にハンガリー議会で討論されはじめた市民権および都市の代表性の問題を簡単に概観しておきたい。

第4節 改革期および革命期ハンガリー議会における都市をめぐる議論とデブレツェン

ハンガリー議会における王国自由都市の位置付けは、大貴族、聖職者、県を介した中小貴族に続いて第4身分というものであったが、投票権に象徴される議会でのその権利は、1790年代から他の3身分によって強力に縮小されていく。1796年の議会においても、大貴族と聖職者の各人1票、中小貴族の1県1票に対して、都市は全ての都市あわせて1票

とすることが行われたとされるが、この全都市あわせて1票という採決方式が本格的に導入されたのは1832年からの議会においてであった²⁹¹。この議会は、改革議会と呼ばれるように、改革派（反対派）貴族による国制改革についての議論が本格的に展開される端緒となったものだが、その中で都市代表に対する権利縮小の方向が明確にされたのは、都市の代表性の性格の問題化をめぐってであった²⁹²。

ハンガリー議会での都市の投票権問題は、都市内部の代議制と議会代議員選出方法と対になるものとして扱われた。その構造が明確になるのは、1843年からの議会に先駆けて改革派貴族セントキライ・モーリツ、コシュート・ラヨシュらによってまとめられた都市に関する法案である²⁹³。この法案は、都市代表の議会投票権の前提として、市民の規定と都市代議制の改革を都市に対して求めるものであった。これは、市民と都市代議制を以下のように規定している。都市への居住はいかなる者に対しても認められること、ただし農奴に関しては領主の移出許可証を必要とすること。都市居住者は、市民と非市民または平民（közlakos）に区分され、市民は都市内に1年以上不動産を所有しているか、3年以上都市内で手工業、商業に従事、あるいは工場を所有し、納税義務の遂行によって、宗教の区別なく市民権を与えられる。都市代議体（képviselő testület）は、20歳以上のキリスト教徒市民によって直接秘密投票によって選出され、任期は6年とすること。代議体への被選挙権は市民権の有無を問わないこと。都市行政権は、この代議体と代議体によって選出された参事会に属すること。都市司法権は、首席判事と6-12人の参審員（közbíró）に属し、行政権から分離されること。これらの改革を実現した上で、各都市の議会代表の投票権を次のような比率で容認する。ペシュト、デブレツェン、サバトカ、セグド、ブダ、ポジョニウの6大都市に各2票、10の中都市に各1票、その他32都市に対しては計10区に区分した上で各区1票。

この法案は、議会投票権を担保に都市制度の改革を迫るものであったが、それは同時に、明示的に示されていないが、総督府と財務局の都市への影響力を排除し、中小貴族による県自治を模範として都市を再編することにより、議会における改革派へ都市を引きこむことを意図したものであった²⁹⁴。この法案に対して、デブレツェン参事会は議会代表への指示書（országgyűlési követutasítás）で対応を明らかにした²⁹⁵。この指示書はコシュートの編集する「ペシュト新報」にも投稿され、当時の都市改革に対する関心の高さを示している²⁹⁶。指示書は、若干の修正の上でこの法案に賛成するという内容であった。1843-44年議会に提出されたこの都市法案は、大貴族、聖職者からなる上院と中小貴族および都市などからなる下院の対立が解消されず、結局廃案となった²⁹⁷。しかし、この法案は、1848年以前の国制改革の議論のなかで、都市の問題を中心的な主題として浮かび上がらせた。また、ハンガリー議会での代表性の問題は、都市内部での代議制の確立および「市民」の概念の再検討と直結させられたのである。

次期議会は1847年に招集され、翌年の革命と封建的諸特権の廃止を謳う法律第9号の制定を経て、3月末に王国自由都市法（1848年法律第23号）、国会議員選挙法（1848年法律第5号）を相次いで成立させた²⁹⁸。前者は都市参事会および市会の選出方法、後者は都市選出国會議員の選出方法を規定したもので、身分制廃止後の有権者としての市民の範疇を規定している。

王国自由都市法で定められた選挙権保持者は、「女性を除いた成年の都市共同体の成員

(A városi közönségnek, a nőket kivéve, mindazon tagjai, kik teljes koraik)」であり、宗教を問わないものとされた。ただ、下僕および犯罪者がここから除外されたほか、次の条件のいずれかを満たす者とされた(第6条)。a)市域に1年以上不動産を所有し、その不動産の価値が小都市で300、中都市で700、大都市で1,000、ペシュトで2,000フォリント以上のである者²⁹⁹、b)1年以上市域内において手工業、商業、工場経営に従事し、手工業者の場合は最低1名の助手を雇用している者、c)市域に1年以上居住する知識人(tudós)、医師、弁護士、学士院の芸術家(akadémiai művészek)で、小都市40、中都市60、大都市80、ペシュト100フォリントの家賃を支払っている者、d)その他、2年以上市域に居住し、小都市で200、中都市で400、大都市で600、ペシュトで800フォリント以上の収入がある者。

この基準に基づいて選挙権を保持するとされた者によって、市会員が秘密投票によって選出され、定員は、デブレツェンが適用される大都市では、最低157人、30,000人を超える居住者800人ごとに1人が加えられた。さらに参事会、市長、首席判事も選挙によって選ばれることになっていたが、この法律では具体的に規定されていない。ただ、市会員選挙の基準に基づいて実行された。

この法律に基づいたデブレツェン最初の選挙は、1848年5月18日の選挙権保持者登録を経て、5月22日から27日にかけて行われた。居住者48,566人のうち選挙権を得たのは、成人年齢が24歳とされた都市選挙では1,912人(3.94%)、20歳とされた国会議員選挙では2,613人(5.38%)であった³⁰⁰。これらの数は、革命前同年の市民権保持者2,600人と比較すると、後者ではほぼ変化がないものの、前者では減少している。変化は、国会議員選挙の有権者の中に300人の市外域民が含まれたように、質的なものであった³⁰¹。これは逆に、市民権を保持しながら選挙権を与えられなかった者が相当数あったということも意味している。また、寡婦として市民権を保持することができた女性が、選挙権から完全に排除されることになった。

改革期および革命期のハンガリー議会における都市と市民をめぐる議論は、市民権保持者としての市民を、有権者としての市民に置き換えていくものであった。革命前のデブレツェンにおいて展開された市民権保持者としての市民と政治的な主体として市内域住民を包括していく「市民」、そして他者としての市外域民、ユダヤ人、ロマの関係という問題圏は、範疇の境界線の変化に伴い、19世紀後半には有産者と無産者という軸を基調とした問題圏へと転換していくであろう。この問題圏は本研究の課題を越え、また新たな研究を要求する主題である。

結

本論文は、18世紀から19世紀前半におけるデブレツェンの葡萄酒販売権問題を分析することを通じて、都市の社会構造、政治的諸主体の配置とその変化、さらに、その中から主体としての「市民」がいかに出現し、いかなる範疇をなしていたかを考察することを目的とした。また、そのことにより、ハンガリーの歴史叙述のなかで否定的な位置を占めている当該期の都市の動態的側面を明らかにし、工業化を伴わず農業を基調とした都市において、身分としての市民の範疇からいかに主体としての「市民」の範疇が現れたのかを考察した。

第1章では、デブレツェンの人口および居住形態、市民権と支配機構について概観し、居住者の階層分化および職業分布について分析した。デブレツェンは、18世紀末に約30,000人の人口を有するハンガリー王国最大の都市であり、19世紀中頃には50,000人程度にまで人口が増加した。居住空間は、市堀で囲まれた市内域を中心としたが、18世紀後半から市外域への居住が急速に拡大した。居住者のうち、市内域に屋敷地を所有し、各種の税・役負担を担い、かつ市の承認を得た者は、市民権を獲得し、形式的な参政権（市会員選出権）、葡萄酒売却権などの権利を得た。市民権保持者（市民）は、18世紀末から19世紀中頃まで一貫して2,600人強で推移し、これは、居住者の家長の40から45%を占めた。その他の市内域居住者（住民）は、耕地用益権など一定の権利を得たが、市民に与えられた権利の一部をなすのみであった。市外域民は、居住区画の所有権を持たず、市内域居住者とは別個の税を負担したほか、市民・住民に与えられた権利をまったく享受することができなかった。都市支配機構は、首席判事および参事会、そして市会からなったが、司法、行政、立法権は首席判事と参事会に集中し、市会の権限は明確に規定されなかった。また、参事と首席判事の選出権は市会に属したが、実質的には参事会による互選を承認する機能を担うのみであり、また、市民によって選出される市会員も、実質的には参事会の候補指名に基づいていた。

第2章では、耕地と庭葡萄畑の所有・保有構造を分析した。耕地は、土地所有権あるいは管理権が都市への帰属、数年ごとの割り替えを基軸とする土地共同体的用益形態が、1770年代から徐々に解体されつつ、19世紀半ばまで維持された。耕地の用益は、デブレツェン市の世襲地で分配される家属地耕地と質権行使としてデブレツェンに用益権が属する質地で分配された質地耕地で、異なる制度が運用された。家属地耕地は、分配面積の上限が設けられたうえ、納税額に比例して市民および住民に無償で分配された。質地耕地は、耕地料の支払い義務を伴い、市民のみに分配された。こうした二重の土地制度は、居住者の広範な層への耕地分配と一定度の耕地集積を可能にしたが、一方、家属地耕地分配において納税額あるいは屋敷地所有面積が基準とされ、質地耕地において市民権保持を前提として保有面積に比例した耕地料負担を伴ったことは、耕地保有が、市民権の有無および階層分化と強い連関を持つ要因となった。

逆に、個人の所有権が属する葡萄畑庭葡萄畑は、所有者、所有率の点で耕地保有に比べ居住者のより狭い層に及ぶにとどまるものであった。しかし、所有者の構成は、市民権の有無、市内域・市外域居住の差異が耕地保有に比して小さく、また、所有面積も納税額、屋敷地所有面積への従属度が極めて低かった。換言すると、葡萄畑所有は、身分的、階層

的に横断的な性格を有していた。

第3章では、第2章で明らかにした葡萄畑所有の特徴を踏まえて、葡萄酒の販売制度と、それが居住者と都市に対して持った意味を考察した。1834年までデブレツェンの葡萄酒販売は、市民からの買い上げに基づき、参事会および葡萄酒監督官が管理する専売制によって行われていた。市民権の有無、居住地のいかんに関わらず、市による買い上げを経ずに、デブレツェンの市場・居酒屋に葡萄酒を供給することはできなかった。葡萄酒買い上げは、屋敷地の順番に沿って行われる循環制により行われ、買い上げ量は納税額をもとに決定された。そのため、葡萄酒の売却可能性は、市民権保持者に限定され、市民権を持たない市内域住民や市外域民、また外部者がここから排除された。また、市民権保持者であっても、循環制のために毎年売却権が得られるわけではなく、買い上げ量が納税額に基づいたために、生産した葡萄酒の市場供給可能性は極めて限定されたものであった。逆に、都市にとっては、葡萄酒販売は都市特権の構成要素を成したほか、19世紀前半に徐々にその重要性を薄れさせていくが、18世紀を通じて葡萄酒販売による収入は都市財政の最も重要な要素であった。

デブレツェンの葡萄酒販売制度におけるこれらの特徴は、居住者と都市にこの制度に対して対称的な対応を採らせることになる。デブレツェンの居住者にとっては、階層・身分横断的に所有される葡萄畑からの生産物の供給可能性を制限するこの制度への反発は、市民権の有無、貧富の差異を越えた「市民」の範疇を政治的主体として出現させる背景を成した。逆に都市にとっては、1810年代に葡萄酒販売による収入が市歳入に占める割合が激減しても、他の国王小特権行使が請負化されるなかで、葡萄酒専売制度の維持を都市特権の維持の象徴として堅持しようとしたのである。

第4章では、以上の社会構造に関する分析を踏まえて、デブレツェンにおける政治的諸主体の配置関係とその変化について考察した。17世紀末に再編され、参事会の監視を担うことになった市会の機能は、早くも18世紀初頭には形骸化し、数次にわたる権限強化の試みも、参事会によって拒否された。最終的に18世紀中頃に財政関係の各種監督官が鹿委員から任命されることによって、市会は参事会の下部執行機関としての性格を帯びることにより、その政治的主体としての性格を失った。その後、18世紀後半から、政治的主体としてデブレツェンの政治空間に出現したのが、国王委員の派遣という形での王国と、王国への嘆願を介して参事会に抗するものとして形成された「市民」である。「市民」は、代表性による市会と参事会の正統性の篡奪を試みるが、自らが現れ出る政治空間を創出することができず、王国という媒介を必要としたため、18世紀末には再びその主体としての存在を喪失する。しかし、代表性に基づく正統性の確保という方法は、19世紀前半に市会によって援用され、その独自性確保の基盤とされていく。19世紀前半は、参事会と王国に加え、市会がデブレツェンの政治空間で必要な役割を演じていくことになる。

これら政治的諸主体の配置関係とその変化を、葡萄酒販売権問題に関して整理すると、以下ようになる。18世紀から19世紀前半に至るまで、葡萄酒販売制度に関する参事会の見解は、市による専売制の維持というもので貫かれており、他の政治的主体は参事会に対していかなる立場をとるかによっていたといえる。18世紀前半に市会による市政への介入の試みは、ほぼ常に葡萄酒販売問題に関わって表面化した。18世紀中頃の監督官＝市会員制の導入によって市会が参事会の下部執行機関となった後は、この問題

は、王国と「市民」のデブレツェンの政治生活への登場の契機をなした。王国の都市への介入の主題としての葡萄酒販売問題は、18世紀中は他の主題と平行して扱われたが、19世紀に国王委員の関心が国王小特権の請負化に集中していくにつれ、中心的なものとなっていた。葡萄酒販売権は、逆に参事会にとっては、都市特権の中心として王国の介入からの防衛の中心となっていくのである。

「市民」と葡萄酒販売権問題の関わりはより明確である。1750年代の主体としての「市民」の萌芽、1770年代の本格的な登場、1790年代の運動の高揚に至るまで、「市民」意識の中心にこの問題は常に位置付けられていた。このことは、逆にいえば「市民」が葡萄酒販売権問題を焦点として主体化したということである。この主体は、しかし、嘆願という方法とそれにより自らが主体化する政治空間の創出を国王委員に依存していたために、国王委員が葡萄酒専売制の維持を決定したことによって、その基盤と主体としての存在を喪失することになる。「市民集会」の開催の試みも、いわゆる市民的公共圏の創出を伴わなかったがために、恒常的な存在となることはなかった。

「市民」が再びデブレツェンの政治生活から消えた後に、王国と参事会に並ぶ政治的主体として変容したのが市会である。独自会合と独自議事録の導入、そこでの請負問題を中心とする市政上の諸問題の討議を通じて、王国からも参事会からも自立した主体として市政に関与するようになる。1833年の葡萄酒販売自由化の決定は、こうした市会による専売制度維持から自由化支持への方針転換を経て初めて可能になった。これは、参事会が市会の市政上の役割を承認したということの意味しているとともに、王国が都市特権の形骸化の中心的な主題としていた問題が、市会の変容を経なければ実現しなかったということも意味しているのである。このように、デブレツェンの18世紀から19世紀前半の葡萄酒販売権問題を通じて、この都市における政治的諸主体の配置関係を明らかにすることができるのである。

第5章では、「市民」の概念が包摂した範疇と排除した範疇について考察することにより、主体としての「市民」の限界を明らかにし、1848年革命によって身分的差異が消滅した後の再編を展望した。「市民」が主体として確立されるメルクマールとなったのは、参事会と「市民」、さらには都市と「市民」の概念を区別することであった。この問題は、特権の保持主体として都市を据えるか、「市民」を据えるかという問題であった。王国自由都市に与えられた特権は、都市とその市民を同一のものとするにより成り立っていた。例えば、市による葡萄酒専売は、この論理によって正当化されたのである。それゆえ、「市民」が主体となることは、すなわち、自己を参事会から切り離すのみならず、都市からも別個の存在として言明することを意味した。1833年に決定される葡萄酒の市民自由販売制の導入は、「市民」によって提起された都市と「市民」の概念的区別が、参事会と市会によっても承認されたことを意味しているのである。また、「市民」がその正統性を確保する手段として、「市民集会」および「市民の代表」を問題にすることにより、18世紀末から19世紀前半にかけて、参事会、市会の正統性の根拠も変化することになるのである。ただ、「市民」が包摂したのが、市民権保持者および市内域住民であったことは明らかであったが、そこに市外域民、あるいはユダヤ人、ロマが包摂されることはなく、これらの範疇が主体としてデブレツェンの政治に現れる1810年代以降も、「市民」に対して他者としてとどまりつづけた。1840年代に、ユダヤ人の市内域居住容認、市外域民への

市民権の拡大などが行われるが、1848年革命による「市民」の意味構造の変化に伴い、この範疇の「市民」との関係性は、19世紀後半の再編にもちこされることになったのである。

このように、葡萄畑所有の階層・職業・身分横断性と市による葡萄酒専売制は、政治的主体として「市民」が形成される背景をなし、「市民」が主体として出現することにより、都市支配の正統性の論理が変容していったのである。このことにより、18世紀から19世紀前半の停滞し、保守的な都市というハンガリーの歴史叙述上の見解に新たな認識の可能性を提供するだけでなく、農業を基調とした社会における「市民」意識の自己生成という問題枠組みを提起することができたと考える。

- ¹ Bácskai Vera, A magyarországi városkutatás helyzete és feladatai, Német Zsófia; Sasfi Csaba ed., *Kőfallal, sárpalánkkal... Várostitörténeti tanulmányok*, Debrecen, 1997, pp. 9-14.
- ² 同上
- ³ Bácskai Vera, *Városok Magyarországon az iparosodás előtt*, Budapest, 2002.
- ⁴ Szekfű Gyula, *Három nemzedék és ami utána következik*, Budapest, 1989, pp. 67.
- ⁵ 例えば、György Ránki, The Development of the Hungarian Middle Class: Some East-West Comparisons, In Jürgen Kocka; Allan Mitchell ed., *Bourgeois Society in Nineteenth-Century Europe*, Oxford, 1993; Gerő András, *Magyar polgársodás*, Budapest, 1993; Vilikey János ed., *Polgárosodás és szabadság*, Budapest, 1999.
- ⁶ Bácskai, *Városok Magyarországon*; Balogh István, *A civisek társadalma*, Debrecen, 1947.
- ⁷ Kosáry Domokos ed., *Budapest története*, 3., Budapest, 1975; Rácz István ed., *Debreceni története*, 2., Debrecen, 1981; Farkas József ed., *Szeged története*, 2., Szeged, 1985.
- ⁸ Kállay István, *Szabad királyi városok gazdálkodása Mária Terézia korában*, Budapest, 1972; Kállay István, *A városi önkormányzat hatásköre Magyarországon 1696-1848*, Budapest, 1989.
- ⁹ Bácskai Vera; Nagy Lajos, *Piacörzetek, piacközpontok és városok Magyarországon 1828-ban*, Budapest, 1984; Bácskai Vera, *Városok és városi társadalom Magyarországon a XIX. század elején*, Budapest, 1988.
- ¹⁰ Balogh, *A civisek társadalma*; idem, Debreceniség, *Studia Literaria*, VII. 1969.
- ¹¹ Balogh István, A rendi állam várospolitikája, In Rácz ed., *Debrecen története*, 2., pp. 91-215; idem, A polgári jogegyenlőség kérdései Debrecenben, *Hajdú-Bihar Megyei Levéltár Évkönyve*, XV. 1988, pp. 29-43.
- ¹² Komoróczy György, *Városigazgatás Debrecenben*, Debrecen, 1969; idem, *A reformkori Debrecen*, Debrecen, 1974; Rácz István, *A debreceni civisvagyon*, Budapest, 1989.
- ¹³ HBML. IV. A. 1011/v. 2. k.
- ¹⁴ 1784-6 年、1829 年の国勢調査の原本も、一部しか残っていない。HBML. IV. 1011/t.
- ¹⁵ Kováts Zoltán, A népesedési viszonyok, In Rácz István ed., *Debrecen története*, 2., Debrecen, 1981, pp. 42-45.
- ¹⁶ Ibid., p. 21.
- ¹⁷ Rácz, *A debreceni civisvagyon*, p. 60.
- ¹⁸ Ibid., pp. 43-44.
- ¹⁹ 1750 年の地図は、Sápi Lajos, A település fejlődése, In Rácz István ed., *Debrecen története*, 2., Debrecen, 1981, p. 72 などに収録。
- ²⁰ Rácz István, *Az ország iskolája. A Debreceni Református Kollégium gazdasági erőforrásai*, Debrecen, 1995.
- ²¹ Zoltai Lajos, Debreceni utca kapitánok, tizedesek és tízházgazdák, *Debreceni Szemle*, XVIII(3), 1939, pp. 101-113; Sápi Lajos, Utcakapitányságok területi felosztása Debrecenben a XVI-XIX. században, *Déri Múzeum Évkönyve*, 1977, pp. 229-240.
- ²² Komoróczy, *A reformkori Debrecen*, pp. 50; 52.
- ²³ HBML. IV. A. 1011/v. 2. k.; Komoróczy, *A reformkori Debrecen*, p. 312.
- ²⁴ HBML. IV. A. 1011/t. 2. k.
- ²⁵ HBML. IV. A. 1002. 1. k. pp. 115-117; 206-208; Komoróczy, *A reformkori Debrecen*, pp. 52-53.
- ²⁶ HBML. IV. A. 1001. 4. d. 100.
- ²⁷ HBML. IV. A. 1011/t. 9. k.
- ²⁸ Ibid.
- ²⁹ Rácz István, A civis fogalma, In idem., *Parasztok, hajdúk, civisek*, Debrecen, 2000, pp. 233-250.
- ³⁰ Ibid. pp. 254-256.
- ³¹ Komoróczy György, A városigazgatás, In Rácz István ed., *Debrecen története*, 2., Debrecen, 1982, pp. 216-218.
- ³² HBML. IV. A. 1011/a. 26. k. 13-19; 36. k. 29-31; 1005. 5. k. 448.
- ³³ Ibid.
- ³⁴ Ibid. p. 219.
- ³⁵ Ibid. p. 227.
- ³⁶ Ibid. p. 218.
- ³⁷ HBML. IV. A. 1012/a. 30. k.
- ³⁸ Zoltai Lajos, Debreceni utca kapitánok, tizedesek és tízházgazdák; Sápi Lajos, Utcakapitányságok területi felosztása Debrecenben a XVI-XIX. században, pp. 229-239; 拙稿「18 世紀中期ハンガリーにおける都市および街区財政」、南塚信吾編『近代ヨーロッパ政治文化の研究』、千葉大学社会文化科学研究科、2002 年、pp. 30-38.
- ³⁹ HBML. IV. A. 1013/c. 10. k. 266-273.

- ⁴⁰ ただ、大工など、同職組合があるにも関わらず、別個に基準が設けられていない職種もある。
- ⁴¹ ただし、粉挽職人は、扱う（必ずしも所有しているわけではない）風車の数によって階級付けされている。
- ⁴² HBML. IV. A. 1011/v. 1cs.
- ⁴³ 家屬地耕地を含め耕地用益については次章にて説明する
- ⁴⁴ HBML. IV. A. 1011/v. 2. k.
- ⁴⁵ HBML. IV. A. 1011/t. 2. k.
- ⁴⁶ Balogh István, Mezőgazdasági termelés és agrártársadalom, In Rácz István ed., *Debrecen története*, 2., Debrecen, 1981, p.278.
- ⁴⁷ Balogh István, Város és népe, In Szabó István ed., *A szabadságharc fővárosa Debrecen. 1849 január-május*, Debrecen, 1948, p. 20-21.
- ⁴⁸ Módy György, Földtulajdon Debrecenben a XVI-XIX. században, *A debreceni Déri Múzeum évkönyve 1958-1959*, 1960, pp. 32-33.
- ⁴⁹ 市場町 (mezőváros) は、王国からではなく私領主（国王を含む）から、関税自主権、判事選出権、国王小特権行使権（後述）などを個々獲得した町で、その権利形態はさまざまであるが、最終的に領主と県の支配下に位置づけられた。これは、国王からの特許状と議会の承認に基づき、直接に王国に属し、私領主および県の支配から独立していた王国自由都市とは区別される。
- ⁵⁰ Balogh, Mezőgazdasági termelés és agrártársadalom, p.274.
- ⁵¹ Rácz, *A debreceni civisvagyon*, p.60.
- ⁵² Ibid., p.43.
- ⁵³ Zoltai Lajos, Debrecen határának kialakulása és birtokainak megszerzése, In idem., *Ismeretlen részletek Debrecen multjából*, Debrecen, 1936, pp. 95-104; Penyigey Dénes, *Debreceni erdőgazdálkodás*, Budapest, 1980, pp. 26-27.
- ⁵⁴ Zoltai, Debrecen határának kialakulása, pp. 104-128.
- ⁵⁵ HBML. IV. A. 1012/a. 23.k.
- ⁵⁶ HBML. IV. A. 1012/a. 25.k.
- ⁵⁷ Rácz, *A debreceni civisvagyon*, p. 103.
- ⁵⁸ Ibid., pp. 99-101.
- ⁵⁹ Balogh, Mezőgazdasági termelés és agrártársadalom, p.283.
- ⁶⁰ Orosz István, A belső legelő használata Debrecenben a XVIII-XIX. században, HBMLÉ, XIX., 1992, p. 77.
- ⁶¹ Rácz, *A debreceni civisvagyon*, pp.135-136.
- ⁶² HBML. IV. A. 1012/a. 30.k.
- ⁶³ Rácz, *A debreceni civisvagyon*, pp. 90-95.
- ⁶⁴ Módy, op.cit., p.33; Rácz, *A debreceni civisvagyon*, pp.63-64.
- ⁶⁵ Ibid.
- ⁶⁶ Ibid.
- ⁶⁷ Rácz, *A debreceni civisvagyon*, pp. 62-63.
- ⁶⁸ HBML. IV. A. 1004. 2.k. p.576.
- ⁶⁹ Ibid., p.65.
- ⁷⁰ HBML. IV. A. 1011/n. 1.k., Besze Tibor; Iván Orsolya; Major Tamás ed., *Források Debrecen újkori történetéből. Statutumok, instrukciók, pátensek Hajdú-Bihar megye levéltárából*, Debrecen, 1992, pp. 41-42.
- ⁷¹ 例外的に4ニラシュの上限を越えて家屬地を保有している例も見られるが、これがいかなる根拠に基づいたのかは不明である。
- ⁷² ただ、既に見たように、軍税の算出基準には保有家屬地面積は含まれており、無償であるのは、所有権を有する市に対してであって、国に対しては納税の義務を負っていたことになる。
- ⁷³ HBML. IV. A. 1012/a. 30.k.
- ⁷⁴ Rácz, *A debreceni civisvagyon*, p.71,
- ⁷⁵ Ibid.
- ⁷⁶ HBML. IV. A. 1012/a.
- ⁷⁷ Módy, op.cit., p. 34.
- ⁷⁸ HBML. IV. A. 1011/n. 7.k. pp.57-58. (史料 1)
- ⁷⁹ ただし、1770年の住民調査では、計345のタニヤ(343人)が記録されている。HBML. IV. A. 1011/v. 2.k.
- ⁸⁰ Rácz István, A debreceni tanya a XVIII. század végén és a XIX. század első felében, In *Parasztok, hajdúk, civisek*, Debrecen, 2000, p. 388.
- ⁸¹ HBML. IV. A. 1011/n. 7.k. pp.59-60. (史料 2)
- ⁸² HBML. IV. A. 1011/n. 7.k. pp.60-61. (史料 2)
- ⁸³ HBML. IV. A. 1011/n. 7.k. pp.59-60.

- ⁸⁴ Balogh, Mezőgazdasági termelés és agrártársadalom, pp.298-299.
- ⁸⁵ HBML. IV. A. 1004. 2.k. pp. 576-580; 3.k. pp. 106.
- ⁸⁶ HBML. IV. A. 1004. 3.k. pp. 107-108.
- ⁸⁷ HBML. IV. A. 1004. 3.k. pp.111 - 121
- ⁸⁸ Balogh, Mezőgazdasági termelés és agrártársadalom, p.300; Módy, op.cit., p. 36.
- ⁸⁹ Módy, op.cit., pp.37-39.
- ⁹⁰ もっとも、放牧地や森林などからなる市有地の面積は1945年まで私有地全体を上回っていた。Orosz István, A földtulajdon szerepe Debrecenben vagyonos polgárai között a 19. század közepső harmadában, In Szabad György ed., *A polgárosodás útján. Tanulmányok a magyar reformkorról*, Budapest, 1990, p. 31.
- ⁹¹ Orosz, A földtulajdon szerepe Debrecenben, pp. 31-34.
- ⁹² HBML. IV. A. 1011/v. 2.k.
- ⁹³ HBML. IV. A. 1011/t.
- ⁹⁴ HBML. IV. A. 1011/v. 2.k.
- ⁹⁵ HBML. IV. A. 1011/t. 8.k; 9.k.
- ⁹⁶ HBML. IV. A. 1011/v. 2.k.
- ⁹⁷ HBML. IV. A. 1011/t. 3.k.
- ⁹⁸ HBML. IV. A. 1011/t. 4.k.
- ⁹⁹ Rácz, *A debreceni civisvagyon*, p.110.
- ¹⁰⁰ Zoltai Lajos, *A debreceni kertségek multja*, Debrecen, 1934.
- ¹⁰¹ Dankó Imre, Adalék a debreceni kertségek életéhez (A legrégebb debreceni kertségi szabályzat), *A Deberceni Déri Múzeum Évkönyve 1974, 1975*, pp. 376-379. (史料3.)
- ¹⁰² ダンコー・イムレが紹介している1757年の史料には、同じメシュテル通り前葡萄畑についての1787年の規定が続いて記載されているが、前者と比べより詳細になっているが内容的には共通している。Ibid., pp.379-382.
- ¹⁰³ HBML. IV. A. 1004. 4.k. p.7.
- ¹⁰⁴ HBML. IV. A. 1011/t. 4.k.
- ¹⁰⁵ Rácz, *A debreceni civisvagyon*, p.169.
- ¹⁰⁶ 葡萄酒販売制度の基礎となったのが、市民からに限定された市による葡萄酒買い上げ制度であったが、これについても次章で詳述する。
- ¹⁰⁷ 1780年以降の市の会計数値は、11月から10月までの軍事年度が用いられている。本論では煩雑を避けるため、年度の1月から始まる年を記すこととする。(1780年11月から1781年10月の年度は、1781年と記述。)
- ¹⁰⁸ HBML. IV. A. 1012/b. 9., 10., 11., 12.k.
- ¹⁰⁹ HBML. IV. A. 1004. 3. k. 67.
- ¹¹⁰ Komoróczy György, A királyi kisebb haszonvételekről Debrecen feudális kori történetében, *Déri Múzeum Évkönyve 1962-64*, p. 217.
- ¹¹¹ Komoróczy, A királyi kisebb haszonvételekről, p. 219.
- ¹¹² HBML. IV. A. 1004. 3. k. 67-73.
- ¹¹³ Ibid. pp. 73-75.
- ¹¹⁴ Ibid. pp. 75-77.
- ¹¹⁵ HBML. IV. A. 1011/n. 7.k. 81.
- ¹¹⁶ HBML. IV. A. 1011/m. 2. k. 946-952 (史料4); 1011/n. 7.k. 81-86. (史料5)
- ¹¹⁷ HBML. IV. A. 1003. 3. d.
- ¹¹⁸ HBML. IV. A. 1011/n. 7. k. 90-97.
- ¹¹⁹ HBML. IV. A. 1012/b. 11.k.
- ¹²⁰ HBML. IV. A. 1011/n. 7. k. 91.
- ¹²¹ HBML. IV. A. 1004. 3. k. 93-94.
- ¹²² 前掲拙稿参照
- ¹²³ Zoltai Lajos, *A polgári szabad bormérés Debrecenben*, Debrecen, 1937, pp.10-11.
- ¹²⁴ HBML. IV. A. 1011/a. 103. k. pp. 118-119.
- ¹²⁵ HBML. IV. A. 1007. 1. k. pp. 120-156; 168-198.
- ¹²⁶ HBML. IV. A. 1007. 1. k. pp. 353-355.
- ¹²⁷ Zoltai, *A polgári szabad bormérés*, p. 8.
- ¹²⁸ HBML. IV. A. 1007. 1. k. pp. 174-175.
- ¹²⁹ Ibid. pp. 221-222.
- ¹³⁰ HBML. IV. A. 1011/a. 25. k. 919-920.
- ¹³¹ HBML. IV. A. 1011/a. 30. k. 300-304.
- ¹³² HBML. IV. A. 1011/a. 35. k. 398-399.
- ¹³³ 3) は、史料の文面から具体的な問題点が何なのか明らかではないが、数日後に出された参事会の回答から推測すると、市会員からの葡萄酒買い上げが、参事からのそれと時間的にずらして行

われていたと思われ、それへの反対である。

¹³⁴ ペストの流行をさす。

¹³⁵ HBML. IV. A. 1011/a. 35. k. 405-406.

¹³⁶ Ibid.

¹³⁷ Komoróczy, A városigazgatás, p. 230.

¹³⁸ Bónis György, Városigazgatás, várospolitika, In Kosáry Domokos ed., *Budapest története a török kiűzésétől a Márciusi Forradalomig*, Budapest, 1975, pp. 159-165; Kovács Lajos, A kamarai adminisztráció és a budai polgárok 1694. évi viszolya, *Tanulmányok Budapest Múltjából*, VIII., 1940, pp. 28-48; Paulinyi Oszkár, A Magyar Kamara városi bizottsága 1733-1772 (Forrástani tanulmányi), *Levéltári Közlemények*, 34., 1963, pp. 33-44.

¹³⁹ Paulinyi, op.cit., p. 34.

¹⁴⁰ Ibid., p. 33.

¹⁴¹ Komoróczy György, A királyi biztosság és a debreceni királyi biztosságok 1778-ig, *Hajdú Bihar Megyei Levéltár Évkönyve*, 1., 1974, p. 67-73.

¹⁴² Balogh István, A rendi állam várospolitikája, In Rác István ed., *Debrecen története*, 2., 1982, p. 164.

¹⁴³ Komoróczy, A királyi biztosság.

¹⁴⁴ Kállay István, A városi igazgatás reformja az osztrák örökös tartományokban és Magyarországon Mária Terézia korában, *Levéltári Közlemények*, 42., 1971, pp. 115-134; Kállay István, *Szabad királyi városok gazdálkodása Mária Terézia korában*, Budapest, 1972, pp. 11-30.

¹⁴⁵ Kállay, A városi igazgatás reformja., pp. 124-125.

¹⁴⁶ HBML. IV. A. 1001. 4. d. 133.

¹⁴⁷ HBML. IV. A. 1001. 4. d. 123. この嘆願の各項目の主題は以下の通りである。1) 運搬役、2) プスタ居酒屋、3) 街区税、4) 旅籠、5) 兵士宿営、6) 耕地、7) 蒸留酒販売、8) 葡萄酒販売、9) ビール販売、10) 食肉販売、11) 森林、12) 薬局、13) 定期市、14) 家畜飼育、15) 漁撈権、16) 葡萄汁管理、17) 兌換制度、18) 市営建物、19) 宗教、20) 市財政、21) 改宗、22) および 23) 文書管理。

¹⁴⁸ Komoróczy, A királyi biztosság, p. 76. デブレツェンにおける国王委員の活動については、Balogh István, A rendi állam várospolitikája, pp. 158-174. も参照。

¹⁴⁹ HBML. IV. A. 1011/v. 1. k.

¹⁵⁰ HBML. IV. A. 1001. 4. d. 101.

¹⁵¹ HBML. IV. A. 1001. 4. d. 100.

¹⁵² HBML. IV. A. 1001. 3. d. 49; 1002. 1 k. 122-124.

¹⁵³ HBML. IV. A. 1001. 3. d. 29; 51.

¹⁵⁴ HBML. IV. A. 1001. 4. d. 70; 71; 72; 73; 75; 76.

¹⁵⁵ HBML. IV. A. 1001. 4. d. 66; 96; 92..

¹⁵⁶ HBML. IV. A. 1001. 4. d. 48; 52; 113; 1002. 1. k. 165-171.

¹⁵⁷ HBML. IV. A. 1001. 2. d. 20; 21; 22; 23; 24; 25; 4. d. 93; 103.

¹⁵⁸ HBML. IV. A. 1001. 4. d. 53; 54; 55; 56; 57; 58; 59; 60; 61; 62; 63.

¹⁵⁹ HBML. IV. A. 1001. 3. d. 36; 39.

¹⁶⁰ HBML. IV. A. 1001. 3. d. sz. n.

¹⁶¹ HBML. IV. A. 1001. 3. d. 33.

¹⁶² HBML. IV. A. 1001. 4. d. 68; 80; 86.

¹⁶³ HBML. IV. A. 1001. 4. d. 79; 83; 84; 88.

¹⁶⁴ HBML. IV. A. 1001. 4. d. 85; 87.

¹⁶⁵ HBML. IV. A. 1002. 1. k. pp. 5-6; 25-26; 34; 62-66; 80.

¹⁶⁶ HBML. IV. A. 1002. 1. k. pp. 108-115; 214-219; 230-233; 1011/n. 7. k. pp. 81-89.

¹⁶⁷ フォルガーチュによって請負化が最も詳細に検討されたのは、ビールと蒸留酒の販売制度についてである。HBML. IV. A. 1002. 1. k. pp. 77-78.

¹⁶⁸ HBML. IV. A. 1001. 3. d. 50; 4. d. 77; 78.

¹⁶⁹ HBML. IV. A. 1002. 1. k. p. 47.

¹⁷⁰ HBML. IV. A. 1002. 1. k. pp. 92-94; 118; 143-145; 146-148; 208-214; 1011/n. 7. k. pp. 57-61.

¹⁷¹ HBML. IV. A. 1001. 3. d. 37.

¹⁷² HBML. IV. A. 1002. 1. k. pp. 40; 68-69; 115-117; 206-208.

¹⁷³ Komoróczy, A királyi biztosság, p. 79.

¹⁷⁴ HBML. IV. A. 1002. 1. k. pp. 122-123.

¹⁷⁵ HBML. IV. A. 1002. 1. k. pp. 128-139. Komoróczy, A királyi biztosság, p. 84-85.

¹⁷⁶ HBML. IV. A. 1002. 1. k. pp. 234-235.

¹⁷⁷ Komoróczy, A városigazgatás, p. 232.

¹⁷⁸ Komoróczy, A királyi biztosság, p. 80; HBML. IV. A. 1001. 2. d; 3. d; 4. d; 5. d.

¹⁷⁹ HBML. IV. A. 1002. 1. k. pp. 243-293.

¹⁸⁰ Balogh, A rendi állam várospolitikája, pp. 178-184. ドモコシュとヨーゼフ 2 世の関係については、

Révész Imre, *Bécs Debrecen ellen. Vázlatok Domokos Lajos (1728-1803) életéből és működéséből*, Budapest, 1966.が詳しい。

¹⁸¹ この司法改革については、参事会議事録に言及がなく、また研究蓄積がないため詳細はこの新制度法廷文書 HBML. IV. A. 1019.の分析を経る必要がある。

¹⁸² その中心は前章で扱った葡萄酒販売制度に関するものである。HBML. IV. A. 1003. 1. k. pp. 101-102.

¹⁸³ HBML. IV. A. 1003. 1. k. 1799. év. pp. 1-14.

¹⁸⁴ Varga Antal, Az 1693. évi debreceni felkelés, *Déri Múzeum Évkönyve*, 1965, pp. 147-157.蜂起と市会改革の関係については、Komoróczy, A városigazgatás, p. 218.参照。

¹⁸⁵ HBML. IV. A. 1011/m. 6. k. 1752. május 26; június 9.

¹⁸⁶ HBML. IV. A. 1011/a. 51. k. 1757. november 21; 22.

¹⁸⁷ ここで署名者の筆頭にあるダールノキ・パールは恐らく 1752 年の同名の人物と同じであろう。

¹⁸⁸ HBML. IV. A. 1001. 4. d. 133; 146; 167.

¹⁸⁹ Balogh, Az rendi állam várospolitikája, p. 166.バログは、この後触れていく 1780-90 年代のパーリントフィ・ヤーノシュが中心となった「市民」の運動も、パーリントフィとドモコシュ・ラヨシュの個人的な対立として捉えようとしている。Ibid., pp. 181-184.

¹⁹⁰ HBML. IV. A. 1011/a. 70. k. pp. 816-817; 1011/é. 2. cs. 1786/220; 1787/10; 1787/48; 1787/74; 1787/100.

¹⁹¹ Eckhart Ferenc, *A bécsi udvar gazdaságpolitikája Magyarországon 1780-1815*, Budapest, 1958, p. 71.

¹⁹² HBML. IV. A. 1011/a. pp. 840-841; 874; 880-897; 1011/é. 2. cs. 1786/227; 1787/68; 1787/108; 1787; 115; 1787/115; 1787/145.

¹⁹³ HBML. IV. A. 1011/a. 75. k. pp. 362-367.

¹⁹⁴ HBML. IV. A. 1011/a. 75. k. pp. 364-365.

¹⁹⁵ HBML. IV. A. 1011/a. 75. k. pp. 366-367.

¹⁹⁶ HBML. IV. A. 1011/a. 75. k. pp. 369-373; 381-382.

¹⁹⁷ HBML. IV. A. 1003. 1. k. pp. 1-22.

¹⁹⁸ HBML. IV. A. 1011/n. 7. k. 90-97.

¹⁹⁹ Korompai Balázs; Korompainé Szalacsi Rácz Mária; Radics Kálmán; Szabadi István; Gáborjáni Szabó Botond ed., *Emlékek és források... Debrecen 1848/49*, Debrecen, p. 88; Bényei Miklós, Kossuth Lajos Pesti Hírlapja és Debrecen, *HBMLÉ*, XX, 1993, pp. 71-85.

²⁰⁰ HBML. IV. A. 1011/d. 14. k. より作成。

²⁰¹ Sági Lajos, *Debrecen település- és építéstörténete*, Debrecen, 1972, pp. 24-50.

²⁰² HBML. IV. A. 1004. 2. k. pp. 68-73; 82; 91; 245-248; 327-329; 3. k. 370-387; 1005. 5. k. 149-156. etc.

²⁰³ HBML. IV. A. 1004. 3. k. pp. 182-198; 253-298.

²⁰⁴ HBML. IV. A. 1004. 4. k. pp. 3-6(1815); 31-32; 1005. 4. k. pp. 404-405; 411-421-424; 5. k. pp. 93-94; 105-107. etc.

²⁰⁵ Sági, *Debrecen település- és építéstörténete*, p. 27; Sági Lajos, A debreceni nagyhíd, *Déri Múzeum Évkönyve 1958-59*, 1960.

²⁰⁶ HBML. IV. A. 1004. 2. k. pp. 284-287.

²⁰⁷ HBML. IV. A. 1005. 5. k. pp. 144-147.

²⁰⁸ HBML. IV. A. 1005. 4. k. pp. 164-171; 5. k. pp. 40-42.

²⁰⁹ Komoróczy, *A reformkori Debrecen*, p. 208.

²¹⁰ HBML. IV. A. 1010/a. 1. k. pp. 1-2.

²¹¹ HBML. IV. A. 1010/a. 3. k. pp. 49-56.具体的には、「a.現行の葡萄酒販売制度が、市庫にとってより有益か? b.市営居酒屋の請負化を含む葡萄酒自由販売制度が、より有益か?」の間での投票であった。

²¹² HBML. IV. A. 1010/b. 1. d. A N. v. h. Közönség sérelmeit illető Kivonata a V. h. Közönség Jegyző Könyvének 1826-től 1833-ig; 1010/a. 3. k. pp. 113-114.

²¹³ HBML. IV. A. 1010/a. 3. k. p. 208.

²¹⁴ HBML. IV. A. 1010/a. 3. k. pp. 115-118; 1010/b. 1. d. Ns Szabad Királyi Debreczen Várossába, a Ns Hites Communitas által viseltetni szokott Hivataloknak elő adása.

²¹⁵ HBML. IV. A. 1010/b. 1. d. szám nélkül.

²¹⁶ HBML. IV. A. 1010/a. 3. k. pp. 208-211.

²¹⁷ HBML. IV. A. 1010/a. 3. k. pp. 219-221.

²¹⁸ HBML. IV. A. 1010/a. 3. k. pp. 221-232.

²¹⁹ Komoróczy, *A reformkori Debrecen*, pp. 211-214.

²²⁰ HBML. IV. A. 1004. 2. k. pp. 345-353; 568-582.

²²¹ HBML. IV. A. 1004. 3. k. pp. 62-105.

²²² HBML. IV. A. 1004. 3. k. pp. 419-420.

²²³ HBML. IV. A. 1004. 3. k. pp. 423-424.

²²⁴ HBML. IV. A. 1010/a. 1. k. pp. 6-21; 1004. 4. k. 118-127.

- ²²⁵ HBML. IV. A. 1011/d. 8. cs. 1819/32.これを参事会、市会が承認するに至る過程は残念ながら不明である。
- ²²⁶ HBML. IV. A. 1011/k. 89. d. 1819/412; 417.
- ²²⁷ 蒸留酒販売について詳細は拙稿 Pálinka fogyasztás Debrecenben a XVIII. századtól a XIX. század elejéig, *Agrártörténeti Szemle* (近刊予定) 参照。
- ²²⁸ HBML. IV. A. 1005. 5. k. p. 144; 248-249; 256-258.
- ²²⁹ HBML. IV. A. 1010/a. 3. k. pp.9-12.
- ²³⁰ HBML. IV. A. 1011/a. 103. k. pp. 116-121; 1010/a. 3. k. 198-202.
- ²³¹ HBML. IV. A. 1011/a. 75. k. p. 367.
- ²³² Werbőczy István, *Hármaskönyv*, Kolosvári Sándor; Óvári Kelemen ed., Budapest, 1897, p. 388-389.
- ²³³ Rácz, A civis fogalma, pp. 225-227.
- ²³⁴ HBML. IV. A. 1001. 3. d. szám nélkül.
- ²³⁵ HBML. IV. A. 1001. 4. d. 146.
- ²³⁶ Ibid.
- ²³⁷ HBML. IV. A. 1001. 4. d. 133.
- ²³⁸ HBML. IV. A. 1011/a. 75. k. p. 367.
- ²³⁹ HBML. IV. A. 1004. 3. k. pp. 63; 68.
- ²⁴⁰ HBML. IV. A. 1004. 3. k. p. 101.
- ²⁴¹ HBML. IV. A. 1010/a. 1. k. p. 8.
- ²⁴² HBML. IV. A. 1010/a. 1. k. p. 9.
- ²⁴³ HBML. IV. A. 1011/a. 103. k. p. 118.
- ²⁴⁴ HBML. IV. A. 1001. 4. d. 133.
- ²⁴⁵ HBML. IV. A. 1011/a. 75. k. pp. 364-369.
- ²⁴⁶ HBML. IV. A. 1011/a. 75. k. pp.369-370.
- ²⁴⁷ HBML. IV. A. 1011/a. 75. k. pp. 384-386.
- ²⁴⁸ HBML. IV. A. 1003. 1. k. pp. 1-9.
- ²⁴⁹ HBML. IV. A. 1003. 1. k. pp. 16-17.
- ²⁵⁰ HBML. IV. A. 1010. 1. k. p. 2.
- ²⁵¹ HBML. IV. A. 1004. 3. k. p. 104.
- ²⁵² Balogh István, A forradalom sodrában, In Rácz István ed., *Debrecen története, 2.*, 1981, Debrecen, pp. 477-481.
- ²⁵³ HBML. IV. A. 1001. 4. d. 133; 146.
- ²⁵⁴ HBML. IV. A. 1007. 1. k. pp. 144-145.
- ²⁵⁵ HBML. IV. A. 1004. 3. k. p. 117.
- ²⁵⁶ HBML. IV. A. 1002. 1. k. pp. 115-117; 206-208.
- ²⁵⁷ Besze Tibor; Iván Orsolya; Major Tamás ed., *Források Debrecen újkori történetéből. Statutumok, instrukciók, pátensek Hajdú-Bihar megye levéltárából*, Debrecen, pp. 94-95.
- ²⁵⁸ HBML. IV. A. 1004. 4. k. pp. 198-201.
- ²⁵⁹ HBML. IV. A. 1004. 4. k. p. 202.
- ²⁶⁰ HBML. IV. A. 1005. 3. k. pp. 245-250; 5. k. pp. 55; 60-62; 1006. 1. k. pp. 311-314.
- ²⁶¹ HBML. IV. A. 1006. 1. k. pp. 391-392.
- ²⁶² Korompai et al. ed., *Emlékek és források...*, p. 84.
- ²⁶³ Balogh István, A szabadságharc küzdelmes hónapjaiban, Rácz István ed., *Debrecen története, 2.*, Debrecen, 1981, p. 484.
- ²⁶⁴ *Alföldi Hírlap Debreczeni Napló*, 1848. december 24.
- ²⁶⁵ Zoltai Lajos, A zsidók letelepülése Debrecenben, *Magyar Zsidó Szemle*, 51., 1934, p. 22.
- ²⁶⁶ Radics Kálmán ed., *A Hajdú-Bihar megyei zsidóság történetének levéltári forrásai*, Debrecen, 1997, pp. 10; 23.
- ²⁶⁷ Rácz, A civis fogalma, p. 235.
- ²⁶⁸ デブレツェンの北東約8kmに位置するこの村は、デブレツェンが部分的に領主権を有する農奴村であったが、デブレツェンによる支配の実態やユダヤ人居住については研究が進んでいない。シャームシヨンの概説としては、Gazdag István ed., *Hajdúsámson*, Budapest, 2000、デブレツェンのもうひとつの部分農奴村ソヴァートについては、Gyimesi Sándor, A város mint földesúr. Debrecen és Szovát viszonya a 18-19. században, In Glatz Ferenc ed., *Gazdaság, társadalom, történetírás*, Budapest, 1989, pp. 157-169 を参照。
- ²⁶⁹ HBML. IV. A. 1012/a. 25. k.
- ²⁷⁰ HBML. IV. A. 1001. 3.d.
- ²⁷¹ HBML. IV. A. 1012/a. 30. k.
- ²⁷² HBML. IV. A. 1012/a. 41. k; 80. k.
- ²⁷³ HBML. IV. A. 1001. 3. d.
- ²⁷⁴ 蒸留酒商人については拙稿 Pálinkafogyasztás Debrecenben を参照。ユダヤ商人による煙草販売

は、HBML. IV. A. 1005. 3. k. 380-387.など。

²⁷⁵ HBML. IV. A. 1006. 1. k. p. 14.

²⁷⁶ Rác, A civis fogalma, p. 236.

²⁷⁷ HBML. IV. A. 1005. 3. k. 380-387; 419-421.

²⁷⁸ HBML. IV. A. 1010/a. 3. k. pp. 38-40; 1007. 1. k. pp. 147-149.

²⁷⁹ Rác, A civis fogalma, p. 236; Zoltai, A zsidók letelepülése Debrecenben, p. 27.

²⁸⁰ HBML. IV. A. 1011/k. 184. d. 1841/518.

²⁸¹ Ibid.

²⁸² デプレツェンのユダヤ人人口は、1848年に200人未満であったのが、1880年に3089人、1920年に10,170人と急増していく。Radics, A Hajdú-Bihar megyei zsidóság, p. 26.

²⁸³ Komoróczy, A reformkori Debrecen, p. 50.

²⁸⁴ HBML. IV. A. 1011/m. 13. d. 1778/121; 1011/t. 10. k.

²⁸⁵ 例えば、1767年には「プスタの居酒屋と風車の周辺で働いた」ことにより28フォリント26クライツァールが支払われている。HBML. IV. A. 1012/a. 30. k.

²⁸⁶ Erdős Kamill, Cigány-törvényesék, *Néprajzi Közlemények*, 1959, pp. 203-214.

²⁸⁷ HBML. IV. A. 1012/a. 30. k.

²⁸⁸ HBML. IV. A. 1005. 4. k. pp. 213-214.

²⁸⁹ HBML. IV. A. 1005. 5. k. pp. 30-34.

²⁹⁰ 19世紀末から20世紀にかけてのロマ問題については Pomogyi László, *Cigánykérdés és cigányügyi igazgatás a polgári Magyarországon*, Budapest, 1995 参照。

²⁹¹ Gazdag István ed., *Debreceni várospolitiká*, Debrecen, 1989, p. 3; Balogh, A rendi állam várospolitikája, pp. 202-204.

²⁹² Szócs Sebestyén, *A város kérdése az 1832-36. évi országgyűlésben*, Budapest, 1996.

²⁹³ Vörös Károly, A magyar reformellenzék harca a polgári átalakulásért (1840-1848), In *Magyarország története 1790-1848*, Budapest, 1980, pp. 899-904.

²⁹⁴ Balogh, A rendi állam várospolitikája, p. 208.

²⁹⁵ HBML. IV. A. 1011/k. 192. d. 243.これは Gazdag ed., *Debreceni várospolitiká*, pp. 73-84にも所収。

²⁹⁶ コシュートと「ペシュト新報」の都市に向けた関心の高さについては、Kosáry Domokos, Kossuth és a Pesti Hírlap, In Kókay György ed., *A magyar sajtó története*, I., Budapest, 1979, pp. 665-713; Bényei, Kossuth Lajos Pesti Hírlapja és Debrecen 参照。

²⁹⁷ Vörös, A magyar reformellenzék harca, pp. 918-919.

²⁹⁸ Gazdag ed., *Debreceni várospolitiká*, pp. 155-158 所収。

²⁹⁹ 法律の第4条の規定により、小都市は人口12,000人未満、中都市は12,000人以上30,000人未満、大都市は30,000人以上とされた。

³⁰⁰ Balogh István, A forradalom sodrában, In Rác István ed., *Debrecen története*, 2., pp. 479-481; Balogh István, A polgári jogegyenlőség kérdései Debrecenben, *Hajdú Bihar Megyei Levéltár Évkönyve*, XV., 1988, pp. 39-40.

³⁰¹ Balogh, A polgári jogegyenlőség kérdései Debrecenben, p. 40.

付録

グラフ

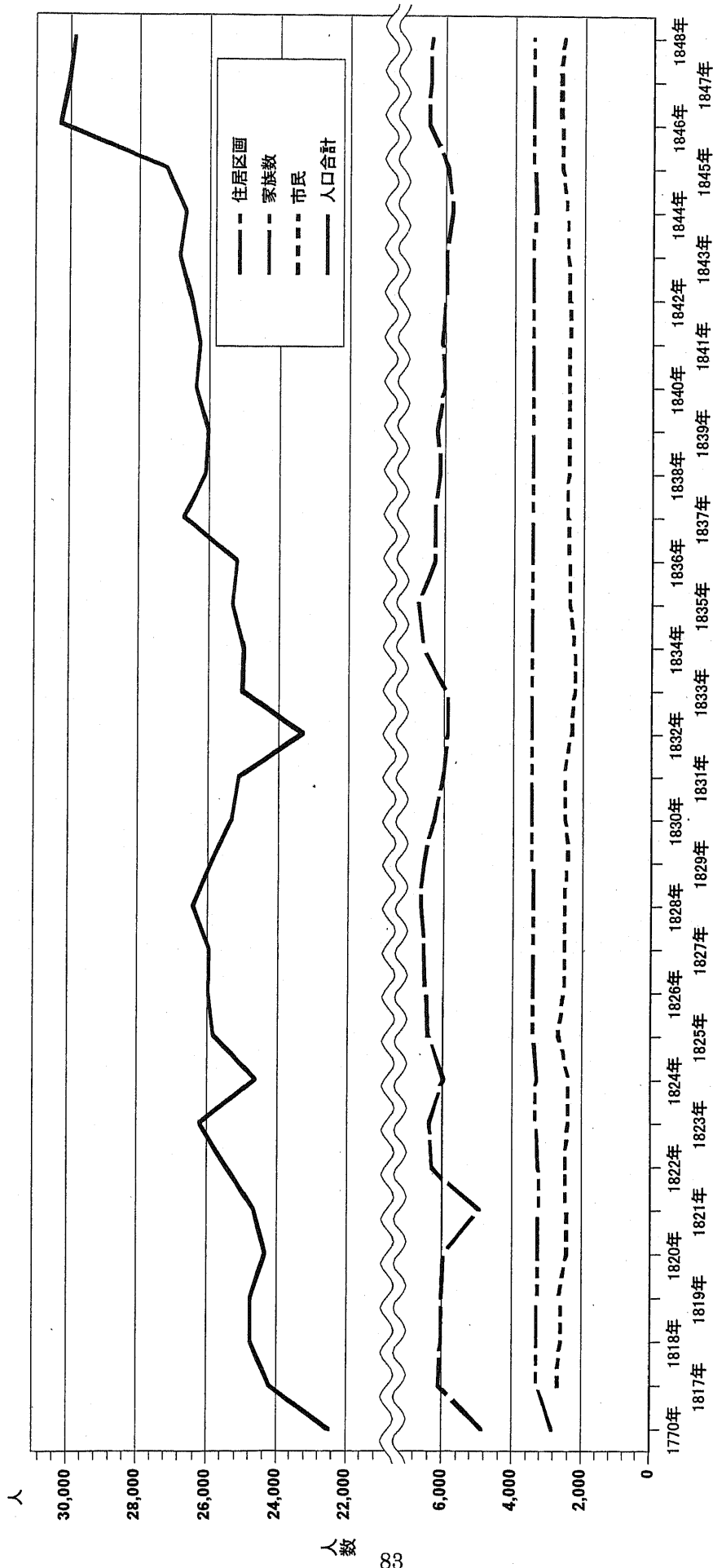
表

地図

史料

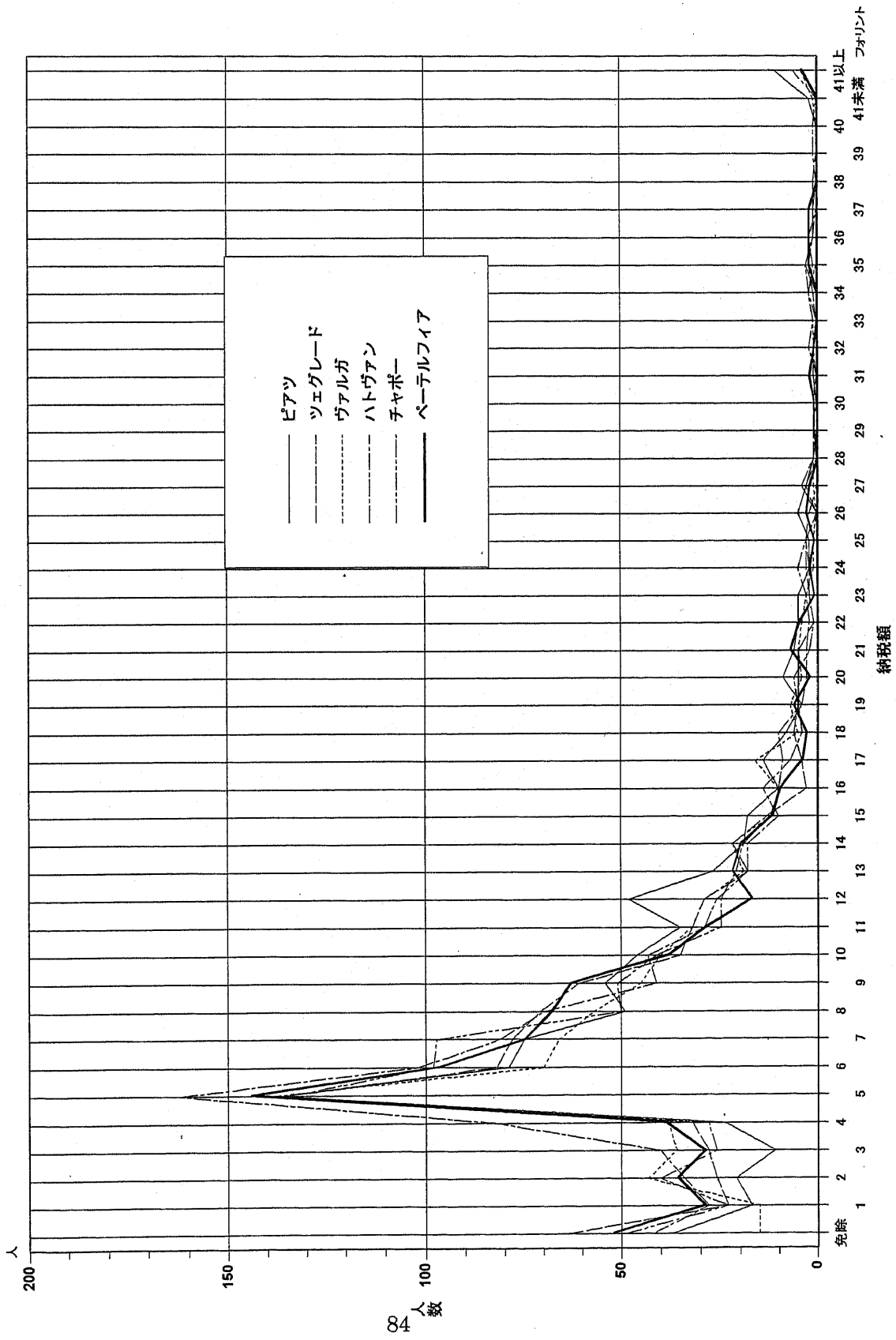
注

グラフ1-1. デブレツェンの人口推移 (1770 - 1848年) 1

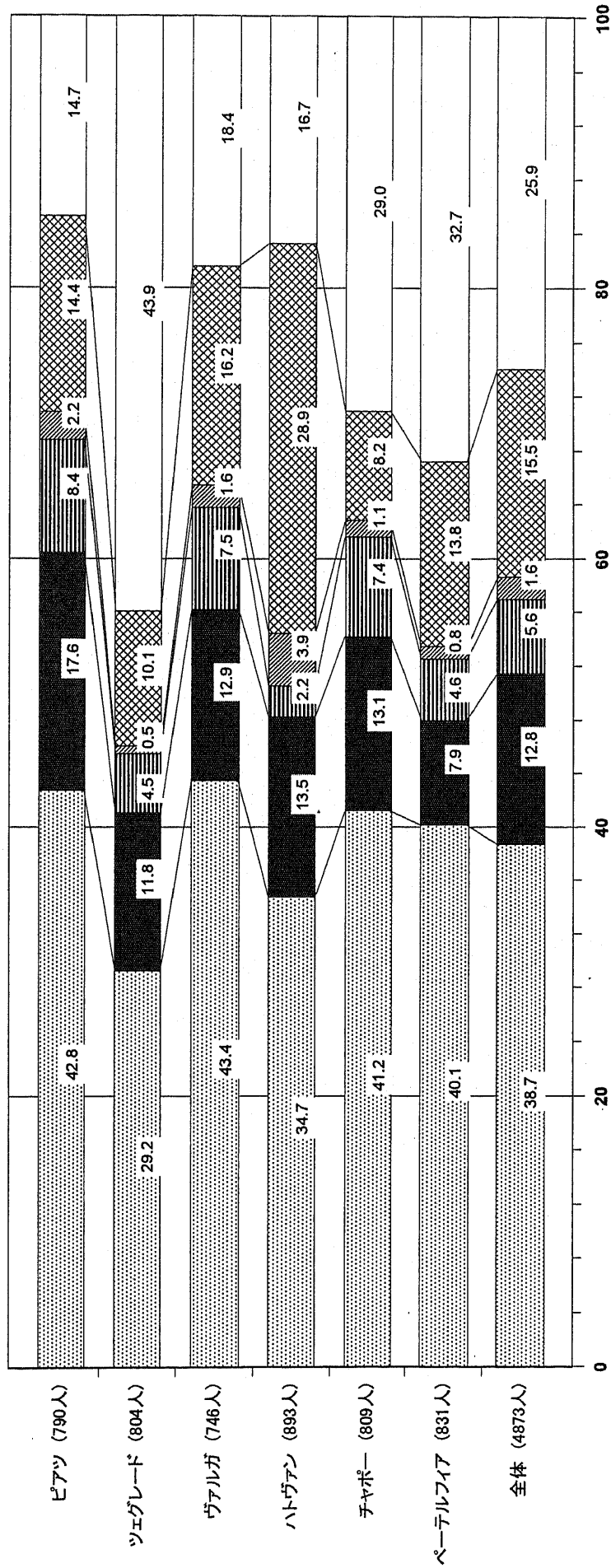


	1770年	1817年	1818年	1819年	1820年	1821年	1822年	1823年	1824年	1825年	1826年	1827年	1828年	1829年	1830年	1831年	1832年	1833年	1834年	1835年	1836年	1837年	1838年	1839年	1840年	1841年	1842年	1843年	1844年	1845年	1846年	1847年	1848年
住居区画	2,832	3,290	3,275	3,271	3,214	3,268	3,312	3,282	3,429	3,431	3,428	3,428	3,428	3,437	3,456	3,447	3,447	3,446	3,465	3,467	3,467	3,466	3,466	3,466	3,464	3,465	3,465	3,464	3,389	3,465	3,465	3,465	3,466
家族数	4,873	6,089	5,995	5,923	4,955	6,323	6,380	5,965	6,438	6,498	6,551	6,622	6,568	6,245	6,025	5,874	5,955	6,609	6,723	6,723	6,283	6,270	6,141	6,233	6,020	6,104	5,987	5,967	5,791	5,914	6,467	6,446	6,390
市民		2,684	2,586	2,614	2,442	2,464	2,385	2,383	2,668	2,524	2,527	2,510	2,414	2,512	2,547	2,292	2,243	2,255	2,403	2,403	2,421	2,463	2,424	2,412	2,437	2,401	2,420	2,483	2,518	2,629	2,674	2,684	2,600
人口合計	22,481	24,221	24,741	24,747	24,323	24,652	25,466	26,226	24,618	25,828	25,004	25,964	26,438	25,904	25,324	25,124	25,299	25,037	24,983	25,314	25,218	26,721	26,138	26,035	26,416	26,268	26,522	26,869	26,677	27,212	30,270	30,036	29,866

グラフ1-2. 納税額分布 (1770年)²



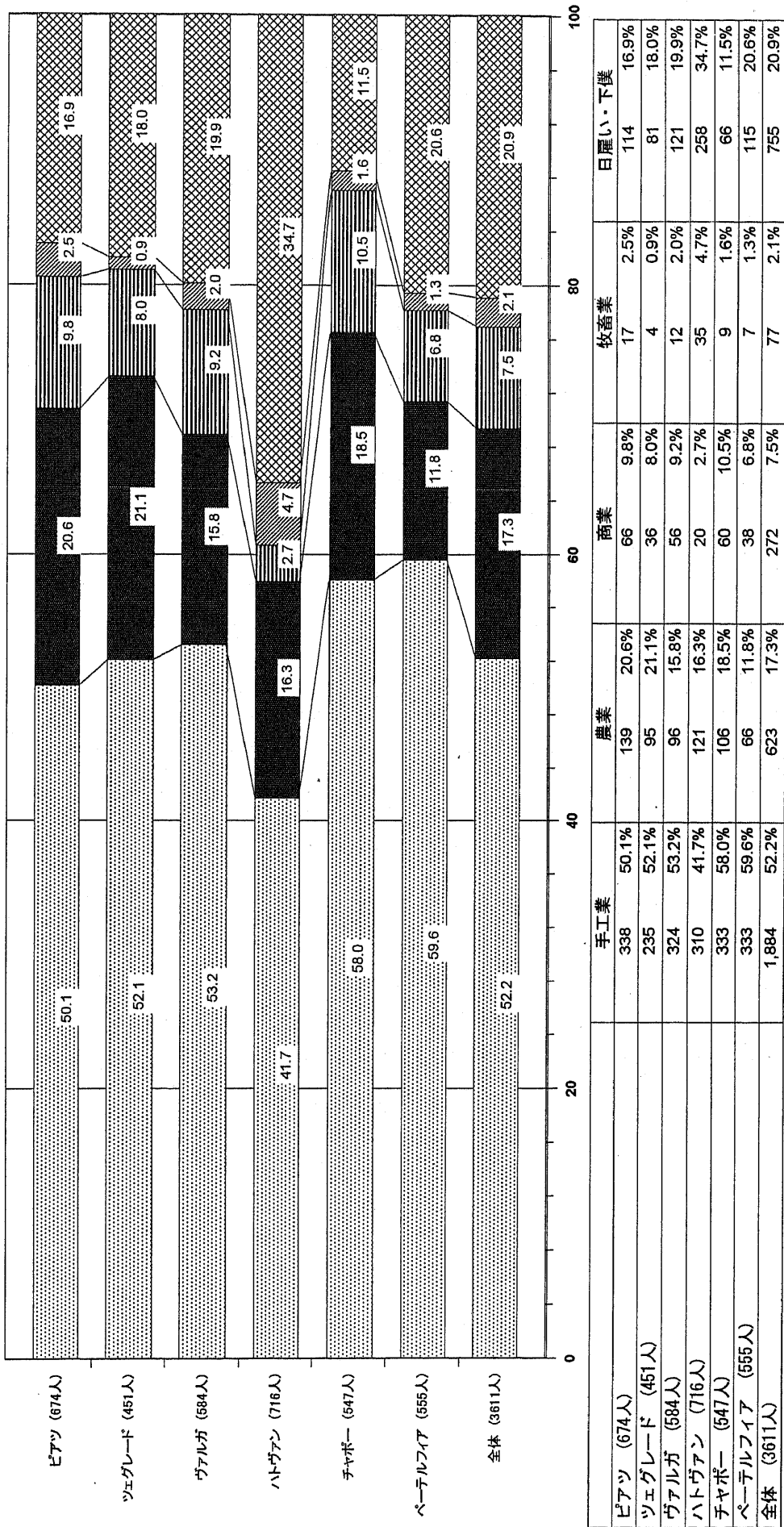
グラフ1-4 職業分布 (不明含む) 1770年*



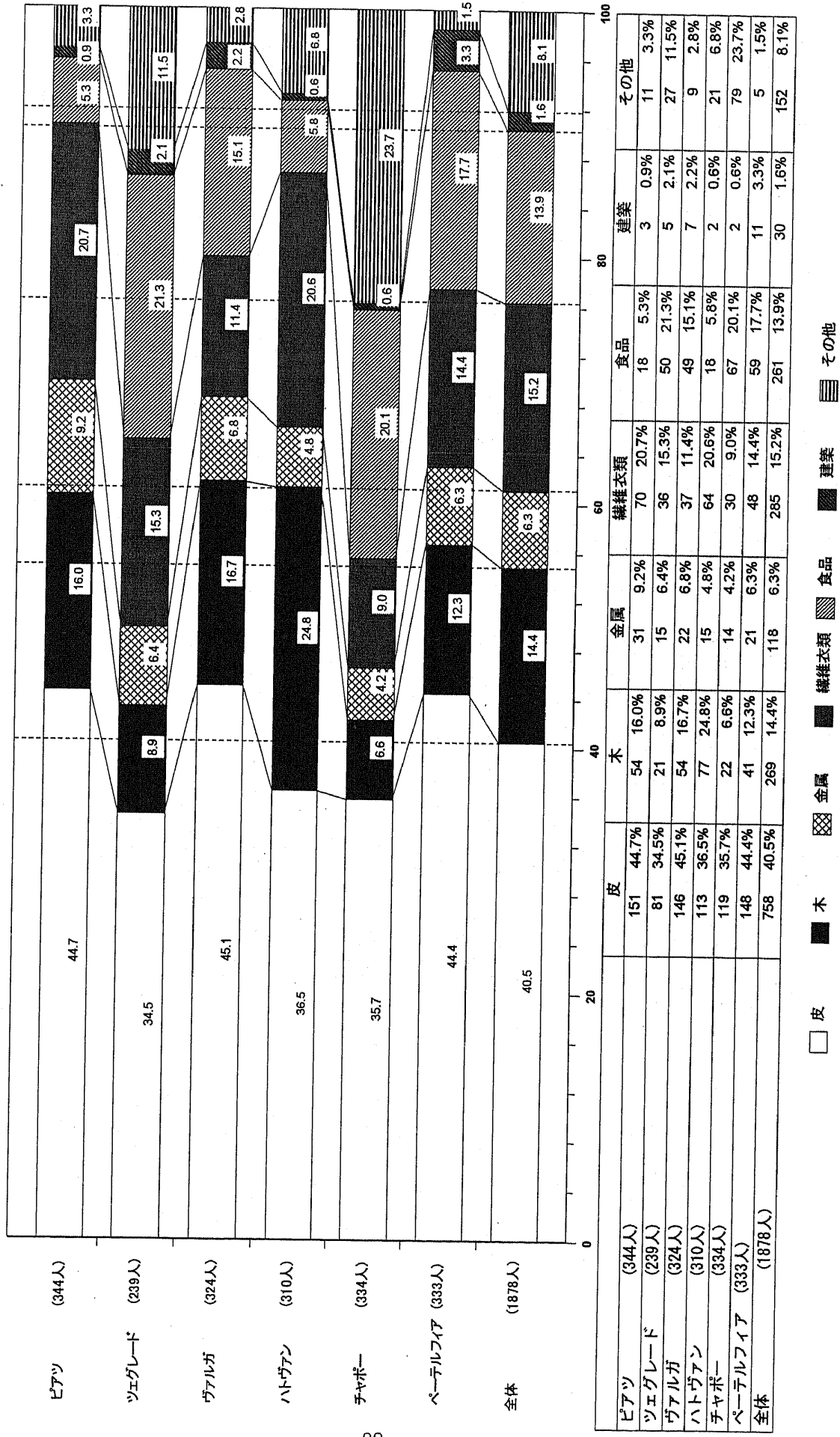
	手工業	農業	商業	牧畜業	日雇い・下僕	その他・不明
ピアツ (790人)	338 42.8%	139 17.6%	66 8.4%	17 2.2%	114 14.4%	116 14.7%
ツェグレード (804人)	235 29.2%	95 11.8%	36 4.5%	4 0.5%	81 10.1%	353 43.9%
ヴァルガ (746人)	324 43.4%	96 12.9%	56 7.5%	12 1.6%	121 16.2%	137 18.4%
ハトヴァン (893人)	310 34.7%	121 13.5%	20 2.2%	35 3.9%	258 28.9%	149 16.7%
チャポフ (809人)	333 41.2%	106 13.1%	60 7.4%	9 1.1%	66 8.2%	235 29.0%
ペーテルフィア (831人)	333 40.1%	66 7.9%	38 4.6%	7 0.8%	115 13.8%	272 32.7%
全体 (4873人)	1,884 38.7%	623 12.8%	272 5.6%	77 1.6%	755 15.5%	1,262 25.9%

手工業
 農業
 商業
 牧畜業
 日雇い・下僕
 その他・不明

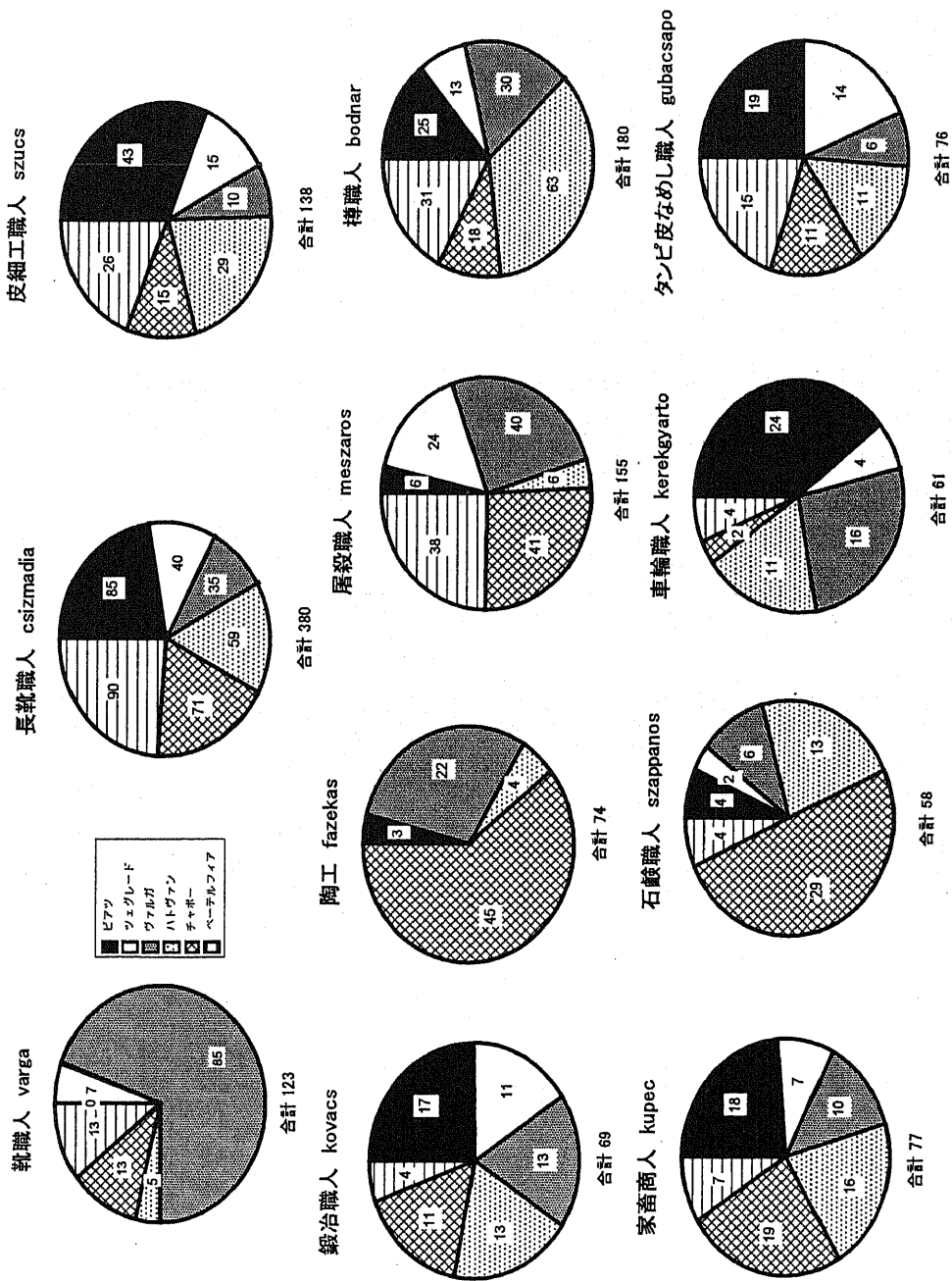
グラフ1-5. 職業分布 (不明除く) 1770年



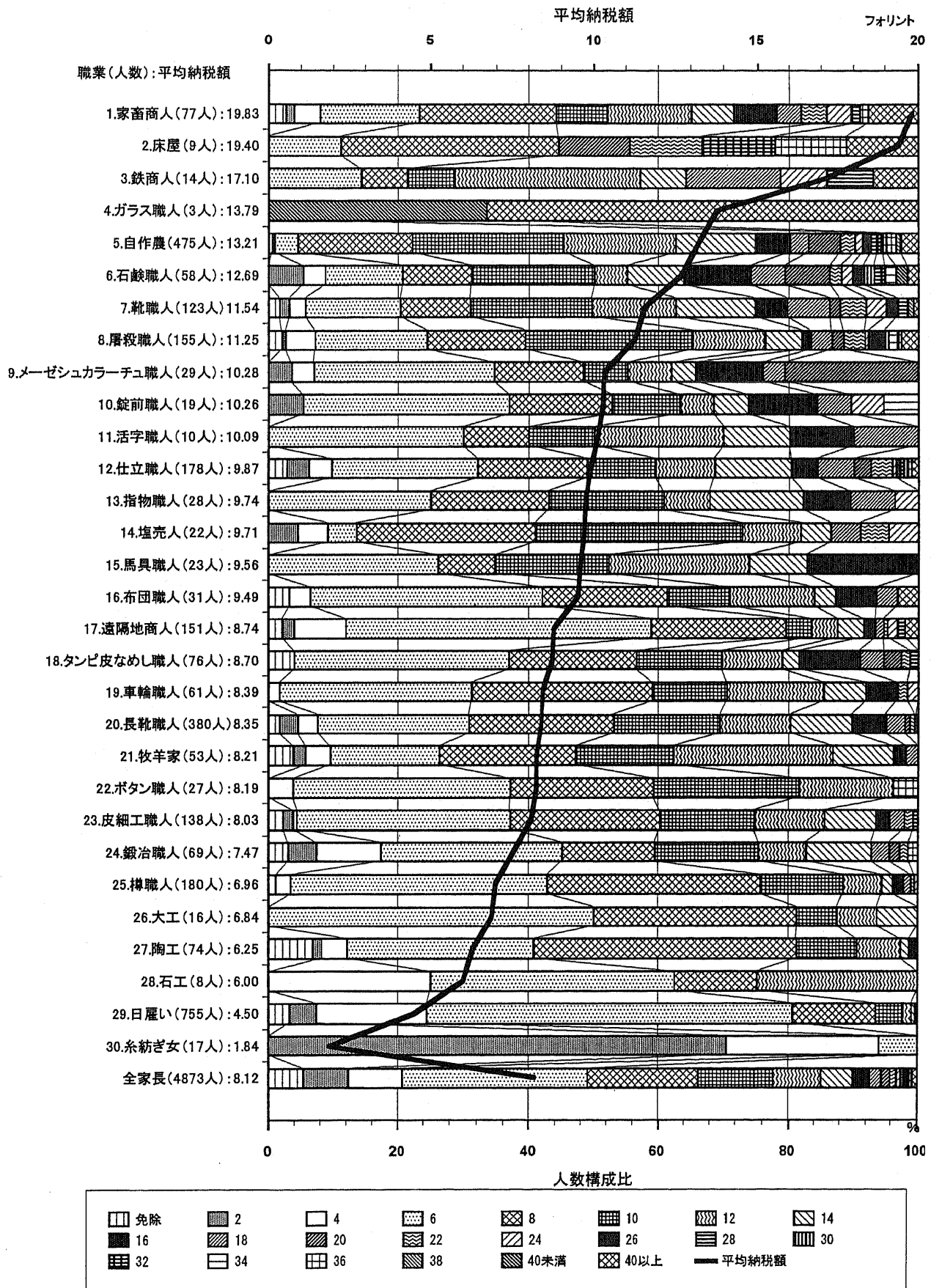
グラフ1-6. 手工業従事者の構成 (1770年)



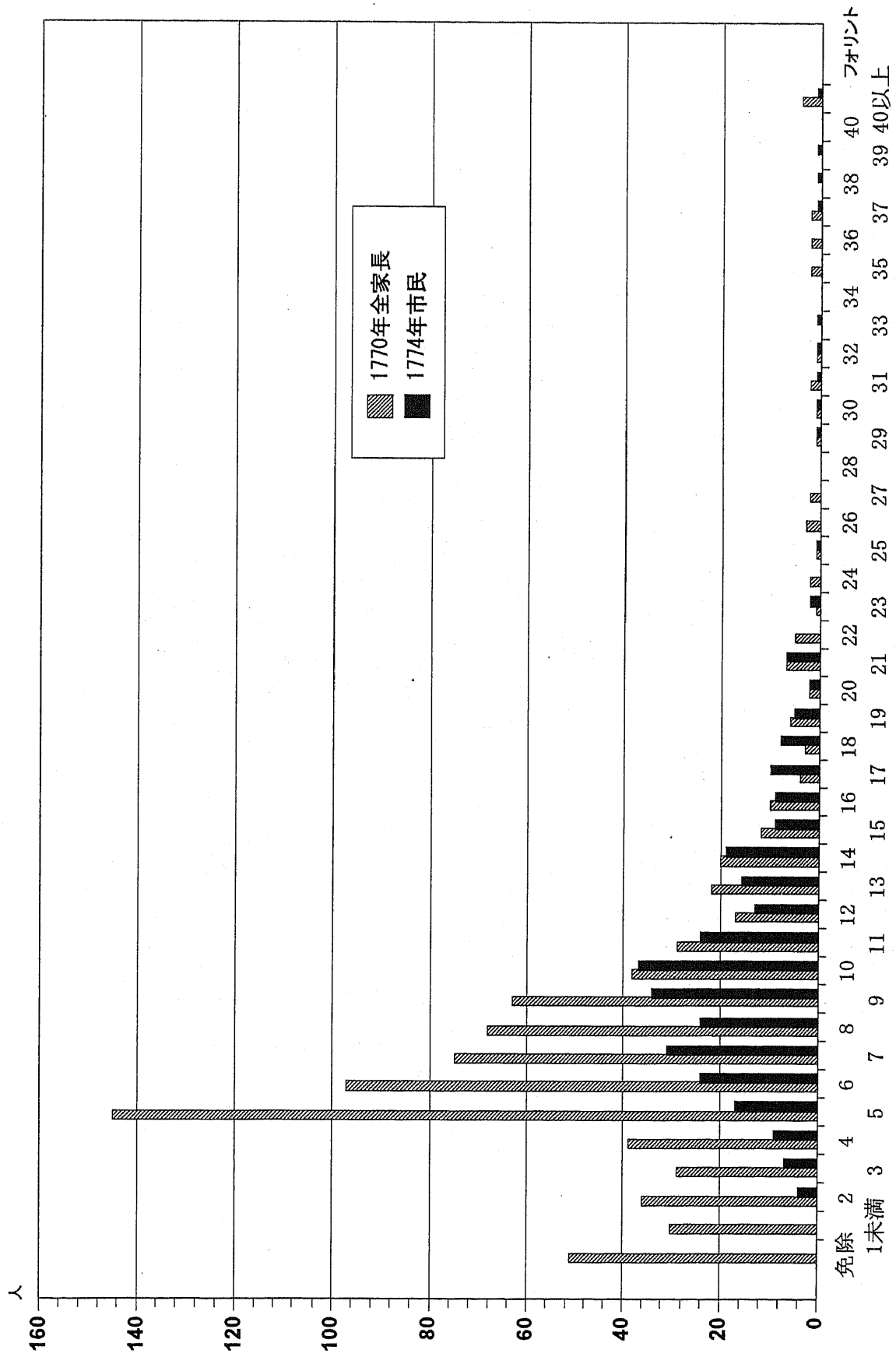
グラフ1-7. 職業別居住街区の偏差 (1770年)⁷



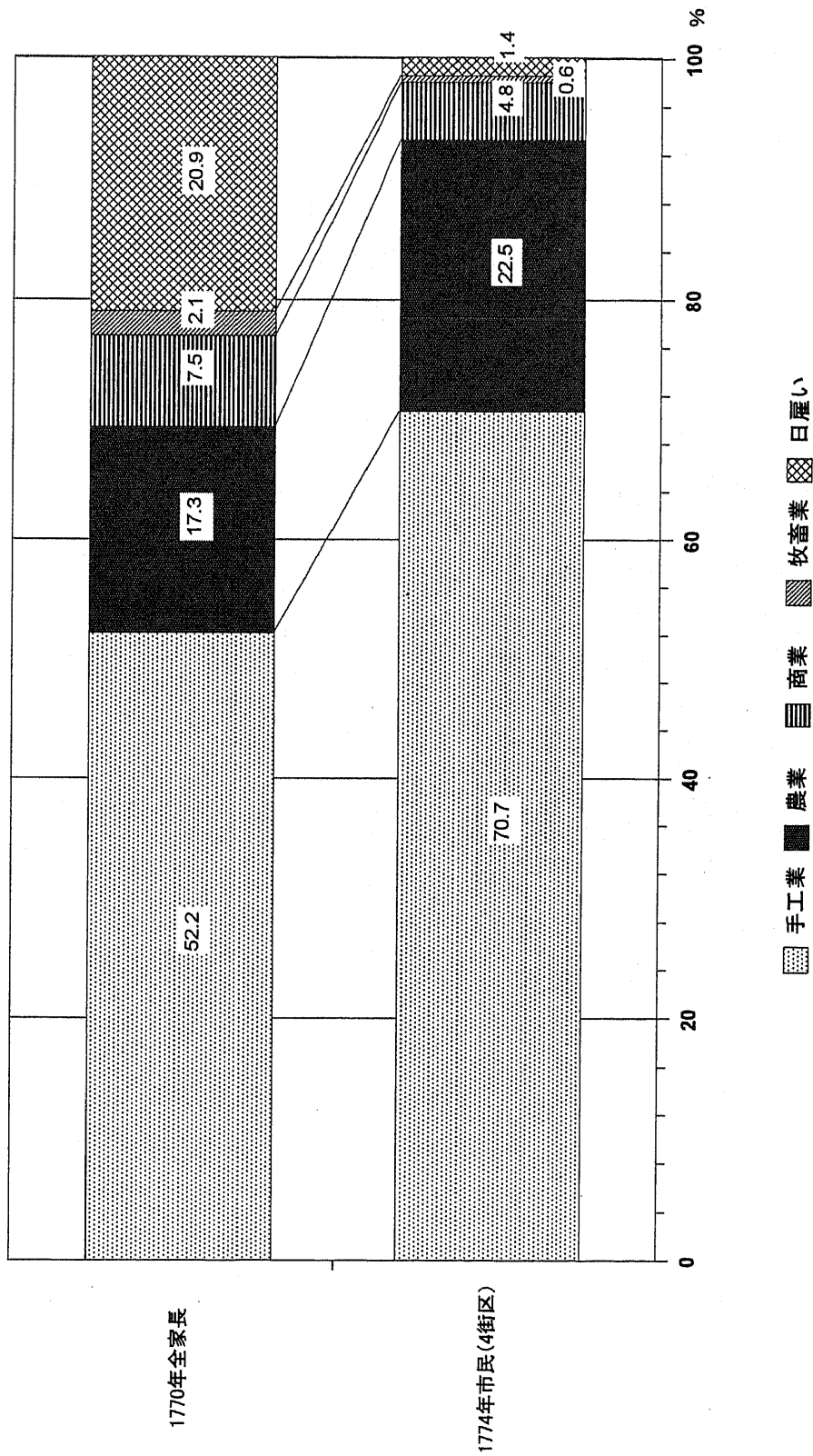
グラフ1-8. 職業と納税額構成比 (1770年)⁸



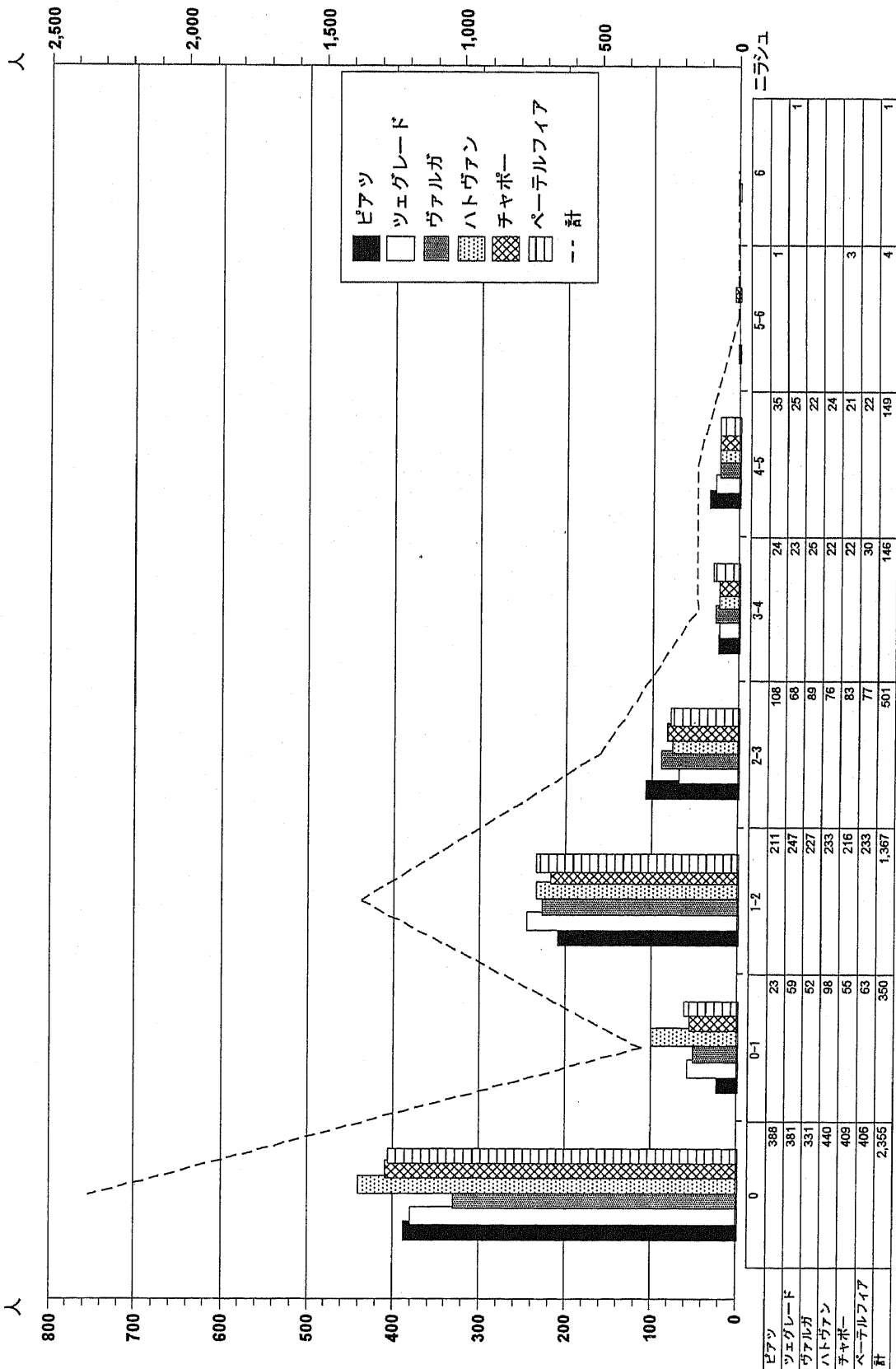
グラフ1-9. 全家長と市民権保持者の納税額分布 (ペーテルフィア街区1770年、1774年)



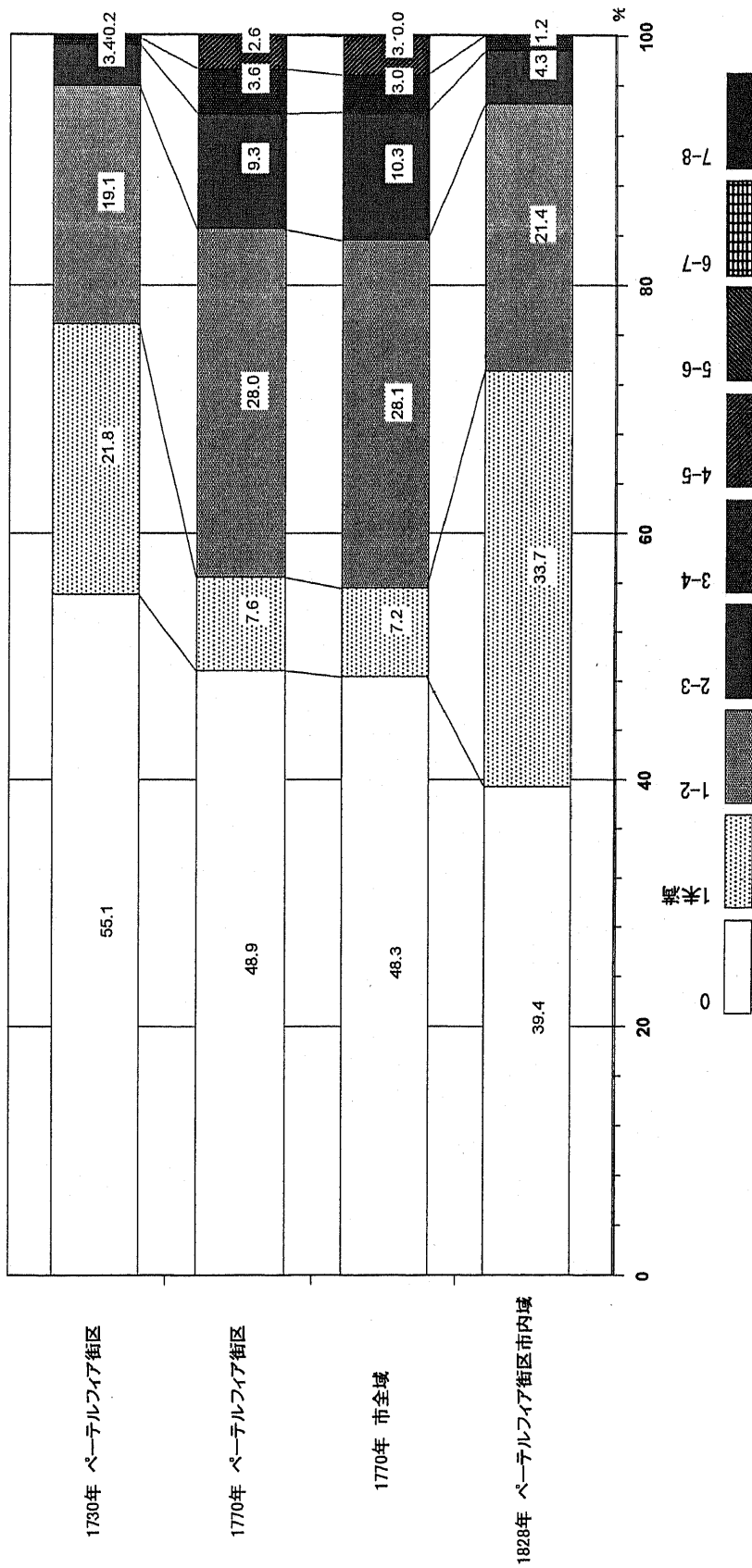
グラフ1-10. 全家長と市民の職業¹⁰



グラフ 2-1. 家属地耕地保有面積分布 (1770年)

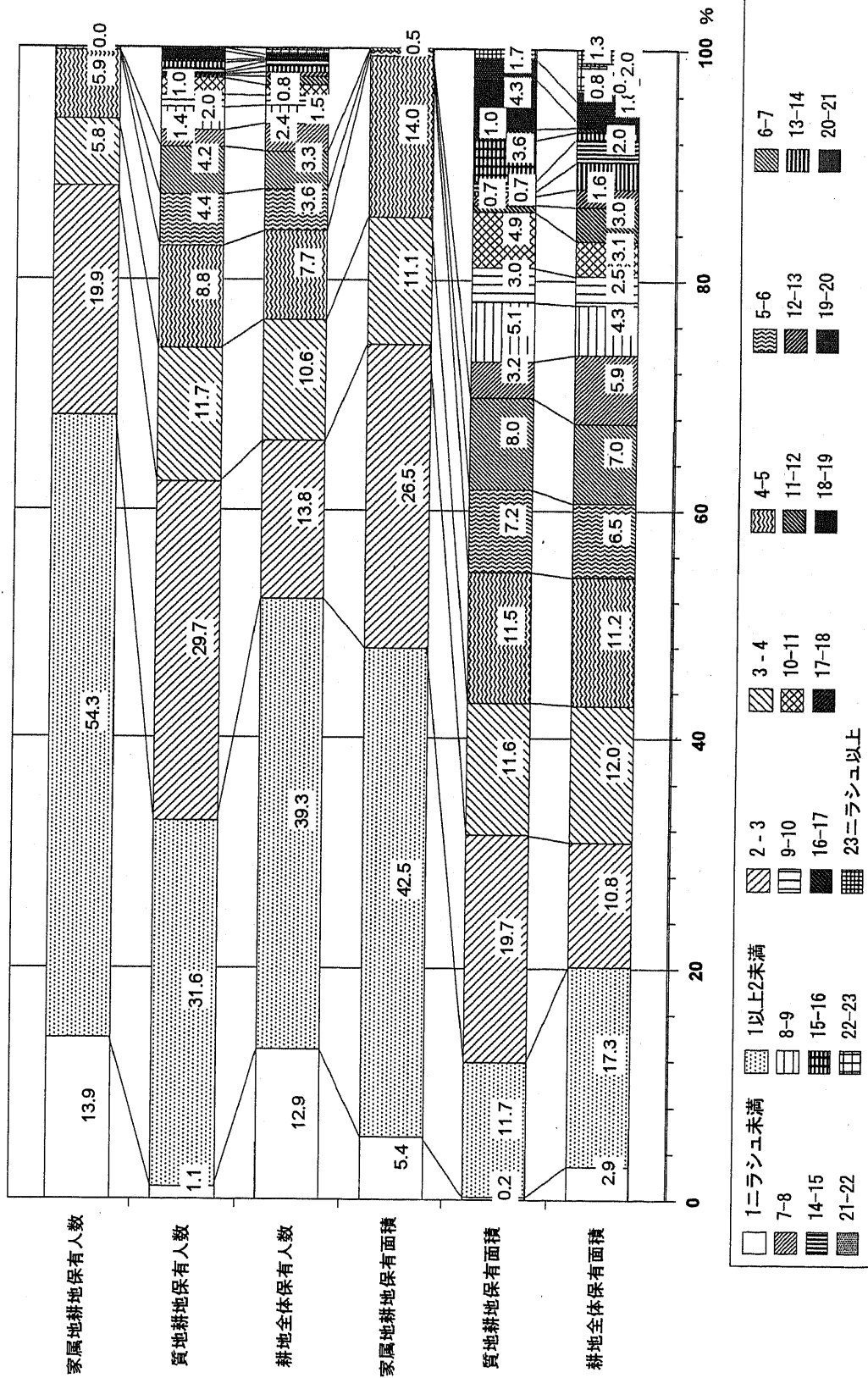


グラフ2-2. 家属地耕地保有面積構成比 (ペーテルフィア街区1730、1770、1828年)¹²

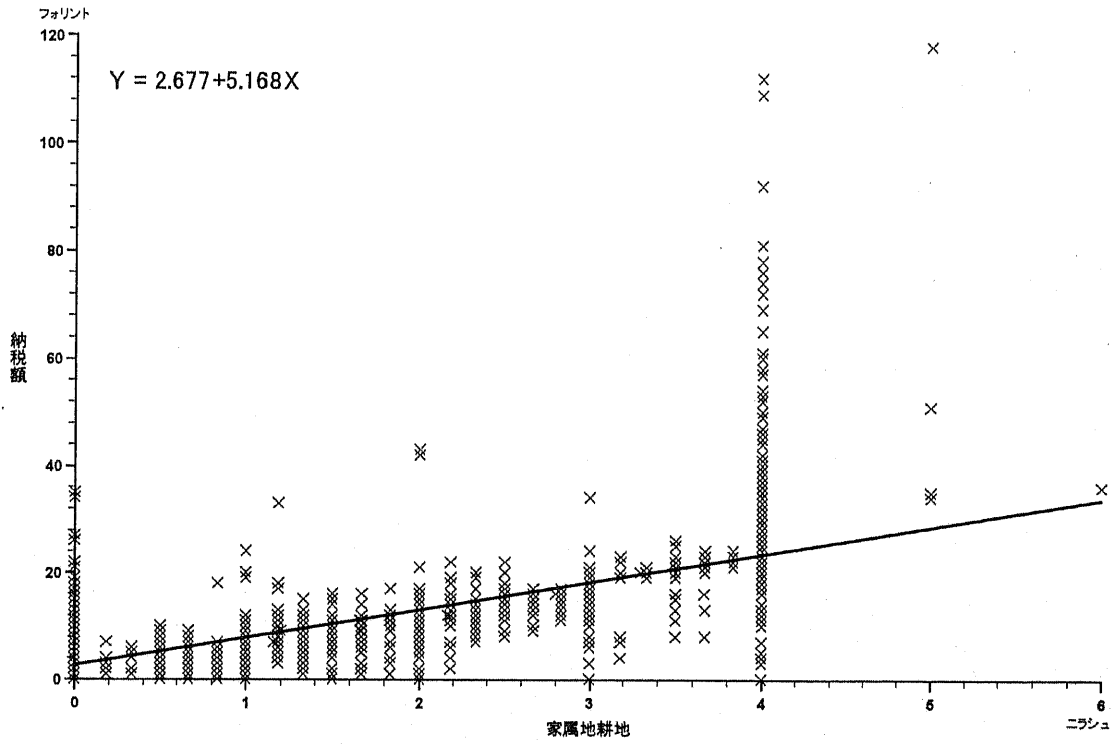


1730年	ペーテルフィア街区	326	129	113	20	3			1
1770年	ペーテルフィア街区	406	63	233	77	30	22		
1770年	市全域	2,355	350	1,367	501	146	149	4	1
1828年	ペーテルフィア街区市内域	287	245	156	31	9			

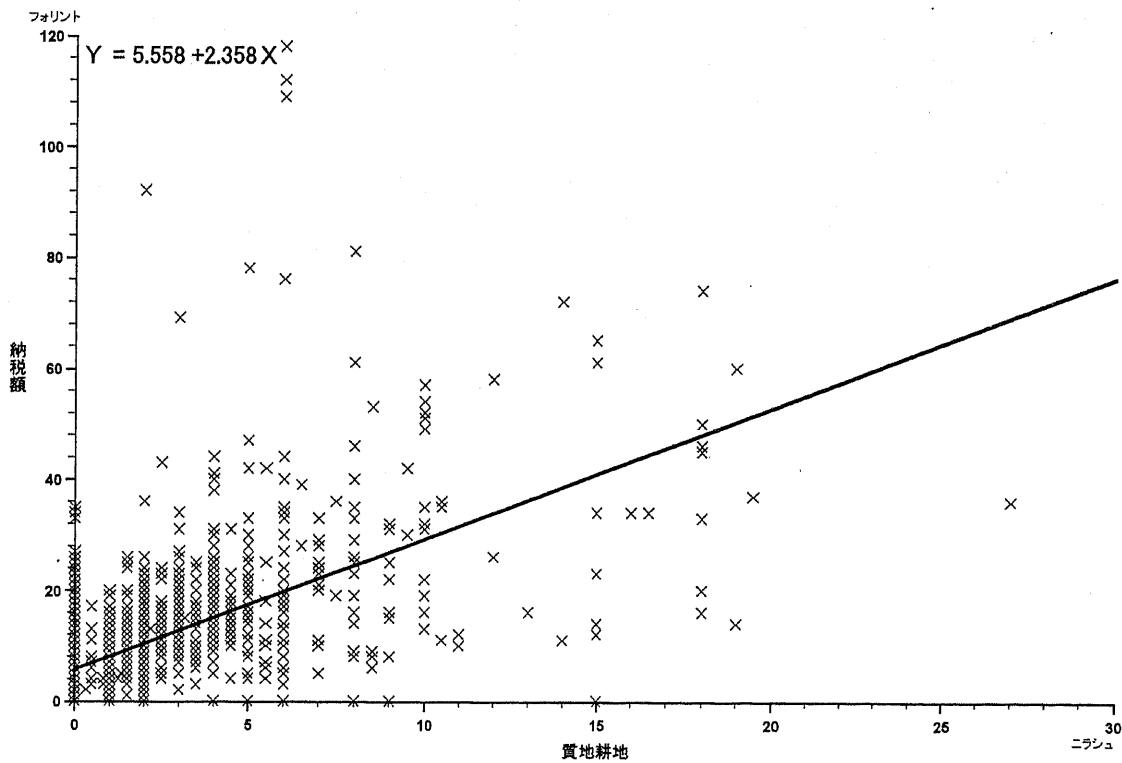
グラフ2-3. 家属地・質地・耕地全体構成比 (1770年) 13



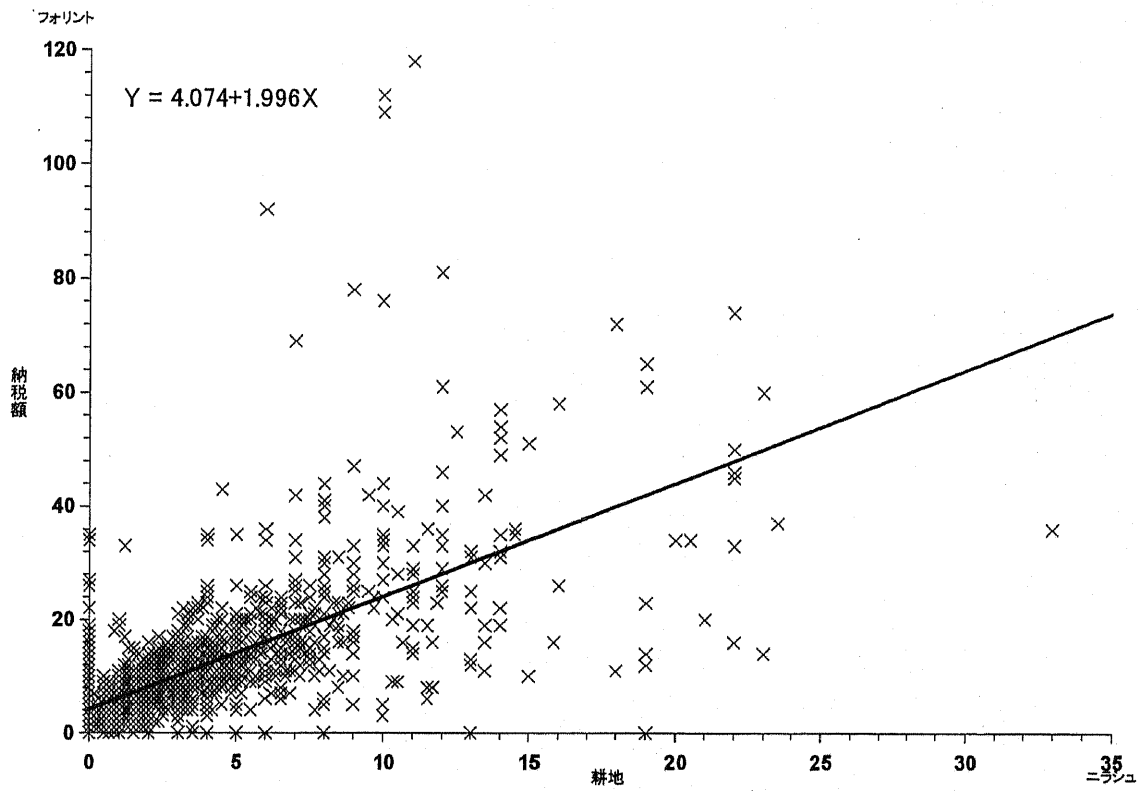
グラフ 2-4. 家属地耕地と納税額の関係 (1770年)¹⁴



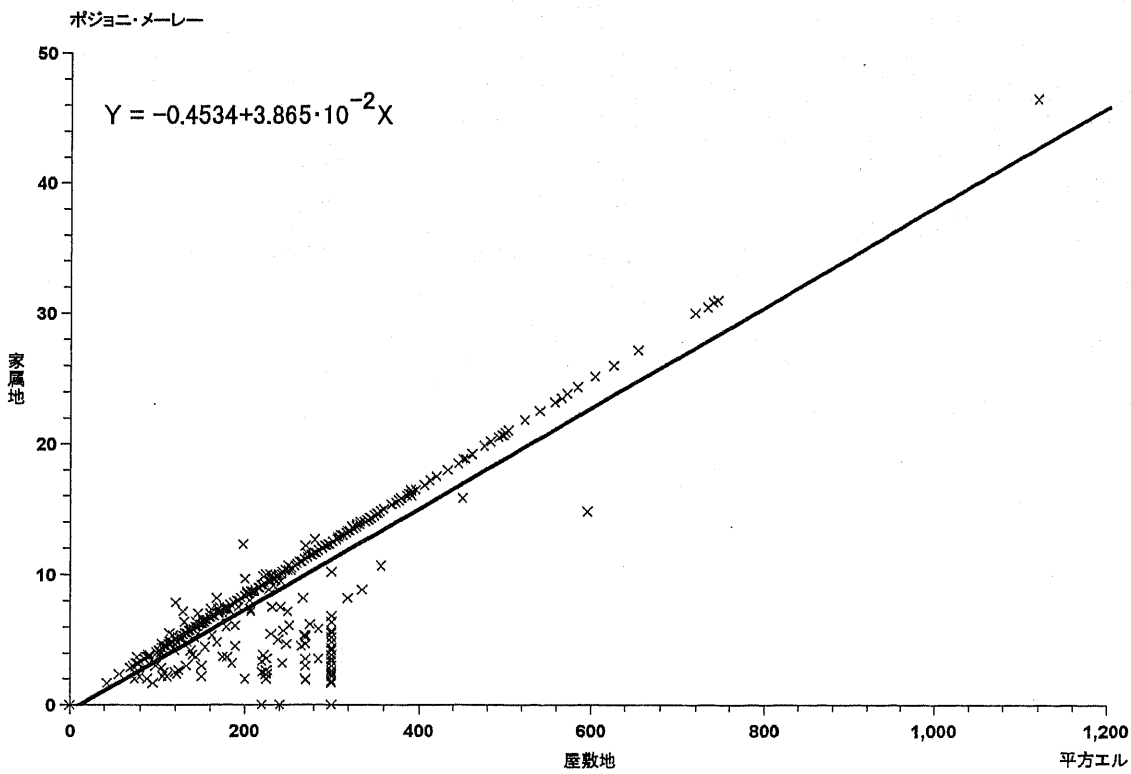
グラフ 2-5. 質地耕地と納税額の関係 (1770年)¹⁵



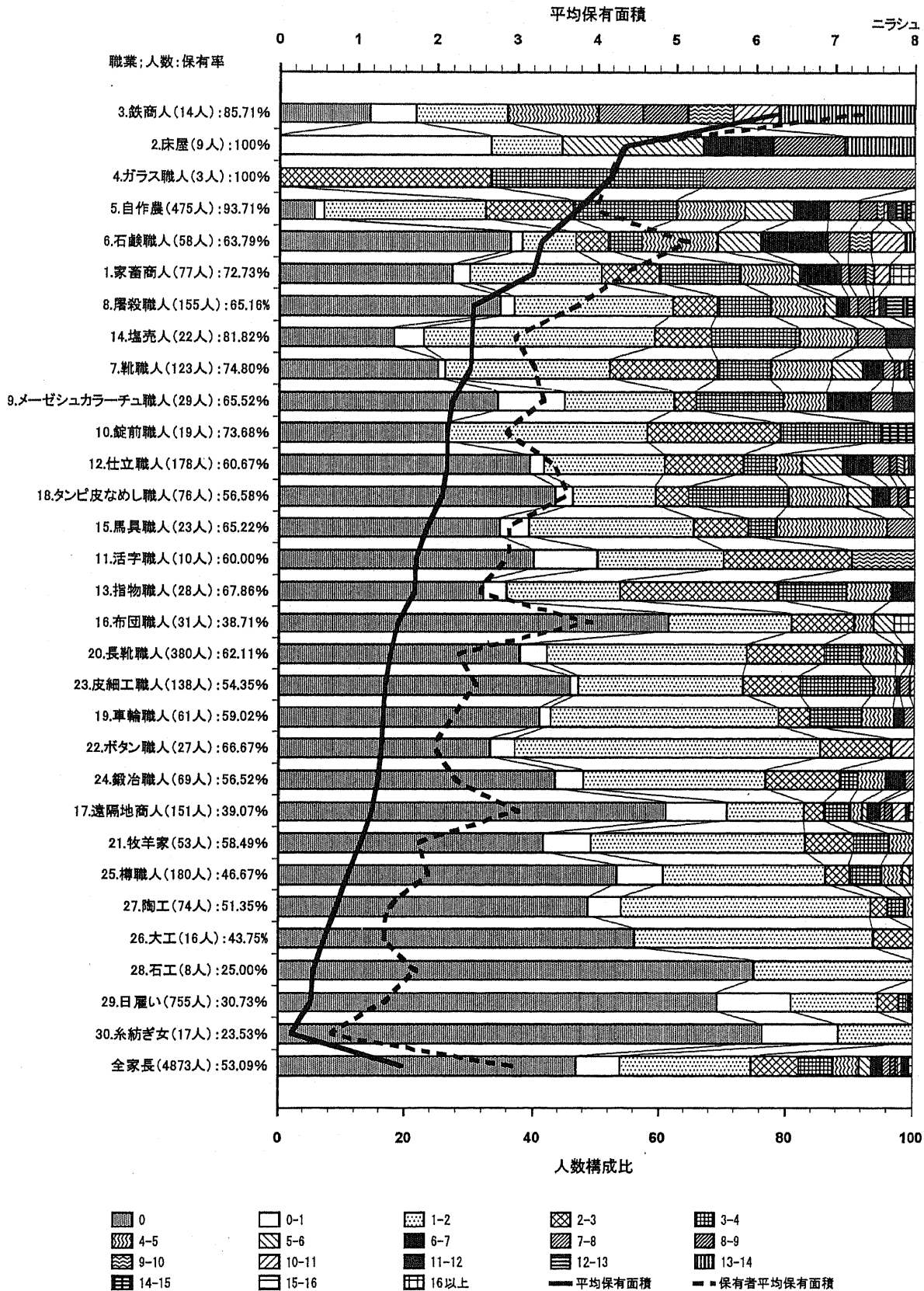
グラフ 2-6. 耕地全体と納税額の関係 (1770年) ¹⁶



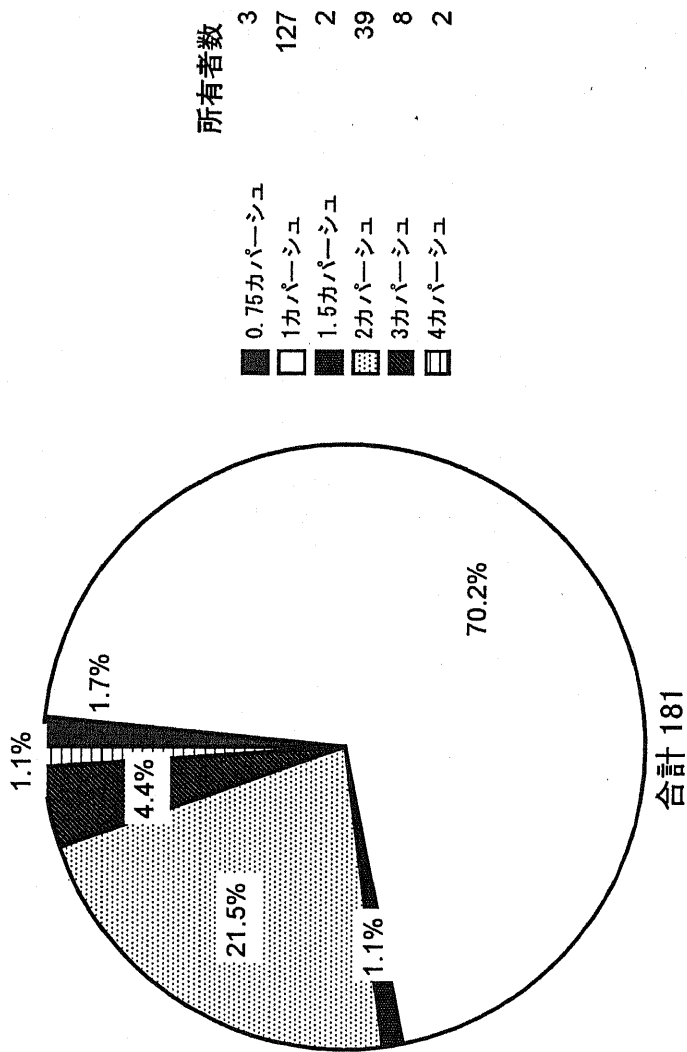
グラフ 2-7. 家属地耕地と屋敷地面積の関係 (ペーテルフィア街区、1828年) ¹⁷



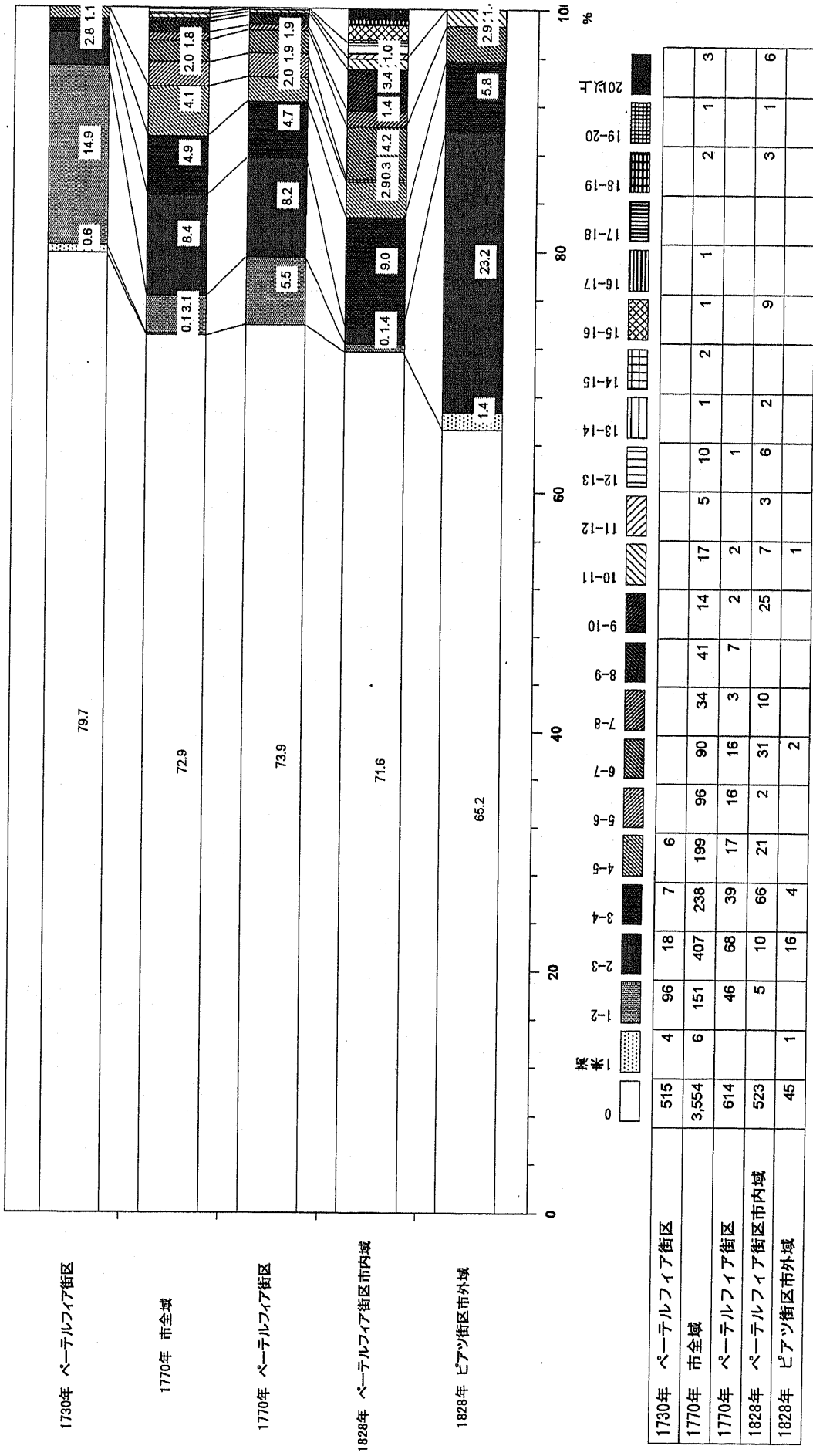
グラフ2-8. 職業別耕地保有面積構成比および平均保有面積 (1770年)¹⁸



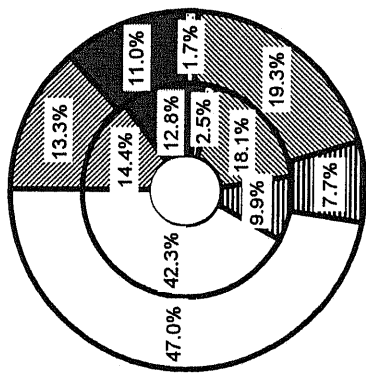
グラフ2-9. ペーパーファイアイ・ケルトの所有面積分布 (1811 - 12年) 19



グラフ 2-10. 庭葡萄畑所有面積構成比 (1730、1770、1828年)²⁰

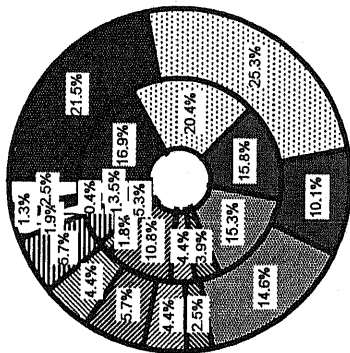


グラフ2-11. ペーテルフィアイ・ケルト所有者の居住街区 (1811 - 12年) ²¹



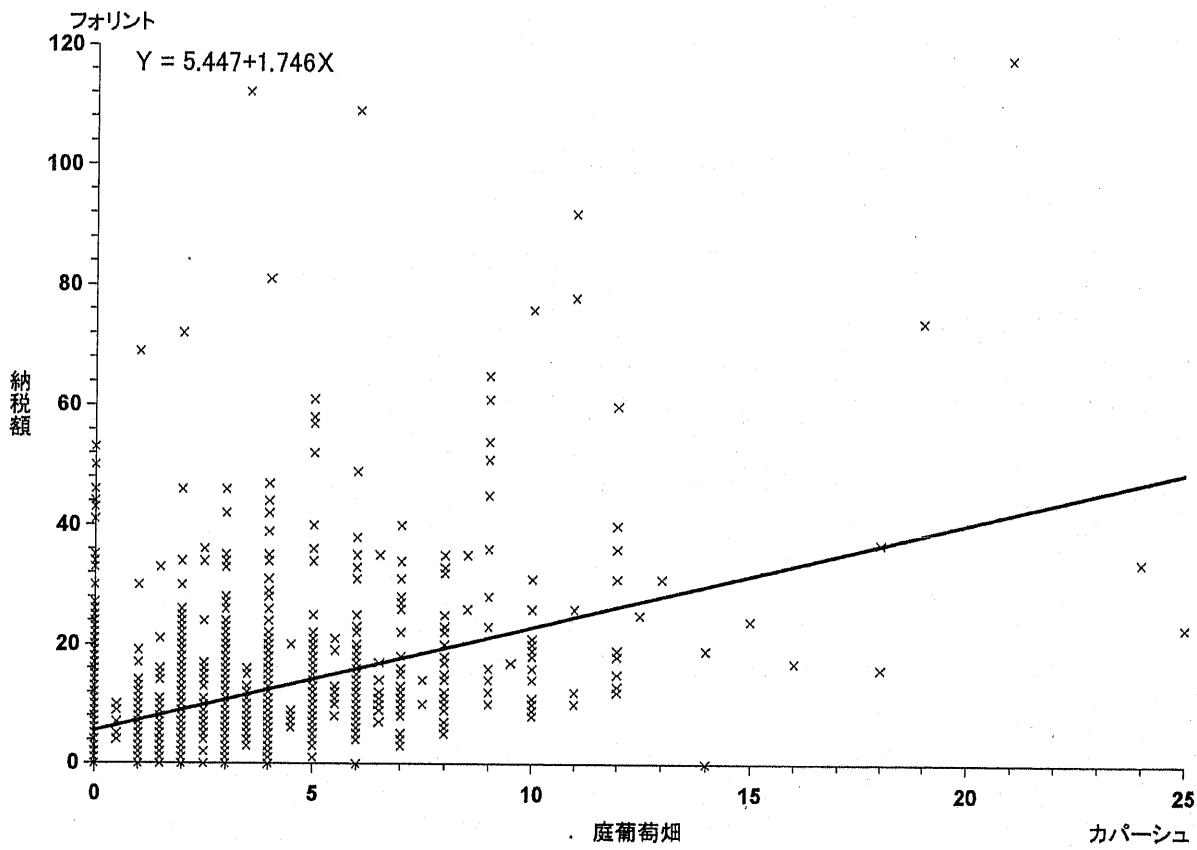
	ニラシュ (内円)	人 (外円)
ピアツ街区	35	24
ツェグレード街区	31	20
ヴァルガ街区	6	3
ハトヴァン街区	43.75	35
チャポー街区	24	14
ペーテルフィア街区	102.5	85

グラフ2-12. ツェグレード街区第1-3地区居住者葡萄酒所有地分布 (1757年) ²²

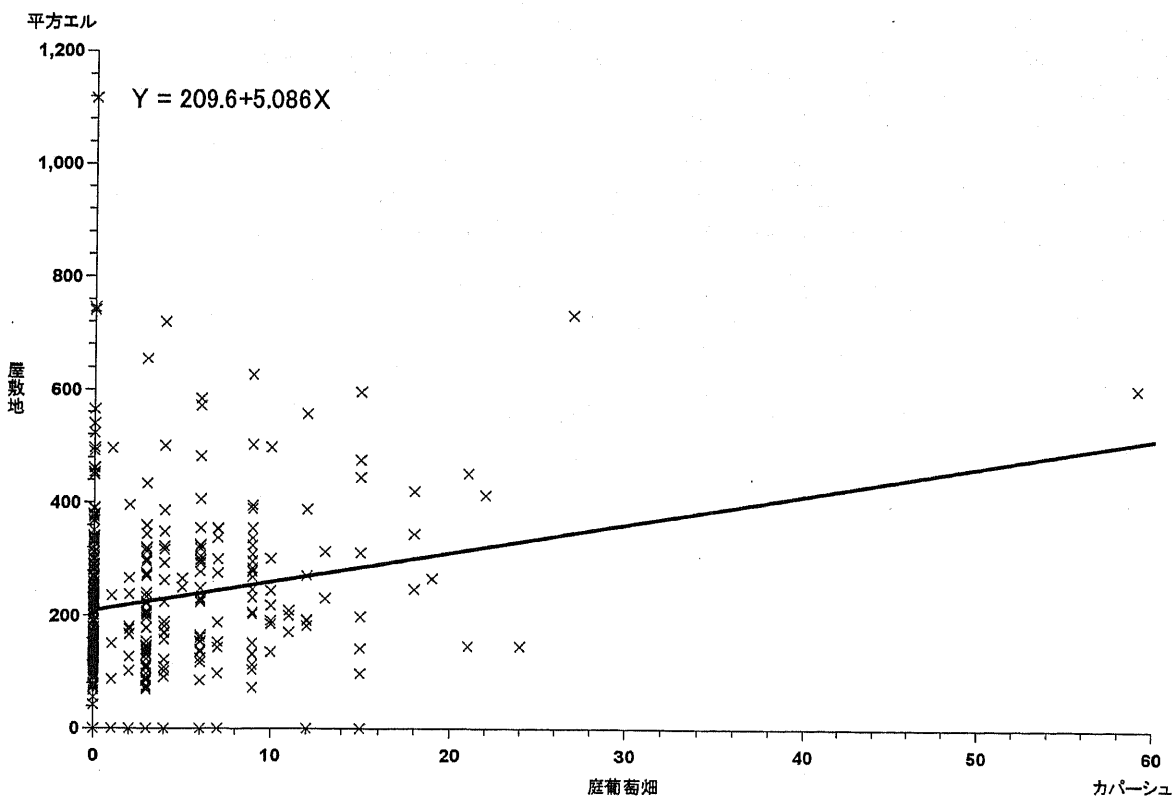


	カバージュ (内円)	人 (外円)
チャポーケルト	83	34
ホムケルト	100	40
ボルドグヴァルヴァイケルト	77.5	16
テーグラーシュケルト	75	23
ヴァルガケルト	19	4
ミクローシュケルト (ジドケル)	21.5	7
トーツォーシュケルト	53	9
ハトヴァンケルト	9	7
ケンテシュケルト	26	9
チゲケルト	8	3
ウーイケルト	2	2
不明	17	4

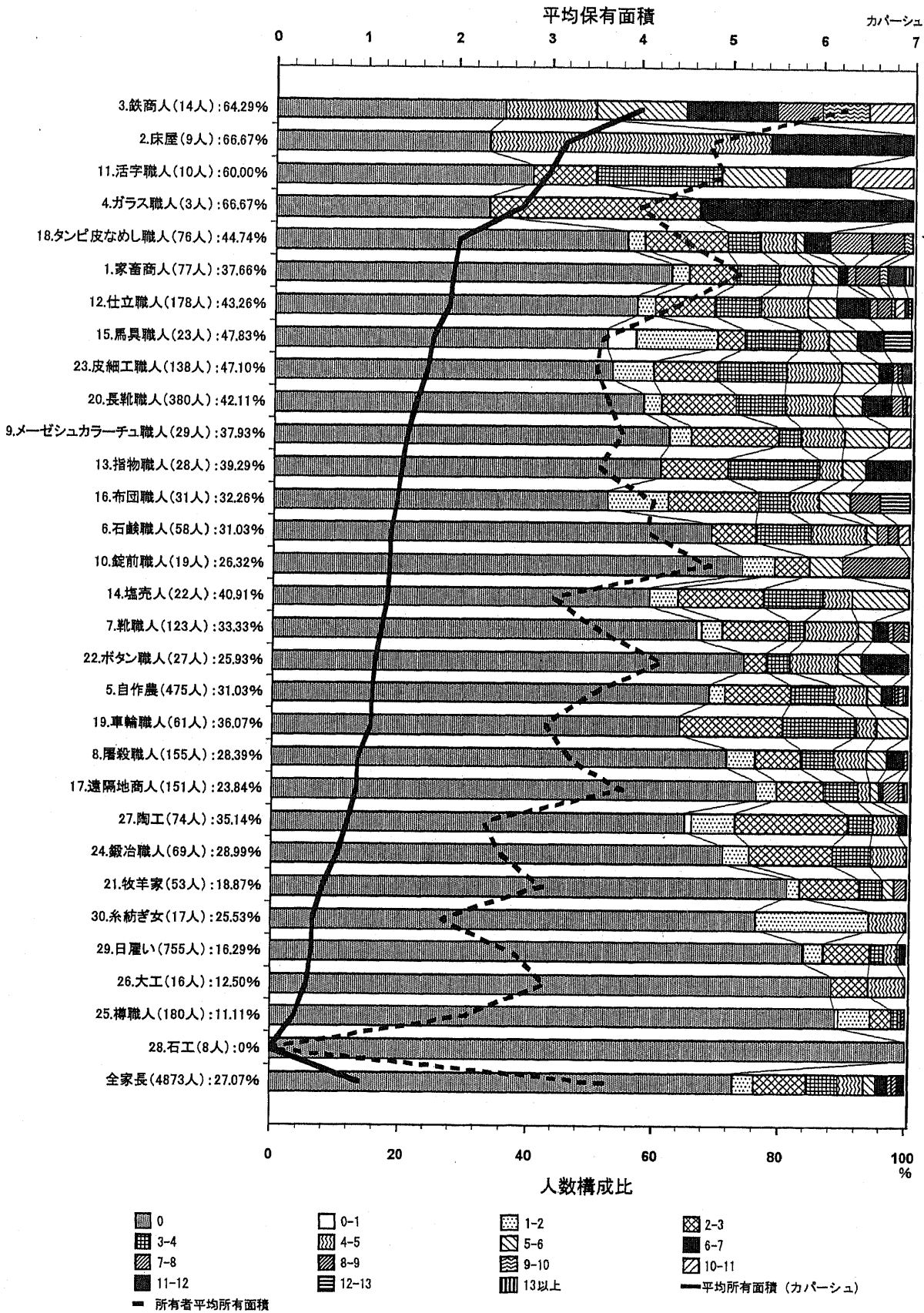
グラフ 2 - 13. 庭葡萄畑と納税額の関係 (1770年) ²³



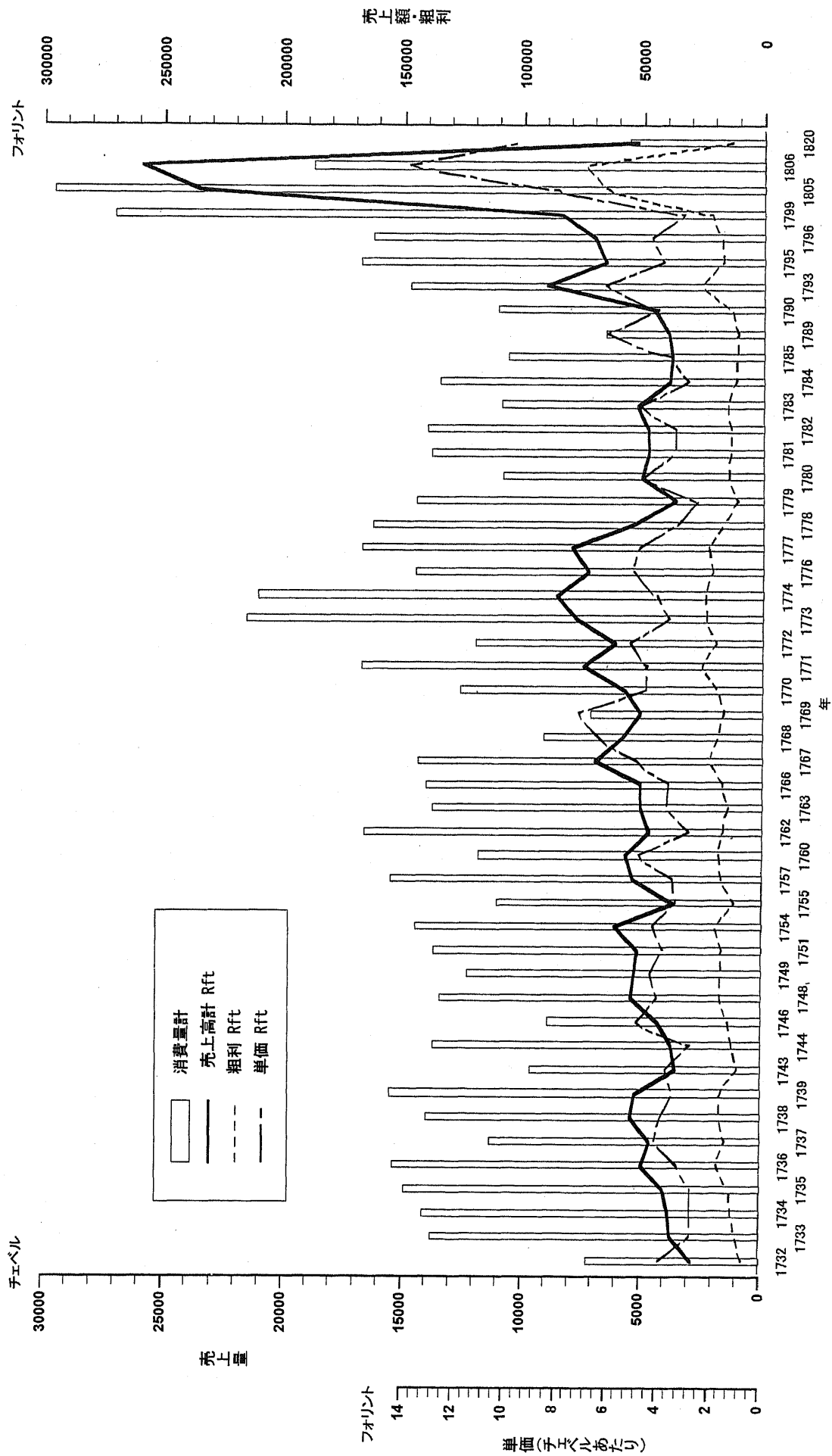
グラフ 2 - 14. 庭葡萄畑と屋敷地の関係 (1828年ペーテルフィア街区) ²⁴



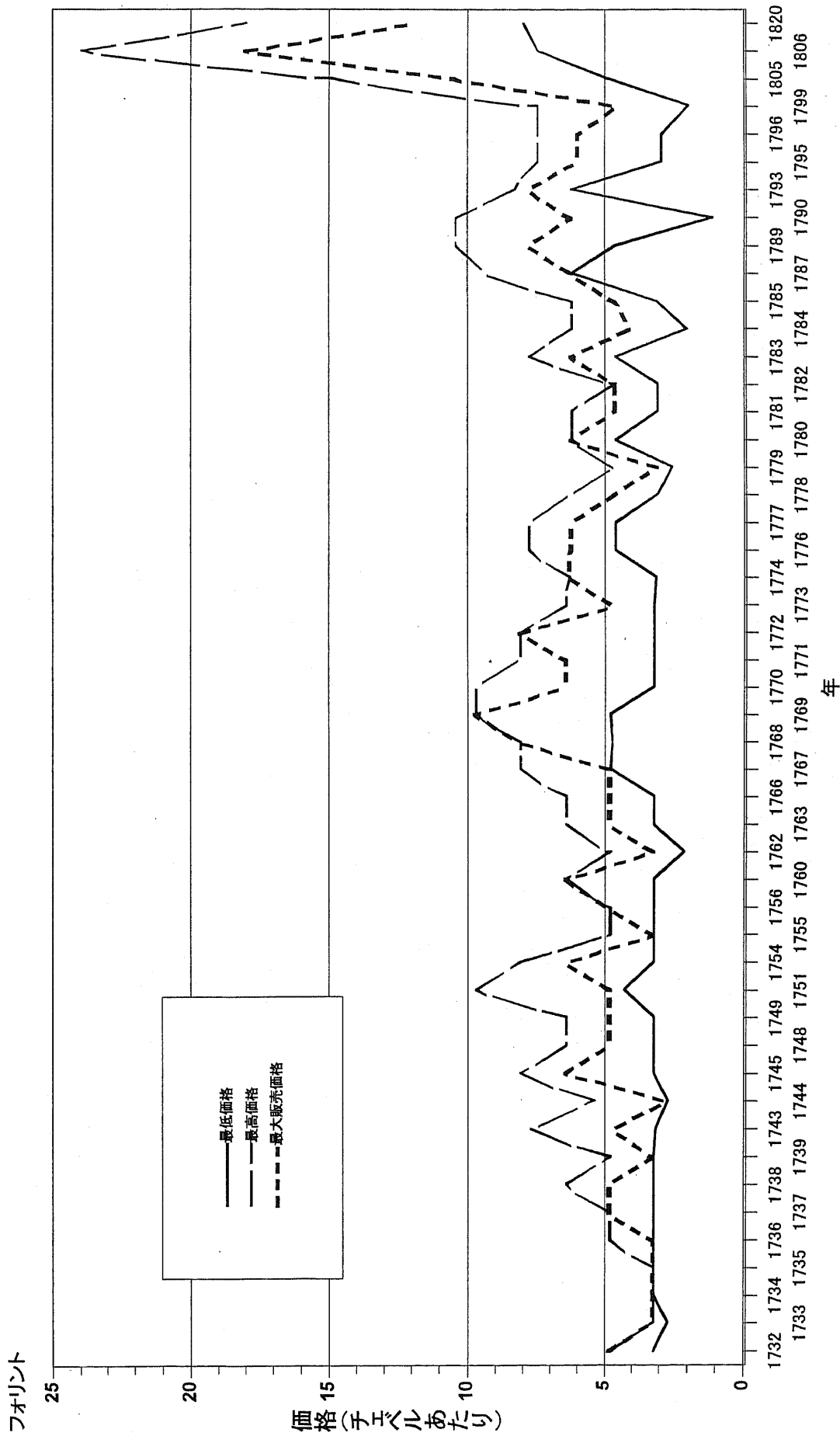
グラフ 2 - 15. 庭葡萄畑と職業の相関⁵



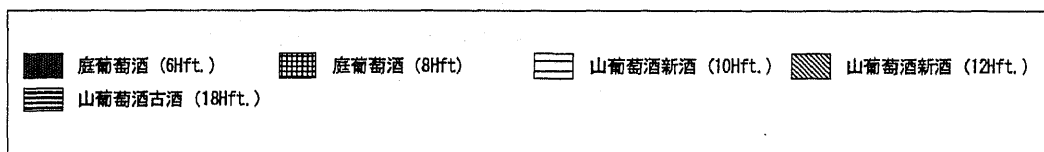
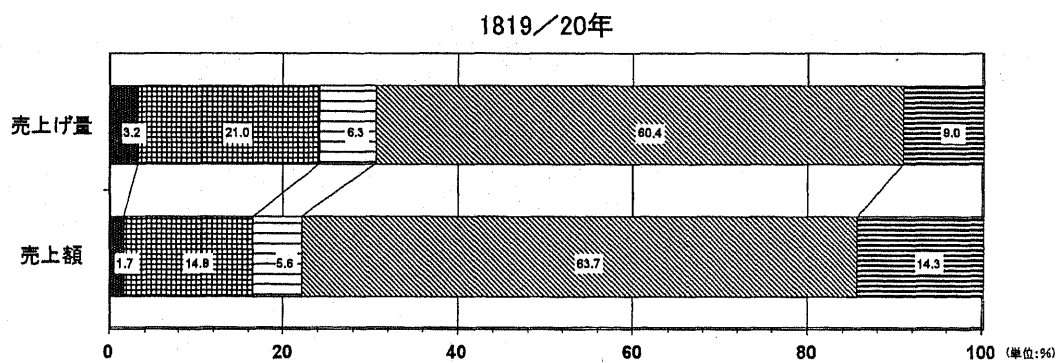
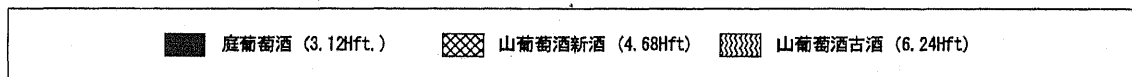
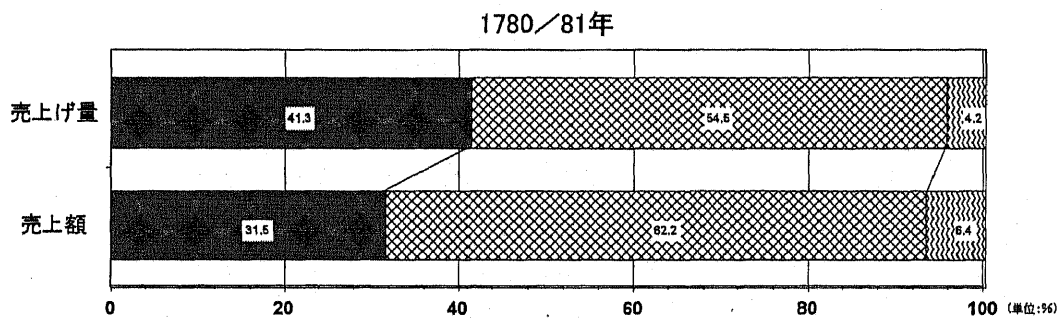
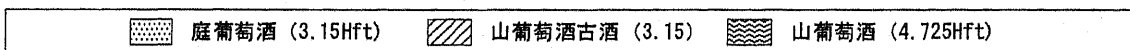
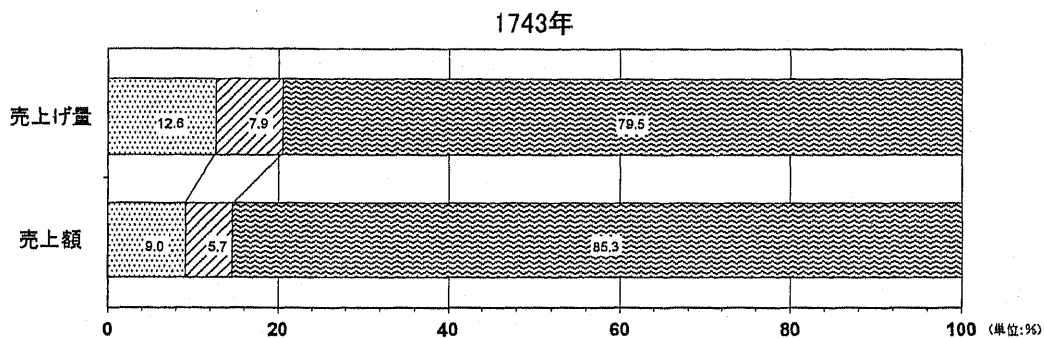
グラフ3-1. 市内域居酒屋における葡萄酒売上量・売上額・粗利額・平均単価⁶



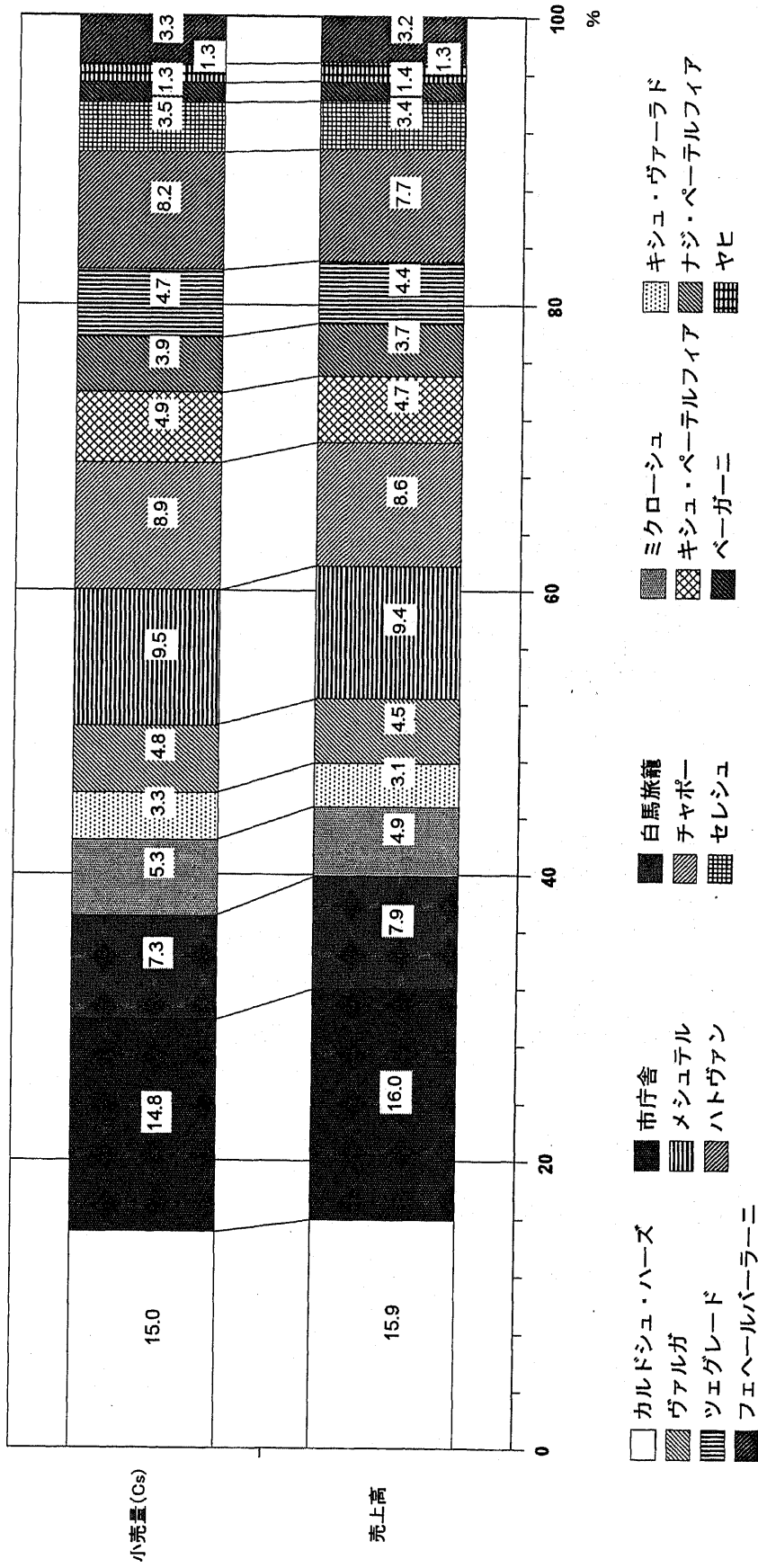
グラフ3-2. 葡萄酒最低価格・最高価格・最大販売価格²⁷



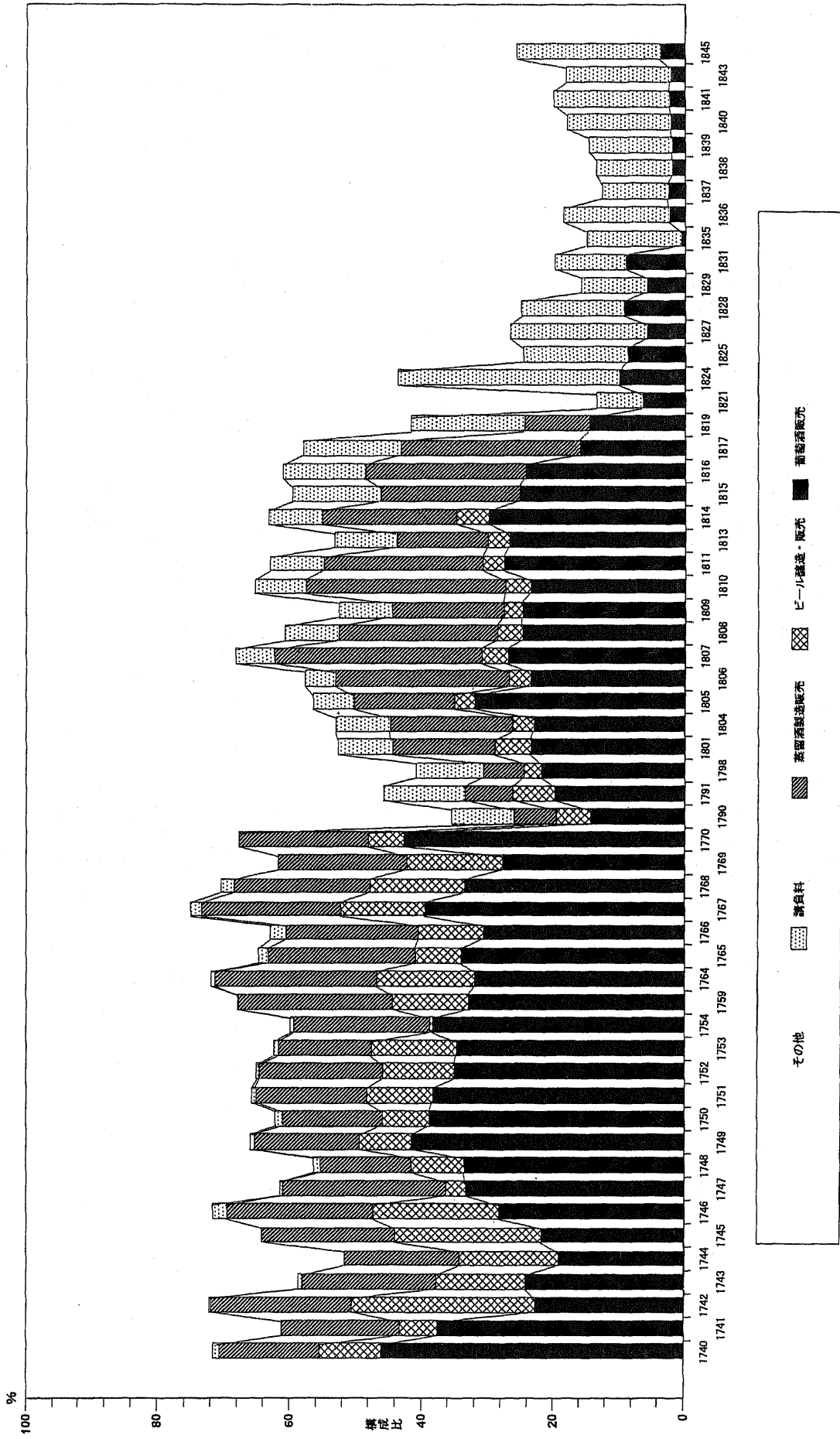
グラフ3-3. 葡萄酒種類別売上量比²⁸



グラフ3-4. 居酒屋別売上量・売上額比 (1780/81年) ²⁹



グラフ3-5. 市蔵入と葡萄酒販売、ビール販売、蒸留酒販売、請負量の割合 (1740 - 1845年)³⁰



グラフ4-1. デブレツェンに対するハンガリー財務局の通達数の変化¹⁾

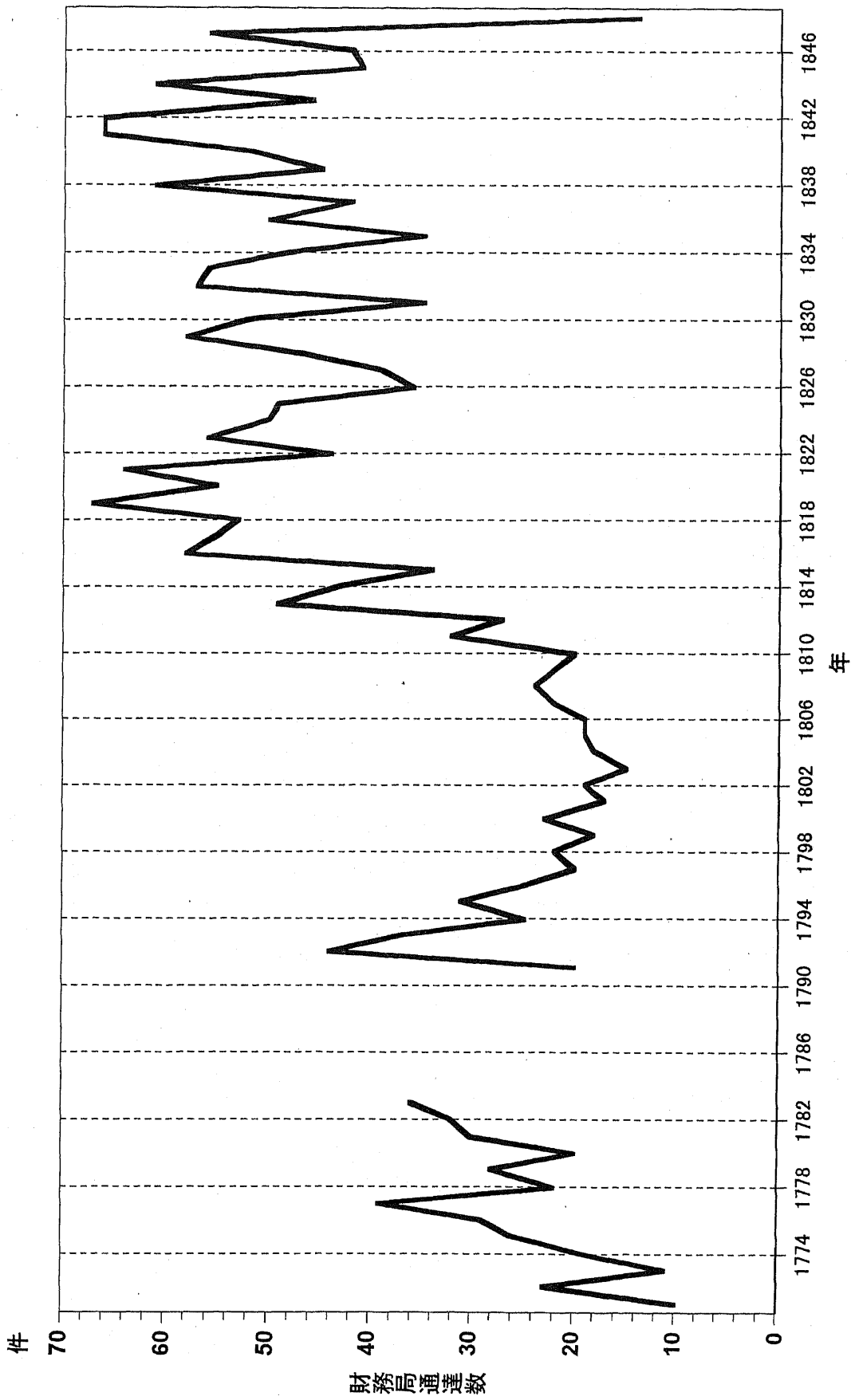


表1-1. 各街区・地区の住居区画数および家長数 (1770年)¹

街区	ピアツ街区		ツェグレード街 区		ヴァルガ街区		ハトヴァン街区		チャポー街区		ペーテルフィア 街区		計		
	区画	家長	区画	家長	区画	家長	区画	家長	区画	家長	区画	家長	区画	家長	
市内 域	第1地区	89	159	101	170	85	117	96	168	67	115	91	161	2,767 (平均 92)	4,757 (平均 159)
	第2地区	88	153	91	163	105	176	126	222	110	189	73	131		
	第3地区	69	111	91	167	102	163	89	142	90	158	104	188		
	第4地区	79	158	101	163	73	120	82	142	84	131	95	171		
	第5地区	103	191	77	124	93	145	112	191	105	192	96	176		
市外域	10	18	12	17	15	25	12	28	12	24	4	4	65	116	
計	438	790	473	804	473	746	517	893	468	809	463	831	2,832	4,873	

表1-3. 高額納税者の職業 (1770年)²

自作農	33人	鉄商人	1人
家畜商人	8人	布団職人	1人
屠殺職人	8人	鍛冶職人	1人
遠隔地商人	5人	ボタン職人	1人
石鹸職人	5人	錠前職人	1人
靴職人	4人	タンビ皮なめし職人	1人
仕立職人	4人	皮細工職人	1人
床屋	3人	不明	21人
雑草取り人	2人	計	100人

表1-4. 役職者の職業 (1770年)³

仕立職人	4人	活字職人	1人
鉄商人	4人	屠殺職人	1人
遠隔地商人	4人	メーゼシュカラーチュ職人	1人
靴職人	2人	家畜商人	1人
皮細工職人	2人	自作農	1人
石鹸職人	1人	タンビ皮なめし職人	1人
布団職人	1人	ガラス職人	1人
銅細工職人	1人	不明	49人
床屋	1人	計	76人

表2-1. デブレツェンの保有質地 (1818年)⁴

私領主領		ha	ホルド	財務局領		ha	ホルド
パツラグ	放牧地	1953.28	3397	オハト	放牧地	5603.38	9745
ナジ・マチュ	耕地	1721.55	2994	ザーム	放牧地	7119.08	12381
キシユ・マチュ	耕地	1619.2	2816	キシユ・ヘジェシュ	耕地	1807.23	3143
セベシュ	耕地	2682.95	4666	モノシュトル	森林・採草地	489.33	851
エベシュ	耕地	3357.43	5839	ハラープ	森林・採草地	6899.43	11999
ジュライ・ヘジェシュ	耕地	1823.33	3171	パーンク	森林・採草地	4010.63	6975
パツ	森林・採草地	1272.48	2213	ファンチカ	森林・採草地	2015.95	3506
シャームシヨニ・リゲト	耕地			計		27945	48600
シャヴオーシュクート	耕地	1492.13	2595				
アーロキレート	耕地						
グート	森林・採草地	5133.03	8927				
計		21055.35	36618	総計		49000.35	85218

表 1 - 2. 税額算出基準 (1756年) ⁵

階級	1		2		3		4		5		6		7		8		新親方		税総額 7割ト	平均額 7割ト	税額全体に 占める比率
	人数	税額 7割ト	人数	税額 7割ト	人数	税額 7割ト	人数	税額 7割ト	人数	税額 7割ト	人数	税額 7割ト	人数	税額 7割ト	人数	税額 7割ト	人数	税額 7割ト			
指物職人	3	10	4	7	4	5.5	5	4	4	3.5								20	114.00	5.70	
床屋	3	12	3	8	2	6	1	5										9	77.00	8.56	
活字職人	3	12	2	8	1	5.5	1	4										7	61.50	8.79	
長靴職人	8	8	37	7	83	5.5	71	4.5	65	3.5	19	2	6	3				289	1382.50	4.78	
陶工	10	5	12	4	10	3.5	5	3	4	1.5								41	154.00	3.76	
製ボタン職人・櫛職人	5	3.5	4	3	4	2.5	5	2	3	1.5								21	54.00	2.57	
櫛職人	8	6	7	5	5	4.5	4	4	13	3								37	170.50	4.61	
牛肉屋	16	4.5	12	3.5	10	3												38	148.00	3.89	
豚肉屋	10	6	8	5	8	4.5	5	4	4	1.5								35	162.00	4.63	
遠隔出商人	2	7.5	2	36	2	30	13	15	20	8	10	5	11	4	5	2		65	741.00	11.40	
車輪職人	8	8	9	7	12	6	7	4.5	18	4								54	302.50	5.60	
細職人	14	5.5	3	5	2	4.5	2	4	3	3								24	118.00	4.92	
刃物職人	1	4.5	1	3.5	3	1.5												5	12.50	2.50	
鍛冶職人・鋸師職人	13	10	17	8	11	6	11	4.5	10	3.5								62	424.50	6.85	
メーゼシユカラー・チュ職人	3	8	4	6.5	3	5	3	4	2	3								15	83.00	5.53	
屠殺職人	60	6.5	6	1.5														66	399.00	6.05	
製油職人	4	3.5	4	3	4	2.5	3	2										15	42.00	2.80	
金細工職人	1	7	3	4.5	2	3	2	3										8	32.50	4.06	
布国職人	2	8	4	6	3	5	6	4	4	3.5								19	93.00	4.89	
仕立職人	2	10	5	7	9	5	8	4.5	6	3.5								30	157.00	5.23	
皮コート職人	1	14	10	9	19	5.5	26	4	29	3								85	339.00	3.99	
定期市仕立職人	14	10	14	8.5	21	6.5	30	4.5	30	2.5								109	603.50	5.54	
塩売人	1	12	9	5	9	4	6	3.5	10	2								35	134.00	3.83	
石鹼職人	5	14	9	12	10	8	13	6	11	1.5								48	352.50	7.34	
皮細工職人	5	14	12	9	18	7	25	4.5	41	3								101	549.50	5.44	
織工	5	4.5	4	3.5	5	3	2	1.5										16	54.50	3.41	
靴職人	13	14	17	12	19	10	24	7	21	3.5								94	827.50	8.80	
鋳造人	2	20	5	10	2	8	6	4	2	3								17	136.00	8.00	
馬具職人	2	8	3	7	3	6	3	5	4	4	2	3						17	92.00	5.41	
ボタン職人	1	9	4	8	8	7	4	5.5	3	4								20	131.00	6.55	
牛皮収集人	1	60	5	30	5	2.5	9	20	9	12	19	5	8	4				56	750.00	13.39	

職業に基づく税

表 2-2. 各質地耕地の面積と税収 (1767年) ⁶

質地名	ニラシュ	ha	税収 (フォリント)
マチュ	1000	1725.00	250.00
キシユ・ヘジェシユ	328	565.80	82.00
セペシユ	796	1373.10	199.00
エベシユ	1027	1771.58	256.66
ジュライ・ヘジェシユ	758	1307.55	189.50
計	3909	6743.03	977.33

表 2-3. 家属地耕地と質地耕地の面積、保有者、および平均保有面積

質地耕地	家属地耕地			家 属 地 耕 地	質地耕地		
	面積 ha	人数	平均 ha		面積 ha	人数	平均 ha
1724年	3256.8	-	-	1756年	5723.55	-	-
1750年	7429.58	-	-	1770年	7681.43	2754	2.79
1770年	5763.23	1053	5.47	1818年	6861.48	2560	2.68
1775年	15385.28	-	-	1849年	7427.28	-	-
1814年	15511.78	903	17.18				
1819年7月	16788.06	1171	14.34				
1820年12月	16860.96	1038	16.24				
1854年	14253.1	506	28.17				

表 2-4. 耕地 10 ニラシュ以上保有者の職業 (1770年) ⁸

自作農	23人	錠前職人	1人
屠殺職人	10人	床屋	1人
遠隔地商人	5人	塩売人	1人
家畜商人	5人	メーゼシユカラーチュ職人	1人
鉄商人	4人	樽職人	1人
石鹸職人	4人	皮細工職人	1人
靴職人	3人	ボタン職人	1人
仕立職人	3人	不明	50人
布団職人	1人		
タンビ皮なめし職人	1人	計	116人

表 2-5. 家属地耕地保有と市民権保有、屋敷地所有 (ペーテルフィア街区、1730年) ⁹

	家長数		家属地 耕地	総面積		平均保有面積		保有者数		保有率		保有者平均保有面積	
	人	%		ニラシュ	ha	ニラシュ	ha	人	%	ニラシュ	ha		
市民	家持ち	187	77.59%	142.50	246.24	0.76	1.32	147	78.61%	0.97	1.68		
	家なし	54	22.41%	0	0	0	0	0	0%	0	0		
	計	241	37.31%	142.50	246.24	0.59	1.02	147	61.00%	0.97	1.68		
住民	家持ち	195	48.15%	97.50	168.48	0.50	0.86	117	60.00%	0.83	1.44		
	家なし	210	51.85%	1.50	2.59	0.01	0.01	2	0.95%	0.75	1.30		
	計	405	62.69%	99.00	171.07	0.24	0.42	119	29.38%	0.83	1.44		
総計	646	-		241.50	417.31	0.37	0.65	266	41.18%	0.91	1.57		

表 2 - 6. 家属地耕地保有と屋敷地所有 (1770 年) ¹⁰

	家長数			総面積		平均保有面積		保有者数	保有率	保有者平均保有面積	
	人	%		ニラシユ	ha	ニラシユ	ha			ニラシユ	ha
家持ち	2708	55.57%	家属地耕地	4172.47	7210.03	1.54	2.66	2445	90.29%	1.71	2.95
			質地耕地	3138.05	5422.55	1.16	2.00	981	36.23%	3.20	5.53
			耕地全体	7310.52	12632.58	2.70	4.66	2457	90.73%	2.98	5.14
家なし	2165	44.43%	家属地耕地	97.35	168.22	0.04	0.08	73	3.37%	1.33	2.30
			質地耕地	190.08	328.46	0.09	0.15	80	3.70%	2.38	4.11
			耕地全体	287.43	496.68	0.13	0.23	130	6.00%	2.21	3.82
計	4873	-	家属地耕地	4269.82	7378.25	0.88	1.51	2518	51.67%	1.70	2.93
			質地耕地	3328.13	5751.01	0.68	1.18	1061	21.77%	3.14	5.42
			耕地全体	7597.95	13129.26	1.56	2.69	2587	53.09%	2.94	5.08

表 2 - 7. 家属地耕地保有と市民権保有、屋敷地所有 (ペーテルフィア街区、1828 年) ¹¹

		家長数			総面積		平均保有面積		保有者数	保有率	保有者平均保有面積	
		人	%		PM	ha	PM	ha			PM	ha
市民	家持ち	284	38.80%	家属地 耕地	2375.30	513.06	8.36	1.81	280	98.59%	8.48	1.83
住民	家持ち	167	22.81%		1461.59	315.70	8.75	1.89	165	98.80%	8.86	1.91
	家なし	281	38.39%		0	0	0	0	0	0%	0	0
計		732	-		3836.89	828.77	5.24	1.13	445	60.79%	8.62	1.86

表 2 - 8. 庭葡萄畑総面積の推移¹²

年	総面積		所有者数
	カパーシユ	ha	
1692年	1311.00	106.19	
1720年	2000.00	162.00	
1770年	4806.50	389.33	1319
1819年	5715.00	462.92	1653
1828年	7604.00	615.92	
1848年	5234.00	565.27	

表 2 - 9. 各庭葡萄畑面積 (1819 年) ¹³

葡萄畑名	カパーシユ	ha	葡萄畑名	カパーシユ	ha
ボルドグファルヴィ・ケルト	419	33.94	チュメテケルト	219	17.74
チャポーケルト	520	42.12	ボシュタケルト	254	20.57
チゲケルト	165	13.37	テーグラージュケルト	894	72.414
ハトヴァンウツツァイ・ナジケルト	295	23.9	トーツオーシュケルト	768	62.22
ハトヴァンウツツァイ・キシケルト	51	4.13	ウーイケルト	287	23.25
ホモクケルト	560	45.36	ヴァルガケルト	323	26.16
コシュケルト	208	16.85	ペーテルフィア・ケルト	244	19.76
ケンテシュケルト	508	41.15	総計	5715	462.92

表 2 - 10. ペーテルフィアイ・ケルトの区画 (1811 - 12 年の分割時) ¹⁴

	ニラシュ	ha	人	平均
第1区画	63.00	5.10	56	0.09
第2区画	64.75	5.24	51	0.10
第3区画	65.00	5.27	46	0.11
第4区画	49.50	4.01	28	0.14
計	242.25	19.62	181	0.11

表 2 - 11. 庭葡萄畑 7.5 カパーシュ以上所有者の職業 (1770 年) ¹⁵

自作農	11人	石鹸職人	2人
仕立職人	10人	馬具職人	1人
家畜商人	7人	活字職人	1人
タンピ皮なめし職人	6人	メーゼシュカラーチュ職人	1人
長靴職人	5人	錠前職人	1人
布団職人	3人	粉挽職人	1人
皮細工職人	3人	鍛冶職人	1人
靴職人	3人	樽職人	1人
遠隔地商人	2人	不明	37人
日雇い	2人		
鉄商人	2人	計	100人

表 2 - 12. 庭葡萄畑所有と市民権保有、屋敷地所有 (ペーテルフィア街区、1730 年) ¹⁶

		家長数		総面積		平均所有面積		所有者数	所有率	所有者平均所有面積	
		人	%	カパーシュ	ha	カパーシュ	ha			カパーシュ	ha
市民	家持ち	187	77.59%	110.50	8.95	0.59	0.048	74	39.57%	1.49	0.12
	家なし	54	22.41%	8.00	0.65	0.15	0.012	7	12.96%	1.14	0.09
	計	241	37.31%	118.50	9.60	0.49	0.040	81	33.61%	1.46	0.12
住民	家持ち	195	48.15%	55.00	4.46	0.28	0.023	43	22.05%	1.28	0.10
	家なし	210	51.85%	7.00	0.57	0.03	0.003	7	3.33%	1.00	0.08
	計	405	62.69%	62.00	5.02	0.15	0.012	50	12.35%	1.24	0.10
総計		646	-	180.50	14.62	0.28	0.023	131	20.28%	1.38	0.11

表 2 - 13. 庭葡萄畑所有と屋敷地所有 (1770 年) ¹⁷

	家長数		総面積		平均所有面積		所有者数	所有率	所有者平均所有面積	
	人	%	カパーシュ	ha	カパーシュ	ha			カパーシュ	ha
家持ち	2708	55.57%	4239.00	343.36	1.57	0.13	1112	41.06%	3.81	0.31
家なし	2165	44.43%	567.50	45.97	0.26	0.02	207	9.56%	2.74	0.22
計	4873	-	4806.50	389.33	0.99	0.08	1319	27.07%	3.64	0.30

表 2 - 14. 庭葡萄畑所有と市民権保有、屋敷地所有 (ペーテルフィア街区市内域、1828 年) ¹⁸

		家長数		総面積		平均所有面積		所有者数	所有率	所有者平均所有面積	
		人	%	カパーシュ	ha	カパーシュ	ha			カパーシュ	ha
市民	家持ち	284	38.80%	994.00	81.51	3.50	0.28	147	51.76%	6.76	0.55
住民	家持ち	167	22.81%	310.00	25.11	1.86	0.15	46	27.54%	6.74	0.55
	家なし	281	38.39%	89.00	7.21	0.32	0.03	14	4.98%	6.36	0.51
計		732	-	1393.00	112.83	1.90	0.15	207	28.28%	6.73	0.55

表2-15. 庭葡萄畑所有と市民権保有、屋敷地所有（ピアツ街区市外域、1828年）¹⁹

	家長数	総面積		平均所有面積		所有者数	所有率	所有者平均		
		カバーシユ	ha	カバーシユ	ha			カバーシユ	ha	
住民	家なし	69	87	7.05	1.26	0.1	24	34.78%	3.63	0.29

表2-16. 耕地生産物収穫量（1788年ピアツ街区、1849年市全域）²⁰

	小麦	ライ麦	大麦	燕麦	黍	とうもろこし	じゃがいも	いんげん豆	レンズ豆	えんどう豆
1788年ピアツ街区	7697 40.33%	2742 14.37%	6877 36.03%	1771 9.28%	-	-	-	-	-	-
1849年市全域	29784 17.66%	18203 10.79%	26629 15.79%	19840 11.76%	2953 1.75%	69660 41.30%	1407 0.83%	11 0.01%	106 0.06%	90 0.05%

表2-17. 小麦の生産・消費量と市場供給²¹

	家長数	a 生産量	b 消費志向量	c 自給率 (a/b)	d 売却量	e 生産量に対する売却量の比 (d/a)	f 自家供給自家消費量 (a-d)	g 消費志向量に対する自家供給自家消費量の比 (f/b)	h 消費量の市場經由率
	人	PM	PM	%	PM	%	PM	%	%
1771年ペーテルフィア	-	2095	23175	9.04%	0	0.00%	2095	9.04%	90.96%
1771年ピアツ	-	3508	20306	17.28%	70	2.00%	3438	16.93%	83.07%
1771年ヴァルガ	-	2518	19180	13.13%	0	0.00%	2518	13.13%	86.87%
1771年ハトヴァン	-	2371	42470	5.58%	0	0.00%	2371	5.58%	94.42%
1784年ペーテルフィア	879	3446	11008	31.30%	174	5.05%	3272	29.72%	70.28%
1788年ピアツ	852	7697	14717	52.30%	1509	19.61%	6188	42.05%	57.95%
1805年ピアツ	821	7464	41529	17.97%	218	2.92%	7246	17.45%	82.55%
1810-11年ピアツ	830	7688	7804	98.51%	4946	64.33%	2732	35.01%	64.99%
1820-21年ピアツ	860	2645	8503	31.11%	333	12.59%	2312	27.19%	72.81%
1825-26年ピアツ	851	2969	9007	32.96%	740	24.92%	2229	24.75%	75.25%
1829-30年ハトヴァン	564	7201	14911	48.29%	656	9.11%	6545	43.89%	56.11%
1835年ピアツ	700	3819	10342	36.93%	906	23.72%	2833	27.39%	72.61%
1834-35年ハトヴァン	991	4683	9940	47.11%	209	4.46%	4474	45.01%	54.99%
計(家長数およびからは1771年を除く)	7348	58104	232892	24.95%	9761	16.80%	48253	20.72%	79.28%

	i 生産者数	j 生産者消費志向量	k 生産者消費志向量に対する自家供給自家消費量の比 (f/j)	l 生産者消費量の市場經由率	m 完全自給者数	n 完全自給者率 (全体)	o 完全自給者率 (生産者)	p 売却可能者数	q 売却可能者率 (全体)	r 売却可能者率 (生産者)
	人	PM	%	%	人	%	%	人	%	%
1784年ペーテルフィア	135	3496	93.59%	6.41%	111	12.63%	82.22%	5	0.57%	3.70%
1788年ピアツ	207	6848	90.36%	9.64%	131	15.38%	63.29%	74	8.69%	35.75%
1805年ピアツ	170	14789	49.00%	51.00%	16	1.95%	9.41%	12	1.46%	7.06%
1810-11年ピアツ	192	2778	98.34%	1.66%	183	22.05%	95.31%	177	21.33%	92.19%
1820-21年ピアツ	174	3339	69.24%	30.76%	64	7.44%	36.78%	42	4.88%	24.14%
1825-26年ピアツ	173	2779	80.21%	19.79%	85	9.99%	49.13%	63	7.40%	36.42%
1829-30年ハトヴァン	197	8237	79.46%	20.54%	90	15.96%	45.69%	34	6.03%	17.26%
1835年ピアツ	154	3802	74.51%	25.49%	72	10.29%	46.75%	55	7.86%	35.71%
1834-35年ハトヴァン	219	4892	91.46%	8.54%	180	18.16%	82.19%	19	1.92%	8.68%
計	1621	50960	94.69%	5.31%	932	12.68%	57.50%	481	6.55%	29.67%

表2-18. 庭葡萄酒生産量・市による買い上げ量と生産量に対する供給量の比²²

年	庭葡萄酒生産量 チェベル (推定値)	市による買い上げ量 チェベル	庭葡萄酒の仕入値 フォリント (1チェベル)	生産量に対する買い上げ量の 比
1770年	66329.70	8932.60	2および3	13.47%
1771年	66329.70	11732.70	2および3	17.69%
1772年	66329.70	8006.60	2および3	12.07%
1781年	66329.70	7013.00	2	10.57%
1782年	66329.70	6490.40	2	9.79%
1783年	66329.70	5222.60	3	7.87%

表3-1. 各都市の歳入における国王小特権の比率²³

都市名	デブレツェン	ブダ	セーケシュフェヘ ールヴァール	カッシャ (コシツェ)	エステルゴム	ウーイヴィデーク (ノヴィサド)
年	1753年	1755年	1756年	1755年	1756年	1757年
%	74.30%	42.47%	70.90%	51.77%	59.88%	95.87%

表3-2. プスタ旅籠・居酒屋の請負料 (1820/21年)²⁴

旅籠・居酒屋名	請負人名	請負料 (フォリント)
アークキレート	ナジ・ミハーイ	200
チュカーシュ	サロンタイ・アンドラーシュ	415
シャーヴォシュクート	ナジ・イシュトヴァーンネー	292
ルダシュ	パールフィ・イシュトヴァーン	250
ラートテレク旅籠	パプ・イシュトヴァーン	721
エレプ旅籠	ボルショーシュ・シャーンドル	1236
バラク	ナジ・ミハーイ	376
エプレシュケルト	フェーン・ガーボル	85
ホルトバージュ旅籠	ビハリ・フェレンツ	1904

表3-3. 葡萄酒買い上げ実績 (1740年)²⁵

1740年	葡萄酒種	庭	山新酒	山古酒	実質人数	延べ人数
	単価 (フォリント/チェベル)	2.5	3.33	5		
	人数	129	363	18	318	510
	買い上げ量 (チェベル)	3027.00	12173.20	573.80	15774.00	
	買い上げ総額 (フォリント)	7567.50	40573.28	2869.00	51009.78	
	平均買い上げ量(チェベル)	23.47	33.53	31.88	49.60	
	平均買い上げ金額(フォリント)	58.66	111.77	159.39	160.41	

表3-4. 葡萄酒買い上げ実績 (1781-82年)²⁶

1781 - 82年	葡萄酒種	庭	山新酒	山古酒	山古酒	実質人数	延べ人数
	単価 (フォリント/チェベル)	1.67	2.5	2.5	3.33		
	人数	436	838	3	2	1279	1279
	買い上げ量 (チェベル)	6490.40	10271.40	13.00	23.60	16798.40	
	買い上げ総額 (フォリント)	10816.90	25678.50	32.50	78.66	36606.56	
	平均買い上げ量(チェベル)	14.89	12.26	4.33	11.80	13.13	
	平均買い上げ金額(フォリント)	24.81	30.64	10.83	39.33	28.62	

表3-5. 葡萄酒買い上げ実績 (1829 - 30年) ²⁷

1829-30年	葡萄酒種	庭	庭	山新酒	山新酒	山新酒	山古酒	山古酒	実質人数	延べ人数
	単価 (フォリント/チェベル)	1.67	2.22	2.78	3.33	3.89	3.89	4.44		
	人数	52	377	34	362	52	6	110	460	993
	買い上げ量 (チェベル)	794.20	3792.60	472.80	5943.20	923.00	67.80	1928.60	13922.20	
	買い上げ総額 (フォリント)	1323.66	8427.92	1313.33	19810.47	3589.44	263.67	8571.55	43300.04	
	平均買い上げ量(チェベル)	15.27	10.06	13.91	16.42	17.75	11.30	17.53	30.27	
	平均買い上げ金額(フォリント)	25.46	22.36	38.63	54.73	69.03	43.94	77.92	94.13	

表3-6. 庭葡萄酒生産者、生産量と買い上げ対象者、買い上げ量 (ハトヴァン街区、1819 - 20年) ²⁸

	生産者数	買い上げ対象者	1819年11月収穫分庭葡萄酒 (チェベル)	1820年買い上げ量 (チェベル)	残り (チェベル)
1地区	49	45	2086.00	1049.60	1036.40
2地区	29	29	1026.00	726.60	299.40
3地区	16	0	387.00	0	387.00
4地区	15	0	304.00	0	304.00
5地区	23	0	650.00	0	650.00
計	132	74	4453.00	1776.20	2676.80

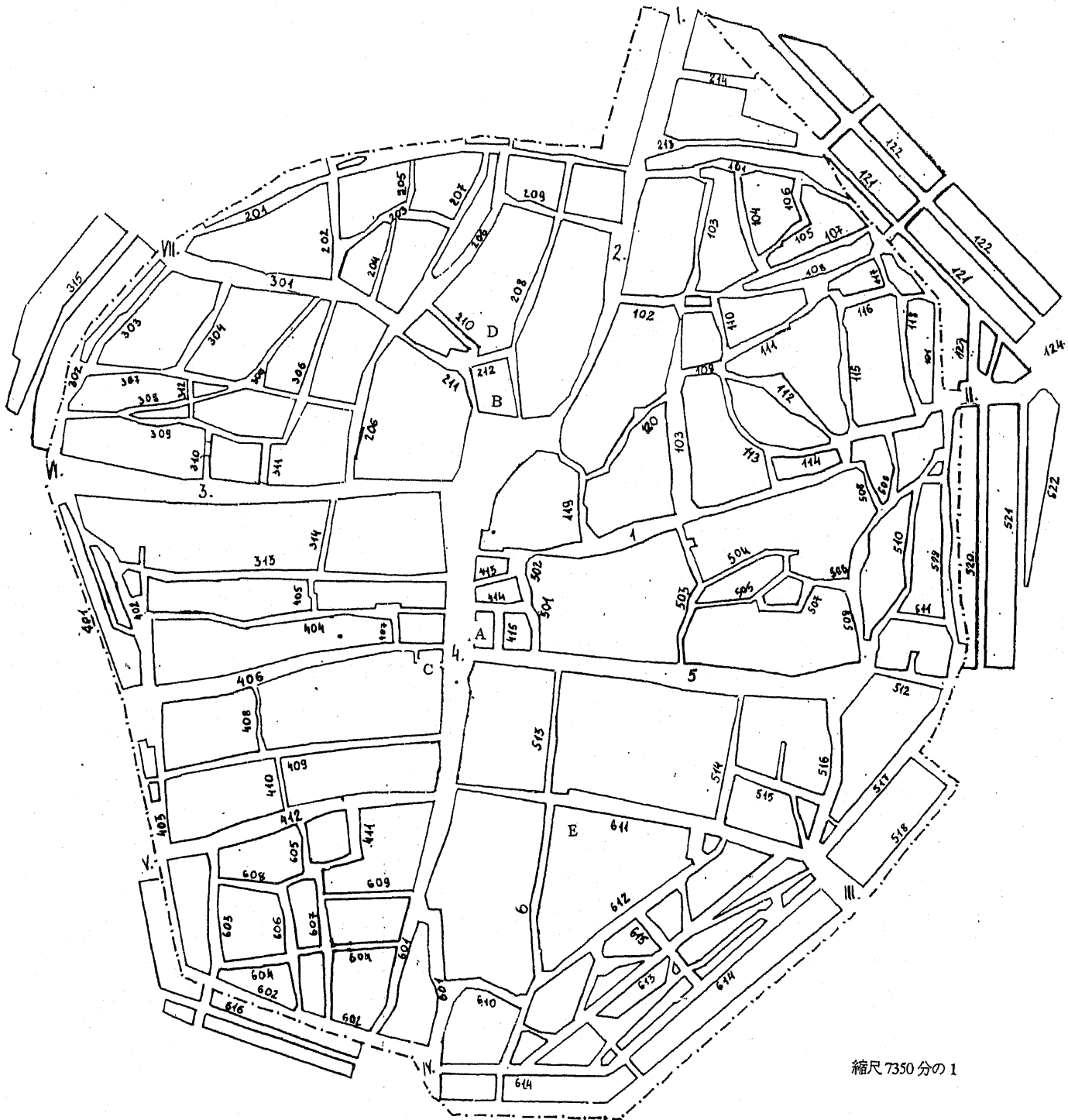
表3-7. カルドシュハーズの収入・支出 (1760年、1795/96年) ²⁹

1760年			1795/96年		
収入	葡萄週売上	7546.23	収入	葡萄酒販売	14029.20
支出	葡萄酒仕入	5175.42	支出	葡萄酒仕入	10377.00
	漏出分	209.48		葡萄酒澱引取り料	70.63
	雑費	6.75		雑費	8.48
	居酒屋主給与	137.50		樽箍補修	14.50
	特別出費	283.82		居酒屋主給与	135.00
				滞納金	18.33
	市庫納入金	1733.27		市庫納入金	3405.27

表3-8. 葡萄酒販売人 (1841年) ³⁰

街区/等級	第1等級	第2等級	第3等級	第4等級	第5等級	計
ピアツ街区	6	5	16	7	0	34
ツェグレード街区	0	1	14	17	3	35
ヴァルガ街区	1	1	14	17	1	34
ハトヴァン街区	0	5	13	10	0	28
チャポー街区	1	4	13	9	0	27
ペーテルフィア街区	0	6	13	13	0	32
計	8	22	83	73	4	190

地図1. デブレツェンの通りと街区 (1840年)¹



縮尺 7350 分の 1

I-VII : 市門

----- : 市堀 (市内域・市外域境界)

A 市庁舎 Városháza

B カルヴァン派「大きな教会 Nagytemplom」

C カルヴァン派「小さな教会 Kistemplom」

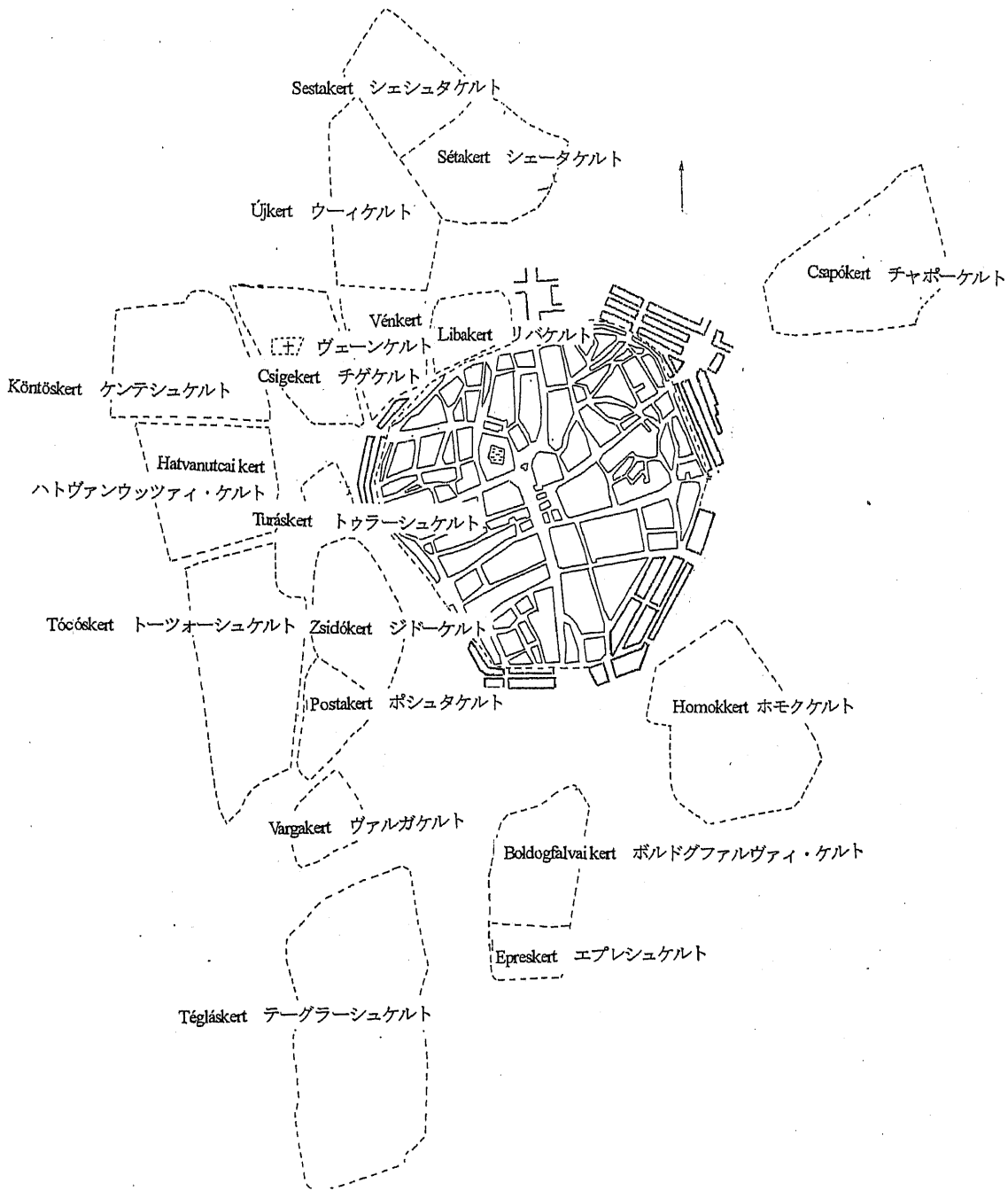
D カルヴァン派神学校 Kollégium

E カトリック「セント・アンナ教会 Szent Anna templom」

通り名

1	チャポー	Csapó	4	ピアツ	Piac
101	アーロク	Árok	401	ニュガティ	Nyugati
102	エジュ・マロム	Egy malom	402	ティゼンハーロム・ヴァーロシュ	Tizenhárom város
103	キシユ・ペーテルフィア	Kis Péterfia	403	ビカ	Bika
104	ブシ	Busi	404	キシユ・ウーイ	Kis Új
105	カル	Kar	405	カーボルナイ	Kápolnai
106	アガールディ	Agárdi	406	ネーメト	Német
107	ペレツェシユ	Pereces	407	ハル	Hal
108	モルゴー	Morgó	408	カルチュー	Karcsi
109	レアーニユ	Leány	409	カーダシユ	Kádás
110	ケニユク	Könyök	410	ネムゼトエール	Nemzetőr
111	メゼナ	Meszena	411	イシユコラ	Iskola
112	ナジュ・サツパノシユ	Nagy Szappanos	412	ミクローシユ	Miklós
113	レアーニユ=キシユ・サツパノシユ	Leány-Kis Szappanos	413	バードゴシユ	Bádogos
114	キシユ・サツパノシユ	Kis Szappanos	414	ロージャ	Rózsa
115	ヴェレシユ	Veres	415	ヴァーロシユハーズ	Városház
116	ゴージャ	Gólya			
117	シャロク	Sarok	5	ツェグレード	Cegléd
118	ファラゴー	Faragó	501	シャシユ	Sas
119	ヴァール	Vár	502	ハジュマ	Hagyma
120	ニヨムタトー	Nyomatató	503	ブルグンディア	Burgundia
121	クート	Kút	504	ドムブ	Domb
122	ニール	Nyíl	505	マゴシユ	Magos
123	チョンカ	Csonka	506	エト・マロム	Őt malom
124	チイチョゴ	Csicsogó	507	ザーボヤ	Zápolya
			508	ベレク	Berek
2	ペーテルフィア	Péterfia	509	モノシュトル	Monostor
201	シェルハーズ	Serház	510	オラー	Oláh
202	チェメテ	Csemete	511	チーグ	Csik
203	ゲルベ	Görbe	512	キシユ・ツェグレード	Kis Cegléd
204	ブンディ	Bundi	513	ハルミンツァドシユ	Harmincados
205	ケルテース	Kertész	514	カンディア	Kandia
206	キシユ・メシユテル	Kis Mester	515	ゼルドファ	Zöldfa
207	ハヨー	Hajó	516	ナブ	Nap
208	ダラボシユ	Darabos	517	セール	Szél
209	カサ	Kasza	518	ハイナル	Hajnal
210	ヒュヴェイェシユ	Hüvelyes	519	パチルタ	Pacsirta
211	フュヴェースケルト	Füvészkert	520	チツラグ	Csillag
212	キシユ・メシユテル	Kis	521	ケテレシユ	Köteles
213	アイトー	Ajtó	522	テメテー	Temető
214	ケート・マロム	Két malom			
			6	ヴァルガ	Varga
3	ハトヴァン	Hatvan	601	キシユ・ヴァーラド	Kis Váradi
301	ナジュ・メシユテル	Nagy Mester	602	イシユボターイ	Ispótlály
302	チャブ	Csap	603	ナジュヴァーラド	Nagyvárad
303	ボルズ	Borz	604	バルナ	Barna
304	タニトー	Tanító	605	サルカイ	Szalkay
305	チェレベシユ	Cserepes	606	シラール	Síral
306	ガライ	Garay	607	リバ	Liba
307	キシユ・ハトヴァン	Kis Hatvan	608	ルツァ	Ruca
308	ジャーク	Zsák	609	キライー	Király
309	チョコナイ	Csokonai	610	ジャール	Gyár
310	ズーゴ	Zúgó	611	セント・アンナ	Szent Anna
311	チャーカ	Csóka	612	ディーマール	Tímár
312	マーダ	Máta	613	チェル	Cser
313	ナジュ・ウーイ	Nagy Új	614	バーラーニユ	Bárány
314	パーシュティ	Pásti	615	ケレスト	Kereszt
315	ヴェンデーグ	Vendég	616	ケーシエシユ	Késés

地図3. デブレツェンの庭葡萄畑



史料 1. 家属地耕地・質地耕地用益に関する市法令 (1774 年)¹

市民に分配される土地について

我が市の市民 (Pólgárjai) に、耕作あるいは採草のための用益に供される土地は、以下の 2 種類である。

1. 家属地耕地
2. 市庫に年間一定額の賃料を支払う土地

1. の土地について。国王委員会によって 1774 年 3 月 14 日に布告された規則は、以下のことを定めている。

1. 家属地耕地の分配は、恒常的かつ世襲的にならなければならない。なぜなら、納税額 [を基準に分配した場合、これ] は年々変動するものであり、また、屋敷地の階級、質 [に基づいた場合、これ] は、最多かつ最大の不平等を生じさせ、恒常的な [分配基準と分配面積の] 均衡を保つことができないからである。そこで、市内域の屋敷地の大きさの正確な測量に基づく平方エルの規模を、分配の基準となすべきである。これは、すべての観点から、最良の均衡をもたらすであろう。屋敷地の価値は、第一にその広さによって決定され、また、税も平方エル単位で納めるからである。屋敷地に基づく分配基準は、平等性と公益に寄与するはずであり、不平等性は皆無か極わずかであろう。
2. 家属地耕地は一体として分配されるべきこと。細分化されていたり、採草地、牧草地と離れている場合、障害をまねくことになるからである。それゆえ、個々人の保有地は、ひとまとまりとなるべきこと。
3. 分配 [された家属地] は、屋敷地の登録に記される。
4. 家属地耕地は、永続的にせよあるいは質権行使としてにせよ、他の者に譲渡することはできない。年単位での賃貸のみが可能である。
5. 家属地耕地は、世襲地 [屋敷地] と同様に、建造物を設けること、仔牛、豚を飼育することができるが、夏季に乳牛を飼育することは禁じられる。
6. どうもろこし畑は、これまでの慣習に従い、2 年ごとに再分配すること。

質地耕地について

1. 市民にのみに与えられること。
2. すべての者に同等に与えられるべきではなく、耕作、養鶏に従事し、[市に対する] 運搬役を行っている者に限られる。
3. 納税額に基づいて分配される
4. これら質地耕地においては、恒常的分配は行われず、7 年ごとに改正し、再分配される。
5. ここでも建築は許されるが、必要最小限の小規模なものに限られる。

1774 年 3 月 16 日

上記に関し、参事会は以下の点を追加する。

1. 住民には、質地耕地、どうもろこし畑ともに与えられない。
2. 家属地耕地は、交換という形式であっても、[分配対象者から] 離すことはできない。

1774 年 3 月 16 日 参事会および市会

史料2. 質地耕地割替え規定 (1774年)²

質地耕地の分配についての計画

1. 質地耕地は、屋敷地を有する市民のみに与えられるべきこと。
2. 土地の分配の基準は、納税額、役牛による運搬役、および乳牛、放牧地飼い肉牛、または馬 [の所有] とする。
3. [基準としての] 納税額に関しては以下のことを考慮に入れること。すなわち、10 フォリント未満の納税者で、役牛を持たない場合は、土地分配を受けることができない。2 頭、3 頭あるいは4 頭の役牛を持つ場合は1 ニラシュのみ土地が与えられる。6 頭を有し、この範疇の税を納める者には、1.5 ニラシュの土地が与えられる。
4. 10 から 15 フォリントの納税者には、役牛を持たない場合、1 ニラシュの土地が与えられ、20 フォリントまでは2、30 フォリントまでは3、40 フォリントまでは4、50 フォリントまでは5 とし、それ以上については純粋に納税額に基づいては与えられない。
5. 10 フォリントから 50 フォリントまでは、所有する役畜 6 対まで、1 対の役牛につき 1 ニラシュが与えられる。
6. 放牧地飼い肉牛 8 頭につき 1 ニラシュ、放牧地飼い馬も 8 頭につき [1 ニラシュ] が割り当てられるが、50 頭以上の牛馬に関しては分配されない。
7. 乳牛を 1、2 あるいは 3 頭有し、さらに放牧地飼い肉牛、馬を持たない者には、[これに基づいて] 質地耕地は与えられない。しかし、乳牛とともに放牧地飼い牛、馬を有する場合には、乳牛 1 頭を放牧地飼い肉牛 2 頭に換算し、肉牛に算入され、それが 8 頭以上になる場合には 1 ニラシュの土地が与えられるが、それ未満の場合は何も与えられない。馬に関しても同様に扱われ、8 頭単位で 1 ニラシュの土地が与えられる。

デブレツェン、参事会および市会 1774年4月13日

質地耕地の7年後に行われるべき割替えとそれに伴う是正の方法

1. 何者か、今回の割替えで土地を与えられた者で、寡婦あるいはその他の相続者を残さず死亡した場合、その者の土地は、残余地 (vacans föld) として他の分配対象者に分配される。
2. 何者か、恒久的に市から去る場合、その土地も [再] 分配に供される。
3. 役牛に基づいて土地を与えられた場合、1 年間にわたって役牛を持たない、あるいはそれをもって運搬役を遂行しない場合、1 会計年度のみであっても、役牛に基づいて与えられた土地を失う。
4. 質地耕地を、恒久的に売却するか、質に入れた場合も、これまでの法令に基づき、土地を失う。
A ki pedig denamcial, praeserenter ennek adodik a föld, ha ay Idea szerent erdemli.
5. 何者か、浪費家 delapidator vagy vesztegeto であることが広く知られており、すべての財産を失った者は、期間中であっても土地はその者から取り上げられる。
6. このように期間中に没収された土地は、参事会により、期間中に原則に照らしてすべての点でそれに値するとみなされた市民に対して、いかなる優遇措置なしで、与えられる。
7. 7年目になり次第、その年の8月に改正が開始され、9月には実質的に終了すべきこと。
8. その際にも、今回の基準に照らし合わせて [割替えが行われるべきこと。たとえば] この間に牛が明らかに増加あるいは減少した場合、それに従い土地が増減されるべきこと。
9. 何者か、役牛、あるいは放牧地飼い肉牛、あるいは放牧地飼い馬を7年間所有しなかったが、最

終年あるいはその前年に入手し、さらに、第1回の割替え[1774年]の際に牛に基づいて土地が与えられなかった場合、もし新たな経営者でない場合のみこの者には土地が与えられるべきである。、他の者から購入し、7年間でより多くの牛を有するにいたった場合、この者には他の者に優先して、土地が与えられるべきである。

10. 今回の割替えおよび次回の割替えにあたって以下のことに留意すべきである。すなわち、今回質地耕地が与えられなかったが、タニヤ (szállás) を有している場合、できる限り各人タニヤを維持し得るべきであり、その[維持]費用は適正に支払われるべきである。質地耕地が与えられた者の場合、土地はひとまとまりで与えられ、あぜ道 (dűlő út) をできるだけ維持し、何者も他の者の土地を通らないようにすること。[他の者の土地を通る者は] 2 フォリントの罰金に処せられ、半分は土地保有者に、半分は[耕地] 監督官に与えられる。
11. プスタが、全体であれ部分であれ、期間中に市から買い戻された場合、その時点で再割替えが行われるべきこと。
12. 耕地税あるいは10分の1税換金 (dezsma váltás) を、家属地耕地からも質地耕地からについても、聖ミハーイの日までに全額を納めること。これまでに収めない場合は、質地耕地は没収され、家属地耕地については10分の1税換金が倍が倍とされる。これは、各人は事前に納入し、監督官が市庫に収めるものと解される。
13. 何者か、[市の] 命令に基づき、干草の運搬役の順番になった者で、正当な理由を示すことができないままこの労役を行わない場合、役牛に基づいて与えられた土地は没収される。

史料3. 庭葡萄畑 (メシュテル通り小戸前葡萄畑) 運営規則 (1757年)³

メシュテル通り小戸前葡萄畑の所有者に対する規則。よき秩序の維持のために記される。1757年聖ジェルジュの月23日

1. いかなる身分、いかなる肩書きの者であれ、この葡萄畑に所有権あるいは相続権を有する貴族あるいは平民の葡萄畑所有者 (Úri, és Közöséges Kertes Gazda) は、葡萄畑管理人 (Kert Gazdák) の指示があった場合、生垣を整理し、溝を掘り、清掃を行うこと。これらを2週間怠る者は、葡萄酒共同体によって24クライツァール以下の罰金を課される。
2. 生垣を作らず、また溝を掘らない怠慢な所有者を発見した際には、公共の害 (Publikum kár) を招かないため、葡萄畑管理人は、これを行わせなければならない。さもなければ、畑番 (csósz) によって行わせ、その費用および罰金は所有者が支払うこと。
3. 葡萄畑管理人の指示により所有者集会 (közönséges gyűlés) が召集された場合、すべての葡萄畑所有者 (minden Kertes Gazda, és Gazda Aszszony) は、定められた場所、時間に集まらなければならない。欠席は14クライツァールの罰金に課せられる。出席するのは、所有者本人であるべきであるが、正当な理由のある場合は、下僕あるいは他の者に委任することができる。
4. 葡萄畑管理人を除いて何者も、葡萄畑を私的 (magános) かつ不必要に横切る者は、12クライツァールの罰金を課される。また、他の者の畑地に許可なく出入りし、そこを踏み固め、共同の道にしてしまうことも禁じられる。そのため、すべての者は、自らの下僕を含め、自らの畑地を通ること。畑番が、このような者を見つけたら、罰金は畑番のものとなる。もし、[非合法に侵入した上] 他者の果実を籠 (kesykeno) あるいは何らかの入れ物に入れる者がいた場合、畑番は、葡萄畑管理人に報告すること。

葡萄畑管理人は、上記の方法で果実を取っていた場合は、その損害の度合いに従い、罰しなければならない。しかし、それ以上の場合、判事は葡萄畑に直接権限を及ぼし得ないため (a keretség benne Bírónem lehet)、葡萄畑管理人は、適当な罰則がそこで行われるために、そのことを参事会に報告する義務を負う。

5. いかなる者であっても、接木用の小枝あるいは赤枝 (veress vessző) は、1フォリントの罰金をもって禁じられる。また、何者か、とることができないものをもっていく意図で、karajat 持ち出す者、生木を根元から掘り出す者は、6フォリントの罰金に処せられる。ただ、これは参事会によって行われる。
6. 葡萄畑には多くの戸が設けられているため、すべての身分、人間は、自らの畑地に確実に錠をかけることができる戸や門を設けなければならない。これは、各人の門や戸が不適切であることにより、公共の善への侵犯 (közönséges jónak megkárosítására) への接近可能性あるいはきっかけを何者にも与えないためである。もし、いずれかの所有者の葡萄畑に損害が生じた場合、粗末な門あるいは戸を持つ者は、被害者に対して損害を賠償しなければならない。
7. 何者か、共同の葡萄収穫 (közönséges Szüret) の前に、許可なく葡萄畑の収穫をする者は、収穫物の3分の1を礼拝堂 (Ispotály) に提供しなければならない。
8. しばしば見られたことでは、一部の葡萄畑所有者あるいはその下僕が、正規の戸から入ることを怠け、生垣の間から出入りしている。このような行為は、盗人や葡萄畑を持たない者に対して、生垣を通っての侵入と損害への道を開くものである。そのため、今後このようなことが行われた場合、1回目は24クライツァール以下の、2回目は48クライツァール以下の、3回目は1フォリントの罰金に処せられる。
9. 何者も、隣人や公共の害や係争の原因となるため、[自らの畑地の] 端および2列目に、生木を植えてはならない。隣の畑地から2列をおいたうえで、自由にすぐに植えはじめることができる。もし何者かが、この項目の規定に反して今後木を植えた場合、最初警告を受け、2週間の間に植え替えないならば、葡萄畑管理人によってこれを切らせる。切られた木は、葡萄畑番に与えられること。しかし、これ以前に植えられていた木については、既存の通り残されること。ただ、[この場合も] 隣の畑地に伸びた枝は切られることができ、また、隣の畑地に巻きついた枝から果実を取ることができる。
10. 何者か、葡萄の根や生木を、あぜ道や歩道に囲いを設けずに放置することによって、隣の畑地を圧迫し、自らの畑地あるいはあぜ道を拡大しようとした場合、手に入れようとした土地の大きさの2倍の土地を没収される。
11. 何者か、意図的に葡萄畑の共同の門を開けたまま放置した場合36クライツァールの、非意図的に占め忘れた場合は12クライツァールの罰金に処せられる。このことによって何らかの損害が発生した場合、葡萄畑管理人は、被害の性格によって、加害者を罰しなければならない。もし、損害が多大であるなら、参事会に処置をゆだねなければならない。
12. 市参事会の命令により、葡萄畑管理人らが葡萄畑競売 (Szőlőbecsű) に出席した場合、彼らには2マーリアーシュ、葡萄畑が売却された時は3マーリアーシュ、葡萄畑台帳に登録されたときに1マーリアーシュが支払われる。
13. 葡萄畑番の給与は、年2回、すべての者が支払うこと。この際未払いの者は、12クライツァールの罰金に処せられる。
14. 葡萄畑番は、すべての者に委ねられた下僕であり、なんらかの過誤を見た場合、強く叱責してはならず、csendesen 注意すること。非難は、参事会の前でなされるべきであり、[葡萄畑所有者] 集会で罵倒する者は、軽微であればその場で24クライツァールの罰金に処され、重大な名誉毀損であれば、参事会にひきたてること。

15. もし、葡萄畑番が、葡萄の支柱あるいは karofarok を燃やし、あるいは立ち木の枯れ枝を折った場合、被害を受けた者からの給与を失う。
16. 監視台 (álló) は、合意に基づかない限り、移動させてはならない。
17. 何者も、あぜ道を狭くすることは許されず、その [あぜ道の幅を確認する] ため、門の幅と同じ長さの紐をすべての畑地に備えておくこと。参事会の許可の上で、あぜ道に非合法に放置された生木および葡萄の根は、切断の上、葡萄畑番に与えられること。

史料4. 葡萄酒監督官規則 (1731年) ⁴

葡萄酒監督官に対して

1. 葡萄酒監督官は、任期中、全ての居酒屋に属する備品に関して、それぞれ記録し、管理すること。また、任期が終わり次第、後任者に引き継ぐこと。
2. 良質の葡萄酒を流通させることによって市の利益を増大させるため、不適切で、臭く、売り物にならないような葡萄酒は、誰のためであっても、また、自分自身のものであっても、居酒屋に運び出してはならない。公共の正義 (köz igazság) に反して、悪質の葡萄酒を、良質のものと混ぜ、あるいは良質のものと一緒に、同一価格で売らせないこと。
3. 全ての葡萄酒には、葡萄酒買い上げ (kóstolás) 時、ただちに生産者の貯蔵庫で封印し、居酒屋主へも、押印の上で引き渡すこと。また、上級の居酒屋では3樽、それ以外の居酒屋では2樽より多くの樽を店内 (csapolt hordót) に置かないこと。
4. 葡萄酒運び出しの際の混乱を避けるため、葡萄酒監督官は、順序と手続きを十分に監督すること。
5. 葡萄酒監督官は、以下のことを責務として厳格に実行しなければならない。山葡萄酒、庭葡萄酒に関わらず、本市在住の市民 (itt lakos Civisek)、あるいはこれまで市民相当特権を与えられていた者 (a kik eddig Civilis Praerogatívával éltek) 以外からは、買い上げず、居酒屋に運び出さないこと。市民相当特権を与えられた者とは、説教師 (Praedikátor)、教授、詠唱者 (Kántor) のことである。これら以外で、もし市に貢献する者があれば、参事会にはかった上で、これらに含むことが出来る。
6. 他人の葡萄酒を自分のものと偽って葡萄酒監督官に買い上げさせる者があれば、買い上げられた葡萄酒は全て没収される。
7. 市内の市民のもとに葡萄酒がある限り、葡萄酒監督官は、外部から葡萄酒を購入してはならない。もし、3、4人の市民のもとにわずかに残り、その他のもとからはなくなってしまうほどに、市内から葡萄酒がなくなったばあいには、上記の原則に拘束されず、市内在住の非市民 (a Városban lakó nem Civisek) あるいは外部から、市の利益にかなうように、市場価格にて (curren pretio) 購入する事が出来る。
8. 上述の葡萄酒卸権を有する市民権保持者 (Civilis személyek) に対して、葡萄酒監督官による買い上げに際して、山葡萄酒には次の割り当てが厳格に適用される。
 1. 現職および元職の首席判事および護民官に対しては、1周回につき 120 キシュ・チェベル
 2. 参事 (eskiütt Biró) 100
 3. 市会員 (Communitásbéli Eskiütt) 50
 4. 財務官 (Fiscalis Prokator) および市貯蔵庫監督官 (Sáfár) 25
 5. カルドシュ・ハーズ居酒屋主および市庁舎居酒屋主 年間 40
 6. その他の居酒屋主 (マータおよびマチも含む) 25
 その他、納税額に応じて1周回 (egy kerülőben) につき

7. 説教師、教授のうちひとりから 30
8. 詠唱者ひとり 10
9. その他、納税義務市民 (Contribuens Civisek) は、1フォリントの納税額につき1チェベル
9. 上記の割り当ては、1年間に葡萄酒買い上げが行われるごと、毎回適用される。
10. 以下のことは、変更の余地なく行うこと。葡萄酒買い上げ値がもっとも貧しい人々の順番の時点で下落したとしても、順番を繰り上げることなく、前回買い上げが終了したところから再開すること。また、新任の葡萄酒監督官は、その年に中断した時点から再開すること。このことは、いかなる者に対しても、いかなる申し入れに対しても、また、いかなる贈物に対しても、度外視し得ないものとされる。
11. 庭葡萄酒に順になった時 (出荷可能になったとき)、これらの庭葡萄酒が第2条で定められた条件に適合するとみなされたならば、古葡萄酒を有している2つの居酒屋は、規則にしたがって、新庭葡萄酒を山葡萄酒とともに売ることが出来る。庭葡萄酒の買い上げは、1周回のみ行われるべきものとし、その後、山葡萄酒が買い上げられることとする。庭葡萄酒に関しては、以下の割り当てが適用される。
- | | |
|--------------------------|-----|
| 1. 現職および元職の首席判事および護民官 | 30 |
| 2. 参事 | 20 |
| 3. 市会員 | 15 |
| 4. 財務官および市貯蔵庫監督官 | 10 |
| 5. 説教師、教授のうちひとりから | 10 |
| 6. 詠唱者ひとり | 3 |
| 7. 納税義務市民は、1フォリントの納税額につき | 0.5 |
- 庭葡萄酒は上記の割当量まで買い上げさせることが出来るが、山葡萄酒を買い上げさせる場合は、合計で山葡萄酒の割当量までとなる。例えば、首席判事閣下の場合、30チェベルの庭葡萄酒を買い上げさせた場合、山葡萄酒90チェベル、合計120チェベルとなる。その他の者に関しても同様である。
12. 上述のチェベル割当量は、樽の容量につき最大3、4チェベルの誤差までとされる。
13. 葡萄酒価格が上がるのを待たために、葡萄酒監督官の要請にもかかわらず葡萄酒を買い上げさせない者からは、前周回に買い上げさせることを等閑にしたことをもって、次周回においても買い上げられない。
14. これまで、葡萄酒生産者に対して、葡萄酒価格を50イツェ [1チェベル] 単位で支払うことになっていたが、居酒屋主は1チェベルを澁を含めて54イツェで計算していた。今後は、葡萄酒生産者に対しても、54イツェ単位で支払うこと。
15. もし、2ポルトウーラで買い上げられた葡萄酒が、3ポルトウーラで売ることが出来れば、これにしたがって生産者にも支払われること。またその逆も同様である。
16. この割当量は、毎年1月1日から買い上げられる葡萄酒に適用され、計算される。
17. 葡萄酒監督官は、以下のことを監視しなければならない。山葡萄酒は、葡萄収穫後、新年まで [市に] 持ちこむ事が出来ない。またその後も、葡萄酒監督官に通知することなく、市に持ち込むことは認められない。またその [持ちこみの] 際にも、自己の生産物であるとの証明を生産地から携えること。
18. これに対して、当地に居住していない者、また当地に屋敷を持たぬ外部者は、新年後も、それ以前の葡萄収穫期にも、その他の時期にも、これまでの慣習に従い、葡萄酒を市内にあるいは居酒屋に持ち込むは禁止される。ただ、個人的消費のために、外部者から葡萄酒を持ち込むことを欲する者は、参事会の許可と葡萄酒監督官による葡萄酒の封印の上で許可される。
19. この公共の規則および特権に反して (ezen köz rendelés és Privilegium ellen)、市内域、あるいは市外域共有地内で、カンタ単位あるいはチェベル単位で純葡萄酒を樽から小売しようとする者、ならびにそういっ

た葡萄酒を飲む者に対して、葡萄酒監督官は監視し、参事会の定める罰則を課すこと。

20. 年末に 50 フォリント以上の〔市庫への〕滞納金がある居酒屋主は、次年には任用されず、滞納金の完済も義務付けられる。
21. 葡萄酒監督官の宣誓文言は以下の通りである。「私こと、___は、生ける神、父子精霊の聖三位一体に対して誓う。葡萄酒監督官の職務期間中、いかなる贈物、優遇、脅迫、憎悪を等閑に付し、上記の規則を、私の能力及ぶ限り、また、居酒屋主とともに遂行し、職務を完遂するために神よお助けください。」この規則は、葡萄酒監督官の任期終了後、後任葡萄酒監督官の任期開始時に署名されること。

参事会および市会 1731 年 4 月 5 日

史料 5. 葡萄酒監督官規則 (1774 年)⁵

週市監督官 (Vásár Bíró)、葡萄酒監督官 (Bor Inspector) およびビール監督官 (Ser Inspector) には、以下のことをが義務付けられる。すなわち、週市監督官は 3 ヶ月ごとに、葡萄酒監督官とビール監督官は毎週、さらには不定期に検品を行うこと。ビール醸造職人は、醸造された低品質ビール、返品されたビールおよびその他不適切とみなされたものは、廃棄処分に処される。

葡萄酒販売に関して 1773 年 6 月 23 日に国王委員によって、葡萄酒の入荷方法の基準として、各市民の納税額が適用されることが定められた。

葡萄酒販売に関して 1774 年 3 月 8 日に国王委員の命令によって以下のことが定められた。参事会の禁令に反してボードグファルヴァ居酒屋へ通う者、意図的にそこから蒸留酒を大量に夜陰にまぎれて市内域に運び込む者がいるが、そういった市民と住民は厳しく警告される。そして、この禁令への違反に関して、違反者には罰金をもって臨み、没収にとどまらないということを住民に対して公示すること。罰則規定に関しては、1774 年 3 月 9 日、参事会および市会により、1 回目には 12 フォリント、2 回目には 24 フォリント、3 回目には 40 日間の禁固あるいは低階層の者 (alsóbb sorsúak) には体刑に、4 回目には市からの追放に処することが定められた。

葡萄酒販売に関して 1774 年 3 月 15 日に閣下 [国王委員] により以下のように定められた。

1. 葡萄酒監督官は、すべての居酒屋にあるすべての備品を記す帳簿を作成し、居酒屋主は、それらに関して葡萄酒監督官に対して受領書を提出すること。これらの備品の一覧表は、葡萄酒首席監督官 (Bor Fő Inspector) に提出されること。葡萄酒首席監督官は、参事会が参事の間から任命し、居酒屋に必要とされる備品を長期使用に耐えられる材料から製造させ、市の印章を捺印させることを義務とされる。居酒屋主の交代時に欠落が明らかになった際は、居酒屋主は市にこれを弁済しなければならず、また、自身ではいかなるものも購入してはならず、修繕させることもならない。
2. 葡萄酒監督官は 2 名とされること。1 名は市会 [市会員の間] から、もう 1 名はその市会員を選出した街区と反対側に位置する街区から選出され、任命されること。この際、いかなる不正も生じさせないため、街区長 (Uttza Kapitány)、街区出身参事および市会員の臨席のもとで投票が行われること (a Vöksokat szedje öszve)。その上で、最多の票を得た者が選出される。ただし、読み書き能力を有さない者は、選出されることができない。選出された者は参事会によって承認される。[市会と街区からそれぞれ] 選出された 2 名の監督官は、忠誠をもって任務にあたること義務付けられ、毎年改選される。そのため、毎年末に会計報告を行い、各居酒屋と葡萄酒倉に置かれている葡萄酒の量について授与書と受領書を作成することによって、引継ぎを行うこと。この他、誰が監督官職にあった時にその葡萄酒が買い上げられたかを明確にするため、任期中に仕入れられた葡萄酒の樽の口を封印すること。また、生産者の名も樽に記されること。2 名の監督官は、参事会に対して報告書および会計報告書を提出する

ことを義務付けられる。

3. [葡萄酒監督官は] 毎年、首席監督官に対して、販売した、あるいは販売するために仕入れられた葡萄酒の一覧表を提出すること。また、葡萄酒監督官は、葡萄酒買い上げの目的で訪問した市民の名を記録すること。もし、何者か、葡萄酒買い上げの順にあつて、葡萄酒を持たない、あるいは、低価格の時期に順が巡ってきたため葡萄酒を買い上げさせることを望まない者があつた場合、直ちに[葡萄酒監督官は] 首席監督官に報告すること。[首席監督官は] 直ちにこのような市民に対して以下のことを通知すること。すなわち、監督官がその者から葡萄酒を買い上げようとしたにもかかわらず、葡萄酒がなく、あるいは葡萄酒を買い上げさせることを望まなかつたため、次回葡萄酒買い上げ順が巡ってくるまで、その者から葡萄酒を買い上げないということ。それに加えて、葡萄酒を誰から買い上げなかつたかについて、一覧表に記入すること。
4. 葡萄酒監督官は、葡萄酒買い上げの順序を厳守することを義務付けられる。これに違反した場合は、市民出身監督官は市民権を剥奪、市会出身監督官は市会から罷免される、それに加えて 100 フォリントの罰金を課される。同様の罰則は、買い上げの順でない者から買い上げることに適用される。また、監督官、居酒屋主、ならびに葡萄酒運搬人 (korcsolyás) たちからは、葡萄酒を買い上げず、むしろそれらへの給与の増額をもつてのぞむこと。監督官と副監督官に対しては 120 フォリント、2 軒の一級居酒屋の主人にはこれまでも他の居酒屋主と別の給与が設けられていたため 150 フォリント、その他の居酒屋主は 120 フォリントの給与とされる。
5. もし、市民にも、納税住民にも買い上げられべき葡萄酒がない場合、事前に参事会に報告の上、外部者から市場価格で (folyó áron) 葡萄酒を仕入れることができる。ただし、市民と納税者の葡萄酒の登録が緩慢に行われたために[彼らの] 葡萄酒が枯渇したり、あるいは外部者から高価格で購入せざるを得ないような事態に陥らないため、市すなわち監督官は、毎軍事年度、市民および納税者の買い上げられるべき葡萄酒を登録し、十分な量が確保できると思われないうちに、外部者からの葡萄酒購入を考慮すること。
6. 監督官は、葡萄酒の選択にあつて、悪臭のする、あるいは、腐敗・劣化した葡萄酒を買い上げないよう留意すること。また今後、澱を市民に返却しないため、必要以上の澱入り葡萄酒を買い上げないよう留意すること。庭葡萄酒に関しては、その間に大きな[品質の] 差が存在しないため、もめごとを回避するためにも、その選択にあつては、[買い上げ価格に関して] 一切の差を設けないこと。
7. 庭葡萄酒は長期の保存に耐え得ないため、監督官は、これらを 3 月末までに完売させるよう努めること。ただし、庭葡萄酒を通常飲まない者にも酒類が[居酒屋に] 備えられるべきであり、とりわけ旅行者たちの大部分は白馬旅籠ならびにセレシュ旅籠に宿泊するため、良質の適切な葡萄酒にたいする需要がある。そのため、これらの居酒屋[上記 2 軒の旅籠] では、庭葡萄酒だけでなく、山葡萄酒も、庭葡萄酒に比して 1 ポルトラーシュ [1 チェベルあたり 1 フォリント] 高い価格で販売されるべきこと。庭葡萄酒および山葡萄酒の価格は、生産量ならびに近隣地における相場を考慮して決定されること。
8. 葡萄酒の買い上げにあつては、以下のような基準が適用される。すなわち、50 フォリントまで 1 フォリントごとに葡萄酒 1 チェベルが買い上げられる。これが完売した後、監督官は新たに買い上げを開始する。葡萄酒監督官によって遂行される買い上げは、以下のような方式に従う。
 1. 庭葡萄酒は 3 月末まで、山葡萄酒は 4 月から葡萄酒収穫終了まで販売すること。このため、冬の期間に葡萄酒買い上げの順番が巡ってきた市民については、庭葡萄酒および山葡萄酒ともにすべての割当量が保留される。庭葡萄酒および山葡萄酒の 2 つの循環すなわち買い上げを行うこと。すなわち、以下のような秩序となる。もし、庭葡萄酒の買い上げが 3 月末までにすべての市民を一巡せず、例えば市の

半分しか回らなかった場合、このことをもって山葡萄酒の買い上げの順が他の者に移ることはなく、その者に十分な葡萄酒があるならば、同じ者たちから同じ量の山葡萄酒を買い上げること。もし葡萄酒収穫が終了していないならば、山葡萄酒買い上げの順にある者から、葡萄酒収穫終了までその割り当てに算入して買い上げられること。また、葡萄酒収穫後、生産された庭葡萄酒から新たに割当量 [への算入を開始する。] 買い上げの順序は、庭葡萄酒も山葡萄酒も、すべての市民が各自の納税額に即した葡萄酒買い上げの利益を享受するまで、常に停止したところから開始され、もしその年 [一巡せずに終わった年の翌年] がそのまま経過したとしても、新たに [循環を] 開始することはできない。また、庭葡萄酒も山葡萄酒も市民からのみ買い上げられるのであるが、もしいずれかの市民が庭葡萄酒畑を持たずに山葡萄酒畑を有している場合、山葡萄酒を買い上げられるために、庭葡萄酒を [他の市民から?] 購入しなければならない。

2. 市民の間において [葡萄酒買い上げにあたって] 家の順序を遵守することについて、いかなる者に関してもその役職および財産を考慮に入れてはならない。
3. この公共の益 (közhaszon) を、市の他の部分にもより早く及ばせ、幸福な時期の [収穫からくる] 利益をひとつの街区が他の街区から奪うことのなきよう、すべての街区は一回の [買い上げの] 循環につき 1 地区のみ、あるいは [街区の] 5 分の 1 のみが、その後他の街区もそのうち 1 地区のみが利益にあずかることができる。葡萄酒監督官が 1 地区に関して葡萄酒買い上げを終了した場合、上地区の街区から下地区の街区へ移ることが繰り返されるべきこと。葡萄酒監督官は、次にいずれの街区で葡萄酒買い上げを継続するかについて、当該街区の街区長に確認させ、確認書を書かせること。
4. 庭葡萄酒を買い上げさせなかった者からは、山葡萄酒を買い上げることにはできない。
5. 1 回の循環にあたって、何者か、自身の葡萄酒買い上げ割当量全体あるいはその一部を買い上げさせなかった場合、次の循環の際に補完することはできない。
6. [納税額] 1 フォリントあたり葡萄酒 1 チェベルの買い上げは、以下のように厳格に遂行されるべきである。納税額に基づき 10 チェベルの買い上げ量である場合、樽の大きさを理由として、2 あるいは 3 カンタ [0.4 から 0.6 チェベル] の超過まで許される。これは以下の理由による。すなわち、樽が 11 あるいは 12 チェベル入りであることから 10 チェベルのところを 1 ないし 2 チェベル余計に納入された場合、10,000 チェベルの葡萄酒から 1,000 から 2,000 チェベルの超過納入が生じることになり、超過分が膨張する。そのことによって、この利益が市民の間で享受されることが妨げられるからである。さらに、こうした 1、2 チェベルの超過を認めることにより、買い上げ割当量を上回る量が満杯の樽によって行うことができるより重大な不正の機会を広げることになる。そのため、このような場合は、市民はより小さな別の樽に移し替えることにより、秩序と平等を損じることを避けるべきである。
7. 納税額がフォリント単位のほかにデーナール単位でもある場合は、デーナールの額が半フォリントに満たない際はないものとし、半フォリントを上回る際は、1 チェベルの葡萄酒を買い上げなければならない。

[8.の記載なし]

9. 計量にあたっては、葡萄酒監督官は樽の口から指を差し込まず、すべての樽に何チェベル何カンタ入れられているかは鉄計量棒を用いて、目視で判断すること。葡萄酒監督官は、慣習で認められた正当なすべての計量法を順守すること。もしこれに対して正当な告発が寄せられた場合、1 回目は市庫に対して 12 フォリントの制裁金支払い、2 回目は解任をもって罰せられる。その他、葡萄酒の計量および品質判定にあたっては、居酒屋主は 2 名のみが監督官に随行すること。
10. 葡萄酒買い上げにあたっていかなる不正も生じさせないために、ここに綴じこまれた表形式が、監督

官ならびに市民に対して公表される。

11. 葡萄酒からすくいとられ分離された澱は、ひとつの樽に集められ、入念に密封した上で、蒸留酒請負人に売却される。居酒屋主が、澱の提出にあたって市に損害を与えないために、彼らにもすべての旧チェベルあたり 11 イツェを引きうけさせること。このことによって、彼らが引きうけるものではない〔葡萄酒の〕漏出分 (tölték) と同様に、彼らも澱の無益性のゆえに害を与えさせないためである。上述した通り、彼らの給与が増額されたこともあり、今後は、これまでと異なり、1 旧チェベルを 108 ではなく 105 イツェとしてのみ計算すること。また、〔居酒屋主は〕2 つ以上の樽を居酒屋の売り台に置かず、残りは、監督官の封印をとらずに貯蔵すること。樽を入れかえる際は、居酒屋主はそれまでと同様の置き順で売り台に備えること。
12. 収穫から翌年まで、山から葡萄酒を市に持ち込まなかった市民は、翌年に参事会へ報告の上、〔市内域に〕持ちこむことができる。それをもって市が課税することはない。
13. 市に家を持たない外部者は、参事会によって葡萄酒の持ちこみが許可され、その葡萄酒が監督官によって捺印された場合の自家消費以外、年間いかなる時期にも〔市内域に〕持ちこむことができない。
14. 市の特権を害し葡萄酒を販売する者は、40 フォリントの罰金あるいは 40 日の禁固に処せられる。これまで行われてきたのと同様に、1 回目には前者あるいは後者どちらか、2 回目には両方とも（罰金も禁固も）、3 回目には違反者を市から追放する。一方、闇葡萄酒 (vakbor) を飲んだ者は、1 回目には 3 フォリント、2 回目はその 2 倍、3 回目にはその 3 倍の罰金に処せられる。4 回この罪を犯した者は、市から追放される。また、参事会の禁令に反して、市の外にある旅籠に葡萄酒を飲みに行った者は、1 回目は 12 フォリント、2 回目は 24 フォリントの罰金、3 回目は 40 日の禁固、4 回目は市からの追放に処せられる。闇葡萄酒を販売した者は、それによって生じた損害とそれによって得られなかった利益を弁償しなければならない。
15. 居酒屋主に任せられる者は、〔生じ得る〕滞納金を弁済するに十分な土地をもつか、持たない場合に保証人を立てることができなければならない、また保証人が立てられる。葡萄酒監督官は、15 日ごとに居酒屋主から会計報告を受け、彼らから売上金を受け取る。もし、滞納金が見つかった場合は、居酒屋主自身あるいはその保証人に支払わせること。さもなければ、給与が差し押さえられる。売上金の納入にあたっては、居酒屋主は葡萄酒監督官から受領書を受け取り、さらに居酒屋主によって支払われた金額を居酒屋帳簿に記入させること。一方、これら居酒屋主は、監督官が過不足なく売上金を受け取った旨の確認書をつくること。
16. 参事会および市会の構成員からも、例外なく他の市民と同様に納税額に従って、葡萄酒を買い上げられる。このことに関して、監督官も居酒屋主も、他の事項と同様に不正が一切行われないうちに、完全なる奉仕と忠誠を示すべきである。このことに関して不正が発生した場合、監督官は不名誉を、居酒屋主は市からの追放の罰を受ける。特に、居酒屋主は、参事や監督官らとの談話が行われないために、昼食に彼らを招待することは許されない。また、参事会は、この種の正当な不正が市民や納税者から告発されるような事態が生じないように〔不正防止に〕努めること。さもなければ、参事からの葡萄酒買い上げが禁じられることになる。
17. 葡萄酒は保存がきかず、また注出にあたって非常に劣化するものであるため、市民から市居酒屋に納入されたらすぐに彼らによって満杯にさせるか、満杯の状態で購入させ、居酒屋主は 11 項の規定に基づいて注出すること。
18. 葡萄酒を〔非合法に〕売ることによって市居酒屋に損害を与える者や、14 項に記されたように他の旅籠から酒類を持ち込む者が多いため、これを容易に把握し、罰することができるようにするため、こ

のような市の特権を害する案件を知らせる者には、これによって生じるべき罰金の3分の1が与えられる。

19. この法令は、毎年度、葡萄酒監督官の前で参事会にて読み上げられること。1774年3月15日

1774年4月18日、以下のことが国王委員によって命じられた。葡萄酒買い上げにあたっては、葡萄酒監督官がその家長の家に葡萄酒を買い上げに行く1日前に家長にその旨連絡されるべきこと。

グラフ 注

-
- ¹ HBML. IV. A. 1011/v. 2. k; 1011/t 9. k. より作成。
² HBML. IV. A. 1011/v. 2. k. より作成。
³ 同上
⁴ 同上
⁵ 同上
⁶ 同上
⁷ 同上
⁸ 同上
⁹ HBML. IV. A. 1011/v. 2. k; 1011/t 1. k. より作成。
¹⁰ 同上
¹¹ HBML. IV. A. 1011/v. 2. k. より作成。
¹² HBML. IV. A. 1011/t 3. cs; 8. k; 1011/v. 2. k. より作成。
¹³ HBML. IV. A. 1011/v. 2. k. より作成。
¹⁴ 同上
¹⁵ 同上
¹⁶ 同上
¹⁷ HBML. IV. A. 1011/t 8. k. より作成。
¹⁸ HBML. IV. A. 1011/v. 2. k. より作成。
¹⁹ 同上
²⁰ HBML. IV. A. 1011/t 3. cs; 8. k; 1011/v. 2. k. より作成。
²¹ HBML. IV. A. 1004. 3. k. pp. 561-564. より作成。
²² HBML. IV. A. 1011/t 4. cs. より作成。
²³ HBML. IV. A. 1011/v. 2. k. より作成。
²⁴ HBML. IV. A. 1011/t 8. k. より作成。
²⁵ HBML. IV. A. 1011/v. 2. k. より作成。
²⁶ HBML. IV. A. 1012/b. 3. k. (1732; 1733; 1734; 1735; 1736; 1737); 4. k. (1738; 1739; 1743; 1744); 5. k. (1746; 1748; 1749; 1751; 1754; 1755); 6. k. (1757; 1760; 1762); 7. k. (1763; 1766; 1767); 8. k. (1769); 9. k. (1770; 1771); 10. k. (1772; 1773; 1774); 11. k. (1776; 1777; 1778; 1779; 1780; 1781; 1787; 1789); 12. k. (1782; 1783; 1784; 1785; 1790; 1793); 13. k. (1795); 14. k. (1796; 1799; 1820); 1012/a. 32. k. (1805; 1806) より作成。
²⁷ 同上
²⁸ HBML. IV. A. 1012/b. 11. k; 12. k. より作成。
²⁹ HBML. IV. A. 1012/b. 11. k. より作成。
³⁰ HBML. IV. A. 1001. 4. d. (1769; 1770); 1012/a. 22. k. (1740; 1741); 23. k. (1742; 1743; 1744; 1745; 1746); 25. k. (1747; 1748); 26. k. (1749; 1750; 1751; 1752; 1753; 1754-55); 27. k. (1759); 28. k. (1764); 29. k. (1765); 30. k. (1766; 1767; 1768); 31. k. (1797/98); 32. k. (1800/01; 1803/04); 41. k. (1804/05); 42. k. (1805/06); 42. k. (1806/07); 44. k. (1807/08); 45. k. (1808/09); 47. k. (1809/10); 48. k. (1810/11); 49. k. (1812/13); 51. k. (1813/14); 53. k. (1814/15); 54. k. (1815/16); 56. k. (1816/17); 58. k. (1818/19); 59. k. (1820/21); 60. k. (1823/24); 61. k. (1824/25); 63. k. (1826/27); 64. k. (1827/28); 66. k. (1828/29); 67. k. (1830/31); 73. k. (1834/35); 74. k. (1835/36); 75. k. (1836/37); 76. k. (1837/38); 77. k. (1838/39); 79. k. (1839/40); 80. k. (1840/41); 83. k. (1842/43); 86. k. (1844/45); 1012/b. 12. k. (1789/90; 1790/91). より作成。
³¹ HBML. IV. A. 1011/d. 14. k. より作成。

表注

- ¹ HBML. IV. A. 1011/v. 2. k. より作成。
² 同上
³ 同上
⁴ Balogh, *Mezőgazdasági termelés és agrártársadalom*, p.299. より作成。
⁵ HBML. IV. 1013/c. 10. k. pp. 266-273. より作成。
⁶ HBML. IV. A. 1012/a. 30.k. より作成。
⁷ Rácz, *A debreceni cívisvagyoni*, pp. 68, 74-75; Balogh, *op.cit.*, p.300.の数値から作成。
⁸ 同上
⁹ HBML. IV. A. 1011/t. 3. cs. より作成。
¹⁰ HBML. IV. A. 1011/v. 2. k. より作成。
¹¹ HBML. IV. A. 1011/t. 8. k. より作成。
¹² Rácz, *op.cit.*, p.106; HBML. IV. A. 1011/v. 2.k.; 1011/t. 8.k.より作成。 1692 から 1828 年まで 1 カパーシュ 0.081ha、1848 年 0.108ha
¹³ Rácz, *op.cit.*, p.109. より作成。
¹⁴ HBML. IV. A. 1004. 3.k. pp. 561-564. より作成。
¹⁵ HBML. IV. A. 1011/v. 2. k. より作成。
¹⁶ HBML. IV. A. 1011/t. 3. cs. より作成。
¹⁷ HBML. IV. A. 1011/v. 2. k. より作成。
¹⁸ HBML. IV. A. 1011/t. 8. k. より作成。
¹⁹ 同上
²⁰ HBML. IV. A. 1011/v. 1. cs.; Rácz, p. 83. より作成。
²¹ HBML. IV. A. 1011/v. 1. cs. より作成。
²² HBML. IV. A. 1012/b. 9. k; 10. k; 11. k; 12. k. より作成。
²³ デブレツェンの数値は HBML. IV. A. 1011/a. 26. k. より。その他の都市については、Kállay István, *Szabad királyi városok gazdálkodása Mária Terézia korában*, Budapest, 1972, pp. 136; 140; 144; 159; 164.
²⁴ HBML. IV. A. 1012/a. 59. k. より作成。
²⁵ HBML. IV. A. 1012/b. 4. k. より作成。
²⁶ HBML. IV. A. 1012/b. 11. k. より作成。
²⁷ HBML. IV. A. 1012/b. 21. k. より作成。
²⁸ HBML. IV. A. 1011/k. 90. d. 1820/16. より作成。
²⁹ HBML. IV. A. 1012/b. 6. k; 14. k. より作成。
³⁰ HBML. IV. A. 1011/k. 185. d. 1841/674. より作成。

地図 注

¹ Komoróczy, *A reformkori Debrecen*, 1974 所収の地図をもとに作成。

² Balogh, *Mezőgazdasági termelés és agrártársadalom* 所収の地図をもとに作成。

³ Sági, *A település fejlődése*, p. 73 所収の地図をもとに作成。

史料 注

¹ HBML. IV. A. 1011/n. 7. k. pp. 57-58.

² HBML. IV. A. 1011/n. 7. k. pp. 59-61.

³ Dankó Imre, Adalék a debreceni kertségek életéhez (A legrégebb debreceni kertségi szabályzat), *A Deberceni Déri Múzeum évkönyve 1974, 1975*, pp. 376-379.

⁴ HBML. IV. A. 1011/m. 2. k. pp. 946-952.

⁵ HBML. IV. A. 1011/n. 7. k. pp. 81-86.

⁶ 旧チェベル (öreg cseber) = 2 チェベル

史料・文献一覧

文書館史料: ハイドゥー＝ビハル県文書館 (ハンガリー・デブレツェン) Hajdú-Bihar Megyei Levéltár
(以下 HBML. と略記)

- HBML. IV. A. 1001. Báró Vécsey József Királyi Biztos iratai 1770-1772.
(ヴェーチェイ・ヨーゼフ国王委員文書)
- HBML. IV. A. 1002. Báró Forgách Miklós Királyi Biztos iratai 1773-1777.
(フォルガーチ・ミクローシュ国王委員文書)
- HBML. IV. A. 1003. Geótz Ferenc Királyi Biztos iratai 1794-1799. (ゲッツ・フェレンツ国王委員文書)
- HBML. IV. A. 1004. Ibrányi Farkas Királyi Biztos iratai 1811-1815.
(イブラーニ・ファルカシュ国王委員文書)
- HBML. IV. A. 1005. Melczer László Királyi Biztos iratai 1816-1817; Beck Pál Királyi Biztos iratai 1817-1826
(メルツェル・ラースロー国王委員文書およびベック・パール国王委員文書)
- HBML. IV. A. 1006. Semsey Jób Királyi Biztos iratai 1827-1834. (シエムシエイ・ヨープ国王委員文書)
- HBML. IV. A. 1007. Kállay István Királyi Biztos iratai 1835-1838.
(カーライ・イシュトヴァーン国王委員文書)
- HBML. IV. A. 1008. Dettrich Miklós Királyi Biztos iratai 1844-1848.
(デートリヒ・ミクローシュ国王委員文書)
- HBML. IV. A. 1010. Debrecen város Választott Hites Közönségének iratai 1814-1847.
(デブレツェン市会文書)
- HBML. IV. A. 1011. Debrecen sz. kir. város tanácsának és választott hites közönségének iratai.
(デブレツェン参事会および市会文書)
- 1011/a. Tanácslési és a Communitással együtt tartott közgyűlési jegyzőkönyvek 1547-1848.
(参事会および市会議事録)
- 1011/c. A Magyar Királyi Helytartótanács rendeletei 1750-1848. (ハンガリー総督府通達)
- 1011/d. A Magyar Királyi Udvari Kamara rendelstei 1721-1848. (ハンガリー財務局通達)
- 1011/é. A Nagyváradi Kerületi Biztosság rendeletei 1785-1789. (ナジヴァーラド管区通達)
- 1011/k. Jelentések 1730-1848. (参事会への各種報告書)
- 1011/m. Fogalmazványok 1635-1848.
(総督府・財務局等へ提出された報告書類の写し、草稿)
- 1011/n. Pátensek, instructiók, statutumok 1731-1848. (市法令)
- 1011/t. Népszámlálások iratai 1693-1828. (人口統計)
- 1011/v. Vagyonösszeírás 1751-1841. (財産統計)
- HBML. IV. A. 1012. Debrecen város számvevőségének iratai. (市財政関係文書)
- 1012/a. Házi pénztári elszámolások 1611-1848. (市一般会計決算報告書)
- 1012/b. Királyi kisebb haszonvételek elszámolásai 1675-1848. (国王小特権関係決算報告書)
- 1012/c. Utcakapitányi elszámolásai 1678-1848. (街区長決算報告書)
- 1012/e. Könyvnyomdai számolások 1720-1848. (市印刷所決算報告書)
- HBML. IV. A. 1013. Debrecen hadipéntár számolások (軍税関係文書)

参考・参照文献

- M. Antalóczy Ildikó, *Bűnözés és büntetés Debrecenben a XVIII. század közepén*, Debrecen, 2001.
- Akiyama Shingo, Pálinka fogyasztás Debrecenben a XVIII. századtól a XIX. század elejéig, *Agrártörténeti Szemle* (近刊予定)
- Bácskai Vera, Nagy Lajos, *Piackörzetek, piacközpontok és városok Magyarországon 1828-ban*, Budapest, 1984.
- Bácskai Vera, *Városok és városi társadalom Magyarországon a XIX. század elején*, Budapest, 1988.
- Bácskai Vera, *Towns and Urban Society in Early Nineteenth-Century Hungary*, Budapest, 1989.
- Bácskai Vera, A magyarországi városkutatás helyzete és feladatai, In Német Zsófia; Sasfi Csaba ed., *Kőfallal, sárpalánkkal... Várostörténeti tanulmányok*, Debrecen, 1997, pp. 9-14.
- Bajkó Mátyás, Egyházszerkezet és iskolarendszer, In Rácz ed. *Debrecen története*, 2., pp. 439-472.
- Bak Borbála, *Győr szabad királyi város igazgatása 1743-1778. Tisztviselők, alkalmazottak*, Budapest, 1980.
- Ballai Károly, *Magyar kocsmák és vendégfogadók a 13-18. században*, Budapest, 1935.
- Balogh István, *A civisek társadalma*, Debrecen, 1947.
- Balogh István, A város és népe, In Szabó István ed., *A szabadságharc fővárosa Debrecen*, Debrecen, 1948, pp. 7-57.
- Balogh István, Debreceniség, *Studia Litteraria*, VII, 1969.
- Balogh István, Debrecen politikai állapota 1790-1791-ben (Egy névtelen emlékirat 1791-ből), *Hajdú-Bihar Megyei Levéltár Évkönyve*, 1, 1974, pp. 93-119.
- Balogh István, A rendi állam várospolitikája, In Rácz ed., *Debrecen története*, 2., pp. 91-215.
- Balogh István, Mezőgazdasági termelés és agrártársadalom, In Rácz ed., *Debrecen története*, 2., pp. 273-308.
- Balogh István, A forradalom sodrában, In Rácz ed., *Debrecen története*, 2., pp. 477-481.
- Balogh István, A szabadságharc küzdelmes hónapjaiban, In Rácz ed., *Debrecen története*, 2., pp. 481-490.
- Balogh István, A polgári jogegyenlőség kérdései Debrecenben (1843-1849), *Hajdú-Bihar Megyei Levéltár Évkönyve*, XV, 1988, pp. 29-43.
- Balogh István ed., *300 éve Szabad Királyi Város Debrecen 1693-1993*, Debrecen, 1993.
- Bencsik János, Nemesek, polgárok és parasztek együttélése a kora újkori Tokajban, In Faragó Tamás ed., *Város és társadalom a XVI-XVIII. században*, Miskolc, 1994, pp. 125-139.
- Benda Kálmán; Irinyi Károly, *A négyszáz éves debreceni nyomda (1561-1961)*, Budapest, 1961.
- Bényei Miklós, Kossuth Lajos Pesti Hírlapja és Debrecen, *Hajdú-Bihar Megyei Levéltár Évkönyve*, XX, 1993, pp. 71-85.
- Béres András, Debrecen város fekete könyve helytörténeti forrásértéke, *Hajdú-Bihar Megyei Levéltár Évkönyve*, XIII, 1986, pp. 153-161.
- Béres András, A hortobágyi csárda és jeles vendégei, *Hajdú-Bihar Megyei Levéltár Évkönyve*, XVI, 1989, pp. 117-129.
- Besze Tibor; Iván Orsolya; Major Tamás ed., *Források Debrecen újkori történetéből. Statutumok, instrukciók, pátensek Hajdú-Bihar megye levéltárából*, Debrecen, 1992.
- Bevilaqua Borsody Béla, *A magyar serfözés története*, Budapest, 1931.
- Bogdán István, *Magyarországi hosszú- és földmértékek 1601-1874*, Budapest, 1990.
- Bogdán István, *Magyarországi űr-, térgogat-, súly- és darabmértékek 1848-ig*, Budapest, 1991.
- Bónis György, Városigazgatás, várospolitiká, In Kosáry ed., *Budapest története*, 3, pp. 159-165.

- Csizmadia Andor, *Tizedesek a régi Kolozsváron*, Kolozsvár, 1939.
- Csizmadia Andor, A városi jog a 18. század derekán, *Városi szemle*, 1941/2, pp. 275-301.
- Csizmadia Andor, Népi közigazgatásunk tizedesi és fertálymesteri intézménye. A győri hadnagyok, tizedesek és fertálymesterek, *Győri tanulmányok*, 1, 1983, pp. 45-73.
- Csűrös Ferenc, *A debreceni városi nyomda története*, Debrecen, 1911.
- Dankó Imre, Adalék a debreceni kertségek életéhez (A legrégebb debreceni kertségi szabályzat), *A Deberceni Déri Múzeum Évkönyve* 1974, 1975, pp. 376-379.
- Danyi Dező ed., *Az első magyarországi népszámlálás 1784/5*, Budapest, 1960.
- Dobrossy István, Egy hegyaljai főúri család (a Vayak) kapcsolata a miskolci görög borkereskedőkkel a 18. században, In Faragó Tamás, *Város és társadalom a XVI-XVIII. században*, Miskolc, 1994, pp. 141-151.
- Eckhart Ferenc, *A bécsi udvar gazdaságpolitikája Magyarországon 1780-1815*, Budapest, 1958.
- Égető Melinda, *Szőlőhegyi szabályzatok és hegyközségi törvények a 17.-19. században*, Budapest, 1985.
- Égető Melinda, *Az alföldi paraszti szőlőművelés és borkészítés története a középkortól a múlt század közepéig*, Budapest, 1993.
- Erdős Kamill, Cigány-törvényszék, *Néprajzi Közlemények*, 1959, pp. 203-214.
- Fazekas Csaba, A város és a tűzvész az újkori Magyarországon (a korabeli Miskolc története alapján), In Faragó Tamás ed., *Város és társadalom a XVI-XVIII. században*, Miskolc, 1994, pp. 99-112.
- Farkas József ed., *Szeged története*, 2., Szeged, 1985.
- Felhő Ibolya, A szabad királyi városok és a magyar kamara a 17. században, *Levéltári közlemények*, XXIV, 1946, pp. 209-267.
- Gárdonyi Albert, A polgármesteri tisztség eredete, *Város Szemle*, 1939, pp. 357-370.
- Gazdag István ed., *Debreceni várospolitikai 1825-1848*, Debrecen, 1989.
- Gazdag István, Debrecen országgyűlési képviselői, I, *Hajdú-Bihar Megyei Levéltár Évkönyve*, XXI, 1994, pp. 33-52.
- Gazdag István ed., *Hajdúsámson*, Budapest, 2000.
- Gerő András, *Magyar polgársodás*, Budapest, 1993.
- Gerő András, *Modern Hungarian Society in the Making*, Budapest, 1995.
- Gyimesi Sándor, Vásárok és kereskedők Debrecenben a feudális kor végén, 1., *Hajdú-Bihar Megyei Levéltár Évkönyve*, IX., 1982, pp. 5-14.
- Gyimesi Sándor, Vásárok és kereskedők Debrecenben a feudális kor végén, 2., *Hajdú-Bihar Megyei Levéltár Évkönyve*, X., 1983, pp. 131-157.
- Gyimesi Sándor, A város mint földesúr. Debrecen és Szovát viszonya a 18-19. században, In Glatz Ferenc ed., *Gazdaság, társadalom, történetírás*, Budapest, 1989, 157-169.
- Hajdu Lajos, *II. József igazgatási reformjai Magyarországon*, Budapest, 1982.
- Halmos Károly, Polgár, polgárosodás, civilizáció, kultúra, *Századvég*, 1991, pp. 131-166.
- Hoffmann Tamás, A város és az urbanizáció történelmi útjai a hagyományos Európában - útvesztők az Alföldön, In Novák László, Selmeczi László ed., *Falvak, mezővárosok az Alföldön*, Nagykőrös, 1986, pp. 649-659.
- Hóman Bálint, Szekfű Gyula, *Magyar története*, Budapest, IV. kötet, 1935, V. kötet, 1936.
- Irinyi Károly, A debreceni civis gondolkodása és mentalitása a századfordulón, *Alföld*, 37(12), 1986, pp. 47-55.
- Irinyi Károly, A politikai közgondolkodás és mentalitás Debrecenben, In Gunst Péter ed., *Debrecen története*, 3.

- Debrecen, 1997, pp. 267-418.
- Iványi Emma, A pozsonyi, a budai és a kassai bizottság a Rákóczi szabadságharc előtt (1697-1704), *Levéltári közlemények*, 44-45, 1974, pp. 211-240.
- Kállay István, Székesfehérvár város bevételei a XVIII. század közepén, *Fejér megyei szemle*, 1967, pp. 33-40.
- Kállay István, A városi igazgatás reformja az osztrák örökös tartományokban és Magyarországon Mária Terézia korában, *Levéltári Közlemények*, 42, 1971, pp. 115-134.
- Kállay István, *Szabad királyi városok gazdálkodása Mária Terézia korában*, Budapest, 1972.
- Kállay István, *A városi önkormányzat hatásköre Magyarországon 1696-1848*, Budapest, 1989.
- Kiss Mária, Szombathely püspöki mezőváros tanácsa a XVII-XIX. században, In Bónis Gábor és Degré Alajos ed., *Tanulmányok a magyar helyi önkormányzat múltjából*, Budapest, 1971, pp. 117-143.
- Komoróczy György, A királyi kisebb haszonvételekről Debrecen feudális kori történetében, *Déri Múzeum Évkönyve*, 1962-64, pp. 217-231.
- Komoróczy György, *Városigazgatás Debrecenben*, Debrecen, 1969.
- Komoróczy György, *A reformkori Debrecen*, Debrecen, 1974.
- Komoróczy György, A királyi biztosság és a debreceni királyi biztosságok 1778-ig, *Hajdú-Bihar Megyei Levéltár Évkönyve*, 1, 1974, pp. 59-91.
- Komoróczy György, A városigazgatás, In Rácz ed., *Debrecen története*, 2., pp. 216-243.
- Korompai Balázs; Korompainé Szalacsi Rácz Mária; Radics Kálmán; Szabadi István; Gáborjáni Szabó Botond ed., *Emlékek és források... Debrecen 1848/49*, Debrecen, 2001.
- Kosáry Domokos ed., *Budapest története*, 3., Budapest, 1975.
- Kosáry, Domokos, *Culture and Society in Eighteenth Century Hungary*, Budapest, 1987.
- Kovács Lajos, A kamarai adminisztráció és a budai polgárok 1694. évi viszolya, *Tanulmányok Budapest Múltjából*, VIII., 1940, pp. 28-48.
- Kováts Zoltán, A népesedési viszonyok, In Rácz ed., *Debrecen története*, 2., pp. 15-69.
- Kring Miklós, A községi közigazgatás történetéhez (Tóváros 1836-1849. évi jegyzőkönyvei alapján), *Emlékkönyv Szentpétery Imre születése hatvanadik évfordulójának ünnepére*, Budapest. 1938, pp. 230-250.
- Kubinyi András, Kocsmázás, becsületsértés és fogadás a középsőkori Magyarországon, In Novák László ed., *Hiedelmek, szokások az Alföldön*, Szolnok, 1992, pp. 231-237.
- Makkai László, Debrecen mezőváros művelődéstörténete, In Szendrey ed., *Debrecen története*, 1., pp. 493-604.
- Matkó László, Cívissélettér és a társadalmi hierarchia, *Alföld*, 38(4), 1987, pp. 67-73..
- Módy György, Földtulajdon Debrecenben a XVI-XIX. században, *A debreceni Déri Múzeum évkönyve 1958-1959*, 1960, pp. 32-33.
- Moess Alfréd; M. Román Éva, Az utolsó nagy pestisjárvány Debrecenben, *Hajdú-Bihar Megyei Levéltár Évkönyve*, VII., 1980, pp. 117-130.
- Nagy István, Buda város gazdálkodása és adósságai a 18. század első felében, *Tanulmányok Budapest múltjából*, XII., 1957, pp. 52-131.
- Nagy István, A választópolgárság testülete Budán a 18. században, *Tanulmányok Budapest múltjából*, XIII., 1959.
- Orosz István, Cívissmentalitás-cívissgazdálkodás, *Alföld*, 38(4), 1987, pp. 62-67..
- Orosz István, A földtulajdon szerepe Debrecen vagyonos polgárai között a 19. század középső harmadában, In Szabad György ed., *A polgársodás útján. Tanulmányok a magyar reformkorról*, Budapest, 1990, pp. 25-56.

- Orosz István, A belső legelő használata Debrecenben a XVIII-XIX. században, *Hajdú-Bihar Megyei Levéltár Évkönyve*, XIX., 1992, pp. 75-85.
- Pálmány Béla, A magyarországi mezővárosok az újkorban (A fogalom, források, feldolgozási módszerek), In Orosz István ed., *Nemzeti és társadalmi átalakulás a XIX. századi Magyarországon*, Budapest, 1994, pp. 49-71.
- Paulinyi Oszkár, A Magyar Kamara városi bizottsága 1733-1772 (Forrástani tanulmányi), *Levéltári Közlemények*, 34., 1963, pp. 33-44.
- Pomogyi László, *Cigánykérdés és cigányügyi igazgatás a polgári Magyarországon*, Budapest, 1995.
- Pósalaki János, *Debrecen siralmas állapotának megvilágítása*, Debrecen, 1987.
- Penyigey Dénes, *Debreceni erdőgazdálkodás*, Budapest, 1980.
- Rácz István, Debrecen város hitelügyletei 1693-1848, *Hajdú-Bihar Megyei Levéltár Évkönyve*, VI. (1979), pp. 171-189.
- Rácz István, Debrecen tanácsának 1785. évi összeírása, *Déri Múzeum évkönyve*, 1980.
- Rácz István ed., *Debrecen története*, 2., Debrecen, 1981.
- Rácz István, A városgazdálkodás, In idem ed., *Debrecen története*, pp. 244-270.
- Rácz István, *Városlakó nemesek az Alföldön 1541-1848 között*, Budapest, 1988.
- Rácz István, *A debreceni cívisvagyon*, Debrecen, 1989.
- Rácz István, *Az ország iskolája. A Debreceni Református Kollégium gazdasági erőforrásai*, Debrecen, 1995.
- Rácz István, *Protestáns patronátus*, Debrecen, 1997.
- Rácz István, *Parasztok, hajdúk, cívisek*, Debrecen, 2000.
- Rácz István, A cívis fogalma, In idem., *Parasztok, hajdúk, cívisek*, pp. 225-271
- Rácz István, A debreceni tanya a XVIII. század végén és a XIX. század első felében, In idem., *Parasztok, hajdúk, cívisek*, pp. 381-419.
- Radics Kálmán ed., *A Hajdú-Bihar megyei zsidóság történetének levéltári forrásai*, Debrecen, 1997.
- Ránki, György, The Development of the Hungarian Middle Class: Some East-West Comparisons, In Jürgen Kocka; Allan Mitchell ed., *Bourgeois Society in Nineteenth-Century Europe*, Oxford, 1993.
- Révész Imre, *Bécs Debrecen ellen. Vázlatok Domokos Lajos (1728-1803) életéből és működéséből*, Budapest, 1966.
- Sápi Lajos, A debreceni nagyhíd, *Déri Múzeum Évkönyve 1958-59*, 1960.
- Sápi Lajos, *Debrecen település- és építés története*, Debrecen, 1972.
- Sápi Lajos, Utcakapitányságok területi felosztása Debrecenben a XVI-XIX. században, *Déri Múzeum Évkönyve*, 1977, pp. 229-240.
- Sápi Lajos, A település fejlődése, In Rácz ed., *Debrecen története*, 2., pp. 70-88.
- Sipos Sándor, Polgárosodási folyamatok egy debreceni családban, *Hajdú-Bihar Megyei Levéltár Évkönyve*, XVI, 1989, pp. 33-44.
- Szabad György ed., *A polgárosodás útján*, Budapest, 1990.
- Szántay Antal, II. József Is a magyarországi nemesség, In Ódor Imre ed., *Magnások, birtokosok, címerlevelek*, Debrecen., 1987, pp. 167-180.
- Szekfü Gyula, *Három nemzedék és ami utána következik*, Budapest, 1989.
- Szendrey István, *Debrecen társadalma az 1828-9. évi összeírások tükrében*, Debrecen, 1961.
- Szendrey István ed., *Debrecen története*, 1. Debrecen, 1984.

- Szendrey István, Debrecen, a mezőváros, In idem ed., *Debrecen története*, 1., pp. 131-311.
- Szócs Sebestyén, *A város kérdése az 1832-36. évi országgyűlésben*, Budapest, 1996.
- Tirnitz József, Sopron szabad királyi város külső tanácsa 1526-1711, In Bónis Gábor és Degré Alajos ed., *Tanulmányok a magyar helyi önkormányzat múltjából*, Budapest, 1971, pp. 53-79.
- Udvari István, Szlovák mezővárosok Mária Terézia korában, In Faragó Tamás ed., *Város és társadalom a XVI-XVIII. században*, Miskolc, 1994, pp. 89-97.
- Varga Antal, Az 1693. évi debreceni felkelés, *Déri Múzeum Évkönyve*, 1965, pp. 147-157.
- Varga Gyula, Adalékok a debreceni céhes ipar és a mezőgazdaság kapcsolatához a XVIII. század végén, *Hajdú-Bihar Megyei Levéltár Évkönyve*, VII, 1980, pp. 163-209.
- Vass Előd, A város önkormányzata és gazdálkodása, In Farkas ed., *Szeged története*, 2., pp. 515-596.
- Viliky János ed., *Polgárosodás és szabadság (Magyarország a XIX. században)*, Budapest, 1999.
- Vörös Károly, A magyar reformellenzék harca a polgári átalakulásért (1840-1848), In *Magyarország története 1790-1848*, Budapest, 1980, pp. 899-904
- Werbőczy István, *Hármaskönyv*, Kolosvári Sándor; Óvári Kelemen ed., Budapest, 1897.
- Zoltai Lajos, *A debreceni kertészek múltja*, Debrecen, 1934.
- Zoltai Lajos, A zsidók letelepülése Debrecenben, *Magyar Zsidó Szemle*, 51., 1934, pp. 18-32.
- Zoltai Lajos, *Debrecen vizei*, Debrecen, 1935.
- Zoltai Lajos, *Debrecen iskolatörténelmi múltjából. Debrecen város utcai elemi iskoláinak keletkezése*, Debrecen, 1935.
- Zoltai Lajos, Debrecen határának kialakulása és birtokainak megszerzése, In idem., *Ismeretlen részletek Debrecen múltjából*, Debrecen, 1936, pp. 89-138.
- Zoltai Lajos, *A város tisztifőorvosai*, Debrecen, 1937.
- Zoltai Lajos, *A polgári szabad bormérés Debrecenben*, Debrecen, 1937.
- Zoltai Lajos, Debreceni utcakapitányok, tizedesek és tízházgazdák, *Debreceni Szemle*, XVIII(3), 1939, pp. 101-113.
- 秋山晋吾「18世紀中期ハンガリーにおける都市および街区財政」、南塚信吾編『近代ヨーロッパ政治文化の研究』、千葉大学社会文化科学研究科、2002年、2-48頁
- 家田修「農民経営と共同体——一九四五年土地改革に至るハンガリー農村社会への一接近——」『社会経済史学』、第47巻、第5号、1982年、92-125頁。
- 家田修「ハンガリー「近代」における「農業危機」と農業政策——中小地主の農本主義と協同組合運動——」『広島大学経済論叢』、10(2)、79-102頁、10(3)、121-152頁、10(4)、123-147頁、11(1)、61-96頁、11(2,3)、209-240頁、1986-87年。
- 戸谷浩『ハンガリーの市場町 羊を通して眺めた近世の社会と文化』、彩流社、1998年。
- 南塚信吾「中・東欧における「農場領主制」の成立過程——研究史的覚え書き——」『津田塾大学紀要』第10巻、1978年、211-232頁。
- 南塚信吾『東欧経済史の研究 - 世界資本主義とハンガリー - 』、ミネルヴァ書房、1979年。
- 御園生眞「一九世紀前半のハプスブルク帝国における工業化と地域——綿工業を中心として——」『社会経済史学』第64巻、第1号、1998年、75-87頁。
- 山田朋子「ポーランド近代社会の形成——ブルジョワジーを中心に——」『歴史学研究』、第627号、1991年、17-32頁。

- 山田朋子「一八世紀末～一九世紀初頭ポーランド人大貴族による都市建設と工業化―トマシュフ・マゾヴィエツキをめぐって―」『法政史学』、第50巻、1998年、73-103頁。
- 山之内克子「オーストリアにおける近代市民研究 - 研究プロジェクト『ハプスブルク帝国における近代市民階層』を中心に - 」『千葉大学 人文研究』、第28号、1999年、297-327頁。
- 渡邊昭子「ハンガリー史における「ジェントリ」―二重王国期社会についての叙述をめぐって―」『一橋論叢』第119巻、第2号、1998年、212-229頁。

研究業績目録

秋山晋吾

発表論文

1. 「トランシルヴァニア・ザラトナ郡における住民の“irrefraenata licentia” -酒・騒乱・日常性-1778 - 1784-」千葉大学文学研究科史学専攻修士論文、平成10年3月
2. Social Relations in a Transylvanian City: Rhythm, markets and honour, International Symposium in Chiba University, *Cities in the 18th Century: Comparison between European and Japanese Cities*, Chiba University, Chiba, 1998, pp.105-111.
3. 「18世紀中期ハンガリーにおける都市および街区財政 - デブレツェンを中心に -」、南塚信吾編『近代ヨーロッパ政治文化の研究』千葉大学社会文化科学研究科研究プロジェクト報告集、第45集、千葉大学大学院社会文化科学研究科、平成14年3月、2-48頁
4. 「18世紀トランシルヴァニア・ザラトナ郡における酒と住民-騒乱と日常性」『歴史学研究』、No.761、平成14年4月、34-53頁
5. 「ハンガリーにおける町村結合と共通の記憶-18世紀および19世紀前半のエステルハーズィ家デレチュケ所領」『史学雑誌』、第112編第6号、平成15年6月、1-34頁
6. Pálínkfogyasztás Debrecenben a XVIII. századtól a XIX. század elejéig, *Agrártörténeti Szemle*, Budapest, 2003 (秋山晋吾「18世紀から19世紀初頭までのデブレツェンにおける蒸留酒消費」『農業史研究』ブダペシュト・ハンガリー、平成15年掲載予定、ハンガリー一語)

翻訳・書評・事典項目

1. 「行政文書(ヨーロッパの)」『歴史意識』、樺山紘一責任編集『歴史学事典 第6巻 歴史学の方法』弘文堂、平成10年12月、123、646-647頁
2. 「書評 戸谷浩著『ハンガリーの市場町 - 羊を通して眺めた近世の社会と文化』」『東欧史研究』第21号、平成11年3月、29-31頁
3. 翻訳 ヤーノシュ・サーヴァイ『ハンガリー』白水社、平成11年4月(共訳)

学会・会議口頭発表

- 1.平成8年5月18日: 東欧史研究会5月例会: 「18世紀トランシルヴァニア農民の声を聞く」東京外国語大学
- 2.平成10年1月31日: 東欧史研究会1月例会: 「トランシルヴァニア・ザラトナ郡における住民の“irrefraenata licentia” - 酒・騒乱・日常性 - 1778 - 1784 -」東京外国語大学
- 3.平成10年11月28日: 東欧史研究会11月例会: 「書評: 戸谷浩著『ハンガリーの市場町 羊を通して眺めた近世の社会と文化』」青山学院大学
- 4.平成10年12月15 - 16日: International Symposium in Chiba University, *Cities in the 18th Century: Comparison between European and Japanese Cities*: 'Social Relations in a

Transylvanian City: Rhythum, markets and honour' , Chiba University, Chiba (英語による)

- 5.平成 11 年 1 月 29 日：北海道大学スラブ研究センター1998 年度冬季シンポジウム「スラブ・ユーラシア研究の新地平」：「方法としての嘆願と聴取：18 世紀トランシルヴァニアの村における権力と正当化の戦略」、北海道大学スラブ研究センター、札幌
- 6.平成 11 年 6 月 19 日：東欧史研究会 6 月例会：「文献紹介：Lucian Boia, *Istorie și mit în conștiința românească*, București, 1997 (ルチアン・ボイア『ルーマニア人意識における歴史と神話』ブカレスト、1997 年)
- 7.平成 13 年 10 月 17 日：Kölcsey Ferenc Szakkollégium: 'Japánok és háborúk', Budapest, 2001 október 17. (「日本人と戦争」ケルチェイ・フェレンツ研究会、ブダペシュト・ハンガリー、ハンガリー語による)